

令和 6 年

波佐見町議会定例会会議録

第4回
開 会：令和 6 年 1 2 月 6 日
閉 会：令和 6 年 1 2 月 1 3 日

波 佐 見 町 議 会

令和6年第4回（12月）波佐見町議会定例会 会期日程

日次	月日	曜	区分	内 容
第 1 日	12月6日	金	本会議	開会 諸報告 会議録署名議員の指名 会期の決定 提案要旨の説明 議案審議（質疑・討論・採決） 委員会付託
第 2 日	12月7日	土	休 会	
第 3 日	12月8日	日	休 会	
第 4 日	12月9日	月	委員会	文教厚生委員会（付託事件の審査）
第 5 日	12月10日	火	本会議	一般質問（5人）
第 6 日	12月11日	水	本会議 委員会	一般質問（4人） 文教厚生委員会（付託事件の審査）
第 7 日	12月12日	木	休 会	議事整理
第 8 日	12月13日	金	本会議	議案審議（質疑・討論・採決）
以下余白				

令和 6 年第 4 回（1 2 月）波佐見町議会定例会 目次

第 1 日目（12 月 6 日）（金曜日）

○開 会	2
○諸報告 諸般の報告	2
○会議日程	
日程第 1 会議録署名議員の指名	2
日程第 2 会期の決定	2
日程第 3 提案要旨の説明	2
議案審議（質疑・討論・採決）	
日程第 4 発議第 3 号	5
日程第 5 6 請願第 1 号（文教厚生委員会付託）	7
日程第 6 6 請願第 2 号（文教厚生委員会付託）	7
日程第 7 議案第 83 号	7
日程第 8 議案第 84 号	21
日程第 9 議案第 85 号	22
日程第 10 議案第 86 号	23
日程第 11 議案第 87 号	24
日程第 12 議案第 90 号	26
日程第 13 議案第 91 号	29
日程第 14 議案第 92 号	30
日程第 15 議案第 93 号	33
○散 会	35

第 5 日目（12 月 10 日）（火曜日）

○開 会	37
○会期日程	
日程第 1 町政に対する一般質問	37
岡村 達馬 議員	37
田添 有喜 議員	50
横山 聖代 議員	66
城後 光 議員	84
岡村 真由美 議員	101
○散 会	118

第6日目（12月11日）（水曜日）

○開 会	120
○会期日程	
日程第1 町政に対する一般質問	120
澤田 昭則 議員	120
脇坂 正孝 議員	136
北村 清美 議員	150
三石 孝 議員	167
○散 会	181

第8日目（12月13日）（金曜日）

○開 会	183
○会期日程	
議案審議（質疑・討論・採決）	
日程第1～2 6請願第1～2号（文教厚生委員長報告）	183
日程第3 議案第88号	191
日程第4 議案第89号	195
日程第5 報告第5号	198
閉会中の継続調査	
日程第6 閉会中の継続調査申出について	199
（文教厚生委員長、産業建設委員長、議会運営委員長）	
○閉 会	199

令和6年第4回（12月）波佐見町議会定例会 議事日程（第1号）

令和6年12月6日（金） 午前10時開議

諸 報 告

諸報告

例月現金出納検査結果の報告（8、9、10月分）

議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 提案要旨の説明

第 4 発議第3号 総合運動公園の建設に係る研究及び総合文化会館の機能充実に求める意見書

第 5 6請願第1号 義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための2025年度政府予算に係る意見書採択の請願について

第 6 6請願第2号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための2025年度政府予算に係る意見書採択の請願について

（以上2件 文教厚生委員会付託）

第 7 議案第83号 令和6年度波佐見町一般会計補正予算（第5号）

第 8 議案第84号 令和6年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

第 9 議案第85号 令和6年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

第10 議案第86号 令和6年度波佐見町上水道事業会計補正予算（第2号）

第11 議案第87号 令和6年度波佐見町下水道事業会計補正予算（第2号）

第12 議案第90号 林道虚空蔵線他1地区災害復旧工事請負契約の締結について

第13 議案第91号 波佐見町防災行政無線再整備工事請負契約の変更について

第14 議案第92号 波佐見町役場新館等改修工事請負契約の変更について

第15 議案第93号 波佐見町新庁舎周辺整備工事請負契約の変更について

第1日目（12月6日）（金曜日）

1. 出席議員

1 番	前 田 博 司	2 番	脇 坂 正 孝
3 番	澤 田 昭 則	4 番	横 山 聖 代
5 番	岡 村 真由美	6 番	岡 村 達 馬
7 番	三 石 孝	8 番	城 後 光
9 番	福 田 勝 也	10 番	田 添 有 喜
11 番	北 村 清 美	12 番	尾 上 和 孝

2. 欠席議員

な し

3. 議会事務局職員出席者

議会事務局長 林 田 孝 行 書 記 一 瀬 若 菜

4. 説明のために出席した者

町 長	前 川 芳 徳	副 町 長	村 山 弘 司
総 務 課 長	福 田 博 治	企画情報課長	澤 田 健 一
商工観光課長	太 田 誠 也	庁舎建設推進室長	大 橋 秀 一
税務財政課長	古 賀 真 悟	住民福祉課長	井 関 昌 男
農 林 課 長 兼 農業委員会事務局長	伊 藤 幸 治	農林課長参事	太 田 克 宏
建 設 課 長	本 山 征一郎	水 道 課 長	中 村 和 彦
長寿支援課長	松 添 博	子ども・健康保険課長	石 橋 万里子
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	串 島 佳 織	教 育 長	森 田 法 幸
教 育 次 長 兼 給食センター所長	朝 長 哲 也	総務課課長補佐	坂 本 昌 俊
税務財政課課長補佐	鶴 田 秀 幸		

午前１０時 開 会

○議長（尾上和孝君）

皆さん御起立ください。おはようございます。

ただいまから令和６年第４回波佐見町議会定例会を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はあらかじめお手元に配付のとおりです。

諸報告 諸般の報告

○議長（尾上和孝君）

諸報告を行います。例月現金出納検査結果の報告については、その写しを配付しておりますので御了承願います。

また本定例会までに請願２件、陳情１件、要望１件を受理いたしました。そのうち陳情１件については、配付にとどめておきますので御了承願います。なお、長崎県陶磁器生地工業協同組合から提出があった要望書については、産業建設委員会において調査をすることで決定しておりますので報告します。

これから議事に入ります。

日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（尾上和孝君）

日程第１．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第136条の規定により、３番 澤田昭則議員、４番 横山聖代議員を指名します。

日程第２ 会期の決定

○議長（尾上和孝君）

日程第２．会期の決定の件を議題とします。お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月13日までの８日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾上和孝君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月13日までの８日間と決定しました。

日程第３ 提案要旨の説明

○議長（尾上和孝君）

日程第３．提案要旨の説明を求めます。

前川町長。

○町長（前川芳徳君）

皆様おはようございます。本日ここに令和６年第４回波佐見町議会定例会を招集いたしました

たところ、議員の皆様方には御健勝にて御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

説明に入ります前に、去る11月15日に薨去こうきょされました三笠宮崇仁親王妃 百合子殿下に謹んで哀悼の意を表します。妃殿下におかれましては、数多く長崎県を御訪問いただいたとうかがっております。これまでの御厚情に感謝いたしますとともに、町民皆様と共に哀悼の誠をささげ、安らかな御冥福をお祈り申し上げます。

次に、ここで西肥バス川棚内海線の廃止に係る本町の対応について御説明をいたします。さきに報道があり皆様御承知のとおり、令和7年3月31日をもって、川棚内海線の廃止が公表されております。西肥自動車株式会社からは、9月中旬に路線廃止の申入れがあり、廃止の撤回や延期など、これまで様々な要望と交渉を重ねてきたところですが、運転士不足に起因する経営環境の変化が大きく、同社の決定を覆すには至りませんでした。

川棚内海線は本町から川棚駅までの唯一の地域公共交通路線であり、町民生活に大きな影響が及ぶことが予想されます。特に波佐見高校はもとより、川棚高校など町外へ通学する生徒にとっては、唯一の公共交通手段がなくなることで、学業への影響も大きいものと考えています。

そこで現時点での本町の対応ですが、民間会社へ委託し、代替交通の運行を検討しています。現在、関係機関団体と協議を進めており、波佐見町地域公共交通会議での合意形成を経て、国へ路線の届出を目指しています。

この代替交通の運行については、様々な角度から検討しており、具体的な内容については、しかるべき時期に議会並びに町民皆様へ御提示をする所存でありますので、お知らせをいたします。

次に国の経済対策の対応についてですが、現在開催されております臨時国会において、経済対策を含む補正予算が審議されています。国からは、補正予算の経済対策の大きな柱である重点支援地方交付金の対応について、各地方自治体の準備を進めるよう指示がっております。

具体的には低所得者支援と物価高騰対策に分かれており、低所得者対策については全国一律に住民税非課税世帯1世帯当たり7万円を支給することとなっています。一方、物価高騰対策については、地域の実情に応じて様々な取組が可能とされており、予算成立後に具体的な予算枠が提示されることになっております。この物価高騰対策に係る本町の取組については、これまでも議会等から要望がありましたプレミアム商品券の発行を検討しているところです。

現時点で国から具体的な予算枠等が提示されておきませんので、事業規模等はこれから国と調整することがありますが、昨今の物価高騰は町民皆様の生活への影響が大きいと判断しています。今後町民皆様の生活支援のため、鋭意事業実施に向け国及び関係団体との協議を進めたいと考えています。なお、予算化については、国等の手続が完了次第、速やかに議会にお示ししたいと考えています。

さて、早いもので12月（師走）となりました。本年は新庁舎の開庁、町政懇談会の実施、町

議会議員の改選など節目の年でありました。特に町政懇談会では、町民皆様から様々な要望やご提言を頂いたところです。

今後新年度の予算編成に入りますが、様々な行政課題に加え、町民皆様から寄せられる期待に応えるよう柔軟な対応を行いたいと考えています。令和6年度下半期の事務事業も、町民並びに議員皆様の御理解と、温かい支援を頂き、それぞれが順調に進んでいますことに、まずもって感謝とお礼を申し上げます。

新庁舎整備事業の集大成である新館等の改修工事、並びに周辺整備工事についても順調に進んでおり、安全第一で工事の管理を目指しておりますので、引き続き御支援をお願いいたします。

本定例会におきましては、年度中途に発生した諸課題に対応する補正予算のほか、条例一部改正、工事請負契約の締結及び変更などを提案しております。

それでは、本定例会に提出しました議案の要旨について御説明をいたします。

議案第83号 令和6年度波佐見町一般会計補正予算（第5号）は、歳入歳出の予算総額に4億4,600万円を追加し、補正後の予算総額を104億8,100万円とするものです。

主なものは歳出では、体育センター空調機設置工事費の追加、給与改定に伴う人件費、障害福祉サービス費、障害児通所相談支援給付費、認定こども園保育所施設型給付費などの増額で、歳入については繰入金の減額があるものの、町税、地方交付税や歳出増に伴う国県支出金、町債などを増額しております。

議案第84号 令和6年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出の予算総額に8,000万円を追加し、補正後の予算総額を17億3,600万円とするものです。主な内容は、歳出では年度中途の事業計画の変更として保険給付費の増額、予備費の減額などで、歳入では県支出金等の増額、諸収入の減額となっています。

議案第85号 令和6年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出の予算総額に720万円を追加し、補正後の予算総額を14億1,420万円とするものです。

主な内容は歳出では給与改定による人件費の増額、年度中途における事業計画として、保険給付費、地域支援事業費の増額、予備費の減額などで、歳入では国県支出金及び繰入金の増額などとなっています。

議案第86号 令和6年度波佐見町上水道事業会計補正予算（第2号）は、収益的支出の補正では、給与改定による人件費、工事負担金の増額となっています。

議案第87号 令和6年度波佐見町下水道事業会計補正予算（第2号）は、収益的収入の補正では下水道使用料、他会計補助金の増額、収益的支出の補正では給与改定による人件費、処理場管理費等の増額、資本的収入の補正では、他会計補助金の減額、資本的支出の補正では給与改定による人件費の増額となっています。

議案第88号 波佐見町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例は、波佐見町歴史文化交

流館で行うイベントの使用料等について見直しを図るため所要の改正をするものです。

議案第89号 波佐見町水道布設工事監督者の配置基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例は、水道法の一部改正に伴い、工事管理者の配置基準技術管理者の資格基準を見直すため、所要の改正をするものです。

議案第90号 林道虚空蔵線他1地区災害復旧工事請負契約の締結については、令和6年11月22日に実施した指名競争入札の結果、落札した株式会社親和テクノと工事請負契約を締結するため、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

議案第91号 波佐見町防災無線再整備工事請負契約の変更については、令和5年6月7日に本契約の議決を受け工事を進めていますが、工事内容に変更が生じ、契約額を変更したく議会の議決を求めるものです。

議案第92号 波佐見町役場新庁舎新館等改修工事請負契約の変更については、令和6年2月5日に本契約の議決を受け工事を進めておりますが、工事内容に変更が生じ、契約額を変更したく議会の議決を求めるものです。

議案第93号 波佐見町新庁舎周辺整備工事請負契約の変更については、令和6年7月2日に本契約の議決を受け工事を進めていますが、工事内容に変更が生じ、契約額を変更したく議会の議決を求めるものです。

報告第5号 波佐見町市債権管理条例に基づく債権放棄については、水道料金の一部を放棄したので、同条例の規定に基づき報告するものです。

提出した議案等は以上であり、詳細については御審議の折に御説明をいたしますので、何とぞ慎重に御審議の上、適正なる決定を賜りますようお願いをいたします。

日程第4 発議第3号

○議長（尾上和孝君）

日程第4．発議第3号 総合運動公園の建設に係る研究及び総合文化会館の機能充実を求める意見書についてを議題とします。

本案について、提出者の田添有喜議員に内容説明を求めます。

○10番（田添有喜君）

発議第3号 令和6年12月6日。

波佐見町議会議長 尾上和孝様。

提出者 波佐見町議会議員 田添有喜。

賛成者 波佐見町議会議員 福田勝也。同じく賛成者、波佐見町議会議員 城後光。

総合運動公園の建設に係る研究及び総合文化会館の機能充実を求める意見書。

標記について別紙のとおり、会議規則第13条の規定により提出します。

提出理由。令和5年10月31日付による町政に関する要望書に伴い、この要望書の趣旨から、本案を提出するものである。

総合運動公園の建設に係る研究及び総合文化会館の機能充実を求める意見書。

第6次波佐見町総合計画の前期基本計画には、生きる力と郷土愛を育むまちづくりとして、歴史・文化・スポーツの主な取組の中に施設の整備充実と活用について「体育施設の計画的な整備と総合運動公園整備の研究を進めます。」と明記されています。

このことについて、令和5年10月31日付で町政に関する要望書として「総合運動公園の早期建設」と「総合文化会館の機能充実」について要望を行ったが、総合運動公園の調査研究費や教育委員会事務局の改築・改修費については、これまでの町予算には組み込まれておらず、一向に計画に対して進捗する姿勢が見られない状況にある。

総合運動公園の建設については、町民の憩いの場や諸行事等の活用、または町外からの誘客により相乗効果が得られ、あわせて少子高齢化が進む中、町の活性化は十分に期待できるものである。また、総合文化会館の整備については、総合文化会館は総合文化会館設置条例第2条で「町民の芸術文化の向上と生涯学習の推進及び福祉の増進を図るため、文化会館を設置する。」と定めており、この総合文化会館が所在する地区には、小学校・中学校・体育センターがあり、本町における教育・文化の中核が総合文化会館である。

このことを重く受け止め、令和7年度当初予算等において当該費用にかかる予算を組入れ、早期に調査や研究及び施設整備を進めるよう次の事項について強く求める。

1. 早期に「総合運動公園整備についての研究会」等を立ち上げ、調査研究を進めること。
2. 野球競技に実績のある波佐見町として、野球場から着手し、長期展望として公園や陸上競技場などの総合的な施設整備の充実を図ること。
3. 旧教育委員会事務局のスペースを有効活用できるよう、改築・改修を施すなど機能充実に努めること。

以上、意見書を提出する。

令和6年12月6日 波佐見町長前川芳徳様。

長崎県東根郡波佐見町議会。以上です。

○議長（尾上和孝君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾上和孝君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾上和孝君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第3号 総合運動公園の建設に係る研究及び総合文化会館の機能充実を求める

意見書についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（尾上和孝君）

起立全員であります。したがって、発議第3号は原案のとおり可決しました。

日程第5 6請願第1号

○議長（尾上和孝君）

日程第5. 6請願第1号 義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための2025年度政府予算に係る意見書採択の請願についてを議題とします。

お諮りします。ただいま議題となりました6請願第1号につきましては、文教厚生委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾上和孝君）

異議なしと認めます。したがって、6請願第1号については文教厚生委員会に付託します。

日程第6 6請願第2号

○議長（尾上和孝君）

日程第6. 6請願第2号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための2025年度政府予算に係る意見書採択の請願についてを議題とします。

お諮りします。ただいま議題となりました6請願第2号につきましては、文教厚生委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾上和孝君）

異議なしと認めます。したがって6請願第2号については文教厚生委員会に付託します。

日程第7 議案第83号

○議長（尾上和孝君）

日程第7. 議案第83号 令和6年度波佐見町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。本案について内容説明を求めます。

古賀税務財政課長。

○税務財政課長（古賀真悟君）

議案第83号 令和6年度波佐見町一般会計補正予算（第5号）について説明いたします。歳入歳出予算の補正は、総額に歳入歳出それぞれ4億4,600万円を追加し、総額を104億8,100万円とするものです。繰越明許費の追加及び変更は、第2表の繰越明許費補正によります。債務負担行為の追加及び変更は、第3表の債務負担行為の補正によります。地方債の補正は追加及び変更について、第4表の地方債補正によります。

今回の補正の主なものとしては、給食センターの長寿命化及びLED化に係る設計業務や、農業資材高騰対策としての農機や資材購入に対する補助金などを新規事業として追加するほか、体育センター空調機設置事業費の再計上、認定こども園、保育所施設型給付費、児童手当、台風10号や豪雨災害に伴う災害復旧事業費をはじめ、年度途中における事務事業の変更及び追加により増減した所要額を計上しております。

5 ページをお願いいたします。第2表繰越明許費の補正ですが、地籍図分合筆修正業務、体育センター空調機設置事業、農地農業施設災害復旧事業、林道施設災害復旧事業は年度をまたぐ内容が見込まれることから追加するもので、道路維持及び改良事業については当初予定に変更が必要となったことから措置するものでございます。

なお、地方自治法第213条第1項の規定に基づく翌年度に繰越して使用することができる金額は表記載のとおりとなっております。

6 ページをお願いします。第3表債務負担行為の補正ですが、6 ページから14ページまでの9件を追加しております。

次に15ページをお願いします。第4表地方債の補正ですが、事業1件の追加と事業費等の変更に伴う6件の変更を行っております。なお起債の方法、利率、償還方法についての内容は記載のとおりとなっております。

次に歳入の補正について増減の大きいものを説明いたします。18ページをお願いします。1款，1項，町民税と19ページ1款，2項，固定資産税については今年度の納税額が住民税で1,020万円、固定資産税で1,410万円増える見込みから、その分を増額としております。

20ページをお願いします。10款，1項，地方交付税については、普通交付税の交付決定額と現計予算額との差額1億674万7,000円を増額しております。

21ページをお願いします。12款，1項，分担金については、農業用施設整備及び災害復旧事業に係る個人負担分270万1,000円を増額しております。

22ページをお願いします。14款，国庫支出金から26ページの15款，県支出金につきましては、充当する事業費の増減に伴い補正すべき額を計上しております。この中で主なものについてを説明いたします。

はじめに22ページの14款，1項，1目．民生費国庫負担ですが、1節．障害者自立支援給付費負担金は、障害者福祉サービスの過年度実績及び今年度の利用見込みなどにより3,303万5,000円の増額で、下の3節，児童福祉費負担金は認定こども園、保育所施設型給付費の公定価格の引上げや、障害児通所給付費等の増加などにより8,972万円の増額。次の4節，児童手当負担金は、制度改正により2,089万5,000円を増額しております。ページ一番下の4目．災害復旧費国庫負担金は、今年度の豪雨災害等により被災した公共施設復旧費の負担金として、166万4,000円を増額しております。

次に23ページをお願いします。14款，2項，1目．総務費国庫補助金のうち、説明の物価高

騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、低所得者支援及び定額減税給付補足に係るシステム改修費として、170万2,000円を増額しております。

次に24ページをお願いします。15款、1項、1目。民生費県負担金のうち1節と3節につきましては、22ページ14款、1項、1目。民生費国庫負担金で説明した内容により、それぞれ1,727万8,000円と4,290万9,000円を増額しております。

なお4節。児童手当負担金については、制度改正により国の負担率が高くなったことから県の負担率が低くなりましたので、639万5,000円を減額しております。

25ページをお願いします。15款、2項、県補助金のうち4目。農林水産業費県補助金は、農地利用最適化交付金の実績と、農業資材等価格高騰対策緊急支援事業によりトータル256万円を増額しています。

2つ下の8目。災害復旧費県補助金は、今年度の豪雨等により被災した農地等の災害復旧事業に係る補助金として775万円を増額しております。

それでは27ページをお願いします。16款、1項、2目。利子及び配当金については、今年度の基金の運用益をトータル398万4,000円増額しております。

28ページをお願いします。18款、2項、1目。財政調整基金繰入金は、一般財源の不足分を基金繰入れとして計上しておりましたが、歳入における一般財源として確保できた額1,800万円について今回減額しております。2目。ふるさとづくり応援基金繰入金は、農業資材価格高騰対策緊急支援事業、治山事業流末整備工事、鬼木地区民泊拠点整備工事、甲辰園グラウンド防球ネット改修工事、交通安全施設設置工事などの財源として900万円増額をしております。

次は30ページをお願いします。21款、1項、町債ですが、1目。総務債は公用車として導入する電気自動車2台分の財源として230万円を増額しております。次の3目。土木債は河川改修事業費の財源として500万円を増額しております。次の4目。消防債は、防災行政無線再整備事業費の変更に伴うものと、体育センター空調機設置事業費の財源として、8,380万円の増額をしております。次の5目。教育費は給食センターの長寿命化とLED化に係る設計業務費の財源として320万円を増額しています。次の6目。災害復旧事業債は、豪雨災害等により被災した農地や公共施設等の復旧事業費の財源として730万円を増額しております。次の8目。衛生費は、公用車として導入する電気自動車1台分の財源として100万円を増額しております。

それでは続いて歳出につきましては、それぞれの担当課から主なものについて説明を行います。

まず税務財政課所管について説明します。34ページをお願いします。2款、1項、15目。ふるさと納税管理費でございます。11節。役務費は、Amazonのふるさと納税掲載サイトを利用するための初期手数料として275万円を増額しております。18節。負担金、補助及び交付金は、ふるさと納税クラウドファンディングによる地場産品創出支援事業費補助金として500万円を増額しております。なお24節の積立金は832万2,000円減額し、11節、12節、18節へ組替えを

行っております。

以上が税務財政課所管分でございます。

○議長（尾上和孝君） 福田総務課長。

○総務課長（福田博治君）

それでは総務課関係の御説明をします。

58ページをお開きください。9款，1項，5目．災害対策費14節．工事請負費に防災行政無線再整備工事及び体育センター空調機設置工事として8,384万5,000円を追加するものです。防災行政無線再整備工事については、後ほど契約変更議案で詳しく説明しますが、令和5年度からの3か年度で工事を施工しており、機器材料の変更、拡声工事の変更等により工事費の追加分を計上しております。

一方、体育センター空調機設置工事については、災害時の避難場所である体育センターについて、避難者の体調維持のため空調機——エアコンディショナーを導入することとしており、停電時も空調機を稼働させることができるよう、LPガスによる発電方式としております。主な仕様としてLPガスタンク1基、発電機1基、室外機2基、室外機8基としており、その他発電により室内照明、コンセントも使用できるようにしております。

なお、これから入札を行いますので、詳細な金額の内訳は差し控えさせていただきますので、御了承をお願いします。

以上で総務課所管の説明を終わります。

○議長（尾上和孝君） 井関住民福祉課長。

○住民福祉課長（井関昌男君）

それでは住民福祉課所管に関して御説明をいたします。42ページをお願いいたします。

3款，1項，3目．19節扶助費で、5,730万9,000円を増額するものです。

これは、障がい者の方々に対するそれぞれの福祉サービスの給付額見込みに伴い増額するものでございます。22節．償還金、利子及び割引料で過年度自立支援給付費負担金返還金でございますが、実績に基づき169万4,000円を増額しております。

次ページをお願いいたします。3款，2項，2目．児童措置費で19節．扶助費1億3,165万2,000円を増額しておりますが、住民福祉課所管については、障害児通所給付費3,999万6,000円の増額と、障害児相談支援給付費313万4,000円を増額しております。これは、障害児支援施設の利用者及び利用日数の増によるものでございます。

以上で、住民福祉課所管の説明を終わります。

○議長（尾上和孝君） 石橋子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

子ども・健康保険課所管について説明いたします。

同じく43ページをお願いします。3款，2項，2目．児童措置費を1億9,729万3,000円増額

しています。主なものとしては、人事院勧告に基づく国家公務員給与の増額改定に準じ、公定価格の改定が見込まれており、私立保育所の委託費等に要する経費として12節、委託料及び19節、給付費を増額するものです。

また、児童手当は令和6年10月からの制度改正で、対象者が拡大されたことから、対象者の把握が進み、支給見込みに応じて不足額を増額するものです。以上で、子ども・健康保険課所管の説明を終わります。

○議長（尾上和孝君） 松添長寿支援課長。

○長寿支援課長（松添博君）

長寿支援課所管分について説明いたします。41ページをお願いいたします。

3款、1項、2目、老人福祉費について336万6,000円増額しています。主なものは42ページ27節、繰出金。介護保険事業特別会計繰出金について、現時点における介護保険事業特別会計の給付費等の見込みにより257万円を増額しております。以上で長寿支援課所管分の説明を終わります。

○議長（尾上和孝君） 伊藤農林課長。

○農林課長（伊藤幸治君）

次に農林課、農政班所管の補正内容について説明いたします。48ページをお願いいたします。6款、1項、3目、18節、農業振興費、負担金、補助及び交付金になりますが、463万5,000円の増額をしております。内容につきましては、説明欄上段に記載しております農業資材価格高騰対策緊急支援事業費補助金については県の補助事業として行われ、執行状況により追加の要望を行ったため、費用軽減型の側条施肥田植機4条植えを1台と、燃費向上型製茶機械を導入予定で323万5,000円を計上しています。

次に飼料価格高騰緊急対策事業費補助金については、資料価格の高騰により畜産経営を圧迫していることから、使用した飼料分についてトン当たり200円の補助を行う予定で、60万円を計上しております。

次の燃油高騰対策緊急対策事業費補助金については、燃料価格の高止まりにより経営を圧迫していることから、農業経営において使用した重油に対してリッター当たり10円の補助を行うように予定しており40万円を計上しております。次の子牛生産推進緊急対策事業費補助金については子牛価格の下落により、繁殖牛農家の生産基盤の弱体化を防ぐ目的で、繁殖牛部会からの要望を受け1頭当たり2万円を対象頭数を20頭として40万円を計上しております。

以上で農林課、農政班所管の説明を終わります。

○議長（尾上和孝君） 太田農林課参事。

○農林課参事（太田克宏君）

引き続き農林課、農地林務班関係の主なものについて御説明いたします。

同じく48ページをお願いします。6款、1項、5目、土地改良費18節、負担金、補助及び交

付金ですが300万円の増額をしております。こちらは小規模農林事業補助金に係るもので、小規模な農業用施設整備等に補助を行っているものですが、申請件数の増加により予算不足が見込まれることから増額を行うものです。

次に49ページをお願いします。6款、2項、1目、林業振興費。14節の工事請負費ですが210万円を計上しております。これは現在、県営治山事業で金屋郷上ノ地区の整備工事が行われておりますが、整備により接続される排水路の流末が既存の路水路であり、上流部からの排水に対して洗堀の恐れがあることから、流末の整備を行うために計上しているものです。

次にページが飛びまして、67ページをお願いします。11款、1項、1目、農地農業用施設災害復旧費12節、委託費表ですが150万円を増額しております。

また14節、工事請負費についても、1,700万円を増額しております。こちらにつきましては、本年8月末の台風10号及び11月上旬の豪雨により発生した災害に対応するために、それぞれ計上しておりまして、農地2件、農業用施設1件を新たに申請するものです。

以上で農林課関係の説明を終わります。

○議長（尾上和孝君） 太田商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

それでは商工観光課関係予算について御説明いたします。50ページをお開きください。

7款、1項、3目、観光費10節、需用費でございます。消耗品費について97万2,000円を増額しております。

鴻ノ巣キャンプ場における清掃用品、冬場の暖房器具、管理等の消耗品や中尾山伝習館の陶芸体験用の消耗品それから古民家の消耗品など。あとあわせて、その他の観光関係の消耗品について購入する必要があるまして今回増額をするものです。

以上で商工観光課所管分についての説明を終わります。

○議長（尾上和孝君） 本山建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

それでは、次に建設課所管分の主なものについて御説明いたします。54ページをお願いいたします。8款、土木費3項、1目、河川総務費14節、工事請負費について河川改修工事500万円を増額しております。普通河川知見寺川改修工事において、資材の高騰のほか当初からの分において護岸の浸食の影響が見込まれたため、付帯工事の追加を行うために増額するものでございます。

次に55ページをお願いいたします。同じく8款、4項、2目、公園管理費14節、工事請負費でございますが、これにつきましては組替えを行っております。主なものとして鴻ノ巣公園遊具撤去工事150万円でございます。点検を行った結果としまして、当初予定をしていた遊具以外においても損傷が激しく、改修の見込みが立たないことから、あわせて撤去を行うものでございます。

次に飛びまして68ページをお願いいたします。11款、災害復旧費2項、1目、公共土木災害復旧費14節、工事請負費についてですが、351万5,000円を増額しております。これは令和3年災として、今年度発生しました災害5件について不足が生じたもので、早期に対応を行うために増額を行ったものです。

以上で建設課所管の説明を終わります。

○議長（尾上和孝君） 中村水道課長。

○水道課長（中村和彦君）

水道課関係につきましては、56ページをお願いいたします。8款、4項、4目、下水道事業費を303万7,000円減額します。このうち18節、負担金、補助及び交付金の下水道事業会計補助金は、下水道事業会計の執行状況及び財源の見直しを行った結果、413万5,000円の減額とするものです。

以上が水道課関係の主なものになります。

○議長（尾上和孝君） 朝長教育次長。

○教育次長（朝長哲也君）

教育委員会関係を御説明します。64ページをお願いいたします。

10款、4項、4目、総合文化会館の管理費10節、需用費でございます。当初の予算より電気代、燃料代が高騰しておりました関係で、220万円、120万円それぞれ増額補正をいたしております。

続きまして65ページをお願いします。10款、5項、2目、体育保健施設の14節、工事請負費でございますけども、今年度予定しておりました甲辰園グラウンドBコートの防球ネット改修工事におきまして、実施設計を行いました結果、資材等が高騰がありましたので不足分を補正をさせていただいております。

最後に66ページをお願いいたします。10款、6項、1目、管理費。給食センターの管理費でございますけども、12節、委託料366万6,000円を計上させていただいております。この工事に設計の委託料でございますけども、来年度工事を行う関係で、その前に事前に設計を組みまして、来年度当初予算。4月から早期に執行ができるように今年度計上いたすものでございます。

以上で議案第83号 令和6年度波佐見町一般会計補正予算（第5号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（尾上和孝君）

修正の申出がありました。本山建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

失礼します。先ほど68ページ、11款、災害復旧費のほうで説明として申し上げました。私は「令和6年災」と言ったつもりでございましたが「令和3年度」と言ってしまいましたので正

しくは「令和6年」の災害。今年度発生した分ということで御理解頂きと思いますよろしくお願います。

○議長（尾上和孝君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

6番 岡村達馬議員。

○6番（岡村達馬君）

14ページ。債務負担行為の追加の分ですけれども、給食センター長長寿命化事業の中で、金額が示されておりますけれども、これあと新年度まであと3か月もしくは、この段階で示されているということは何か給食センターに緊急的なものが発生したのでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 朝長教育次長。

○教育次長（朝長哲也君）

先ほど御説明を申し上げましたけれども、その部分の設計費を今年度計上させていただいております。これにつきましては今年の夏の大雨で、給食センターの漏水がございまして、ちょうど蛍光灯が湿っておりました。蛍光灯なんだかなと思ってからですね、ちょっと相談したところ、ひょっとして電気をつけたらそのままショートして給食センターがもう機能しなくなった可能性があるということで言われましたので、その部分につきましては防水——屋上の防水と外壁の改修工事ということで計画をいたしました。

今年度設計をして来年度もう早期に、工事の発注ができるような形で、今年度中に工事を発注したいと。それで夏、梅雨前のまでにそういった防水工事をですね、完了させたいということで、債務負担行為ということで上げさせていただいているところでございます。以上でございます。

○議長（尾上和孝君） 6番 岡村達馬議員。

○6番（岡村達馬君）

そうしますと、30ページの教育債のところですが、この事業とは何かリンクしているのでしょうか。それとも全く別の件だというように捉えていいのでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 古賀税務財政課長。

○税務財政課長（古賀真悟君）

御質問30ページ21款、1項、5目、ですね、教育債の内訳ですけれども、こちらの給食センターの分につきましては全て今年度行います設計業務委託料分を借りるということで計上させていただいております。以上です。

○議長（尾上和孝君） 2番 脇坂議員。

○2番（脇坂正孝君）

58ページの体育センターの空調工事について、質問をいたします。まずこれは3月の当初予算で委託料とそれから工事請負費が計上されておまして、これは可決されたところでござい

ます。

そして9月の補正で工事請負費が5,200万円だったですか、減額ということで補正をされております。そして今回の改めて工事請負費の計上ということになっておりますが、まずこの点については今までの経緯をお知らせください。

そして、委託料を今回計上されておりますけれども、前回の分でよかったのかどうかその辺もあります、なぜなのかということですね。それから設備の方式は、もともとガスと聞いておりましたけれども、ちょっと電気のほうもあったような気がするのですが、ここでガス方式に決定されたというのか、この案で出されているガス形式。この辺を電気等の比較においてお願いします。

それから3点目ですが、災害用ということになっておりますけれども、場所が体育センターということになりますと、体育スポーツあるいはレクリエーション。こういったことで使われるケースが、体育館を使っておられますので場合によっては、冷房、暖房入れてほしいと。そういうような願望、要望が強くなると思います。この辺の利用の基準をどうされるのか。

それから債務負担、繰越ということですが、工期をどの程度考えているのか、完成時期はいつなのか。以上4点について質問いたします。

○議長（尾上和孝君） 福田総務課長。

○総務課長（福田博治君）

まず1点目の経過でございますね。令和6年度の当初予算に計上したものでございますが、当初は業者の参考見積り書を徴しまして、それをベースに当初予算を計上させていただきました。

その後、参考見積りをもとに設計の業務の発注をしまして、公共単価、公共歩掛で設計単価を行ったところ、積算を行ったところですね、費用が正式に出たということでございます。その費用と当初計上した金額に乖離がございましたので、補正予算ということで、議会のほうにも事前にお示しをしたのですが、やはり乖離があるということと、やはり、本来であれば実施設計をしたところで——ちゃんと積算をした上で、予算計上すべきではなかったかということで御指摘を頂きましたので、先ほどお話があったとおり、全額を落とし今回再計上させていただいてございます。

一方で設計は既に終了しておりますので、あと残るは工事の管理ということでございますが、工事の管理についてはですね、当初から計上しておりましたので、今回の追加の補正はございません。

次に2点目の電気との関係でございますが、先ほど説明を申したとおり、今回は災害の避難場所として停電時にも稼働できるように、独立した発電ができるようガスによる発電ということにしております。

本町幸いにして停電は少ない地域ではございますが、やはり万が一というのはあるかもしれ

ません。そんなときに停電時でもですね、安全に稼働できる電源ということで今回、ガスによる発電を選択したものでございます。

エアコンディショナーと照明をフルに使っても3日間はおつという設計でございますので、非常時に十分な威力を発揮するものというふうに考えております。

次に3点目のスポーツ等に使えるかということでございますが、当然、特段、発電——エアコンディショナーを稼働する際にはですね、特別な技術は要りません。集中制御盤のボタンを押すと自動的にガスのタービンが起動し、発電してエアコンディショナーが稼働するというところでございますので一般の方も当然使えるようになります。

ただし体育センターという所管が教育委員会でもございますので、その点については後々教育委員会と協議し、例えばではございますが使用のルール、あるいは料金を設定ということになろうかと思えます。

最後でございますが、今回補正予算で繰越しも計上させていただいております。工期は標準工期として3月でございます。発注等スケジュールを考えますと年明けて1月下旬もしくは2月上旬に契約なのかなと。当然議会にお諮りをするところでございますので、そうすると年度をまたぐということで今回、繰越明許費を計上させていただいております。以上です。

○議長（尾上和孝君）

会議の途中ですが休憩します。11時10分より再開いたします。

午前11時00分 休 憩

午前11時10分 再 開

○議長（尾上和孝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。前川町長より提案要旨の説明の訂正と、福田総務課長より答弁漏れの申出がありました。許可いたします。

前川町長。

○町長（前川芳徳君）

私提案要旨の説明の中で、低所得者対策について全国一律に住民税非課税世帯が1世帯当たり7万円というふうに申しましたが、これは基本1世帯当たり3万円とその他加算が支給されるというふうになってございます。訂正させていただきたいと思えます。誠に申し訳ございません。

○議長（尾上和孝君） 福田総務課長。

○総務課長（福田博治君）

先ほどの脇坂議員の答弁で漏れがございましたので答弁させていただきます。電気の比較をしたかということでございますが、通常の電気、商用電気エアコンディショナーを稼働することについても検討を行っております。

概算費用については6,000万円弱ということで、LPガスによる発電より約2,000万円程度安

価にはできます。ただし、電気となると当然今回体育センターにはキュービクル——高圧受電設備を増設しなければいけませんし、その後の管理ということもございます。あわせて業者に参考で聴取したところ、体育センターの内部の配線がかなり古いということで、もしかしたらその配電盤もしくは分電盤の改修も出てくるかもしれないということでもございました。

今回のガスによる発電については、その辺を考慮して出力等も積算をしておるところでございますので、私どもとすればガスによる発電がベターだという判断でございます。以上です。

○議長（尾上和孝君） 2番 脇坂議員。

○2番（脇坂正孝君）

今の関連ですけれども電気のほうが工事費は低いけれども、そういった設備が必要だということでもございますけれども、3日間っていう場合に、例えばガスで——もしものときはガスの運搬とかができない可能性もありますよね。そういった場合はどこまで充電ができるのでしょうか。

そしてまたもう1つですけれども、今回体育センターを4番目の指定の避難箇所にされるということでもございますけれども、避難される災害に遭われた人ですね。これが現在3か所あるかと思えますけれども。加えて今の3か所で足りないと、それで体育センターを追加ということになるかと思えますけれども、過去そういった事例があっているかどうかですね。そのあたりもお尋ねします。

○議長（尾上和孝君） 福田総務課長。

○総務課長（福田博治君）

まずその電気との比較ということでもございますが、我々とすればやはり停電時の非常事態を考慮して、今回代替の電源を持つということでガスのほうを選択をしているということは申し添えたいと思います。

そこで実際ガスがどの程度、補填されるかということだろうと思いますが、例えばでございますが、そういったガスの充填をする重要拠点施設という登録制度が県のほうにございます。

例えばですが役場の庁舎も発電は重油で行っておりますが、そういった重要拠点施設という届出をすれば、そういう業者さんのほうから優先的に補填をしていただくという制度の登録がございますので、県等を通じてそのあたりは考慮したいなというように思っております。

次に今回の運用の方法でもございますが、現在勤労福祉会館、文化会館改善センターの避難所の開設の基本というようにしております。今回整備することによって、申したとおり4番目の施設として運用が可能というようになります。収容人数についてはさきの総務文教委員会のほうでお知らせしたとおり、280名程度パーテーション貼りで収容できるということになります。

以前はですねちょっと定かではありませんが、令和2年の台風の折に文化会館で収容できず、中央小学校の教室にエアコンディショナー付いたときに臨時に収容したということの事例もございますので、そういった災害時に体育センターにエアコンディショナーがつけば、収容先として確保できて運用ができるものというように期待しております。以上です。

○議長（尾上和孝君） 3 番 澤田議員。

○3 番（澤田昭則君）

ページは64ページ。10款，4 項，4 目．総合文化館管理費のことですけども、10節．需用費で光熱費と燃料費を先ほど説明もあったのですけども、当初予算では光熱費800万円、燃料費220万円とされていたのですけども、かなりの追加額だと思ひまして。先ほど燃料費の高騰とかも言われました。

令和5年度の決算の金額を見ても光熱費で813万円、燃料費で261万円。今年このような追加をもしされた場合、光熱費でも1,000万円を超えるわけなんですけども、管理を委託されてから何か管理に問題があるのか。何か燃料費の高騰だけの問題じゃないのかなと思ひまして、その辺ちょっと詳しくお尋ねします。

○議長（尾上和孝君） 朝長教育次長。

○教育次長（朝長哲也君）

先ほど澤田議員がおっしゃったとおりですね、当初予算で800万円してるところが足りないと。3月まで見込んだときに足りないということで、今回計上させていただいておりますけども。これにつきましては通常の仕様をしていただいているような状況でございますので、回数が増えたのかなというふうなところでは思っております。

それと高騰も含めたところもあるのかなというふうに思っておりますので、それと管理が変わったからということで、そういった増えたとかいうことではございませんので。そういった通常の利用の中で、そういった使われる電気代とかですね燃料費が増えたものというふうな認識をいたしております。以上でございます。

○議長（尾上和孝君） 3 番 澤田議員。

○3 番（澤田昭則君）

分かりましたけれど、ほかの公共施設においてはそんなにこういう多額な追加をされていませんので、ぜひ今後管理に関しては省エネとかいう時代でもありますので、ぜひしっかりした管理をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（尾上和孝君） 9 番 福田議員。

○9 番（福田勝也君）

同じくですね62ページなんですけど、中学校の管理費でございます。ここにも10節．需用費の中で、水道光熱費96万2,000円——約100万円増額されているのですが。その2ページ前にですね各小学校の管理費もございます。

小学校にはですね、こういった水道光熱費の補正上がっていないのですが、中学校だけなんですけど、そこら辺の要因というのはどういったものがあるか、ちょっとお伺いします。

○議長（尾上和孝君） 朝長教育次長。

○教育次長（朝長哲也君）

62ページの10款，3項，1目．中学校管理費の中で光熱水費ということで96万2,000円計上させていただいております。これこちらにつきましては、中学校で漏水がどうもあっているということで、漏れてるというところ調査をいたしましたところ、大体ここだろうというのが特定できましたので、今後そこをちょっと工事する予定にしております。ですので、ちょっとその漏水の関係でちょっと水道代がかかっているというところで御理解頂ければというふうに思います。以上でございます。

○議長（尾上和孝君） 4番 横山議員。

○4番（横山聖代君）

ページ数で言いますと、4ページをお願いします。

10款，4項，4目．総合文化会館費のうちの17節にあります学習用テーブル等購入費についてですが、こちら当初予算の折に子供たちの学習用スペースをつくるって言われていた分だと思うのですが。こちらですよ、どのように設置される予定でしょうか。そしてまた図書館との絡みといいますか、関係はどのようにされますか。

○議長（尾上和孝君） 朝長教育次長。

○教育次長（朝長哲也君）

64ページの10款，4項，4目．17節．備品購入費のですね、学習用テーブル等購入費69万7,000円でございますけども、議員おっしゃるとおり当初予算で上げておまして、今選定を、入札をするようなかたちで準備をいたしております。その部分で、今回ちょっと選定したものがちょっと高額になったために、補正をさせていただいているような状況でございます。これは県産品を使って、その木のテーブルということで、準備をさせていただいております。4台購入をするということで今準備をさせていただいております。

使い方につきましては、正面玄関を入れて左右にスペースがございますけども、そちらのスペースを使いましてテーブルの設置の計画をいたしてるところでございます。

図書館との、ということでございますけども、図書館とまた協議をいたしましてそういったテーブルについてどういった利用ができるか、また協議を、図書館の職員と協議させていただければというふうに思っております。以上でございます。

○議長（尾上和孝君） 4番 横山議員。

○4番（横山聖代君）

その正面玄関の左右の辺りに設置。前もそのようには言われていたと思うんですけども、やはりですね子供たちが、人の往来が多いところでなかなか勉強するって皆さん多分恥ずかしいと思いますので、もう少しそこら辺は考えて設置していただきたいなと思います。どうでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

玄関入りまして左側のロビーの部分にかなり空間がありますので、あそこに小中高校生の学習をメインとしたコーナーという形で、イメージは県庁のイメージをしておりますが、必要であればもしパーテーション等が必要であればやっていきたいと思いますが、入り口にここは学習コーナーです。静かに過ごしましょうということの注意書きをやっていきたいと思いますが、状況を見ながらそういうふうな、利用する側にストレス等々がたまることがあれば対処していきたいと思います。まずは取り組んでみながら学習コーナーとしての利用を図っていききたいと思っております。

○議長（尾上和孝君） 8 番 城後議員。

○8 番（城後光君）

63ページをお願いします。10款，教育費 4 項，社会教育費 2 目．市文化財保護費12節．委託料の銀杏剪定業務委託料なんですけども、これ宿郷の銀杏なのかなと思うんですけど、ちょっと場所とか詳細を教えてください。

○議長（尾上和孝君） 朝長教育次長。

○教育次長（朝長哲也君）

63ページ10款， 4 項， 2 目．文化財保護費のですね、12節．委託料。銀杏剪定業務委託料でございますけども、おっしゃるとおり宿郷にあります元銀杏屋の銀杏でございます。

ちょうどここが民家のところにあるんですけども、その民家をちょっと新しく新築をされてところでございます。最初はこの落ち葉除けのネットを民間に迷惑がかからないようにということで、ネット工事をしようかと思っていたら新築をされて。ちょっと引いてって言えばおかしいですけども、その銀杏のところは駐車場等にされるのかなというふうに思っております。

今回空いたスペースもございますので、そこでちょっと思い切ってちょっと切らせていただくということで見積りをとって、組替えを行いましてこの予算後に執行させていただければというように思っております。以上でございます。

○議長（尾上和孝君） 7 番 三石議員。

○7 番（三石孝君）

はい同じく64ページになりますけども、ここの10款， 4 項． 4 目．総合文化会館管理費。ここで報酬、給与、職員手当、共済かれこれってということで、会計年度任用職員と職員手当等ということで職員がいらっしゃるっていう部分があるのかなと思うんですけども。ここには総合文化会館の中には職員としては在籍なさっていらっしゃらないと思うんですけども、そのあたりに関してはどうなんでしょうか。会計年度任用職員のみで運営されているのですか。

○議長（尾上和孝君） 朝長教育次長。

○教育次長（朝長哲也君）

64ページ。10款，4項，4目．総合文化会館の管理費でございますけども、ここであげております報酬給与につきましては図書館の職員さんでございます。館の管理は別に委託費のほうで組んでおりますので、こちらにつきまして図書館の職員5名の分の給与でございます。以上でございます。

○議長（尾上和孝君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾上和孝君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾上和孝君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第83号 令和6年度波佐見町一般会計補正予算（第5号）を採決します。

本案は次のとおり決定することに、賛成の方は起立をお願いします。

〔 賛成者起立 〕

○議長（尾上和孝君）

起立全員であります。したがって、議案第83号は原案のとおり可決しました。

日程第8 議案第84号

○議長（尾上和孝君）

日程第8．議案第84号 令和6年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。本案について説明を求めます。

石橋子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

議案第84号 令和6年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。歳入歳出予算にそれぞれ8,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を17億3,600万円とするものです。追加する8,000万円の内訳ですが2ページをお願いします。

歳入についての主なものは、歳出の保険給付費などの増額に伴う4款，1項，県負担金を8,037万5,000円増額するものです。これは3ページにあります2款，保険給付費の現在の支出状況及び今後の伸びを見込み、1款，療養諸費6,292万2,000円、2項，高額療養費1,627万7,000円を増額します。また予算の調整で8款，予備費112万3,000円の減額になります。

以上で令和6年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（尾上和孝君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾上和孝君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾上和孝君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第84号 令和6年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（尾上和孝君）

起立全員であります。したがって、議案第84号は原案のとおり可決しました。

日程第9 議案第85号

○議長（尾上和孝君）

日程第9. 議案第85号 令和6年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。本案について内容説明を求めます。

松添長寿支援課長。

○長寿支援課長（松添博君）

議案第85号 令和6年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。歳入歳出の補正でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ720万円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ14億1,420万円とするものでございます。内訳について御説明いたします。

2ページをお願いします。歳入になります。4款，国庫支出金295万2,000円をはじめ、6款，県支出金167万2,000円、8款，1項，一般会計繰入金257万円をそれぞれ増額していますが、いずれも歳出側の増に伴い、それぞれの負担割合に応じ増額しております。

3ページをお願いいたします。歳出になります。2款，1項，介護サービス等諸費については要介護者の増加に伴い700万円の増額、2款，2項，介護予防サービス等諸費については、現在の保険給付費の執行状況により100万円増額しています。3款，1項，介護予防事業費については、訪問型サービス事業費負担金の増を見込んだものです。8款，予備費については、今回補正予算の歳入と歳出の差額について、595万8,000円減額しています。

以上で、令和6年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（尾上和孝君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾上和孝君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾上和孝君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第85号 令和6年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（尾上和孝君）

起立全員であります。したがって、議案第85号は原案のとおり可決しました。

日程第10 議案第86号

○議長（尾上和孝君）

日程第10. 議案第86号 令和6年度波佐見町上水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。本案について内容説明をお願いします。

中村水道課長。

○水道課長（中村和彦君）

それでは議案第86号 令和6年度波佐見町上水道事業会計補正予算（第2号）について説明いたします。

今回の補正は収益的収入及び支出の補正。債務負担行為の追加。議会の議決を得なければ流用することができない経費の補正になります。

補正予算書1ページをお願いします。収益的収入及び支出の補正になります。収入は、水道事業収益を2,000円追加し、補正後の額を2億9,502万4,000円とするものです。前年度消費税還付金2,000円で第3項特別利益として経理を行います。

支出は水道事業費用を208万1,000円追加し、補正後の額を2億7,915万4,000円とするものです。第1項、営業費用で追加するものですが、給与改定を見込んで、総がかり費の後187万6,000円増額を行うものが主な要因です。

次に債務負担行為の追加は、令和7年4月からの業務委託に伴い、令和7年3月までに契約を行う必要があるため、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めるものです。水質検査業務で期間は令和7年度限度額を833万円とします。

2ページをお願いします。次に議会の議決を得なければ流用することができない経費の補正

は、職員給与費で183万8,000円追加し、4,458万9,000円とするものです。

以上で議案第86号 令和6年度波佐見町上水道事業会計補正予算（第2号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（尾上和孝君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾上和孝君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾上和孝君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第86号 令和6年度波佐見町上水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（尾上和孝君）

起立全員であります。したがって、議案第86号は原案のとおり可決しました。

日程第11 議案第87号

○議長（尾上和孝君）

日程第11. 議案第87号 令和6年度波佐見町下水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。本案について内容説明を求めます。

中村水道課長。

○水道課長（中村和彦君）

それでは議案第87号。令和6年度波佐見町下水道事業会計補正予算（第2号）について説明いたします。今回の補正は収益的収入及び支出の補正、資本的収入及び支出の補正、議会の議決を得なければ流用することができない経費の補正、他会計からの補助金の補正及び債務負担行為の追加になります。

補正予算書1ページをお開きください。収益的収入及び支出の補正になります。収入は下水道事業収益を726万2,000円増額し、補正後の額を3億8,143万1,000円とします。

第1項、営業収益は接続件数の増加などに伴い、下水道使用料を87万円増額するものです。

第2項、営業外収益は他会計補助金を588万2,000円の増額と、長期前受金導入の51万円の増額です。他会計補助金の内訳は上水道事業会計補助金3万8,000円。一般会計補助金584万4,000円になります。

支出は、下水道事業費用を371万9,000円増額し、補正後の額を3億7,632万2,000円とします。第1項営業外費用の増額になりますが、光熱水費と業務量の増加に伴う汚泥処理費の増額により、処

理場費を 260 万 4,000 円の増額及び給与改定を見込んで、総掛かり費で 95 万 6,000 円の増額を行うものが主なものです。

次に資本的収入及び支出の補正になります。収入は997万9,000円減額し、補正後の額を 1 億 2,215万4,000円とし、支出は12万5,000円増額し、補正後の額を 2 億1,955万1,000円とするものです。

当初予算第 4 条本文括弧書中「資本的収入が資本的支出に対し不足する額8,729万3,000円は当年度分損益勘定留保資金8,729万3,000円で補てんするものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,739万7,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額11万1,000円、減債積立金1,050万3,000円及び当年度分損益勘定留保資金8,678万3,000円で補填するものとする。」に改めます。

減債積立金は令和 5 年度下水道事業会計決算の際、剰余金の処分として議会の議決を得て積立てていたものですが、今回補填財源に充てることなどにより第 3 項他会計補助金の一般会計補助金を997万9,000円減額するものです。支出は建設改良費を12万5,000円増額するものです。給与改定を見込んだ人件費の増額です。

2 ページをお願いします。次に当初予算第 8 条に定めた議会の議決を得なければ流用することができない経費の補正は、職員給与費で124万円追加し3,621万4,000円とするものです。

次に当初予算第 9 条に定めた他会計からの補助金の補正は、下水道事業に助成するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額 2 億1,913万6,000円を 2 億1,500万1,000円に改めるものです。

次に債務負担行為の追加は、令和 7 年 4 月からの業務委託に伴い、令和 7 年 3 月までに契約を行う必要があるため債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めるものです。

波佐見町中央浄化センター他法定水質検査業務は、期間を令和 7 年度、限度額を270万円とします。

波佐見町中央浄化センター下水汚泥処理業務は、期間を令和 7 年度、限度額を850万円とします。

波佐見町中央浄化センター下水汚泥運搬業務は、期間を令和 7 年度、限度額を390万円とします。

以上で議案第87号 令和 6 年度波佐見町下水道事業会計補正予算（第 2 号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（尾上和孝君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾上和孝君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾上和孝君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第87号 令和6年度波佐見町下水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（尾上和孝君）

起立全員であります。したがって、議案第87号は原案のとおり可決しました。

日程第12 議案第90号

○議長（尾上和孝君）

日程第12. 議案第90号 林道虚空蔵線他1地区災害復旧工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について説明を求めます。

古賀税務財政課長。

○税務財政課長（古賀真悟君）

議案第90号 林道虚空蔵線他1地区災害復旧工事請負契約の締結について説明をいたします。

令和6年11月22日に指名競争入札に付した「林道虚空蔵線他1地区災害復旧工事」について、別紙のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものです。

2ページをお願いします。契約の目的は林道虚空蔵線他1地区災害復旧工事。契約の方法は指名競争入札による契約。契約金額は1億7,094万円です。契約の相手方は、佐世保市小佐々町黒石339番地77 株式会社 親和テクノ 代表取締役 崎本 浩毅（正：浩毅）です。

3ページをお願いします。入札結果の一覧ですが、本町の入札執行事務処理要綱の規定で、1件4,000万円以上の工事については指名業者8社以上となっておりますので、今回は県内で地滑り防止対策工事の実績ある12社を指名し入札を行った結果、株式会社 親和テクノが落札したものです。

なお工事の概要につきましては、担当の農林課から御説明申し上げます。

○議長（尾上和孝君） 太田農林課参事。

○農林課参事（太田克宏君）

それでは工事の概要について、私のほうで説明をさせていただきます。4ページ目からの参考資料を御覧頂きたいと思います。まず1. 工事箇所ですが、工事箇所は波佐見町鬼木郷になります。

次のページ5ページ目を御覧頂きたいと思います。そちらに位置のほうを示しておりますけども、鬼木郷と中尾郷の境にあります中尾郷グラウンドから二、三百メートル程度上ったところの位置になります。次に工事の概要でございますが、今回の工事は令和3年8月豪雨により被災した箇所の復旧工事となります。

6ページの図面をお願いします。まず林道虚空蔵線については、地滑りを防止する工事が主な内容となります。復旧延長は81メートルで道路を中心に山側と谷側の法面へアンカー工を53本、地下水を排除するためのボーリング暗渠工を6本、210メートルを予定しています。

そのほかに法面の亀裂や道路の段差等が発生した箇所の復旧として、法面保護工419.5平米、アスファルト舗装361.1平米、ガードレール36.5メートル、アースカーブ39.8メートルを計画しています。

次のページの図面をお願いします。こちらは農地災害の復旧によるものですが、復旧計画については5工区ございます。隣接する箇所になりますので、一つの地区として発注をしております。

図面の上部が林道側になりますけども上段から1工区延長10メートル、ブロック積みを29.5平米。次に2工区延長19メートル、ブロック積み54.1平米。3工区延長2メートル、ブロック積み5.4平米。4工区延長12メートル、ブロック積み30.1平米。右側に移りまして5工区延長8.5メートル、ブロック積み11.1平米の復旧計画となります。

以上で議案第90号 林道虚空蔵線他1地区災害復旧工事請負契約の締結についての説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（尾上和孝君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

6番 岡村達馬議員。

○6番（岡村達馬君）

契約の相手方のお名前と、入札の代表者のお名前が違ってるんですけども、これはどちらのほう为正解なのでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 古賀税務財政課長。

○税務財政課長（古賀真悟君）

2ページ崎本浩「穀」さんですね。3ページも崎本浩「穀」さんということで、同じになっていると思います。ちょっとどこが違う、同じになっていると思うんですけども。

○議長（尾上和孝君） 6番 岡村達馬議員。

○6番（岡村達馬君）

崎本さんの最後の文字がちょっと違うのですよね。どちらのほう为正解なのでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 古賀税務財政課長。

○税務財政課長（古賀真悟君）

申し訳ございません。崎本浩毅さんの「毅」の漢字が違うということですが、申し訳ありません。先ほど確認しましたところ最初の2ページの字（毅）ほうが間違っておりまして、入札結果一覧のほうが正解ということでございますので、訂正させていただきたいと思えます。どうも御迷惑しました。申し訳ございません。

○議長（尾上和孝君）

ほかに質疑はありませんか。

11番 北村清美議員。

○11番（北村清美君）

当然、これに関しましては激甚災害を受けられたと思いますが、これ町の負担というのは、どのぐらいになるのでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 太田農林課参事。

○農林課参事（太田克宏君）

ただいまの町の負担はとの御質問でございますが。現在のところ予算上は補助率は基本補助率の65%で計上しておりまして、まだ国の予算を割当てがされていないため今後手続を進めることになりますけれども、直近の補助率としましては令和3年災のときに95.9%、平成28年の際に88%、平成27年のときに81.1%の補助率となっておりますので、恐らく80%から90%の補助率になると思われます。

仮に今回の補助率を85%としたときに補助金で約1億4,500万円。残りの町負担の部分が2,600万円程度になることとなります。以上です。

○議長（尾上和孝君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾上和孝君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾上和孝君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第90号 林道虚空蔵線他1地区災害復旧工事請負契約の締結についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（尾上和孝君）

起立全員であります。したがって、議案第90号は原案のとおり可決しました。

会議の途中ですが、しばらく休憩します。午後１時より再開します。

午前11時57分 休 憩

午後１時00分 再 開

○議長（尾上和孝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第13 議案第91号

○議長（尾上和孝君）

日程第13. 議案第91号 波佐見町防災行政無線再整備工事請負契約の変更についてを議題とします。本案について内容説明を求めます。

福田総務課長。

○総務課長（福田博治君）

それでは、議案第91号 波佐見町防災行政無線再整備工事請負契約の変更について御説明します。令和５年６月７日付で請負契約を締結した波佐見町防災行政無線再整備工事について、別紙のとおり変更契約を締結するため、地方自治法第96条第１項第５号の規定により議会の議決を求めるものでございます。提案理由としまして工事内容に変更が生じるため、変更契約を締結するものでございます。

次ページ、別紙をお願いいたします。契約金額の変更として、変更前の契約金額４億3,463万9,700円に427万3,500円を増額し、変更後の契約金額を４億3,891万3,200円とするものでございます。契約の相手先については記載のとおりでございます。

次ページ、参考資料をお願いいたします。防災行政無線の再整備工事については、令和５年度から７年度までの３か年度で実施をしています。令和６年度については、無線設備製造、簡易中継局１局及び屋外拡声子局24局の建て替えを進めており、変更内容として今回機器・材料の変更（３局）、岩盤掘削工の追加（２局）、仮設・養生工の追加（２局）、隣接地権者との協議による境界等周辺整備工の追加（３局）を行うものでございます。また旧無線LAN中継局撤去の追加（１局）を行うものでございます。

変更の具体的な内容でございますが、（１）機器・材料の変更（３局）として44万1,100円の減額。（２）屋外拡声子局工事内容変更（７局）について435万500円の追加。（３）無線LAN中継局撤去追加（１局）36万4,100円の追加となっております。

以上で議案第91号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（尾上和孝君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾上和孝君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾上和孝君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第91号 波佐見町防災行政無線再整備工事請負契約の変更についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（尾上和孝君）

起立全員であります。したがって、議案第91号は原案のとおり可決しました。

日程第 14 議案第 92 号

○議長（尾上和孝君）

日程第14. 議案第92号 波佐見町役場新館等改修工事請負契約の変更についてを議題とします。本案について内容説明を求めます。

大橋庁舎建設推進室長。

○庁舎建設推進室長（大橋秀一君）

それでは議案第92号 波佐見町役場新館等改修工事請負契約の変更について説明させていただきます。

1 ページを御覧ください。令和6年2月1日付で請負定額契約を締結した波佐見町役場新館等改修工事について、別紙のとおり変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由。本件は波佐見町役場新館等改修工事について、工事内容に変更が生じたため変更契約を締結するものでございます。

次に2ページ、別紙を御覧ください。

1. 契約の目的 波佐見町役場新館等改修工事。
2. 契約金額 変更前の契約金額 2億5,850万円。
今回の増額 814万円。
変更後の契約金額 2億6,664万円。
3. 契約の相手方。

長崎県佐世保市開町3番18号 株式会社 上滝 佐世保支店取締役支店長 山崎洋樹。

次に3ページ説明資料を御覧ください。波佐見町新館等改修工事変更内容です。1、2は先ほど説明させていただきましたので省略させていただきます。変更箇所を説明させていただきます。

3. 変更箇所平面図。全体イメージパース図、新館を含めた2期工事の全景写真になります。

4 ページ上段を御覧ください。全体配置図です。中央の右赤色の①新館改修。左側の真ん中青色②車庫棟改修。中央の上のほうの緑色が外交園庭となります。

4 ページ下段を御覧ください。

①新館改修平面図。1階、2階平面図となります。

1階こども家庭センター、子育て支援センターきしゃぽっぽ、子供等の健診スペース、食育支援室、子ども食堂——みんな食堂等に利用させていただきます。1階河川側には外構堰堤遊び場場を設けさせていただきます。2階には、議場跡を多目的ホールに。そのほかには会議室、職員組合室、備品庫を設置させていただきます。

5 ページ上段を御覧ください。②車庫棟改修平面図となります。車庫棟には環境美化作業員さんの詰所、消防本部分団ロッカー室、イノシシ不要部位一時保管冷蔵庫室を設置させていただきます。また、雨天時等新庁舎からこども家庭センターへスムーズに移動できるように、屋根つき連絡通路を計画させていただきました。一部既存の倉庫棟屋根部分を利用して、経費削減にも努めました。

5 ページ下段を御覧ください。外構園庭平面図となります。こども家庭センター河川側に屋根つきの遊び場、園庭を計画させていただきました。

6 ページ上段を御覧ください。4. 変更概要を説明させていただきます。

①建築工事：新館改修

1. 1階倉庫備品庫、木製棚追加10万円。
2. 階段手すり、外回り手すり追加15万円。
3. 2階男子・女子トイレ 壁メラミン化粧板追加120万円。
4. 多目的ホール及び2階廊下の壁・天井雨漏り後補修追加40万円。
5. 屋外階段、懸垂幕用踊場設置追加80万円。
6. 外壁、既存設備開口塞ぎ30万円。
7. 外壁塗装ペイント追加15万円。

建築工事：新館改修、合計310万円を計上させていただきます。

6 ページ下段を御覧ください。②建築工事：車庫棟改修。

1. 間取り変更に伴う間仕切り壁追加20万円。
2. 外壁改修用外部足場追加35万円。
3. 環境美化控室。目床組追加15万円。
4. 軒天井面積変更増追加。20万円。

建築工事：車庫棟改修、合計90万円を計上させていただきます。

7 ページ上段を御覧ください。③電気設備工事

1. コンセントの追加10万円。
2. デジタルサイネージ用モニター（天吊金具設置込み）追加25万円。

3. 42型テレビ（天吊り金具設置込み）追加20万円。
4. 電気錠関連工事。扉枠改修追加55万円。
5. 高圧線路 接続工事追加30万円。

電気設備工事、合計140万円を計上させていただきます。

7 ページ下段を御覧ください。④機械設備工事。

1. 屋外排水ルートの変更（鉄骨階段との干渉解消）ということで174万円。
2. 2階議場 室外機移設30万円。
3. 天井・P S（パイプスペース）内配管漏水修理・保温追加30万円。
4. 換気扇2台追加。備蓄倉庫それに伴う倉庫15万円。
5. 外壁開口補修追加10万円。
6. トイレ手すり追加15万円。

機械設備工事合計274万円を計上させていただきます。なお変更増に伴い、工期を令和7年1月31日まで63日間延長させていただきます。

それでは、議案第92号 波佐見町役場新館等改修工事請負契約の変更について御審議のほどよろしくお願いします。

○議長（尾上和孝君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

8 番 城後議員。

○8 番（城後光君）

すいません1点お伺いなんですけど、資料の6ページでいいのかな。車庫棟の改修についてなんですけど、環境美化作業員さん等の詰所とかもつくられるというふうに伺ったんですけど、イノシシ保管用の冷蔵庫もつけられるということなんですけど、その周りで水道関係は整備されてるんでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 大橋庁舎建設推進室長。

○庁舎建設推進室長（大橋秀一君）

それではお答えさせていただきます。水道につきましては車庫棟の両端に、向かって右側に足洗い場をつけさせていただきまして、左側に散水栓をつけさせていただいて、環境美化作業員さんの足を洗ったりとか、あとイノシシ倉庫を清掃したりとかできるような感じで計画をしております。以上です。

○議長（尾上和孝君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾上和孝君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾上和孝君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第92号 波佐見町役場新館等改修工事請負契約の変更についてを採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（尾上和孝君）

起立全員であります。したがって、議案第92号は原案のとおり可決しました。

日程第15 議案第93号

○議長（尾上和孝君）

日程第15. 議案第93号 波佐見町新庁舎周辺整備工事請負契約の変更についてを議題とします。本案について内容説明を求めます。

○議長（尾上和孝君） 大橋庁舎建設推進室長。

○庁舎建設推進室長（大橋秀一君）

それでは、議案第93号 波佐見町新庁舎周辺整備工事請負契約の変更について説明させていただきます。

1 ページを御覧ください。令和6年7月2日付けで請負契約の締結した波佐見町新庁舎周辺整備工事について別紙のとおり変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由。本件は波佐見町新庁舎周辺整備工事について、工事内容に変更が生じたため変更契約を締結するものでございます。

次に2ページ、別紙を御覧ください。

1. 契約の目的 波佐見町新庁舎周辺整備工事。
2. 契約金額 変更前の契約金額 5,321万2,500円。
今回の増額 412万600円。
変更後の契約金額 5,733万3,100円。

3. 契約の相手方。

長崎県東彼杵郡波佐見町湯無田郷849-1 株式会社 上山建設 代表取締役 上山誠です。

次に3ページ説明資料を御覧ください。波佐見町新庁舎周辺整備工事変更内容です。1、2には先ほど説明させていただきましたので省略させていただきます。

変更箇所を説明させていただきます。

3. 変更箇所平面図になります。工事延長120メートル。伐採工一式。水道工事一式。

次に、4 ページ説明資料を御覧ください。水道工事範囲の平面図となります。新設歩道の側溝に既設水道管が影響し、施工できませんので水道課に移設を依頼しました。老朽化した部分に関しては水道課発注。新庁舎入り口から県道の方向に48.5メートルに関しては、平成12年に敷設し、耐用年数40年に達していない水道管になりますので、原因者であります庁舎建設推進室にて布設替えを行うようにしております。

今回の増額ですが。

1. 伐採工（伐採、伐根・運搬・処分）157万600円。
2. 化粧型枠。鹿山神社駐車場擁壁10万円。
3. 水道工事245万円。

合計412万600円となります。

以上で、説明を終わります。なお変更増に伴い、工期を令和7年2月28日まで91日間延長させて頂きたいと思います。

それでは、議案第93号 波佐見町新庁舎周辺整備工事請負契約の変更について御審議のほどよろしくお願いします。

○議長（尾上和孝君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

7番 三石議員。

○7番（三石孝君）

今回は周辺整備ということで上がっておりますけども。先ほどの建設の変更に関してもそうなんですけども、変更される内容について価格を今発表されましたが、その価格の適正な価格なのかどうかというのは、どこでどういうふうに審査、検査されているんですか。

それとも請け負った業者の方からの見積り額をそのまま計上されてるのですか。その辺を少し教えてください。

○議長（尾上和孝君） 大橋庁舎建設推進室長。

○庁舎建設推進室長（大橋秀一君）

それではお答えさせていただきます。変更に関しましては、変更を行わなければいけない時期に業者様から数量を頂きます。それに伴いまして、私のほうが現場に赴きまして確認を行います。

それでその前にすいません。工事打合せ簿で、こういう変更をしたいんですけどという申入れがありますので、それに対して工事費を直接工事費でこのくらいかかりますということで、私のほうからかかりますということで、その返答をするような形の形式になっております。

それを積み重ねたものを数量計算書として業者様から頂いて、それを公共の単価があるものは、公共の単価に置き換えさせていただいて積算を行います。

あと見積りでしかちょっとないものは、3社見積りをとったり、2社とか取らしていただい

たり、その見積りを平均とかを入れさせていただいて、設計書——変更設計書をつくらせていただいております。以上となります。

○議長（尾上和孝君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾上和孝君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾上和孝君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案93号 波佐見町新庁舎周辺整備工事請負契約の変更についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（尾上和孝君）

起立全員であります。したがって、議案第93号は原案のとおり可決しました。

本日の会議はこれで終了します。本日はこれで散会します。御起立ください。お疲れさまでした。

午後 1 時 23 分 散 会

令和6年第4回（12月）波佐見町議会定例会 議事日程（第2号）

令和6年12月10日（火） 午前10時開議

議事日程

第1 町政に対する一般質問

岡村 達馬 議員

1. 公共交通機関の問題と高齢者等の交通安全対策について
2. 西ノ原土地区画整理事業について

田添 有喜 議員

1. 河川整備について
2. 農業振興について
3. 危機管理について

横山 聖代 議員

3. 教育行政について
4. 放課後児童クラブの待機児童について

城後 光 議員

1. 教育の町「波佐見」の実現について
2. 鳥獣被害対策と農地荒廃を防ぐ取組について

岡村 真由美 議員

1. 波佐見高等学校の存続に向けた取組について
2. 孤独・孤立の防止対策について

第5日目（12月10日）（火曜日）

5. 出席議員

1 番	前 田 博 司	2 番	脇 坂 正 孝
3 番	澤 田 昭 則	4 番	横 山 聖 代
5 番	岡 村 真由美	6 番	岡 村 達 馬
7 番	三 石 孝	8 番	城 後 光
9 番	福 田 勝 也	10 番	田 添 有 喜
11 番	北 村 清 美	12 番	尾 上 和 孝

6. 欠席議員

な し

7. 議会事務局職員出席者

議会事務局長 林 田 孝 行 書 記 一 瀬 若 菜

8. 説明のために出席した者

町 長	前 川 芳 徳	副 町 長	村 山 弘 司
総 務 課 長	福 田 博 治	企画情報課長	澤 田 健 一
商工観光課長	太 田 誠 也	庁舎建設推進室長	大 橋 秀 一
税務財政課長	古 賀 真 悟	住民福祉課長	井 関 昌 男
農 林 課 長 兼 農業委員会事務局長	伊 藤 幸 治	農林課長参事	太 田 克 宏
建 設 課 長	本 山 征一郎	水 道 課 長	中 村 和 彦
長寿支援課長	松 添 博	子ども・健康保険課長	石 橋 万里子
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	串 島 佳 織	教 育 長	森 田 法 幸
教 育 次 長 兼 給食センター所長	朝 長 哲 也	総務課課長補佐	坂 本 昌 俊

午前１０時 開 会

○議長（尾上和孝君）

皆さん、御起立ください。おはようございます。

ただいまから令和６年第４回波佐見町議会定例会第５日の会議を開きます。本日の議事日程はあらかじめお手元に配付のとおりです。

日程第１ 町政に対する一般質問

○議長（尾上和孝君）

日程第１．町政に対する一般質問を行います。順次発言を許します。

６番 岡村達馬議員。

○６番（岡村達馬君）

おはようございます。

通告に従い一般質問を行います。

１．町民の足である公共交通機関の問題と高齢者等の交通安全対策について

西肥バスの運行改定が来年４月から行われる。これまでと違って大幅な改定となる見込みであり、町民の生活にいろんな問題や課題が予想される。今後の町民の足の確保と交通弱者への対応が必要不可欠である。

そこで、次のことを問う。

（１）川棚内海線は岳辺田郷平瀬までで打ち切れ、川棚までの直行バスがなくなる。通勤通学ばかりでなく、通院など日常生活への支障が出てくると思われるが、町としてどう捉えているのか。

また、高校生への救済施設をとる計画はあるのか。

（２）川棚までバスが運行されないことにより、進学先の学校を変えざるを得ないことが懸念されるが、中学３年生は進学についての動揺等は生じていないか。

（３）日常の公共交通が不便になると、高齢者や一般の方でも免許証返納をちゅうちょされる方が出てくる。今後の対応と交通安全対策を含め、どのように考えているのか。

２．西ノ原土地区画整理事業について

２年前に事業認可期間が１０年延びた。一方では、計画変更の説明会等が行われている。本事業については早く地元に具体案を示すべきと考える。

そこで、次のことを問う。

（１）事業認可変更後の事業進捗はどうか。また、現在の状況をどう捉えているのか。

（２）今後８年間の事業計画はどうか。事業主体として地区関係者に具体的に示すべきではないのか。

（３）事業計画の見直しがされているが、区画整理事業は波佐見町にとって重大な都市計画事

業である。町民に対して具体的な数値を提示するべきではないのか。

以下、詳細につきましては発言席より質問を行います。

○議長（尾上和孝君） 前川町長。

○町長（前川芳徳君）

6 番 岡村達馬議員の御質問についてお答えいたします。

1. 町民の足である公共交通機関の問題と、高齢者等の交通安全対策についてということ
で、西肥バスの運行改定が来年4月から行われることから、今後の町民の足の確保と交通弱者
への対応、あわせて公共交通への対応についてのお尋ねでございました。

まず（1）川棚内海線は川棚までの直行運行バスがなくなることから、日常生活への支障が
出てくると思われるが、町としてどう捉えているのか。また、高校生の救済措置をとる計画は
あるのかとのお尋ねですが、西肥自動車のバス路線廃止は、11月2日の長崎新聞において本町
と川棚町の間を運行する川棚内海線を含む14路線が令和7年3月31日をもって廃止すると報道
されました。廃止の主な理由は運転士不足であり、路線を維持できる体制が構築できないとの
ことです。

川棚内海線の利用者は波佐見高校や川棚高校を初めとして、多くの学生が利用するととも
に、JR川棚駅などを利用する方々にも欠かせない路線であることから、今回の路線廃止につ
いては町としても衝撃を受けるとともに、廃止までの期間があまりにも短すぎるために対応に
苦慮しているところです。

今回の廃止の申入れを西肥自動車から受けた後、波佐見町と川棚町の両町長から西肥自動車
に対して、川棚内海線の廃止の再考を強く要望しておりますが、運転士不足という全国的な問
題でもあることが要因なために再考は困難であるとの回答でございました。

現在、路線廃止後も通学や通勤の移動手段が維持できるように、代替交通の確保について関
係各所と急ぎ協議を重ねており、今後は波佐見町、川棚町それぞれで組織されている地域公共
交通会議で代替交通の合意形成を図るとともに、九州運輸局への届出等の手続を行う必要がご
ざいます。

町民の皆様には御心配をおかけしておりますが、代替交通については所定の手続の状況を踏
まえ、できるだけ早い時期にお示しできるように対処してまいりたいと考えています。

高校生の救済措置はとのお尋ねですが、まずは通学に支障が出ないように波佐見町、川棚町
に所在する県立高校との協議を踏まえ、現在代替交通を検討している状況です。

飛びまして（3）日常の公共交通が不便になると、高齢者一般の方でも免許証返納をちゅう
ちょされる方が出てくると。今後の対応と交通安全対策を含めどのように考えているのかとの
お尋ねですが、今回の川棚内海線の廃止に伴い、沿線の公共交通に大きな影響が出ることは避
けられません。バス路線がなくなることによって不便を感じ、無理をして自家用車を運転する方が
いることも想定されますが、バス路線の有無にかかわらず自身の運転技量を見極め、運転に不

安がある場合は早期の免許返納をお願いすることには変わりありません。

さきに述べましたとおり、川棚内海線の廃止に伴い代替交通の検討を行っており、地域公共交通会議で今後論議することにしております。代替交通を進めることで交通弱者をはじめとする町民皆様の足を確保し、町全体の交通安全対策を堅持していきたいと考えています。

2. 西ノ原土地地区画整理事業について

2年前に事業認可期間が10年延びた一方で、計画変更の説明会等が行われていると。そこで次のことを問うとして（1）事業認可変更後の事業進捗はどうか。また現在の状況をどう捉えているのかとのお尋ねですが、現在の事業認可期間は令和4年度から10年間となっておりますが、全体事業費のうち執行済み事業費を比較しますと、事業認可後の事業の進捗は令和6年度の見込みで39.4%となり、進捗の伸び率はそれまでの33.1%より6.3ポイントと増加しているところでは。

また現在の状況をどう捉えているのかのことですが、事業の長期化により地元の方々にも負担が生じていることから、我々としまでも事業の早期完了に向け、様々な手法を用いながらスピード感を持って実施してまいりたいと思っております。さらなる事業に対する理解と御協力をお願いいたします。

（2）今後8年間の事業計画はどうか。事業主体として地区関係者に具体的に示すべきではないのかとのお尋ねですが、今後の事業の展開については事業の早期完了に向けて、規模縮小の案を地元説明会で御提案させていただいたところでは。

具体的な説明については、今後の事業の流れとしましてこれまで手がけることができなかった県道部分の工事概要等について、図面を交えながらお示しさせていただいております。

事業の見直しに係る協議や精査については時間を要している部分もございますが、今後の動きにつきましても、地区の代表者であられる推進委員の皆様と情報の共有を行いながら進めており、必要に応じて地区関係者の皆様に対しましても説明を行ってまいりたいと考えております。

（3）事業計画の見直しがされているが、町民に対しても具体的な数値の提示をするべきではないのかとのお尋ねですが、現在、県と事業の見直しに関する協議を始めているところで、方向性やその方法、今後の展望なども含めた内容であります。具体的な数値については、まだ認可を受けているわけではございませんので、数値だけがひとり歩きしないように慎重に取り扱うべきものと考えております。各方面との調整もございますので、数値の提示につきましても協議の状況などを踏まえながら取扱いを考えていきたいと思っております。

なお、1の（2）に対する御質問については、教育委員会から答弁がございます。

○議長（尾上和孝君） 森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

（2）川棚町までバスが運行されないことにより、進学先の学校を変えざるを得ないことが

懸念されるが、中学3年生は進学についての動揺等は生じていないのか、とのお尋ねでございますが。教育委員会といたしましても、このバス路線の廃止が中学生の進路、進学先決定に影響が及ばないかということをお大変危惧をしております。

担当課からこの情報が入ると同時に、町長部局とも協議を行い子供たちへの影響が出ないよう対策を講じていく方針をまず確認をしました。その後川棚町とも協議の場を設け、さらに県教育委員会や郡内の高校の校長等との協議を行いました。協議を受け、波佐見川棚両町長と両教育長連名で、西肥自動車株式会社定期路線廃止申入れに伴う対応についてと題する文書を作成し、子供たちの進路・進学先決定に影響が出ないよう対応を図る旨を波佐見中学校はもとより、この路線を使って通学する高校等が所在をする関係市町教育委員会に発出をし、管下の中学校への情報提供・周知を行いました。

現在のところこの路線バスの廃止に伴う問合せ等は教育委員会には届いておりませんが、中学校で行われました三者面談において、不安や心配の声が数件あったようです。ただ、実際に進学先の変更を余儀なくされたという報告は受けておりません。この後路線バス廃止に伴う具体的対策が固まり次第、すぐに関係者、関係機関に周知広報を行うよう計画をしております。以上壇上からの答弁を終わります。

○議長（尾上和孝君） 岡村議員。

○6番（岡村達馬君）

11月2日の長崎新聞の1面記事です。本当に驚きました。少し前からそうなるだろうというふうに話は聞いておりましたけども、こうして紙面に発表されるとほぼそれで決定ということで、はっきりですね。さらにこの件につきましては、11月29日に踏み込んだ公的支援をとって長崎新聞は社説を述べております。

公共交通のバスについては2年半前令和4年の6月議会で、3月に佐世保嬉野線の大幅な改定が行われた際にも質問をいたしました。今回は川棚内海線と言いますけれども、実質的には報道によりますと平瀬から川棚までの区間が切られると。6.3キロメートルの区間が切られるというふうな状況になっております。この問題については執行部の対応というよりも、私たち一緒に議会も、執行部も、町民の皆さんと一緒に考えていきたいというふうに思っております。

今は確かに町内を走るバスの便数に変わりがないので、まさかとの錯覚を覚えますけれども、この川棚内海線については恐らく万年橋付近が終点になるのだらうなという私は考えを持っております。廃止後に利用者が今後増えていくのか、私は激減するんじゃないだろうか。しいては最終的には、この路線の全ての期間が廃線になるんじゃないだろうかというふうに懸念をしております。

さらに通勤、通学ばかりでなくて、川棚方面に医療等で行かなければならない方も多くいらっしゃると思います。大きな混乱が生じると思いますけども、先ほどの町長の説明である程度方向性

は分かりますけども、今後——今も含めて現状ですね、いつ頃その対策案が発表されるのかをお聞きをしたいと思います。

○議長（尾上和孝君） 太田商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

ただいま町長が答弁をいたしましたとおり、西肥自動車からの路線廃止の申入れが9月末のほうに本町のほうに寄せられまして、川棚内海線という非常に通勤、通学に非常に多くの方が利用されている路線が廃止されるということで、非常に大きな衝撃を持っているところでございます。

現在ですね、その廃止の申入れから両町長でさらにその再考の要望をしております、ただ、やはり答弁にもありましたように、西肥自動車のほうからは再考は難しいというふうな回答がっておりますので、早速ですね、その対策について関係機関と今協議を進めているところでございます。

やはりこの路線が波佐見町、川棚町両町にまたがる路線でもあるというふうなことから川棚町との協議が当然必要になるわけでございます。またあわせて利用者が県立高校に通われる生徒さんが非常に多いというふうなこともございますので、各県立高校の校長先生とも情報共有、それから対応策について御意見を頂きながら今検討を進めているところでございます。

ただし、今検討を進めているものの具体的な中身の合意についてはまだちょっと先になるようなところではございますが、できるだけ早い段階で合意形成が図れた後に皆様のほうに御周知できるように努めてまいりたいというふうに思います。

具体的にどれぐらいの時期をというふうなことでの御質問ですが、できるだけ早期にというふうなことで御回答させていただければと思います。

○議長（尾上和孝君） 岡村議員。

○6番（岡村達馬君）

当然町内の中学3年生あるいは町内に志望校を予定している町外の皆さんの、今後の波佐見高校もしくは川棚高校へのいわゆる志望校変更というものも考えられると思います。新聞の記事ではですね、両町において通学の代替手段の確保について検討を進めている段階というふうに書かれておりました。

先ほども申しましたように町内ばかりの問題ではなくて、町外の今の中学生の進路。あるいは進学希望について大きな変化が出てくると思っております。そういったことについてこのバス路線は、単なる交通手段だけの問題ではなくて、町内における教育問題にも大きな影響を与えるんじゃないだろうかというように思っておりますけども、そういった点はどのようにお考えでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

先ほど答弁も申しましたように、波佐見高校の存続あるいは子供たちの進学先の決定に大きな影響が及ぶであろうということが予想されますので、その代替につきましてですね、确实そして安定的な提供していく必要があるということを思っております。

○議長（尾上和孝君） 岡村議員。

○6番（岡村達馬君）

いま町長、大まかな決定事項ではないにしろ、こういった方向で進んでおりますという方向性は示せませんか。

○議長（尾上和孝君） 太田商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

大まかな検討状況ということであれば、できるだけ我々としましては、今のバス路線を踏襲したような形での路線維持をしていきたいというふうには考えておりますが、そうですね、今後の協議の状況によってはですね、そこがどういうふうな状況に変わっていくかっていうところはまだちょっと想定がしづらいところがございますので、一応想定してる、我々が希望しているところはそういった考え方で進めさせていただいてるというふうなところでございます。

あと、ちょっと冒頭で岡村議員がおっしゃられましたその川棚内海線の路線の区間の関係ではございますが、基本的には今回マスコミの報道では平瀬から川棚高校下までが廃止区間というふうなことでなっておりますけども、現在川棚内海線につきましては内海―川棚高校までの区間が運行してるわけでございます。したがって今回の廃止区間によってですね、内海から万年橋までの区間というのは当然もう行くことができなくなるわけでございまして、基本的な考え方としては、現在ある佐世保嬉野線の下宿から波佐見高校まで通ってる区間が1日5便ほどございますので、そういったところを利用して万年橋―波佐見高校方面までの区間が残っているというふうな認識でございます。以上です。

○議長（尾上和孝君） 岡村議員。

○6番（岡村達馬君）

画像は九州運輸局が出している資料ですけども、なるほど理解ができます。昭和40年からしますと、どの交通機関も右肩下がりです。いわゆるモータリゼーション。モータリゼーションとはやし立てた一方で、少子化と高齢化により全ての交通機関がダメージを与えております。現在佐世保へのバス路線について、かなり不便さを感じている方も多いと思います。

以前バス路線利用増を図るために、路線バスの新補助券等の記事が報じられておりました。路線バスの問題はやはり全国的な問題で、多くの郡部、今や市町村の問題でもあります。

これまでは路線を1年単位での補助する仕組みでしたが、複数年度にまたがってエリアで支援することが可能で、住民に使い勝手のよい路線編成ダイヤを促し、自治体にもエリア全体の交通政策や長期的な政策計画を立て、利用者を増やす狙いがあるとされております。

こういった補助制度を使って、今まで何らかの対応、もしくは今後これは使えるというふうな施策はないのでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 太田商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

議員がおっしゃるように、今国のほうのこういった公共交通に関する支援につきましても、バス路線に代表されるように全国のいろんなその運転主不足であったりとか、経営が悪化してような状況に対しての手厚い支援というのが最近打ち出されてきております。

今後本町におきましては、現在同時並行で地域公共交通計画っていうものの策定を行ってまして、この策定を条件として国のいろんな制度を活用できるというような、そういった流れになってまいります。ですので、今後につきましては本町の公共交通の在り方を体系的にマスタープランとして整備をした後ですね、それに見合うような支援について、国のほうにも要請を——補助金等の活用などを含めてですね、手続を行っていきたいというふうに考えておりますし、現在でも本町と九州運輸局との間に活用できる支援制度の在り方についての協議もあわせて進めさせていただいてるところです。

○議長（尾上和孝君） 岡村議員。

○6番（岡村達馬君）

これまで波佐見高校への支援や援助を波佐見町自体としても行ってきました。それにより本年度は高校入学者が増えております。また宿舎なども一部完成させですね、波佐見高校の存続に大きな力を与えてきたと思います。

今回1区間のバス路線の廃止で、遠くは長崎市、諫早市、大村市、佐世保市の波佐見高校へのいわゆる進学を希望している子供たち。これにより大きく減っていくのではないだろうかというふうに私としては予測しております。

このことは、しいては波佐見高校の存続にも関わる大きな問題でもあり、しかし廃止まであともう3か月。志望校を決めるまでにはもうここ1か月程度というふうに考えております。喫緊の課題であり、1日も早くそういったバス路線の対策、対応を示すことによりですね、その問題が少しでも緩和されればというふうに思っておりますけれども、非常に難しいと思いますけれども、町長、教育長の見解を伺いたいというふうに思います。

○議長（尾上和孝君）

すみません。（岡村議員は）モニターを映したいときは「モニターを見てください」という発言をお願いいたします。

前川町長。

○町長（前川芳徳君）

この情報が飛び込んだときに言ったときに非常にショックを受けたところでございますし、これは私に限らず、町民皆様もそうであったかなというふうに思います。この波佐見高校に限

らず川棚高校もそうでございますけれども、交通機関がないということは非常に大きな問題がございましたので、もう答弁の中でも申しましたとおり早速西肥バス自動車に向かいまして、ぜひ再考していただけないかという強い要望もしたところでございますけれども。

基本補助金を増やせば、じゃあ運行ができるのかという問題ではございませんでした。いきなり補助金を増やすから維持ができますよ。ということではございませんという切り出しでございまして、それは何かというとやはり運転士不足ということでございました。

じゃあほかの路線をやめてでも波佐見路線は残して、川棚内海線は残してもらえないかというふうな要望も伝えたかったわけでございますけれども、今でさえ数限られた運転主を無理なシフトにより運行している状況の中で、さらに今の運行を重ねていくと、今の働き方改革による、いろんな条件の中でコンプライアンスにも違反する状況になりかねないと。そうした場合については、会社そのものが営業のいろんな制限がかかっていく——いろんな指導のもとにですね、営業制限がかかってくるという非常な厳しいお話もございましたので、なかなかこう難しい問題であるということはこちらも理解しているところでございます。

ただし何回も申しますけれども、そういった高校生あるいは町民の皆様方の足の確保は大前提でございますので、今後の地域公共交通会議の中でもお示しをしていただきまして、なるべく早期にそういった具体策を町民の皆様方に御提示ができるように進めてまいりたいと思います。

ただしこれを各方面との折衝協議が必要でございまして、担当課はもう日々、毎日のように各方面と話し合いを行いながら、あるいは部内の協議を行いながら進めておりますので、その点は御理解を頂きたいなというふうに思っております。

○議長（尾上和孝君） 森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

今回の通学の安定ということにつきましては、議員お説のとおり通学問題だけではなくて、波佐見高校の存続という大きな課題へも影響するだろうということは私も感じております。これまで本町が波佐見高校の存続のために様々な支援を行ってきておりますし、今回も恐らく通学に苦慮する子供たちに対して、町として全面的に積極的に行っていくだろうということを期待しております。

そうやっていきたいという思いを持っておりますが、波佐見町の波佐見高校に対する支援に対しては、県の教育委員会あるいは近隣の高校あたりもかなり感謝をもってですね、その思いを強く感じているところもあります。

同時に、波佐見高校の校長とも話をするんですが、波佐見高校の特色、よさというところをどこに持っていくかということを、波佐見高校自身のアピールという点では、波佐見高校は地域貢献、地域に役立つ、地域に生かせる高校であり、そういう子供たちを育てていきたいという強い信念を持たれたところも私自身感じましたので、波佐見町と波佐見高校が相乗的に関係

を深めながら、存続ということで共に頑張っていけたらいいなということを強く思っているところであります。

○議長（尾上和孝君） 岡村議員。

○6番（岡村達馬君）

実はこれまで町内にはですね最大10路線のバス運行がなされておってですね、実質8路線が廃止をされております。今回残された波佐見町と川棚町それから佐世保嬉野のバス路線、残された2路線になったわけですけども、ほぼもう全滅の状況です。

私はそういった意味で、今回は別に執行部を追求したり、責任を負わせたりする、そういった考えでの一般質問ではございません。そういった意味では今回、今後の波佐見町の公共事業を考えていく上で、先ほども申しましたように、議会それから行政それから町民の皆様にも一緒に考えていきたいと。考えていただきたいというふうに思っております。

先日7時半頃の波佐見行きのバスを見ておりましたけども、一番の通勤時間にかかわらず1名しか乗っていらっしゃいませんでした。それで、そういったものはやはり現在の社会現象であります少子高齢化の問題。それから今後ますます減っていくだろうと思う人口減に事を発していることについてはですね、私たちもその事象については認めざるを得ないというふうに覚えて思っております。

今回は前回の佐世保嬉野線はほぼ1週間前に西肥バスからの通告を受けたというふうに聞いておりますけども、今後今回の川棚内海線の協議の中で今後距離を短縮しても、さらなる廃線というような意味合いでの雰囲気は感じなかったでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 太田商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

佐世保嬉野線についてということではよろしかったですかね。

今回は川棚内海線の廃止に伴いまして、国への届出は9か月前には届出をすれば廃止ができる、廃止手続ができるというふうな、そういったルールにもっとのっとって手続を進めたというふうなことでのお話がございました。佐世保嬉野線につきましても、今後そのようなことになるのかというふうなことでもちょっと話をしましたが、当然そこについての明確な回答はございませんでしたが、ただしやはり佐世保嬉野線も町内路線でもありますし、その見直しの検討に入る路線であるというふうなそういった発言はあっております。

ですので、今後の西肥バスとの協議の中で、どのような形で対応されるかっていうところは当然、注視しながら協議を進めていく必要があるかというふうには考えておりますが、やはり今後の本町の公共交通を考える上で、町外への足をどのように確保・維持していくかというふうなところは非常に大きな課題の一つでもございますので、バス路線をどのように維持していくのか、もしくはそれ以外の手段は何か手だてがあるのか。そういったところも含めて、今後検討も同時並行でやっていく必要があるのではないかなというふうに考えております。

○議長（尾上和孝君） 岡村議員。

○6番（岡村達馬君）

これとあわせてですね、バス路線の廃止と連携するようにして、いわゆる高齢者の車両運転事故にも目を向けざるを得ないというふうに考えております。

波佐見町でもその課題として真摯に取り組んでいました。免許返納者に対してのタクシー券などを発行し、高齢者の免許証返納等に向けての対策を講じているところではあります。

私もよく高齢者の免許証返納についての御相談を受けたり、お話を聞いたりしておりますけれども、こういう状況を踏まえると今までどおりもう返したほうがいいですよ。というようなことが無責任に言えなくなりました。

しかし、ここ数年全国的に高齢者ドライバーによる逆走や、重大事業事故が絶えません。統計によれば、免許証返納を考えている方は多くはいらっしゃいますけれども、71歳から80歳以上も含めて、免許証を返納するつもりはないというふうに考えていらっしゃる方は22.3%にも上がっております。

もちろん私もこの年代に該当いたしますけれども、やはり公私にわたる車がない生活は実際的には成り立ち成り立ちません。

前回の佐世保線の茂雄までの直行バスの減便を含めて、今回の川棚線の打ち切ると。そういう状況を踏まえるとですね、ますます免許証返納を考えてはいたけれども、ということでちょっとされる方も出てくるのではないかとというふうに思っております。

波佐見町でも高齢者の移動についての諸問題を考慮して、なるべく免許返納に伴う負担が生じないように努力されているところのところではありますけれども、今回のこのようなバス運行の減便やルート変更に対して高齢者への対応はどのようにお考えでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 太田商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

町外へ的高齢者の方の移動もそうなのですが、町内での移動っていうふうなところもやはり課題としてあるというふうな認識はしております。今後ですね、この地域公共交通の在り方については当然見直しを図っていかざるを得ないような時期に来てるというふうに考えておりますので、それもあわせて今計画をしている地域公共交通計画の中に策定をして、どのような方向性で整備をしていくかというふうなところもあわせてですね、検討していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（尾上和孝君） 岡村議員。

○6番（岡村達馬君）

続いて土地区画整理事業についてのお伺いをいたします。計画から33年。事業着手から27年。今回は基本的な問題の提起をいたしまして、区画整理事業について改めて質問を行います。

区画整理事業をはじめ、私は近頃いわゆる都市計画審議会への説明が少しないがしろにされているのではないかというふうにも感じます。

この４年間で都計審が行われたのは８月１９日の分で１回だけでした。変更自体は別に都計審（都市計画審議会）に諮問する事項ではありませんけれども、やはり波佐見町の都市計画の一部の変更もしくは、利用形態を変えるという場合にも都市計画を決めていただいた都計審についてはですね、やはり説明を行うべきだというふうに思っております。

特に鴻ノ巣公園のキャンプ場への一部利用、形態の変更等について。やはりそういった意味ではですね、都計審をもう少し大事にしていきたいというふうないうふうと考えておりますけれども、どのようにお考えでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 本山建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

都計審の開催のところでございますが、まず全般的には区画整理のことで申しますと、変更に対しての部分においてはですね、議員も御理解されてる部分だと思っております。

最初都計審行う、説明を行うべきじゃないかと、そういったものもあると思うんですけれども、この辺につきましてはですね区画整理においては、事業が長期化していることもあるということもあってですね。まず地元との協議を最優先したいという思いがございました。

それでまず地元の代表する関係者皆様と感触をつかむと重要と思って思うことで、先にそちらを優先させたということがございます。そういうことで、今回につきましては都計審の開催することはございませんでしたが、状況によってですね、そういった諮問をすることが、必要となったときには行っていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（尾上和孝君） 岡村議員。

○６番（岡村達馬君）

これはさきに示されました縮小案の部分ですね。全体黒線から赤線区域に変更したいというような経過があるんです。こういった計画案の地元説明会においても、今のところまだ寄ってくださいというふうな状況での説明をされていると、お聞きをしております。

広がって、地元からするともう全体的な説明はいいと。もう個人の換地指定や負担について示してほしいという声もお聞きしております。こういった情報が地元には詳しくなかなか入ってこないということで、地元のほうの方はいら立っていらっしゃいます。

事業認可にあわせて今回の場合、特に事業認可の事業延長とったばかりですので、あわせてこういった縮小案も地元を示されると、地元としては混乱が生じているということなんですけれども。そういった意味合いで事業を進めるのか、縮小案を進めるのかをですね、方向性を示してほしいと思うんですけれども、そういった面ではいかがでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 本山建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

我々としては、まずこの区画整理事業につきましてはですね、事業が長期化しているところは承知してるところでございまして、住民の皆様にも大変御迷惑を——御迷惑といいますかですね、御負担をおかけしてと言うところはもう承知の事実でございます。ですので、我々としてはこれになるべく早く、スピード感を持って実施をしていきたいと考えておりますので、まずは住民の理解を求めるところで縮小案の図の提示を行ったところでございました。

その細かいですね個別の部分につきましては、まだまだこれからの部分でございまして、そういったところはある程度、県との協議等もございまして、それを踏まえながら進めたいなと考えておりますが、まずは形を見せることで、ある程度、姿が見えてくるということになりますから。まずその辺を重視したというところでございます。以上でございます。

○議長（尾上和孝君） 岡村議員。

○6番（岡村達馬君）

これは関係者の方からお預かりしている資料です。メリット、デメリットを考えた表でございます。まずこの縮小案の取扱いはどうにお考えでしょうか。

縮小案は現在の16.8ヘクタールのほぼ半分。地区計画変更とされるエリアも確認をいたしましたけれども、これは地域の焼き物公園もしくは道路計画と、全く切り離された計画となっております。

原文についても恐らく16.8ヘクタールの約半分となりますので、現在換地を受けていらっしゃる方たちは、倍の面積宅地を換地されたというようになっております。その換地の中には、現在除外地された除外された区域の宅地の方々の減歩された面積も入っております。

そういったものを踏まえると今後除外された区域の方についてはですね、私は恐らく30年近く網をかぶせてきましたので、補償問題等も生じることがあるだろうというふうに予想しております。そういったこととあわせてですね、この縮小案の計画図には、交通安全問題が全く反映されていないというふうに考えております。

特に道路が縮小されたところにおいてまさに、波佐見一周駅伝での選手と車の接触事故が発生し、大会等のコース変更が行われたところでございます。先ほども何度も申し上げましたけれども、いわゆる地域の方はですね、現在の事業計画と縮小案のダブルスタンダードで町は進んでいるんじゃないかというふうに意見を頂きましたので、はっきりもうどちらかの方向に進むという方向性を町としては示すべきではなかろうかというふうに思っておりますけれども、それはいかがでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 本山建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

はっきりということですが、まず我々としては、先ほども申し上げましたけれ

ども、まずはこれまで長期にわたる事業になっておりますので、どうにかしてこの皆さんに対する負担感を早く解消したいと思っております。そのためにはまず縮小を行い、それで事業を早期完了に向けて進めていきたいと考えております。

先ほどありましたその道路の問題。これにつきましては区画整理によらずとも様々な手法もあると思っております。町長の答弁にもありましたけれども、県とはそういうふうなところも含めて様々な方向性、手法を協議をしていくと考えておりますし、地元においても我々の今後進めていくべき方向性というところにおいては除外された区域を何もしないということは言うておりませんので、それも含めて同時に考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（尾上和孝君） 岡村議員。

○6番（岡村達馬君）

いわゆる先ほど示しをしました縮小案ですけども。縮小案と現在の40年かかるというように示されておりますけども、まずこういった事業の例えば40年だ、10年だ、という場合はですね、やはりしっかりした根拠を示してほしいというように思っております。

いわゆるこの計画案についてはですね、事業計画書も資金計画も出てこないわけです。こういった40年もしくは10年間の計画案というものは、いろんな手法があるということで、私は本来その根拠を示して欲しかったんですけども、今の話を聞くとなかなかそれも難しいのだろうなというふうに考えております。

それから、この縮小案を考える場合に、例えば数%の縮小案だといわゆる現在の計画変更ということも言えますけども、もう50%を超えるような縮小案は、もう全く似て非なるものだというふうに思います。基本計画書から作成するべきだというふうに思いますけども、その点はいかがでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 本山建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

先ほど申されました縮小案が50%も減るとそもそもが違うのではないかなというふうなイメージを持たれてるかと思いますが、我々としてはその分においては、この問題となるところで言いますと、まず2つ。湾曲した道路の県道の問題。そして排水の問題かと思えます。その解消はですね、今回の除外——縮小案でも十分かなうものと思っておりますので、そのあたりは似て非なるものというよりも、その目的は達するものと思っております。以上です。

○議長（尾上和孝君） 岡村議員。

○6番（岡村達馬君）

私も一つの区画整理の経験者として今のいわゆる縮小案を見ると、恐らく公共減歩率それから公共保留地による減歩率は大きく変わると今の30%から四、五%以上は変わるんだろうなというふうに思っております。そうしますと地区の中心部においては10%程度の減歩。それから

山間部においてはもう七十、八十%の減歩において現在なされていると思うんですけども、そういう減歩率は大きく変わるだろうというふうに予想しております。

それから地区内の宅地の面積。それから公共減歩地積。そういったものをやはり示して、縮小案は提示すべき提起すべきだというふうに思っておりますけども、いかがでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 本山建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

今おっしゃる部分についてはですね個別の対応なりが出てくると思うのですけれども、その辺の数字についてはですね、なかなかスピード感を持ってやろうと思う場合、そこまでの整理は正直なところまだきれいにはできておりません。

あらかたの部分は想像の部分でできますけれども。その数字を一旦公表してしまいますと、それが正しいものとして走ってしまいますので、我々としては最終的に切り詰めたものを御提示したいと思っておりますし、あと縮小することでいろんな負担をかけるということですが、我々としてもそこはですね、町としても、以前も申しましたが、町としての負担、責任をとるという部分も考えております。

その辺についてはですね地元説明会でもですね、我々もそういうわけで皆さんだけに負担をかけるものではないということも申しておりますので。そのあたりも踏まえて今後いろいろ事業を進めていきたいと思っておりますので、御理解のほどどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（尾上和孝君） 岡村議員。

○6番（岡村達馬君）

今後も区画整理事業についてですね、注視をしていきたいと思います。

一般質問を終わります。

○議長（尾上和孝君）

以上で、6番 岡村達馬議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。11時10分から再開します。

午前10時59分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（尾上和孝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

次は、10番 田添有喜議員。

○10番（田添有喜君）

皆さんこんにちは。通告に従い一般質問を行います。

1. 河川整備について

近年、異常気象により100年に一度と言われる規模の大雨が続いています。本町においても土

砂崩れ等の被害がこれまでも発生をしております。自然災害は予期できませんけれども、対策を講じることはできると考えます。

そこで、次のことを問います。

(1) 町管理下にある普通河川の整備状況は、全体のどの程度が整備なされているのでしょうか。

(2) 県管理下にある二級河川（川棚川）の整備について、県に対してどのような要望を行っているのでしょうか。

2. 農業振興について

農業の振興については、後継者不足や営農者の高齢化、資材等の物価高騰など多くの課題があります。このような状況の中、今、何らかの対策を講じる必要があると考えます。

そこで、次のことを問います。

(1) 耕作放棄地の有効活用について、町としてどのように考えているのでしょうか。

(2) イノシシ被害も年々増加しているように思います。今後、有害鳥獣対策をどのように取り組む考えなのでしょうか。

3. 危機管理について

本町は自治会制度を活用し、業務委託や自治会からの要望等に対応しておられます。しかし近年では、自治会業務が多くなり業務の軽減等についての要望が出ていると聞きます。そこで、町民からの情報等が収集できる取組が必要と私は思います。

今後、地域の情報収集の在り方についてどのように考えておられるかお尋ねをします。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（尾上和孝君） 前川町長。

○町長（前川芳徳君）

10番 田添有喜議員の御質問についてお答えをいたします。まず、1. 河川整備について。

(1) 町管理下にある普通河川の整備状況は全体のどの程度が整備されているのかとのお尋ねですが。現在本町には普通河川が26本あり地域の要望に合わせてしゅんせつ等を実施しているところです。要望があった箇所については時限的に創設をされた国の補助事業、緊急しゅんせつ推進事業を活用して、おおむね9割程度を実施しており今年度である程度終了する見込みとなっております。これからも適切な管理に努めてまいります。

(2) 県管理下にある二級河川川棚川の整備について、県に対してどのような要望を行っているのかとのお尋ねですが、川棚川に対する要望においては地域から河川内のしゅんせつや樹木の撤去に関する要望が多く寄せられており、毎年その状況をつぶさに報告しているところです。

特に近年は温暖化の影響により大雨への関心も高く、また野生生物の住み家になっているなど町政報告会においても数多くの御意見を頂いたところであり、その様子も伝えております。

今年度は県北振興局の担当課と全ての要望箇所を巡回し、状況の把握に努めていただきました。

また今年度から郡町村会での要望も実施し、その重要性を訴えていきたいと思っております。県においても限られた予算であることから、一度に全ての対応はできないと思いますが、継続して対応してもらえるように引き続き要望を続けてまいります。

2. 農業振興について

(1) 耕作放棄地の有効活用について、町としてはどのように考えているのか、とのお尋ねですが。耕作放棄地については年々増加傾向にあり、中山間地域の小区画で不整形の農地が多く、大型機械等の搬入が厳しく作業効率・生産性が悪いのが現状で、その多くは高齢化や後継者不足の問題から発生しております。

耕作放棄地については、国の多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金を活用した草刈りなどの維持管理やレンゲ、菜の花、コスモスなどの景観作物による保全管理を行っているほか、町単独事業の小規模農林事業による畔コンクリート、センチピードグラスなどの省力化に向けた支援を行い維持管理の軽減を図り耕作条件の改善に努めております。

有効活用については耕作放棄地が中山間地の比較的高知に位置し、景観や眺望もよいことから、景観作物の保全管理等による農地の維持や景観的な活用が見込めます。

また労働時間や作業負担が少ない作物を新たに作付するという活用として、農林水産省の耕作放棄地への導入作物事例では、各地の活用事例をもとに蕎麦、菜種、大豆、山菜類、果樹、マコモダケ、サツマイモなどが紹介されており、また放牧地の利用としても考えられています。このように作業負担が少ない作物ならば、人手不足の農家でも農地として使い続け、加えて収益も確保できるものと思われます。

このほか一般の方への農園として貸し出す活用や、農業と福祉を融合した農福連携という取組もありますが、農業者の現状を見ると新たな作物の作付けは労力的に厳しい状況であり、農園としての貸出しや体験学習としての活用についても維持管理に苦慮されている状況です。

さらに農業以外での活用については、太陽光発電施設などの利用もありますが、初期投資の負担や排水対策、景観への影響や農地転用の問題など様々な問題・課題があり、最終的には地元や所有者の意向が重要であると考えています。

このようなことから有効活用については生産者の理解と多くの労力が必要であり、様々な活用についての方向性を示すことは可能ですが実際に実施するには厳しい状況となっています。

そのため現状では耕作放棄地が増えないような取り組みとして、国、町の補助事業等を活用した農地保全、省力化による農業者の負担軽減、組織的な農業の取組、農地中間管理事業による担い手の確保などに努めていきたいと考えています。

(2) イノシシ被害は年々増加しているように思うが、今後の有害鳥獣対策をどのように取り組むのかとのお尋ねですが、現状の対策としてはワイヤーメッシュ柵の新設や更新による農

地への侵入を防ぐとともに猟友会による捕獲活動を通じて被害の軽減に努めております。

今後の対策については被害の減少を第一に、有害鳥獣対策に従事する地域おこし協力隊員や、猟友会と連携し被害や出没状況を詳細に分析し、侵入防止や捕獲などの総合的な対応を通じて、被害の減少に努めてまいります。

なお捕獲活動は主に猟友会に委託して行っており、その多くは農業者が会員であり、農業と同様に高齢化や後継者不足により継続的な捕獲についても厳しい状況となってきております。

このため省力化や効率化による労力軽減を図るとともに、新規狩猟者の確保に向けては、様々な分野や世代からの参加を促す必要があり、継続的な対策が不可欠だと考えています。

3. 危機管理について

本町は自治会制度を活用して業務委託や自治会からの要望等対応要望等に対応していると。今後地域の情報収集の在り方についてどのように考えているのかとお尋ねですが、本町の自治会は地域のコミュニティーの基盤となる組織で、地域課題の解決に向けて様々な活動を行っている一方で行政に対し様々な提言や要望を頂いており、町民皆様の声を行政に対して直接届けていただくことで町の情報収集に大きく寄与していただいております。

町民皆様からの要望は多種多様化しており、その課題解決に向けて調整や要望活動を通じて、行政への橋渡しを行っていただいている自治会の皆様には頭が下がる思いでございます。

一方で要望活動については、総務課が窓口になっていますが、苦情や情報提供等は各課で受け付けているものも多くあり、一元的に管理している状況ではありません。

また自治会においても役場への連絡事項は増加傾向で、役員皆様の御負担になっていると聞いており、加えて町全体的な事項や複数自治会での懸案事案等は自治会長定例会で協議はされているものの一元的に管理はできていないのが現状です。

そこで、自治会からの情報等を集約するため、情報共有アプリの活用や導入も研究してまいりたいと思います。情報アプリの活用や導入によりスマートフォンで総務課への連絡や、自治会長同士で情報共有ができるようになり、自治会業務の効率化にも寄与できるものと考えています。

今後、自治会長会の意向も確認の上、導入の有無や方法、運用ルール等を協議してまいりたいと思います。

以上で、壇上からの答弁を終わります。

○議長（尾上和孝君） 田添議員。

○10番（田添有喜君）

町管理課の普通河川については国の事業で約9割が終了と、整備をされているというように受け止めていいのかなと思います。自然相手ですので草木が繁茂するなど、いろんな現象は起こるかもしれませんが、普通河川についてしゅんせつ、伐採等が完了してるということは、安全という視点から見ても非常にいい状況ではないかなと思います。

ただ、二級河川については答弁もありましたけれども県のほうに要望を事細かく行っておられることを町長の答弁から聞き取ることができたのですけれども、まず一つにお伺いしたいのは昨年1月——正確に言いますと1月20日に前県議会議員の方から「ちょっと来てくれ」というようなことで県河川の一部を、私も何か立ち合わせていただいて、そのときに1月でしたので予算的なものもあるので、新年度何らかの対応をしますというような回答を頂いたのですけれども、そのあたりについての何か情報が入ってないかまず伺いたいと思います。

○議長（尾上和孝君） 本山建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

県河川の情報というところでございますが、現在県が今後実施していくという箇所についてはですね、場所と言いますと笹渡橋を中心とした、その前後80メートルのですね、両側護岸のしゅんせつ及び樹木の撤去を行うということで聞いております。以上でございます。

○議長（尾上和孝君） 田添議員。

○10番（田添有喜君）

その現場は村木川のところです。以前も質問したのですが、護岸が土のままになっているところで、非常につくり的にもおかしいのではないかと。手前はコンクリートブロックでされてるんですけども、今写真が写ってるところが大体400メートルぐらいですかね。反対側200メートルぐらいが土でつくられています。

前回質問したときは何か意味があるんじゃないですかというような、回答をちょっと受けたのですけども、やはりどうしても町内を見て回ったときに護岸がこの土のままというところはこの区間しかないんですよね。

そういうところで何かこの件について、情報が入ってないか伺いたいと思います。

○議長（尾上和孝君） 本山建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

今の場所については山角橋^{やまずみ}のところの上流の部分ですよね。向かって右のほうになるかと思うのですけれども、そこの分についてはこちらとしても一応県のほうには確認をいたしているところですが、これについてはちょっと申し上げございませんが、明確な回答がちょっと来ておりませんので、また再度確認させていただきたいと思います。以上です。

○議長（尾上和孝君） 田添議員。

○10番（田添有喜君）

ぜひ町として住民の安心・安全というそういう視点からも、護岸はブロックまたはコンクリート製で施工していただくように強く要望していただきたいなというふうに思っております。

現在はですね、ここの護岸が土であることによってですね、イノシシあたりが侵入して護岸が崩落しているような状況です。町内の河川がイノシシの棲み家になってるっていうのは、全庁的な現象なのかなと思いますけれども、こういうところで崩落がずっと進むことによって大

雨時の災害を引き起こすというようなことにもなりかねますので、この辺についてはぜひこういう実態を踏まえて、要望していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 本山建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

ここにさっきの場所についてちょっと確認ですけれども、山角橋の先ほどの箇所ですわね。

そうしましたらその場所につきましては現場も確認をしまして、また再度それを調整して、現場をまた県のほうにも言ってみていただきたいと思っております。以上です。

○議長（尾上和孝君） 田添議員。

○10番（田添有喜君）

町の管理下でないところを質問して申し訳ないのですけれども、限られた予算の中でというような町長の答弁もありました。

前の前にも同僚議員がちょっと話題にしたのかなと思いますが、今山角橋の反対側ですね。反対側の護岸はコンクリートブロックでされています。現在町内ではですね、そこに書いてありますように川棚川自然災害防止工事（堤防補強工）というようなのが行われて、あくまでも補強工事なんです。河川敷の草払いとかですねそういうもので随分住民にとっては作業等も軽減をされ、また安心度も高まっているのではないかなと。

一方では、先ほど指摘をしたようなところがあるものですから、やはり限られた予算を有効活用。まして住民の安心安全というようなことを考えると、そういう視点からも県のほうには要望をしていただければなと思っております。

それについていかがでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 本山建設課長。

○農林課参事（太田克宏君）

今おっしゃられた部分につきましてはですね、河川が壊れてはどうしようもないので。まずは現状を見ていただいてですね、その後しかるべき対応ができるか、その辺を確認しながら要望に努めたいと思います。以上です。

○議長（尾上和孝君） 田添議員。

○10番（田添有喜君）

昨年1月にそういう口約束といいますか、何とか対応しますというような回答頂いて、6年度ももう3分の2過ぎておるものですからその辺がどうだったのかなと、町に何か届いてないかなということでお尋ねをしました。

次に提案といいますか。これももう従来から河川内の柳の繁殖といいますか、これがもうかなり南地区ですわね。宿郷から南のほうについては河川内にかなりの柳が繁茂しております。そのこの対応についても、これまで県は部分的に計画的に対応していただいているのですけ

れども、これは3年前に岳辺田郷の梅高野^{うめのこうや}付近の川棚川の柳の木の伐採です。

多分相当の予算を県は投じて行ってくれたと思うのですが、今3年後どうなってるかと言いますと、伐採だけではもう柳の繁殖力から考えると、またもう元に戻ってしまうのですね。そういうところ県にお願いする際にやはり予算の有効活用というようなことを考えると——これは先ほどからすいません、私が稗木場郷だから言ってるわけじゃないのですけど。山角橋のところ。ここは除去をしていただきました。現在どうなってるかといいますと柳は一つも繁殖しておりません。

そういうことで同じ予算をかけてやるなら、伐採よりも除去というようなことで要望していただきたいと思うのですがいかがでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 本山建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

今のですね、部分におきましてはしゅんせつ等が入る場合はですね、除根のほうも検討はされております。内容によっては伐採にとどまる場合もあるのですけれども、処理としては除根のほうも考慮してされているところもあります。

ですので、おっしゃった部分についてはその辺も含めて要望していきたいと思いますが、一方で自然環境を守るっていうその点も最近でございますので、しゅんせつのやり方も少し規格基準としては変わっているところもあるというふうにお聞きしておりますので、それを踏まえて適切な対応をしていただきたいというふうに要望してまいりたいと思います。以上です。

○議長（尾上和孝君） 田添議員。

○10番（田添有喜君）

河川法の中には各市町村でも県管理下の河川の対応ができると。当然町の予算が必要になってくるわけなのですが。

今波佐見町の状況を見たときに、結構この柳を何とかしてほしいと、大雨時に非常に不安を感じるというようなお考えをお持ちの方たくさんおられると思うんですよね。少なくともその柳を伐採する作業だけでも町民で何かできないのか。僕は全員とは言いませんけども今だったら何か町のそういう動きがあれば協力される人材はいるのかなあと。各地区にですね。

ただ問題は、その切ったものをどこでどういうように処理をすればいいかという、捨場がないというようなことなんですけども。現在そういうものの捨場というものがあるのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（尾上和孝君） 井関住民福祉課長。

○住民福祉課長（井関昌男君）

木の伐採等の捨場でございますけども、今2か所町のほうにございます。1か所は金山のほうですね。もう1か所は田別当のほうにということで、2か所ですね。今、木の伐採等はそちらのほうに運んでいる状況でございます。以上です。

○議長（尾上和孝君） 田添議員。

○10番（田添有喜君）

これから冬場を迎えると河川内の作業が一番やりやすいといいますが、水量も少ないし。そういう時期に、何かそういう有志等で「取りあえずは自分たちの手で伐採だけでもやろう」というような自然災害対策の一つとしてそういう動きがあったときに、やはりそういうものをどう処理していくのか。そういうのが一つの課題でもあるものですからお尋ねをしました。これは私が今こう考えていることで、1人でやれと言われても、ぼちぼちはまだやれる年齢かなと思うのですけど。

やはり町民が抱えているその課題を、県の対応を待ってる間に何が起こるか分かりませんので、もしそういう協力体制がつくれれば、捨場所もあるというようなことですので、そういうものも呼びかけて各自治会のまたは町民の協力を促していったらどうかなと思っております。

3年前、令和3年度の大雨時に山角橋近郊の河川ばかりで、村木川ばかりで申し訳ないんですが、どのくらい水位が上がったかといいますと——把握はされてると思いますが、ここまで上がって。ちょうど右側の写真の左の中ほどがここのちょうど護岸が土のところなんです。

やはりこういう状態になると冒頭で言いましたけども、やはりもう目の前まで護岸の整備をブロックかコンクリートでする必要性はあるのではないかなと。もう災害が起きてからということではちょっと対応が遅いということで、何らかの対応を県のほうに要望される一つの資料として示して、この二級河川の整備を行っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 本山建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

貴重な資料を今提示していただきましたけれども。この資料については後だってもし御提供頂ければ、こういう状況ですっていうところを踏まえて、県のほうと情報共有をいたしたいと思います。以上です。

○議長（尾上和孝君） 田添議員。

○10番（田添有喜君）

もし自治会または、その他の団体または個人的に河川内の柳の伐採をしようというようなお考えがあられる方の対応はどのようにお考えでしょうか。

○議長（尾上和孝君）

ただいま確認権の行使についてこれを許可します。

[確認権の行使]

○議長（尾上和孝君）

以上で確認権の行使を終了します。

これより、質疑を再開いたします。事務局は、残時間の停止を解除してください。

本山建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

すいません、御説明ありがとうございました。

二級河川のその中につきましてですね、やはり県の管理下でありますので県の許可は必要なんです、県に以前お尋ねしたところですね、やはり危険な部分はあるので、そのあたりの対応は、ということもあったんですが、ある程度その辺は踏まえた上での対応は可能だというふうな話も伺っております。

ですので、町民皆様のボランティア活動とかそういったものについてはですね、幾分そのような許可は頂けるものかなと思っております。一方であとその撤去された部分だとか、そういった廃材等についてですね、ちょっと内部で少し協議をさせていただければと思っております。以上です。

○議長（尾上和孝君） 田添議員。

○10番（田添有喜君）

私個人的な提案をさせていただきましたので、賛同いただける方または本当にこの柳を早急に撤去したいと、何とか対応したいという団体または自治会等があった場合の対応については、建設課のほう窓口になられて、お世話していただくといえますか、県との間に立っていただくというようなことで確認させていただいてよろしいでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 本山建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

はい。そういったお話がございましたら、県とのお話をさせていただきたいと思えます。以上です。

○議長（尾上和孝君） 田添議員。

○10番（田添有喜君）

もう今年度は無理だと思うのですが、その辺の経費っていいですかね、そういうもの等については、何も今まで事例がないのかなと。何かほかの事業とあわせて、燃料費とか機械代とか何かそういうものが使えるのがもしあれば教えていただきたいのですが。

○議長（尾上和孝君） 本山建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

今おっしゃった部分の区分化の支援というふうな話なるかと思うのですが、現状においては河川内のその部分においてはまだありません。ただ今後いろいろな形で、全般的な草刈りの問題も今研究をしているところでございますので、そのあたりで何かこう、いいアイデアがあればですね、そのときはまた御提示させていただきたいと思えます。以上です。

○議長（尾上和孝君） 田添議員。

○10番（田添有喜君）

県管理下にある河川のことなのでなかなかハードルが高い部分もあるかと思いますが、安心安全なという、そういう観点から町民が動くことに対するある程度の支援といえますか。そういうのは今後、ぜひ検討頂ければと思っております。

次に1番終わりました農業振興についてです。事細かく耕作放棄地の有効利用といいますか活用等について町長のほうから答弁を頂きました。私がこの質問を考えたのは、町内を回って行ったときに、片方はもうよりいい作物をつくろうというようなことで非常に手入れをきちんとされているところもあります。一方、その傍には耕作放棄地があってですね、イノシシ捕獲のための箱わなを置いてあったり、電気柵をしたりとかですね。

もう本当片方が努力されてる。でも片方はこっち、もう目の前と。そういうのとですね、非常に向き合われて農業をされているその光景を見て、何かやはり対策をしないと——私も農業やっておりますけれども、できるだけそういう、私の土地が耕作放棄地にならないようにして一生は終わろうかなと思っておりますが。好きで放置されている方なんか誰もおられないと思うんですね。いろんな事情があって現状に至っているのかなと思うんですけど。

先ほども言いました。やはりなかなか厳しい。農業者にとってもう何て言いますかね、背中合わせでそういう有害動物と向き合ってやらなければいけない。そこにワイヤーメッシュとか、もうかなり高くなって、かなり負担もあるのかな。負担額も大きいのかなと思って、町として少しこの耕作放棄地の有効活用というようなことで、考える時期が来ているのではないかなあと。

そういうときに皆さん御存じのように、野々川郷では耕作放棄地を利用してキャンプ場。かなり人気があるというようなことを伺っております。それから先般はバナナの栽培をされている方がおられまして、先ほど町長の答弁でもできるだけ手がかからないというようなことを言われましたけれども、おいしいものをつくれればイノシシがまたやってくるし。非常に何をつくるかというのは一考いるのかなと思うんですけど。

まずこの耕作放棄地をあの荒れたままじゃなくて、何かやはり少しかう対応しなければいけないんじゃないかなと。そうすることが農業者を救うことにもなるのかなと思いますが、その辺について伺いたいと思います。

○議長（尾上和孝君） 伊藤農林課長。

○農林課長（伊藤幸治君）

耕作放棄地はですねやはり町の大体こう山間部っていいですか、中山間地に広がっているんですけども。その中では答弁でもあったように多面的支払交付金事業とか、中山間地域——国の補助金を活用してですね、例えばこう保全管理っていうかたちで、耕作放棄地にならないように皆さんで草を刈るとか、それとか燃料代とか、草刈りの刃とか、そういう支援を行っている状況です。

あとどうしても耕作放棄地っていうから、やはり条件が悪いっていうことで。例えば日当たりが悪いとかそういう条件がありますので、やはりこう荒れないように先ほど言ったような景觀作物等で荒れないように。ほかの食物で保全管理をしていくっていうのがちょっと今、現実的にできる対応策かなあと思っております。

どうしても作物等も省力な作物もあるんですけども、そこに果たしてこう今私たちが提案したところでですね、対応してもらえるのかっていう部分もあるので。もちろんそういう提案を続けていって、農業の発展につながればという部分もあるんですけども、最終的に選択されるのは土地の所有者であつたりとか耕作者になるのですよね。その辺を情報提供しながらですね対応していきたいとは考えております。以上です。

○議長（尾上和孝君） 田添議員。

○10番（田添有喜君）

私も非常に手間のかかる梨栽培をやってますけれども、異常気象で非常にもうやめたいなっていうのが本心ではあります。しかし荒らしてはいけないし、町としてもこう考えていかないとですね、営農者だけまたその地区だけとなると非常に無理があつてですね。年齢構成等も含めてですね、無理があると。

だから法人の方も耕作放棄地をつくらないようにということで、かなり広い範囲で農作物をつくられて御苦労されてるのを目の当たりにすると、なにかそれだけじゃなくて、もう少しこう町として取り組めないのかなと。

そういうときに先ほど言いましたキャンプ場とかバナナの栽培とか、私は何がその手間かからずイノシシにもやられんかなと。今話題のザクロですね。今佐賀県が力入れて結構、癌とかですね高血圧とか、コレストロールとか糖尿病とかですね。いろんな効用があるということで、今伊藤園あたりもそれに着手しておりますね。ちょっと企業名出して申し訳ないんですが。またはキウイとかレモンですね、イチジクとか。そういうものやればイノシシあたりの、地理的にちょっと悪いところでも栽培が可能なかなあと。梨みたいに袋をかけるとかですね、そういう手間は要らないわけですので。そういうようなことも開発をしていく。

当然町だけではできませんので、そういう耕作放棄地を有効活用するような何かこう検討委員会といいますかアイデアを出し合って、そういうものを町または町外にも発信をして、誰が利用される方がいないのか。そのことが行く行くは耕作放棄地あたりを少なくし、農家の人も質のよい農作物の収穫にたどり着くといいますか、そんなことも考える時期が来ているのではないかなと思います。こういう考えについていかがでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 伊藤農林課長。

○農林課長（伊藤幸治君）

実際ですね、取り組まれている作物もあるのですけども。実際蕎麦とか菜種とか大豆はですね、中山間地のそういう耕作放棄地になりそうなところでやられている部分もあります。あと

柿とか栗。そういうものは現在取り組まれてるところもあります。

そういう組織で立ち上げてはどうかということなのですが、先ほど言いました中山間の組織が、ある意味そういう条件のところにある地区なのでそういう方とかまた県の方の意見を聞きながらそこに合ったまた作物とか、そういったのを提案して議員がおっしゃったような将来につながるような対応ができればと思いますので、そのあたりは中山間の組織の中で、そういう新しい作物の話もしていきたいと考えております。以上です。

○議長（尾上和孝君） 田添議員。

○10番（田添有喜君）

一年一年、お互い年をとっていくもんですからね。後継者がおったり、若手がおったりしたら明るい未来があるのかもしれませんが、何分みんなこう年をとっていくもんですからね。そういう地区だけのことじゃなくて、町としてやはり何かこう考えないといけないのかなと思っています。

もう結構こういうように、もう手がつけられないようなもうまさにイノシシ等の住み家をつくってしまっているところ。片方では立派に稲作をされてるとかですね。そういうようなところで。

以前私のほうも大型の草刈り機っていいですか、そういうものを町として購入されたらどうですかと、他県では事例がありますがということなのですが。その辺の草刈り機あたりの購入計画があったようですけれども、ちょっとそのあたりのことが現在どのくらい進んでいるのかをお尋ねをしたいと思います。

○議長（尾上和孝君） 伊藤農林課長。

○農林課長（伊藤幸治君）

今町の中で、全体的に関係課で草刈りの対策委員会っていうのをやっています。自分が農林部門なので、農林部門で言えば大型機械につなげてから使うモアとか、そういうのを支援できないかっていうところで今検討しているところでございます。

草刈りがやはりどうしてもこう労力がかかる部分で、さきに答弁でも言ったように草を刈らないでいい、回数を減らすとかっていう部分で農林課としては畔コンクリートの補助の支援とかを昨年度から開始しましたし、省力化に向けてセンチピードグラスっていうことで草刈りの軽減ができる食物等の今支援を行っているところでございます。以上です。

○議長（尾上和孝君） 田添議員。

○10番（田添有喜君）

草刈り対策委員会ですか。いい組織をつくって進められていると思うんですけど、こういうところ（耕作放棄地）っていうのは、もう今後は放置の状態なんですか。結構あるとは思いますが。

こういうところも草刈り、その検討委員会ですか、対策委員会ですか。そういうのも今の話

で聞くと、まだまだ作業がやりやすいところの対応策を言われたのかなと思うんですけど。もうこういうところはもう自然にもう森林といいますか、そういうような状態に放置されるという考えでよろしいのですかね。

○議長（尾上和孝君） 伊藤農林課長。

○農林課長（伊藤幸治君）

そのようなところは結構あるんですけども、時期的に刈りやすい時期、刈りにくい時期があると思います。ちょっとこんな蔓のしたところはどうしても夏は厳しいので、今から先の冬の時期に、例えば枯れたときとかだったら対応しやすいと思いますので。

役場も指導する部分もあるんですけども、まずは地域の農業者の中でこういう部分をなくそうという話をされて、それに対して私たちがどこまでの支援ができるかなあっていう。先ほどの機械とかセンチピードとかそういう提案も含めて、そういう対応になってくるかと思います。以上です。

○議長（尾上和孝君） 田添議員。

○10番（田添有喜君）

今後大型の草刈り機等の購入を進められるかなと思いますが、町の実態を踏まえてですね。今写真で見たようなところを背負い式のチップソーで刈るというのはかなり大変、時間もかかりますね。そういうことも踏まえて機械購入については、十分現状に合ったような、または今後も継続して使用可能なそういう重機を購入していただけることを要望したいと思います。

あと先ほど耕作放棄地を利用してキャンプ場と言われましたけれども、ちょうど野々川郷魅力あるむらづくり計画っていう、何かそういうこともですね——もちろん耕作放棄地も含めてそういう取組をされてるってすごいなと思っています。

これはやはりどこの地区も10年後どうなるんだろう。10年後を見据えた自分たちの郷はどういうふうな姿になるのだろうか。どういう地区をつくっていくんだろうかというのは、一つ御提示を頂いたものかなと思っています。

ぜひ私の地区でもできること、特にこういう少子高齢化が進んでいる。こういう時代に10年後どうなるのだろうか、20年後どうなるのだろうか、っていうことを見据えた各地区づくりといたしますかね。それが行く行くは波佐見町のまちづくりにつながっていくのかなと思っております。

多分その計画の一環として、キャンプ場というものを町の補助を受けながら、今取り組まれて成功をされているのかなと思っております。

この野々川のようなこういうことに対して、耕作放棄地も含めてですが、河川の管理も含めてですけど。そういうものは町として推奨していこうというお考えでよろしいでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 伊藤農林課長。

○農林課長（伊藤幸治君）

野々川のほうはですね私も地区の懇談会のときにいろいろ御説明頂いて、知っているんですけども。

その施設に関連して、農業されるとしてお手伝いできる部分があれば、いろいろな先ほどの国の補助なり町の補助を活用した形での周辺整備ができる部分があれば、もちろんご支援したい考えでありますし。そういう取組ってというのは本当今後も大事に見守っていきたいと思っております。

○議長（尾上和孝君） 田添議員。

○10番（田添有喜君）

有害鳥獣対策ですけども。現在ワイヤーメッシュの更新時期で、地区単位で更新をされているかと思いますが、最初に設置したワイヤーメッシュは非常に枠が大き過ぎて、ウリボウあたりはそこを通過するというようなことで、今販売されてる分はその対策が講じられた物が販売をされているようですけど。かなりワイヤーメッシュ高くてですね。

結構補助を受けているところはいいと思うんですけども、今民間の農園といいますか家庭菜園そういうところまでですね。または墓地辺りまでこう入ってきている関係上ですね、1枚1,000円ちょっとしますから10枚買ってもう1万円とかですね。そういう個人負担をされてる方もおられるんですが。

そういう団体の補助はあるのですけども、個人に対するそういう鳥獣対策支援。柵っていうか、そういうものはお考えないかお尋ねをしたいと思います。

○議長（尾上和孝君） 伊藤農林課長。

○農林課長（伊藤幸治君）

おっしゃられたように今メッシュ柵のですね、工法というかですね方法はですね、農地を守るっていう部分で農地を囲む部分で、2名以上とかってそういう条件のもと設置をされております。年間で約10キロメートル近くの距離を今町内やりかえているのですけども、現在のメッシュ柵は少し錆ない、亜鉛メッキ塗装がしてあって従来型の錆が出ないタイプにはなっております。

今後のやはり被害に対しては、何らかの支援が必要とは考えています。現段階の対応の部分で言えば、そういう情報頂いたら捕獲のほうで今支援をしている状況ですので、今後の被害状況を見ながら、そういう個人的な部分への補助とか、そういう支援をちょっと検討していきたいと考えております。

○議長（尾上和孝君） 田添議員。

○10番（田添有喜君）

なかなかお互い来ているので、うまくこう対応していくのは大変なのでしょうけど、財政あつてのいろんな事業ができるとは思っているんですけどね。ずっと更新時期を待ってる間に

一生懸命 1 年かけた農作物が被害を受けるとかいうようなこともあっているのかなと考えると、町としても何らかの枠を設けて支援策が要るのかなあと思っております。

次にこれは皿山川の上流なんですけど、今年の米の出来は結構水の管理が大きく、品質とか収穫量に影響したと聞きます。やはり水が確保できたところはおいしい米ができてるようなんですけど。ここのところはですね、ちょうど水田に上げるポンプがあるところなんです。やはり水がないところはですね、やはりこう質が悪いと言えば失礼ですけども、米の収穫には至らなかったというようなことをちょっとこう聞きました。

河川のところで言えばよかったのかもしれませんが、農業振興といいますか。農業、農家を守る意味でも、河川がこんな状態で水の確保に非常に苦慮しているというような、そういう現実も町内にはあるのかなと思いますので、ぜひ農業者の声あたりを聞いていただいて。

県河川ではありますけれども、普通河川についてはもう 9 割程度整備可能ということですので、そういう農業用の水の確保という面でも普通河川では十分整備がなさっておられるのかなと思いますので、県河川については建設課とあわせて農業の視点からでも県に強い要望をしていただきたいと思います。

最後に 3 番目の質問に。町長答弁の中にも何かアプリを利用して情報収集をというようなことを言われましたけど、要するに——私も自治会の役員をしました。でも時代の流れと共に「結構忙しいな」「大変だな」または「役員に成り手がいない」とか、いろんな、そういう問題を考えたときに、やはり町民参加型。

役員さんも仕事をなさって、役員を兼ねてされている方がかなりおられるものですから、多忙だ、多忙だ、というような声になるのかなとは思いますが。やはり町民一人一人がこういう自分の命を守る。自分の財産を守る。そういう視点から意識改革っていうのを、やはりこう変えていく必要があるのかなあというようなことで。

町長の答弁でそのアプリ辺りを活用してというような答弁がありましたので、ちょっと安心はしたんですけど。私はいつでも誰でも町の情報について「ここ危ないよ」「ちょっと大木が倒れそうですよ」とか「道路に危険物がありますよ」とか、何かそういうものも含めたかたちで、いろんな情報だけで一方通行（でいい）です。これに対応しよったら大変ですので、そういうようなアプリができないかなということ。もう仮称ですけど「はさみ 8 3 3 危機情報」ということで河川、道路——道路の場合、県道、町道、その他。河川だったら県河川、普通河川、その他。その他として土砂、民家等なのか、その他なのか。そういうものの情報をポツと簡単に、町民の声が聞けるような、そういうアプリあたりを開発をして、少しでも自治会の役員さんたちの軽減といいますかね、そういうのが図れたらなあ。また町民の危機に対する意識向上が図れたらなあと思っておりますが。最後に町長いかがでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 前川町長。

○町長（前川芳徳君）

答弁でも申しましたとおり、そういった情報の収集についてまずは自治会長会においてですね。まず自治会長とのやりとりも大変こう情報多ございますので、そういったものについてのまず導入を研究してまいろうかというふうに思いましたが、御提案は町民の皆様が、いつでも、誰でも情報を得られるようなアプリの導入をされたらどうかという御提案のようでございます。

確かに情報を得られる、こちらが提供するようなアプリというのは必要かと思いますが、一方的な情報だけ入ってまいりますと、大変混乱をする場合もございますので、こういったアプリがいいのかも、やはり御意見を伺いながら確かに得られる情報が多ければ多いほど危機管理には役立つものと思いますし、こちらが提供できるものも町民の皆様が見やすいアプリでないと、非常に片方だけが利用しやすいものであってはならないと思いますので、そのあたりのものがどういったものが適切なのか、果たして入れることがいいのか、ということも含めまして、十分な研究をさせてもらいたいというように思っております。以上でございます。

○議長（尾上和孝君） 田添議員。

○10番（田添有喜君）

深くは考えていないのですが、自治会の役員さんを通すと色々な書類の提出かれこれ、いろんな申請とかそういうのも限られた予算を使って対応する場合は必要なのかなと思います。

少しでも町民の皆様が関心を持って、もう遊び半分にももちろん使用してもらっては困るのですけれども。「こういう今回の大雨でこういう状況でしたよ」って。それが自治会から上がる情報として重複しても私は構わないと思います。

問題は住民の意識を高めていきながら、自然災害から町を守るといいますか、自らを守っていくというようなことが必要ではないかなということで提案をさせていただきました。

何か町長あられますか。

○議長（尾上和孝君） 福田総務課長。

○総務課長（福田博治君）

先ほど町長が申したとおりですね、そういった双方向のアプリなりが開発ということであれば、有意義なものと認めます。一方で、町単独で開発するとなると費用もかかりますので、どうしても商用のアプリということになります、やはり情報がいっぱい入れられますと情報が混乱することもあります。

やはりルールを持って情報も管理することも必要だと思いますので、こういったやり方がいいかというのは、他の自治体の状況を見ながら、私どもも研究を行っていきたいと思います。

以上です。

○議長（尾上和孝君） 田添議員。

○10番（田添有喜君）

終わります。

○議長（尾上和孝君）

以上で、10番 田添有喜議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。13時30分から再開します。

午後0時12分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（尾上和孝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

次は、4番 横山聖代議員。

○4番（横山聖代君）

皆さんこんにちは。通告に従いまして質問いたします。

1. 教育行政について

（1）学校に行けない子供たちの支援。

①現在の不登校児童・生徒数はどの程度か。また、その増減傾向は。

②不登校児童・生徒に対する現行の支援体制はどのようになっているか。

③不登校対策として、新たに検討している取組や計画はあるか。

④不登校児童・生徒を持つ保護者への支援はどのように行われているか。

⑤学校に行けなくなる子供たちは、特性を持つ子が少なくないと聞く。保育園、こども園、学校でのスクリーニングはどのようにされているか。

（2）学校設備の充実。

①各小中学校の女子トイレ個室に、生理用品を常備すべきではないか。

②中学校の生徒用トイレ入り口は、扉ではなくカーテンになっている。扉にすべきではないか。

③小中学校の体育館は、夏は暑すぎて、全校集会ができず、体育の授業、PTA行事も厳しくなっていることを鑑み、エアコンディショナー設置の計画に着手してはどうか。

2. 放課後児童クラブ待機児童について

現在、本町には3か所の放課後児童クラブがある。毎年、1年生の受入れ人数は上限ぎりぎりの状態であるが、3施設の御努力により受入れられている。言うまでもなく、放課後児童クラブは働く親にとって必要不可欠なサポートだが、来年度1年生の申込み数が既に切迫していると聞く。本町として、待機児童を出さないための対策をどのように考えているか。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（尾上和孝君） 前川町長。

○町長（前川芳徳君）

4 番 横山聖代議員の御質問についてお答えをいたします。まず答弁が前後しますが、2. 放課後児童クラブの質問について御答弁をさせていただきます。

2. 放課後児童クラブの待機児童について

本町には3か所の放課後児童クラブがあり、働く親にとっては必要不可欠なサポートであるが、来年1年生の申込み数が既に逼迫していると。本町としての待機児童を出さないための対策をどのように考えているのかとのお尋ねですが、放課後児童クラブでは、現在利用している方の意向を聞きながら、来年度から新たに希望する方の申込みを受け付けております。

既に受け付けが済んだクラブによると、数名のキャンセル待ちが発生しているとの連絡を受けています。放課後児童クラブに子供を預けられないと保護者が仕事に出ることが難しくなり、最悪の場合波佐見町で子育てが困難になる可能性もあることから、現在、教育委員会とも連携し、適切な対応について協議を進めているところです。

対応としてはまず待機児童の概数を把握するため、町内の園児及び現在放課後児童クラブに通っている小学生の保護者を対象に緊急アンケートを実施し、来年度及びそれ以降の意向を確認しました。アンケート形式であるため全ての方が回答しているわけではありませんが、広域保育の園児の需要も考慮する必要があるため、現状では特に中央小学校区と南小学校区での待機状況について懸念しているところです。

しかしながら今後の待機児童の状況は、少子化の影響もあり令和7年度をピークに令和8年度以降は、その需要が減少傾向にあることから当面二、三年を乗り切るような制度設計を前提に検討を進めていきたいと考えています。

そのため、新たなクラブをつくるというよりも一定期間、放課後の子供たちの居場所を確保するという視点で公共施設の確保や委託先スタッフの募集などを進めてまいります。今後とも、保護者の方の不安を取り除くために、なるべく早く御説明ができるように努めてまいります。

なお1番目の教育行政については、教育委員会から答弁がございます。

○議長（尾上和孝君） 森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

1. 教育行政について

（1）学校に行けない子供たちへの支援

①現在の不登校児童・生徒数はどの程度か。また、その増減傾向は、とのお尋ねでございますが、不登校児童生徒数につきましては、令和5年度小学校12名、中学校19名の計31名と県教育委員会報告をしております。今年度の現状は減少傾向にあります。

②不登校児童生徒に対する現行の支援体制はどのようになっているかとお尋ねでございますが、支援体制の原則は、該当児童生徒や保護者との相談面談体制の充実と、該当児童生徒の

現状や要望等を踏まえた対応に心がけるということです。

担任やスクールソーシャルワーカーを中心に相談や面談、家庭訪問などにより現況確認や情報共有を行っています。またスクールカウンセラーによる面談さらには相談医療機関等への連絡調整なども行っております。

校内支援センター的機能を有する学習室を立ち上げ、常勤職員の配置や支援員等のサポートにより学習保障や教室復帰につながるよう対応を行っております。

校外支援センター的機能を有する施設として、総合文化会館の利活用、サテライト会場として勤労福祉会館等の利活用など該当児童生徒の実態や、要望等を考慮した対応を行っております。町教育委員会といたしましても指導主事を中心に相談、面談に対応し、必要に応じて関係他課とも情報共有を行っております。

加えて、県の「確かな一歩」事業にも参加し、美術館等の見学なども行っております。

③不登校対策として新たに検討している取組や計画はあるのかというお尋ねでございますが、新たな取組を行う計画は今のところありません。現在行っている取組を継続、充実して行うことを基本にしています。

一人一人の原因、現状、ニーズ等を考慮した個に応じた対応を行ってまいります。ただ新たな取組への意見、要望等があれば真摯に受け止め、その協議を深めることを拒むものではありません。

④不登校児童生徒を持つ保護者への支援はどのように行われているかというのですが、先ほどの答弁と重複しますが、相談面談を丁寧に継続的に行い、関わり・関係性を構築することを大事にしています。

ただ学校関係者や教育委員会には相談がしづらい、意見の相違などがあつた場合には、その保護者の思いや願いを共有されている方から情報を伺ったり、専門家等との意見交換の場を設定したりするなど、よりよい支援体制を構築したいと考えております。

⑤学校に行けなくなった子供たちは、特性を持つ子どもも少なくないと聞く。保育園、こども園、学校でのスクリーニングはどのようにされているかということでございますが、保育園やこども園でのスクリーニングがどのように行われているかは諸詳細を把握しておりませんが、子育て支援班などの関係他課からの情報共有、園訪問、就学時健診や5歳児健診、小学校等関係機関との情報共有や意見交換などを行い、気になる支援を要する子供の就学前の状況、就学後の支援などについて共有を行っております。

学校においてのスクリーニングにつきましては、特に担任として園からの引継ぎ資料、家庭環境調査票、指導要録、個別の指導、支援計画などから気になる配慮を要する児童生徒のみならず全ての児童生徒については情報を把握します。

特に配慮、支援を要する児童生徒につきましては、学年内や教科間さらには管理職、養護教諭、スクールソーシャルワーカーや、スクールカウンセラーなど複数体制での情報共有、指

導、支援に当たるようにしています。状況や必要に応じては、役場関係他課や医療相談機関との連携を図ることも行っております。情報共有は週1回や月1回などの定期的な場であったり、必要に応じ緊急的な対応も行っております。

また、相談箱の設置や、アンケートの実施、日々の観察や日記・面談など事前情報の把握にも日々努めております。スクリーニングの基本であります複数で、早急に、個別に、丁寧に、継続しての情報共有、支援を図っていきたいと思っております。

なお統一様式のスクリーニングシートについての作成につきましては、今のところ行っておりません。

（２）学校設備の充実。

①各小中学校の女子トイレ個室に生理用品を常備すべきではないかとの他でございますが、以前にも答弁しておりますが、町内小中学校では生理用品をトイレ内に置くのではなく、保健室に常備し必要とする児童生徒と、養護教諭との直接的な関わりや支援を介することを原則としております。

②中学校の生徒用トイレの入り口は扉ではなくカーテンになっているが、扉にすべきではないかということでございますが。中学校に現状を確認したところ、カーテンのメリット・デメリット、扉や引き戸のメリット・デメリットもあり現状可の考えでした。今後対応の必要があれば協議してまいりたいと思っております。

③エアコンディショナーの設置のことでございますが猛暑、酷暑による熱中症対策は今後の大きな課題となります。特に体育館の空調化につきましては、その必要性から早期の検討、設置が求められますので、財政課等との協議が必要だと判断をしております。以上壇上からの答弁を終わります。

○議長（尾上和孝君） 横山議員。

○４番（横山聖代君）

再質問に入りますけれども、その前に皆さんの最近よく聞かれるようになってきていると思うんですが、「ウェルビーイング」って皆さん御存じですかね。最近よく聞かれると思うんですが、この「ウェルビーイング」っていうのは、身体的、精神的、社会的にも良好な状態を指し、一時的、瞬間的に良好かどうかではなく持続的に良好であることを特徴としているものです。教育に関連するウェルビーイングなのですが、経済協力開発機構——OECDですね。が提唱する考え方が世界的にも今受入れられているところです。

OECDによるとウェルビーイングっていうのは、生徒が幸福で充実した人生を送るために必要な心理的、認知的、社会的、身体的な働きと潜在能力とのことです。OECDはまた教育の目的というのは、個人のウェルビーイングと社会のウェルビーイングの２つを実現することとしています。

つまり教育は何のためにあるのか、するのかというと、子供たち一人一人と社会全体が現在

から将来にわたって幸せで満ち足りた状態となるためということです。逆に言うと個人も、社会もウェルビーイングな状態を実現することが、教育の目的そのものと。これは現在の日本の教育政策の基本的な考えにもなっています。

現在ですね、教育現場でのウェルビーイングが損なわれていることが懸念されています。そうした状況を変えるためには、子供たちはもちろんのこと保護者や教職員など子供に関わる人のウェルビーイングも重視することや、人々のつながりを大切にすべきということが強まってきています。

そして、長くなりますけど文科省の2023年から27年の第4期教育振興基本計画でも、ウェルビーイングの向上が計画の柱に上がって、据えられておりました。前置きは長くなったんですけども、このことを踏まえてですね、質問していきます。

まず学校に行けない子供たちへの支援についてからですね。この不登校児童生徒、減少傾向にあるということです。これはもちろん一人一人に合った対応、学校やスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの先生方が対応していただいているということで、まず本当これは感謝申し上げます。

しかしですよ、この数っていうのは不登校の定義である年間に連続または、断続的に30日以上学校を休む、休んでいる児童生徒に合致する数と人数ということで間違いないでしょうか。まず確認です。

○議長（尾上和孝君） 森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

その前段に「病理または経済的な理由によるもの以外」ということになります。そこで年間30日ということになりますね。

○議長（尾上和孝君） 横山議員。

○4番（横山聖代君）

その人数っていうのは単なる数であって、少なくなったからってまず単純には喜べないっていうのがあると思います。そういった定義に合わない子でも行けたり、行けなかったりとされていますし、1人だろうとその1人は波佐見っ子であるし、その子供の周りには親御さんもいます。1人たりとも取り残さないっていう気持ちで支援しないといけない。それは多分皆さん共通意見だと思います。

そこで質問なんですが、本町にはフリースクールなどの家とか学校以外の第3となる場所がありません。本町直営でも、民間委託でもいいですので、子供たちの第3の居場所となる施設をつくるべきと考えますか。いかがですか。

○議長（尾上和孝君） 森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

先ほど答弁も申しましたように、現段階ではそういう施設等々の設立ではなくて、今の取組

を継続して、充実して行っていきたいということを思っております。

また町内または近隣にあるそういうフリースクールあるいはフリースペース等々の施設との連携につきましては、今後も充実を図ってまいりたいなということを考えております。

○議長（尾上和孝君） 横山議員。

○4番（横山聖代君）

そうですね。現状維持とのことですけれども、私は先ほども言いましたこのウェルビーイングの向上の実現のためっていうのと、あとまた今こども家庭センター「よりそっと」がもうすぐ出来ようってしてますけれども、河川側のほうに「こどもまんなか」というペイントがされています。

この「こどもまんなか」とあってあれですね、全ての子供や若者の権利が保障され、健やかな成長を社会全体で後押しして、将来にわたって幸せに生活できる社会を目指すっていうことですよね。私はこの「こどもまんなか」というペイントをされていたのを見て、そういうのを宣言してるんだなと思いました。受け取りました。

それならですねこの現状維持とか——まあ確かに現状維持はもちろん大事です。充実していくということも大事なのですが、この充実していくためには学校とか教育委員会だけでなく、町全体で考えていかないといけないのではないだろうかって思うのです。そのために福祉の視点を取り入れた取組をしてほしいなって思うのです。

なんでかって言うのですけど学校に行けなくなった原因って、それぞれあると思います。でもね、学校に行けないからっていうだけで、この子供たちがやはり自信を喪失しています。そういう子供たちに頑張れってエールを送って頑張らせるのではなく、その子供の気持ちが動くまで待つ。意欲が湧くような、やってみようかなって心が動きそうなことを支援することが、心が元気になることにつながる。元気になったらいろんなことをやりたくなる。いろんなことができるようになったら自信がついて勉強してみようかなってなる。この工程を抜いてやらせようとしてもやれないし、さらにやらなくなります。だから、あなたはあなたのままでいいっていうスタンスですね。これは福祉の視点だと思うのですけれども、これが重要だと私は思っています。

そこでもう一度お尋ねします。町長このような教育としてだけ考えるのではなくて、町全体の課題として捉えて、福祉関係の課で子供の居場所を立ち上げませんか。

○議長（尾上和孝君） 前川町長。

○町長（前川芳徳君）

そのような、お子さんの支援については、子育て支援の担当の課でしっかりとした連絡等を取りながらですねやっているところであるというふうに私は思っております。

だからすぐにそういった居場所づくりっていいですか、さっきおっしゃったフリースクールのようなものをつくるというのは、十分な今後検討が必要でございましょうし、それを果たし

て町がやるのかと。やっていただけるようなプレーヤーがいらっしゃったら町としての支援もしっかりやっていけるかと思えますけれども、そういった分については十分な検討が必要なのではないかなというように思っております。

先ほど議員のお話であれば、町は何らそこあたりの支援をしていないかのような御発言でございますけど、そういったものは担当課で保健師等を交えながらしっかりやっているところでございます。以上で答弁終わります。

○議長（尾上和孝君） 横山議員。

○４番（横山聖代君）

確かに私は決して町が何もしていないって言っているわけではなくて、実際しっかりしてもらってるとは思ってるのです。でもなぜ居場所が必要かっていうと、確かにそうやってスクールソーシャルワーカーさんとか、スクールカウンセラーさんとか、役場のそういった保健師さんあたり。子供関係課のとき子供となれば一対一だったり、保護者との面談一対一だったりとかあると思うんですよ。

でも居場所となれば、そこには子供が数名はいると思うんですよ。やはり共同活動の意義っていうのはあると思うんですね。やはり心の折れてしまっている子供っていうのはですね、子供が心の折れてしまっておらず子供たちに、大人だけで一対一でやって、そこで元気になるかって。まあなる子もいるでしょう。でもなかなか難しいと思うんですよ。だからですね、私はこの共同活動の意義があるっていうのは言うまでもなくあると思います。

でも学校での集団活動ができなくとも例えば、先ほども町長が子ども・健康保険課のほうでしっかりやっていると言われました。例えば不登校の要因の中に、生活保護やネグレクト、DV、ひきこもりなどの原因があるなら子ども・健康課で対応しますよね。先ほども言われました。その支援の拡大っていう捉え方はできないんでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 石橋子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

そういう今おっしゃられましたネグレクトなどで、不登校になってる場合も考えられますし、あるいは例えばですけれどもSNSっていうかですよ、そういうゲームのし過ぎとかで、そういったことで家を出たくないとか。そういったいろんな不登校の原因ってあるのではないかなというふうに思っております。

おっしゃられるその支援の拡大というところですけども、そういういろんな様々な要因がある中で、福祉の立場としてできることは検討させていただきたいと思っておりますし、先ほど言われましたこども家庭センターも今後オープンしていく中で、どういう支援の方法があるか相談体制を充実させていければなというふうに思っております。

○議長（尾上和孝君） 森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

今、石橋課長のほうからもありましたけれど、子供たちが不登校になった原因と思われるもの、あるいは続けていると思われるものというのは本当に様々で。例えば一例でゲーム、SNS等での昼夜逆転現象にある子供たちに、今のままでいいよっていうことは決して私たちはかけたくないなと思ってるわけですね。

やはりその原因とか、状況とかを十分に把握した上で、その子にはどのような支援、サポート、関わり、もしかしたら指導というのが必要かということはあるのではないかなと思っておりますので、あくまでもその子の状況あるいはニーズを踏まえた個の丁寧な対応ということを基本に考えていったときに。様々な場で箱物をつくってとかではなくて、今の既存の部分をうまく利用しながら、子供たちの現状やニーズを踏まえた丁寧な対応というのが求められると考えております。

そこに協働という部分も、もしかしたらその子供の特性によって、みんなでよりも1人で。もうなかなか1人でも出ることができない。1人のほうがいいという子供も当然いるわけですから、全てが共同性を発揮する場所を提供ということが、その子にとってふさわしいかどうかというまた判断しなくてははいけませんので、私たちの基本的なスタンスはそういうふうな思いで今対応をしているところです。

○議長（尾上和孝君） 横山議員。

○4番（横山聖代君）

確かにですけど、もちろん不登校の原因様々と言われました。私も様々あると思うんですね。昼夜逆転しとる子もおるでしょう。でもやはり学校に行ったら、何かしら体調、身体に異変が起きるっていう子もいるでしょう。何かそうなったときにももちろんですね1人でのほうがいいっていう子も確かにいると思うんですよ。人との接し方が難しいっていう子もいるから。

でもですね、やはり何なんだろう。そういう居場所をつくらないっていうの。今納得できないんですけど。もしその子供たちが、もうずっと学校に行けず、また心も充電できる場所もなく、人と接することができなくなって、そのままひきこもりとならないとも言い切れませんよね。そうなったら負のループになりかねない。

それでも今の町や教育委員会とかがやっている今の支援。そのままやるっていうのがやはり何か納得できなくて。本町にはフリースクールはないですよ——確かにないです。でも近隣の市町にフリースクールあります。じゃあそこに通う子もいるでしょう。そうなったら親御さんは仕事はどうされるのでしょうかね。また保護者さんの仕事の問題等でそういった遠くに通わせられないからってなれば、学校に復帰できるのをずっと見守って、その間ずっと不安との闘い。

11月1日の新聞で、県内不登校最多っていう記事がありました。ここに県教育委員会の見解

で、「学校だけが学びの場ではないという捉え方が社会的に広がってきている」って。「校内別室の設置促進やフリースクールなど民間との連携強化を通じ、子供のそれぞれの状況に合わせたかたちで学びが止まらないよう進めていきたい」と。

教育長ももちろん言われました、子供それぞれの状況に合ったニーズに合った支援をしている。でも、それでも本町にはそういった学校以外の学ぶ場所ってないじゃないですか、今。居場所がないじゃないですか。また親が不安な気持ちを吐き出す場ってないじゃないですか。町全体でやはりこういうのって考えないといけないと思うんですよ。

他人事ではないけれども何か、民間の人がしてくれたらとか。何かそういうふうになんか聞こえてならない。私だけかなそうやって聞こえたのは、分からないけど。

現在ですよ、さっきも言いましたこども家庭センター「よりそっと」の後ろに「こどもまんなか」ってペイントされてるって。この「こどもまんなか」ってペイントしてるのに、どうしても「こどもまんなか」じゃないんじゃないかなって今思ってるんですけども。

本町が考える「こどもまんなか」ってどういう状態、どういうことなんでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 石橋子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

こども家庭センターの河川側の壁面のほうに「こどもまんなか」っていうロゴのほうを入れておりますが、こちらはですねこども家庭庁からロゴの使用申請、使用許可を頂いてですね、設置をするもので、許可の条件としましては子育てを応援する、サポーターになってほしいっていうサポーターをする組織であるというところで、このロゴのほうは入れております。

まだ正式に開設をしておりませんが、開設するにあたっては子育てを応援するまちということで、波佐見をもじりまして、「育む・支える・見守る」。そのような子育てを応援するまち、になっていきたいということで「よりそっと」を中心に、「こどもまんなか」の取組を推進したいと思うことから、そういうロゴを使用させていただいております。

居場所につきましても次の質問でもございますが、放課後児童クラブが、ちょっと今待機が発生しそうというところで、そこで子供の居場所をですね緊急的に整えないといけないというところで今動いておりまして、ちょっとどちらが重要かという問題ではないんですけども、次今ちょっと切迫してるというところで、そちらのことで「よりそっと」のほうで活用も一つ案として今検討を進めているところでございます。

○議長（尾上和孝君） 横山議員。

○4番（横山聖代君）

課長が言われましたその「よりそっと」のところで、そういった今は学童さんのところがちょっと切迫しているからですけども、今後そういった不登校、学校に行けない子供たちの居場所となり得るものと考えていいのでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 石橋子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

この学童の問題が発生する前は、そういった子供たちが集まれるような場所にできていければなということだと思っておりまして、先ほど答弁をしましたように、ちょっと二、三年ですね、その学童の状況を見まして、後はもっとほかに有効活用ができないかっていうところの一つの案として、子供たちの居場所のほうに検討していければなというように思っております。

○議長（尾上和孝君） 横山議員。

○4番（横山聖代君）

そしたら、少しはよかったとは思ったんですけど、二、三年後ってなったら、この二、三年苦しんでる子とかいたら、じゃあその間どうなるのかなと。

こども家庭センター結構広々とスペースあって2階は会議室だったのかな。でも結構広いかなと思うんですけど、そんなその学童の待機児童の対策をされてるのと同時に、現在もそういう居場所としてできるのではないかなと思うんですが。すぐさまというか直ちに、早急にすることはできないんですか。

○議長（尾上和孝君） 石橋子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

議員のおっしゃることも分かるんですけども、私どももその放課後児童クラブの対応をやったことがございませんので、どのくらいこう人がいるのか、場所があるのかというところが見えない部分がございます。

一度、放課後児童クラブのほうに軌道に乗りましたら余裕といいますか、余力などあるいはその場所ですね。そのあたりがはっきりしてくれば、どういった受入れができるとかですね。例えば先ほどありましたように個別のニーズですね。小学生が騒いでる中に来ていただけるのか、とかですね、いろんなことがあるかと思うんですよね。

まずは状況を見て部分的にでも対応できる部分は、今後考えていきたいというふうに思っております。

○議長（尾上和孝君） 横山議員。

○4番（横山聖代君）

状況を見て対応していただきたいなと思います。でも、きっと早急にはできないのだろうなと思うんですけども、そうなった場合に先ほど教育長の答弁の中で、既存のそういったフリースクール等々も連携をしていきたいというような答弁があったと思います。

じゃあ、今サテライトとしてウェイブホールだったり、図書館だったりある、学校の校内支援センターもある。例えば今学校に行けない子供たちが近隣のフリースクールあるからですね、そこに行きますよってなった場合に、もし、その学校、支援センターだったり、図書館だったりあるけれども、そういった近隣のフリースクールも子供たちの行く選択肢の一つとして捉えていいのではないかなと思うんですけど、その考えはどうですか。

○議長（尾上和孝君） 森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

繰り返しの答弁になると思いますが、その子供のやはり現状、状況等を踏まえた中で、一番その子に適した対応としてどのようなものがあるかということを考えていくんだらうと思ってしますので、こども家庭センターもその利活用としては十分に意義があるだらうと思っており、総合文化会館の利活用、現在児童生徒使っておりますので。

あるいは今言われたような既存の近隣のフリースクールあるいはフリースペース等々の施設の利用についても前向きに、その子供が、あるいはその保護者がそういうニーズ、要望があれば積極的に私たちは支援をしていきたいと思っております。

○議長（尾上和孝君） 横山議員。

○4番（横山聖代君）

お願いします。もしそういった既存のフリースクールと連携をしてね、既存のフリースクールに行きますよって、もちろん連携しないといけない。そうなったときに、やはり今小学校、中学校って義務教育期間中の子供たちが行くってなった場合に、やっぱフリースクールもただじゃないですよ。結構高いですよ。その辺の月謝の支援っていうのは考えられませんか。

○議長（尾上和孝君） 森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

月謝の支援ということにつきまして。私たちが様々な研修会で行ったときに、そういう月謝の支援等々を行っている自治体は今のところないと状況は、確認をしておりますが。その子の状況とか、その必要性、是非等々も踏まえてですね、研究することが必要ではないかなと思っております。

○議長（尾上和孝君） 横山議員。

○4番（横山聖代君）

じゃあ研究・検討をよろしくお願いします。ちょっと時間がないので次に行きます。

出席扱いについてちょっと一つ確認なんですけれども、令和4年12月私一般質問した際に、出席扱いを柔軟に対応するとのことでした。で、それで今放課後等デイサービスっていうのがあってですよ、そこに「個別サポート加算（Ⅲ）」っていう今年度から始まったサポートがあります。こちらが受給者証を持っとって、市町村が不登校と認めた場合は加算対象になるっていうサービスみたいなんですね。

この本町にもこのサービスを取り入れた施設がありまして、そこに学校に行ったり行けなかったりする子がいて、学校に行けないときはその放課後等デイサービスさんに朝から行って、タブレットでオンライン授業を受けていると。でも、そのときは出席扱いにならないんだと伺いました。それって本当ですか。

そしてまた、なぜですか。ごめんなさい二つ質問です。本当かどうか、それとその理由。

○議長（尾上和孝君） 森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

今の情報については、私たちは把握をしておりません。

○議長（尾上和孝君） 横山議員。

○4番（横山聖代君）

把握されてないんだったら私実際これ聞いてますので、ちょっと確認してください。あと言われたのが、何か教育と療育の違いだから出席扱いにならないんだよって言われたって言われていたんです。そこの施設の方が。

せっかく子供が学校に行けなくても、その施設まで来てオンラインで授業を受けてるのに何でならないんだろうと。教育と療育の違いがあるにせよ、目的って多分一緒だと思うんですよ。教育って社会的自立を目指すためにあるじゃないですか。社会的自立を目指すために、選択肢を増やすために学力っていうのは必要だけれども、療育だって社会的自立を目指すためにあるものだと思うんですよ。これ違いはあるけれども目的一緒だと思うんですよ。

ぜひねここもう1回、出席扱いについてはもう一度再考していただきたいです。

○議長（尾上和孝君） 森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

出席扱いについては、文科、県等々がある程度の通知を出しながら、一定の基準というのを設けております。それを厳格に守っていくと、この実態や状況によって、その子が登校に一步でも前に踏み出すようなことがあればというように、子供の状況によってこれは出席と見直したほうがいいと判断した場合は、本町においては柔軟に対応しています。

ですから先ほど言ったことについて、私たちが把握をしていなかったのも、その状況も確認したいと思っておりますが、国や県の通知に比べたときに、本町の出席に対する対応については、かなり柔軟に対応していると思っております。

○議長（尾上和孝君） 横山議員。

○4番（横山聖代君）

では確認をして、お願いします。

ちょっと時間がないので、ちょっと飛ばして。そしたら保護者の支援についてなのですけども、今スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーさんもちろん面談して相談とか乗っていらっしゃるってことです。もちろんそれって本当に重要だと思うのです。保護者ってやっぱ我が子をサポートし続けますから、我が子をサポートする前にやはり保護者のサポートっていうのが、サポートを受ける必要があると思うんですよね。なぜなら保護者がやはり落ちついて過ごさない限り、子供は安心できないと思うからですね。そういう意味でも保護者支援っていうのは本当子供にとっても大変重要なことだと私は思っております。

で、カウンセリング。確かに重要です。でも親と言っても一人の人間ですから、我が子がや

っぱ苦しんどったら、もう自分のこと以上に苦しくなるし、悩むし。そがんなったときに子供をサポートする親がね、ずっと不安やったりイライラが募っとったりしたら、でもそれって子供にぶつけられないからずっと我慢せんばとですよ。

そしたらその親御さんの、もちろんカウンセリングでサポートしてもらえんでしょう。でもね、やはり保護者さんのこの我慢しとるとば吐き出せる場っていうのって絶対大事だと思うのですね。そういう、私は必要だと思うんですけど教育長どう思われますか。

○議長（尾上和孝君） 森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

保護者の方の不安とかですね、そういうものを吐き出す場ってというのは絶対必要だと思っております。今回「くるり」という新しい取組が始まったことを、私たちはとても前向きに、すばらしいなと思っておりますので町内全ての学校に配布をしております。

保護者の方々の支援をする一環として、こういう団体が、サークルが立ち上がったことを大変前向きに捉えてすばらしいなと思っておりますので、その方々にどのような支援、連携ができるかなということを考えたときに、残念ながら——先ほどから例えばフリースクール、フリースペース等々立ち上げたときに、学校とのあるいは教育委員会との関係性、連携性がやや課題があったり、誤解があったり、情報が密にできてない部分がいっぱいあると思うんですね。これは決して子供にとってはよくないことだと思っておりますので、こういうサークル団体が立ち上がったときにはいかに情報を共有するか。

もしかしたら例えばそのサークルの中に、私たちやソーシャルワーカーを参加させて一緒に情報を共有することもあるかもしれない。でもそれは、いやなかなかそうすると本音が出せませんってなれば、その中身で話し合ったことを私たちは情報を共有する。代表さんでも結構だと思いますけど、その方々がどういう話題があったのですよ。教育委員会や学校に情報提供頂ければ一つの情報が、お互い誤解がないまま、共有できることが増えてくると思います。そうすると連携性が発揮できると思います。

さらに言えば、そういうお互いの保護者の方々の思いとかに不安とか、要望等を語り合う場の中に例えば専門家の方、アドバイザーとしてそういう方が参加することによってよりよい高みのあるサークルになっていけばいいとなれば、そういう方々を紹介するということなんかもあるんだろうと思っておりますので。私たちやはりそういう方々といかに連携をとって、情報を共有して、子供たちにつなげていくかっていうのはとても大事だということを思っております。

○議長（尾上和孝君） 横山議員。

○4番（横山聖代君）

教育長がそうやって、町内で何か始まった「くるり」ですね。その情報共有をしながら連携をとっていきたいということですので、そちらよろしく願います。ちょっともう時間がないので、ごめんなさいスクリーニング言いたかったのですが、ちょっと一つだけじゃスクリ

ーニングの件なのですが。

今、臨床心理士さんが保育園とか子供園とか入っていると思うのですね。それってやはり心理のプロの方だと思うんです。なかなか学校に行けない子供たちの中に特性を持ってる子が少なくなってやはり言われるのですね。もちろん特性が悪いわけではないと。でもやはり高学年とかになって、人との距離感がなかなか掴めないっていうような特性もあるって。

そうなったときに今まで幼稚園、小学校、低学年、中学年では分かんやっただ、やはり高学年になって人との距離感が掴めんで、友達から「えっ」てなって、それでなかなか学校に行けないっていうのもあると。

だからですよ、療育のプロとされている作業療法士さんだったりや、言語聴覚士さんだったり。そういう方たちもスクリーニングの先生として。入れてみてはいかがと思うのですけれども、どうでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

毎回ということはできないだろうと思っておりますが、そういう週1、月1あるいは臨時の場合のときに、そういう方々を御招待することも大事だと思っておりますし、基本的にはSCやSSWは必ずその会議に入っておりますので、そういう専門的な知見等々の共有はできていると思っております。

また先ほどおっしゃったような、様々な専門家の方々を招いた校内研修——これは先生方の研修になるのですが、これも定期的にといいですか。今回は特に私が受講してとてもすばらしい方を、4校とも必ず今年度中に校内研修として研修を行うようにということでお願いをしておりますし。そういう私たち自身、先生方自身の研修、高まりというのを求めていきたいなということを思っております。

○議長（尾上和孝君） 横山議員。

○4番（横山聖代君）

ちょっと検討の一つとしてお願いします。

学校設備の充実の生理用品について、ちょっとそちらに行きますね。今、保健室に常備していますと。必要な子が保健室に取りに行って相談の上って言われましたね。

こちら生理の貧困っていう社会的問題になりました。多分コロナの頃にバーっと多分出たと思います。生理の貧困ってただ経済的問題だけではないのですよね。ネグレクト——それが多かどうか分かん。おらすかどうかも分かんけどネグレクトや、そういったこと、生理のこととかに無頓着な親さんもいらっしゃいます。

また生理や、そういった性のことが家庭でタブーな御家庭もあると。そうなったときに子供も、大人もそういった生理の知識が乏しくて、もうひたすら我慢せんばって。そういうのも生理の貧困の一つだと思うのですよ。本町にそういった学生がいらないとも限らないし。

またですね、中学生とか小学校高学年なんて初潮が始まって間もない時期です。そういう時期って月経の周期が不安定なんです。突然来たり、遅くなったり。そうなったときにまたまだ安定していないときに、学校に生理用品を持っていったいないときだってあるんですよ。それは常備、常にかばんに入れておきなさいっていうのが、そうかもしれないけれども、でもやはり常備入れてなかったら、トイレに行って汚れとったねってなったときに。教室に友達に借りに行こうとか、保健室に行こうって言っても時間がないから、トイレットペーパーで対処する子もいるって聞いております。

そしてまた持っていったとしても少量だからということで、替えるのがもうないってなったときに同じものをずっとつけられていると。そうなったら衛生的にもよろしくない。

あと、なかなか思春期の子供って、そういった性だったり生理のことだったりってすごくまだ恥ずかしい時期なんですよ。だからなかなかまだ言い出しきれない子が、何か保健室に行けるかなとも思うし。あと保健室に行ったところで、多分保健室の先生からは「常に常備しときなさいね」って指導があると思うのですよ。じゃあその子供が生理の貧困の生徒だったら、とても酷だと思うんです。

誰に言う必要もなく、いつでもトイレに生理用品があって、こういった必要以上にネガティブな感情を抱くことがなかごと、常に生理用品をトイレに常備しておきたい。トイレットペーパー常に置いてあるじゃないですか。それと同じようにできないですか。

○議長（尾上和孝君） 森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

今議員がおっしゃったようなことを踏まえた上で、養護教諭がその子の家庭環境であったり、その子の性格であったり、置かれている状況等も踏まえた形で、丁寧に個別に関わるためには、保健室でやりとりをすることのほうが教育的な意義が高いという養護教諭からの思いもありますし、私もそうだろうということを思っております。

もし汚れたときなどの、例えば下着の替えなどについてもきちっと保健室には準備をしておりますので、丁寧なきめ細やかな、その子に合った対応をするためには、保健室常備のほうが、無造作にただそこにトイレにあったただそれをつていうことよりも、その子をケアするためにも保健室でのやりとりのほうがより教育的に好ましいのではないかと私は判断をしております。

○議長（尾上和孝君） 横山議員。

○4番（横山聖代君）

確かにそうやって保健室の先生からの指導などは確かに必要だと思います。でもですよ、中には保健室の先生にも言いに行きづらい。友達にもなかなか言いづらいつていう子っていると思うのですよ。

思春期の子って「そがんこと恥ずかしかって思う？」つていうようなことでも、なんでも恥

ずかしい時期じゃないですか。何か言いづらいとかあるじゃないですか。

またですよ、その生理のときって、男性は分らんかもしれないけど女性やったら分かると思います。もう腹痛できついとか、頭痛、あと吐き気がする。もうとにかく気持ちが落ちるのですよ。そういうときにね、休み時間の短い休み時間で保健室に行ってとか、そんな時間がないからトイレトペーパーで対処をしている。

でも、そがんなったらいつ漏れるだろうかっていうすごい不安で、心配で、何事にも集中できないんですよ。そうやって、これ生理による行き場のない悔しさとか、辛さとか、羞恥心を減らしていくためには、積極的に支援していかないといけないと思うんですよ。

保健室に常備してあるんだったら、それをトイレに置くだけで、そうやって子供たちの気持ちが安らぐんじゃないかなって思うんですけれども。もう置き換えればいいじゃないですか。でも、もちろん常に生理用品は持っていくっていうのが原則として、いざとなったときに使えるようにということで置いてほしいということを言っています。できないでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

見えない部分のところがきつとあると思いますので、なかなか難しいということをおっしゃいます。私たちは、今、学校養護教諭と意見交換をする中で、今のやり方のほうが子供たちの支援にもつながるのではないかなということで判断をしております。

○議長（尾上和孝君） 横山議員。

○4番（横山聖代君）

何か納得がいかとですけど。確かに見えないところに対してそれを保健室の先生が対応してっていうのも分からんでもないんですけど。でも、でものところを言っているんですよ。

なかなか、じゃあその子が——さっきも言いました、生理の貧困の生徒かもしれない。そうなったときってすごく酷だと思えるんですよ。生理の貧困を、探そうって思って探すものじゃないじゃないですか。別にそがんと探さんでよか。でもそういうのもひっくるめて、そういうのをひっくるめて、思春期の子供たちが快適に学校生活を送るためにも、私はトイレに置いてあるほうがいいと思うんですよ。

もう1回、教育長どう思いますか。

○議長（尾上和孝君） 森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

議員の思いはしっかり受け止めましたので。ただ学校ともこれまでも何度もこのことについて協議を重ねてきた部分で、今それに取り組んでいるところでもありますので、議員の思いとしては今お聞きしましたけれど、改めて学校との協議の場を設けたいとは思っております。

○議長（尾上和孝君） 横山議員。

○4 番（横山聖代君）

もう一度学校との協議をお願いします。

あと、トイレの扉についてなんですけれども。こういった意見が中学生から上がってきています。これを直接私が聞いたわけじゃなくて、その中学生の保護者さんから通じて聞いているのですけれども。私カーテンって言いましたけれども、中学生なんかのれんって言っています。

現在ののれんは風が吹いたらめくれて目隠しの意味がないと。

これは中学2年生、3年生だと思います。「階段を上ってきている人とトイレの個室から出たときに、目が合って恥ずかしい思いをした」と。

あと階段を上ってきている人からですね。のれんだから、下がすごく空いているから階段を上っているとトイレの中が丸見えらしいです。トイレの中がもう既に丸見えと。トイレの前に人がたむろしていたら落ちつかないと。

で、こうやってですね、中学生ってさっきも言いました本当に思春期真っ最中。男女問わず何か嫌な気持ちになります。

やっぱそういった子供たちの嫌な気持ちっていうのを排除するためにも、回避するためにも、もう扉にしたほうがいいんじゃないかと思うんですね。でもそれがもし難しいのであれば、扉設置するのが難しいのであれば、こののれんの奥、先にですよパーテーションなり置いてトイレが見えないようにするのはできないでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

カーテンのこと、先ほど答弁申しましたようにカーテンのメリット、デメリットきつとあると思います。扉や引き戸についても学校と確認するときに、例えば引き戸等となると、開け閉めの部分でのけがの心配等もあるし。見えなくなってしまったときの生徒指導上の問題も同じようにやはり学校としては危惧をするわけですね。

誰がどれぐらいいる、何の目的でということもあったりして。見えない部分によって生徒指導上の難しさもあるので、現状のカーテンをというこれは生徒たちからの発案があって数年前に設置をされたということがありますので、今のところその、大きな子供たちの要望として、とにかく何とかしてくれということではなくて、学校の先生方の意見の中で現状可ではないかということで、総合的に私はそれでいいのではないかなということを捉えております。

○議長（尾上和孝君） 横山議員。

○4 番（横山聖代君）

多分、生徒からの要望があって、そののれん——カーテンにされたっていうのは、最初なかったと思うのですよあそこ。だからもう丸見えだからつけてって言われたと思います。でも、それを——多分見られたことあると思います。短いのですよ。カーテンって普通下まであるじ

やないですか。結構ね、ここぐらいまで。下がすごく見えるんですよ。そしたら階段から上って来よったらめっちゃ丸見えらしいんですよ。

かつカーテンのメリット、デメリットとか言われました。あと見えないときの生徒指導とか言われました。それって昭和の話ですかって今思ったんですよ。今は令和です。

やはり見えないところで、生徒たちのいじめとかかかって今一瞬思ったんですけど、今の子供たちって、そんな目に見えて分かるようなことしないですよ。結構賢かですね今の子供たち。だってもう今SNSとかスマホとかあるじゃないですか——それはそれで問題なんですけど。そういった考え方じゃなくて、実際そうやってもう恥ずかしかっていう声のあるとですよ。

そしてね学校から意見がないって言われますけど、子供たちがわざわざ先生に言わんですよ。でも家に帰って親に「今日こがんことがあったっさね」って愚痴りよっとですよ。そしたら現代の子供たちのこの気持ちに寄り添って、それを優先して考えてしないといけないと思うんですね。

ささいなことでも積み重なっていったら子供たち嫌な気持ちになって、もし体調を崩したりしたらもう本末転倒と言わざるを得ないと思います。ですので、もうパーテーションなり置くなどして、のれんだったらのれんでいいから、パーテーションなり置くなどして、もう少し対応をしていただきたい。いかがですか。

○議長（尾上和孝君） 森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

実際に現場見ておりますので。ただあの長さになってるのは先ほど言ったようにシューズを逆に見ることができる。誰がどういう状況で入っているかということも把握できるという学校側の判断がありましたので、現状のカーテンを利用しているということになります。

○議長（尾上和孝君） 横山議員。

○4番（横山聖代君）

誰が入っているかを確認する、何でだろう。そんなトイレのところなんてすごく見られたくないようなところだと思うんですけど。私もこれは気配りのひとつ、配慮の一つだと思うんですよ。

だって思春期の子供たちもトイレに行かなくてもですよ、女の子だったら鏡の前でお手入れをするかもしれない。前髪命ですからね、中学生なんて。もうするかもしれない。

あとねこれも言われていました。やはりカーテンがぺらってめくれたときに、男子が用を足しているのが見えるって、見たくないのに。そういう嫌な気持ちになるんですよ。

そういった嫌な気持ちを回避するために…。

○議長（尾上和孝君）

途中ですが時間となりましたので…。

○4番（横山聖代君）

お願いします。

○議長（尾上和孝君）

以上で4番 横山聖代議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。14時40分から再開します。

午後2時30分 休憩

午後2時40分 再開

○議長（尾上和孝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

次は、8番 城後光議員。

○8番（城後光君）

皆さんこんにちは。まず初めに、今回私ども町議会議員の選挙でたくさんの有権者の皆さんに御支援頂いたことでこの場に立たせていただいております。そのことを深く、思いを酌みながら、この質問に臨みたいと思います。

それでは通告に従い質問を行います。

1. 教育のまち波佐見の実現について

本町の基本構想として「創る つながる 越えていく」という将来像が設定されており、人口減少が進む中でも、様々な変化に対応できる人を育てることが、大きな目標とされています。

子供たちの教育環境充実はもちろん、全世代が学べる環境づくりは町の発展に必要不可欠であると考えます。

この観点から次のことを問います。

（1）少子化の急速な進行により、保育園・認定こども園の利用者が今後減少していきます。一方で各施設の老朽化が進んでおり、施設利用者に不都合が生じています。

そこで、町として設備改修に際して、国補助に加え町独自の支援を行う考えはないでしょうか。

（2）県立波佐見高等学校への入学希望者は、入試制度の改革の影響等により昨年を下回っているというふうにお伺いしています。

町として存続に向けた支援を行うために、来年度どのような事業に取り組む考えでしょうか。

（3）波佐見町図書館の充実について、進捗状況はどうでしょうか。また閲覧スペースを増やす考えはないでしょうか。

2. 鳥獣被害対策と農地荒廃を防ぐ取組について

現在、本町では市街地や山間部、地域を問わずイノシシの目撃情報が寄せられており、本町

では更新期を迎えているワイヤーメッシュによるエリア分けの効果が薄れている地域が散見されます。一方で害獣駆除を担う猟友会の高齢化も著しく、今後の捕獲活動継続が危惧されています。

このため農家・非農家を問わず地域全体で鳥獣被害を防ぐ取組の必要があります。

そこで次のことを問います。

(1) これまでのワイヤーメッシュの敷設は、どのような経過で進められてきたのでしょうか。

(2) 現在、イノシシが捕獲されているエリアについて分析は行われているのですか。

(3) イノシシの捕獲頭数は近年高止まりしている傾向にあります。また、鹿の目撃情報も川棚町の本町近接地で寄せられています。鳥獣被害対策について専門家を招き、町全体の被害防止対策を改めて再定義する時期にあると思いますが、その考えはどうでしょうか。

(4) 郡内における害獣対策のマスタープランである「東彼杵地域鳥獣被害防止計画」によれば、“農家だけではなく地域一体となった被害防止体制を確立する”と明記されていますが、具体的にどのような取組をこれまで行ってきたのでしょうか。

また、今後どういうことを行う計画でしょうか。

以上、壇上からの質問終わります。

○議長（尾上和孝君） 前川町長。

○町長（前川芳徳君）

8番 城後光議員の御質問についてお答えをいたします。

1. 教育のまち「波佐見」の実現についてということで（1）保育園、認定こども園の設備改修に際して、国補助に加え、町独自の支援を行う考えはないかとお尋ねですが、保育教育に関する補助メニューは、その目的や内容に応じて多くの種類があり、それぞれに要件がございます。そのため施設の老朽化や設備の機能向上に対しては、保育所や認定こども園の要望を調査し、順次対応しております。

この際、町においては国の補助にあわせ事業費の3分の1または4分の1など、一定率あるいは一定額を補助し、園の負担軽減を図っているところです。

なお園の運営は主に国で定められた公定価格をもとに算定される委託費を収入として賄われており、適切な保育所運営が確保された上で、長期的に安定した経営を維持するために、将来発生が見込まれる経費を計画的に積み立てることが可能です。すなわち積立金の財源は、町から支給される委託料や給付費がもとになっており、当然に資金の留保がされているものと思われます。

そのために、補助対象事業については町が定められた率の負担をしており、追加の独自支援を行うことは考えておりません。しかしながら本町ではコロナ禍や物価高騰などの緊急的な対策を実施し、保育士の処遇改善につながる事業で不均衡が生じるものについては、保育の質の

維持や向上のために園運営の支援を行っております。施設利用者である園児にとって、保育環境の充実は必要不可欠であり、引き続き、ハード面とソフト面の両方で支援を考えていきます。

今後とも園の意見を伺いながら、限られた予算の中で適切な事業への配分を行ってまいります。

(2) 県立波佐見高等学校へ町として存続に向けた支援を行うために、来年度どのような事業に取り組む考えかとお尋ねですが、長崎県内の公立高等学校進学希望状況調査第2回の結果が11月15日に発表されました。それによりますと、波佐見高校普通科の進学希望者は定員60名に対して30名が希望されており、倍率は0.5倍となっています。昨年の同時期の調査では0.58倍の35人が希望されていたので、5名のマイナスという状況です。

美術工芸科については定員20名に対して12名が希望されており、倍率は0.6倍となっています。昨年の同時期の調査では1.1倍の22人が希望されていたので、10名マイナスという状況です。

特に美術工芸科においては、入試制度の改定の影響が大きく作用していると高校側からは聞き及んでいます。少子化と私立高校への希望者増加の影響も大きく、県内の公立高校はいずれも厳しい状況であることは間違いないと思っています。

町としては、高校がなくなると地元中学生の進学先や地域の活気、町自体の価値低下などマイナスの影響は大きいことから、これまで存続に向けた側面からの支援も行っており、内容についても波佐見高校と協議の上、必要不可欠な部分を支援しております。引き続き高校存続に向けた現行の支援策を維持していく考えであります。

また波佐見高校自体も地域や行政との連携、町内小中学校との連携で学校の特徴を最大限に出していくという考えで、体験型企業説明会への中学生の招待やインターン発表会への中学生の参加などに取り組まれています。

今後、地元企業とタイアップした年間を通じてのインターン事業など波佐見高校からは新たな連携事業の構想も伺っており、教育委員会とも連携しながら側面から支援してまいりたいと思います。

2. 鳥獣被害対策と農地荒廃を防ぐ取組についての中で、農家・非農家を問わず地域全体で鳥獣被害を防ぐ取組を進める必要があるとの考えからお考えから、(1) これまでのワイヤーメッシュの敷設はどのような経過で進められてきたのかとお尋ねですが。鳥獣被害の深刻化、広域化を踏まえ、平成19年に鳥獣被害防止特別措置法が成立し、現場に最も近い行政機関である市町村が中心となって様々な被害防止のために総合的な取組を主体的に行うことに対して支援することなどが定められました。

波佐見町においては平成19年からワイヤーメッシュ柵設置を導入しており、それより以前については電気柵による対策が行われておりました。しかしながら、周辺の除草作業、充電など

の維持管理に負担を要することから、行政や関係団体などで組織する波佐見町有害鳥獣被害防止対策協議会においてワイヤーメッシュ柵への移行が進められてきました。

また当時はワイヤーメッシュ柵により地域へのイノシシの侵入を防ぐ目的で山際等に広域に設置されており、その特徴としては侵入防止に効果がある忍返しが施され、赤さびが発生する素材であり、耐用年数については約14年となっていました。

現在の設置要件は農地周りを囲むことで農地を守る対策となっており、亜鉛メッキ処理が施されて比較的さびにくい材質となっています。

(2) 現在、イノシシが捕獲されているエリアについて分析は行われているのかとのお尋ねですが、捕獲した際に提出される捕獲実績個票により捕獲地域の把握はできております。

ただし狩猟の性質上、具体的な捕獲場所についてはまでは公開されないのが実情であり、詳細な分析までには至っておりませんが、通報等による出没や被害情報があり次第その都度猟友会に依頼して対応しております。

一方で農業共済組合の被害情報により農作物への被害場所については把握できる部分もあることから、9月に採用した地域おこし協力隊と連携し、今後の対策について進めているところです。

(3) イノシシの捕獲頭数は近年高止まりしている傾向にあると。また鹿の目撃情報も川棚町で寄せられているということで、鳥獣被害対策について専門家を招き、町全体の被害防止対策を改めて再提出する考えはとのお尋ねですが、イノシシの捕獲頭数については、最近の5年間の平均では約840頭程度となっております。

今年度は狩猟者の捕獲意欲向上と被害の減少を目指し、7月から10月を捕獲強化期間として設定するとともに報奨金の上乗せを実施し取り組んでおり、10月末現在で694頭を捕獲し、前年度より132頭の増となっている状況です。

鹿の目撃情報についても認識しており、東彼杵3町で組織する東彼杵地域有害鳥獣被害防止対策協議会の協議においては、現段階では目撃情報のみで被害は出ていないことから経過観察により対応するようになっています。

しかしながら、波佐見町については既に猟友会からの要望もあっていることから、現在、捕獲に向けての対応を進めているところです。また次年度は東彼杵地域鳥獣被害防止計画の見直し時期になることから今後の対策等について再構築する必要があり、鹿の対策についても有害鳥獣の指定も含め検討する方向で、これまでに指定した有害鳥獣を含め、捕獲方法等について専門家の意見や指導を事は仰ぐことが必要と考えています。

(4) 郡内における害獣対策のマスタープランによれば、“農家だけでなく地域一体となった被害防止対策を確立される”と明記されているが、具体的にどのような取組かと。また今後行う計画はとのお尋ねですが、害獣対策については、地域を含めワイヤーメッシュによる侵入防止対策や農家以外の住民や自治会からの出没被害情報などにより捕獲等の対応を行ってき

ました。

猟友会の中では会員による地域に対応した地区割りにより分担されており、地域からの要請も受けやすい状況と考えています。また多面的支払交付金事業や中山間支払交付金事業の対象地区については農家以外の方も構成員となっており、ワイヤーメッシュ柵の設置箇所については地元で協議される場合が多く、維持管理等については共同で行われている場合もあり、自治会との関わりも含めある程度の取組はできていると考えております。

現状は捕獲については猟友会が主体に行っていただき、会員は34名、平均年齢が66歳と高齢化が進んでいることから、町としては見回り業務の軽減や経費節減を目指し捕獲通知システムの導入などを行っています。

今後の対応としては、東彼杵地域鳥獣被害防止計画の見直しの中で新規の猟友会員の確保や高齢化への対応、狩猟効率の向上などを計画に反映する必要があると考えており、捕獲に対する支援やPR活動などを行いながら自治会を含め地域的な取組となるように進めていければと考えております。

なお、1. の（3）については教育委員会から答弁がございます。

○議長（尾上和孝君） 森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

（3）波佐見町図書館の充実について進捗状況はどうか。また、閲覧スペースを増やす考えはどうかというお尋ねでござりますが、図書館の充実につきましては、いろいろな場において様々な御意見や御要望等を頂いております。

その改善対策等の進捗状況ですが。波佐見町図書館協議会の開催と、波佐見町子ども読書活動推進計画の策定、図書館職員1名増による5人体制、教育委員会執務室跡を利用した作業スペースの確保、総合文化会館ロビーに学習コーナーの設置、図書館職員と教育委員会担当職員によるスタッフ会議の開催を行い、活動内容等の情報発信、学習コーナーや乳幼児対応などの環境整備、他団体や機関との連携など意見交換、協議を行っています。

ハード、ソフト両面において予算化が必要なもの、職員による作業等で対応できるものなどを整理し、行きたくなる図書館、親しまれる図書館づくりに今後も取り組んでいかなければならないと考えております。

閲覧スペースの増大について、図書館の新築移転は現在のところ考えておりませんが、棄損図書館の改修または総合文化会館内の改修について研究を始めるように考えております。以上、壇上からの答弁を終わります。

○議長（尾上和孝君） 城後議員。

○8番（城後光君）

それでは再質問を進めさせていただきます。まず確認というか、町長にお伺いします。そもそも町長就任に当たっては自治体DXの推進に取り組むという形で、公約というか非常に強い

思いを持って当たられたと思います。

そういう前提としてですね、総務省のほうで「自治体デジタル・トランスフォーメーション（D X）推進計画【第3.0版】」というのが今立てられていまして、その中に首長の項目として組織体制の整備という中にですね、首長の項目に「D X推進に当たっては、仕事の仕方、組織・人事の仕組み、組織文化・風土そのものの変革も必要となる中、首長自らがこれらの変革に強いコミットメントを持って取り組む。」という形で表記がされています。

もともとですね、町長としてはD Xを積極的に進めていきたいというお考えですけども、これらの総務省の見解も含めて、D Xに関してどういう見解か改めて町長に確認をお願いします。

○議長（尾上和孝君）

ただいま確認権の行使の要件要求についてこれを許可します。事務局はこれより、残時間を停止してください。

[確認権の行使]

○議長（尾上和孝君）

以上で確認権の行使を終了します。これより質疑を再開します。事務局は、残時間の停止を解除してください。

○議長（尾上和孝君） 前川町長。

○町長（前川芳徳君）

私は本来頂いた質問から若干かけ離れているのかなというふうな理解でおりますが。せっかく頂いた質問でございますので、公約に掲げていたことでもございますので答弁させていただきます。この自治体D Xにつきましては議員が御指摘のとおり、私のほうから強い意思を持って職員に対しては周知をいたしておりますし、それぞれの研修もこれまで何度となく行っております。

それぞれ先進地の視察や、あるいは講師を派遣いただいて意識の醸成等を図っているところでございます。まだまだ緒に就いたばかりでございますけども、これは遅れてはならない事項でございますので、今後とも積極的に私の責任を持って進めてまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議長（尾上和孝君） 城後議員。

○8番（城後光君）

まず、なぜこの確認を今町長にさせていただいたかという点ですね、繰り返し担当課長も町長もおっしゃっているとおり、D Xの肝というのはデジタル化することじゃなくて、業務を再構築して少ない職員の方で、いかにこう、いろんな町民からの意見に対応していく仕組みをつくっていくかということだと思いますので。今までの在り方に捉われていれば、いろんな仕事ができないと思いましたのでそこを確認させていただく意味で、再度質問させていただきますし

た。その辺御理解をいただきたいと思います。

まず1番目の再質問に移るのですが、教育環境の特に認定こども園とか保育園の教育環境についてお伺いするのですが、現状で各園のほうから園舎の問題で、具体的に夏暑くなってきた、いろんな部分で困った声というのは小学校でも中学校でも寄せられていると思いますけども。具体的に園のほうから、暑い、寒いとかそういう部分で対応、今後しないといけなとかそういう具体的な問題というのは把握されておりますでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 石橋子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

暑い、寒いというところで御要望は今のところ受けてはおりません。

○議長（尾上和孝君） 城後議員。

○8番（城後光君）

具体的にないということなんですけども、そもそもですね、今建てられているこども園さん、保育園さんみんなそうですけども、新しくですね、建ったところでももう20年ぐらい経過してます。平均気温がですね10度以上上がってると思いますので——暑い時期ですね。もうそもそもがやはりその前の考え方では、暑かったり寒かったり。要するに機密性が足りないと思うんですね、今の建物に比べれば20年前の作られた基準とですね。

なので、例えばエアコンディショナーの効きが悪いなど、いろんな多分問題が出てきていると思います。あとは園庭でですね、子供たちを遊ばせてたと思うんですけど、もう外で暑過ぎで遊ばせられないわけですよ。

その中で、各園さんとも施設がなかなか拡充されない、できない。要するにもう施設の余裕がないんです、全体的に。定員を増やせないとかいろんな問題が出てきていると思います。

先ほどですね答弁にあったとおり、既存の設備を改修するとかそういう部分は積立てとかいろんな部分で計画されてると思うんですけど、時代がもう変わってきている。特に暑さとかそういうの中で、やはり対応できなくなってる部分もたくさんあると思うんですけど、その辺はいかがお考えでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 石橋子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

国の制度の中でも熱中症対策に対する補助メニューというのもございます。今後その施設のほうから御要望を受けて、その対象になるものがないかとかですねそういうのは確認ができるのではないかとこのように思っております。

○議長（尾上和孝君） 城後議員。

○8番（城後光君）

ちょっと角度を変えるのですが波佐見町にある鴻ノ巣保育園、蓮池保育園、アナンダこど

も園。これ山手ですね。白毫保育園、光輪波佐見保育園。これ川沿いにあります。いずれでもですね、災害が発生したときに特にゲリラ豪雨が発生したときに、非常に危険な地域にあるわけですね。

園の先生のお話も聞いたんですけど、国のほうで建物の改修とか強化に関する補助メニューはありますと、そこに対しては当然町が支援するのですが、例えば園庭が山手とか川沿いとかで崩れる可能性がある分に対しては、基本的にメニュー、そういうものは個別でしか対応ができないので、なかなか対応ができないというふうに伺っております。

具体的な例を示すと、山手にある園さんは大雨のとき土砂がやはり園庭に入ってくるわけですよ。そういうときって、園に入ってくるだけだったらいいのですが、例えばゲリラ豪雨で急に雨がいっぱい降ってきて、子供さんが何かしら不安感じた場合って、もう何もできないわけですよ。

そういう部分を、やはりこういう山手とか川沿いに全ての園がある環境でいうと、何かしらそういう被害時の対応、災害時の対応も含めて、せめて調査をして、危ないときにはどうするかっていう、そこは町の責任である程度考えないといけないと思うのですがそのあたり何か調査されていますでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 石橋子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

園の責任としてですね、そういう災害時の対応というところでBCPの計画なりを立てるようにはなっております。そちらの中で例えば災害が起きたときに、どこに避難すればいいんだろうとかですね、そういった御相談を受けたことがございまして。避難をするのいいのか、あるいはそこでとどまって過ごすのいいのか、っていういろんな選択肢はございますけれども。今後そういう、もう少し聞き取りを行って必要なところで、支援できるものは考えていきたいというふうに思っております。

○議長（尾上和孝君） 城後議員。

○8番（城後光君）

先ほども答弁の中であったとおり、町として例えば保育士さんの定員に対して余分な部分、待機児童を抑えるために町独自の支援とか、そういう部分をたくさんやっていただいて非常にありがたいと。ただし、まだまだ慢性的に保育士さん足りないというのは各園の方おっしゃるんですね。

そういったときに、災害があったときに、じゃあ連れていける人間がいらないわけですよ。そもそも保育園の中に。やはりそういうのを考えると、現実的にもうゲリラ豪雨何回も起きてますし、朝別に問題なくても急にその2時とか3時とかに200～300ミリの雨が降ってきたというケースも過去ありましたので、ちょっと早急にそのあたりは研究していただいて、非常時に、例えばもう急にゲリラ豪雨が来そうになったということであればですね、いろんな行政機関の

職員さんが各園とか支援していただいて避難できる、支援をするとかそういう具体的な考えも、今後もう早急にしないといけないと思いますけどそのあたりいかがでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 石橋子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

先ほども申し上げましたけれども、その場にとどまるほうがいいって場合と移動したほうがいいというふうなことがあるかと思います。

その移動に関してはですね、地域の御協力を得てとかですねそういった計画を立てるということになっておりまして、手が足りない部分があるのかどうかというところで、県のほうとも協議を進めたいというふうに思っております。

○議長（尾上和孝君） 城後議員。

○8番（城後光君）

そこだけ話しても進まないんで、もう1回別の質問するのですが。具体的にこども園とか保育園のほうから、現状で施設改修とかいろんな計画、年次的にやられていると思うのですが、それ以外に既存施設の不具合で、今年度——直近で何かこういう問題が起きたとか相談があったケースがありましたらちょっと教えていただきたいんですけど、何かありますでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 石橋子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

不具合と申しますか、今年度計画的に、ある保育園でトイレの改修工事をなさっております、実際工事に入ったら思っていなかった箇所の不具合が見つかって、その対応が必要になってるとかですねそういうお話を頂いております。

○議長（尾上和孝君） 城後議員。

○8番（城後光君）

なぜこういう質問したかというとはですね、園の先生から具体的に聞いたんですけど。設備改修とかいろいろな部分をしないといけないので、いろいろ点検もしていたと。そういう時期にですね、急に水道代が上がったと。何かっていうのを確認したら結構漏水していたと。漏水が建物の老朽化に起因する部分じゃないかなと思うんですけど、それでどうしても漏水してしまったので、水道代ってなんとか漏水に起因するものなので、水道代の支援とかってないんですかって伺われたら、こういうのはちょっと具体的にないので検討しますって言って結構長い間、それに対して返事がなかったっていうことなんですけど。

やはりそういう事象っていうのはどんどん増えていくと思うんですね。各園とも老朽化していくと思いますんで。なので今、当然ながら年次的に計画をされて、改修はされてると思うのですが、やはり一番最初にほかの議員さんの質問でもありましたけども、子供に対する支援を十分にやっていく。子育てに関する支援をやっていくっていう方向性ですね町長の姿勢が

ですね。

そういう面を安心して子供の環境をしていただくためにも、せめて老朽化している建物多いと思いますので、何かしら不具合を一旦町のほうでお金かけてでも、整備・調査していただいて、要するに年次的に計画する以外に何かしら不具合がないかっていうのを確認するっていうのは必要じゃないかなと思うのですけどいかがでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 石橋こども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

園の改修なりはですね、毎年こうお尋ねをしているところですので、もう少しこう丁寧に調査をさせていただければというふうに思います。

○議長（尾上和孝君） 城後議員。

○8番（城後光君）

というのがですね、先ほど答弁あったんですけど、公定価格が委託費が収入の柱で、積立てを計画的にやられてるというお話はありましたけども、そこは重々承知してるんですけど。やはり資材の高騰はもう町でもそうじゃないですか。いろんな事業を行っていただくにあたって1年、2年でどんどん上がってるしまっているわけじゃないですか。やはり積立て自体も足りないわけですよ。

子供自体の数も減ってますし一人一人の保育士さんの給与も上がっています。いろんなそれぞれ出費も上がってますし、そもそも事業者さんがいないらしいのですね。園をやっていたくにあたっては。

そういうのも含まれると、今までの積み上げで対応できない部分も出てくると思うんですね。やはり基本的に民間の保育園、こども園さんに任せていただいているので、そこはやはり園の方がちゃんとうまく回っていくような支援というのは、町としてやはりサポートはしてあげないと。

それこそ、いざ新しい住民の方が子供のために、この園を選ぶほうと思っても、実際園のほうでいろんな不具合があって、町民の方が困る思いをしてしまうと結果、新しく移住される方も減っていくっていう結果になると思いますので。

当然、分かるんですよ、建前は。国は施設改修も含めて価格定めていて、支援をしているというのは分かってるんですけど、その部分ですね、足りない部分っていうのも多分出てきていると思いますので——物価高騰等含めてですね。そのあたりは寄り添いながら園の方がスムーズに運営できるような仕組みっていうのは、いま一度、全園を含めて協議していただくなり、何らかの形で対応していただきたいと思うのですけどいかがでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 石橋子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

御意見を参考に進めさせていただきたいと思います。

○議長（尾上和孝君） 城後議員。

○8番（城後光君）

私はあくまでもこの施設の部分をきっかけに、保育園の主任先生と話出したんですけど、やはり一番困ってるのが、保育士さんを探れないっていう部分っていうふうにおっしゃいます。

ていうのが、いくら待遇を上げたところで、そもそももう保育士さんになる方が少ないわけですね。新卒で入られる方が。なので取り合いなわけですよ。そういったときに、町に何かしらお願いをしたいっていう部分であると、「強いて言うなら何ですか」って伺ったところ、やはりその教育。要するに保育士さんの研修に対する支援を何かしら考えていただだけませんかということだったんですよ。

というのが、ほかの武雄市で働いてる保育士さんともお話をしたんですけど、やはり待遇が厳しいのは、それもどこもそうだと。保育士自体が。ただやはり進んで学べる園だったら行きたいと。いくら給料がそこまで厳しい、そう高くなくても。

やはりそういう働く人にとって、何かしら魅力を与えることというのは非常に大事だと思いますので、そういうその研修費用とかいうのだったらその、一人一人に雇うお金をかけるに比べれば予算的にも抑えられると思いますので、要するに例えば5年後の研修とか、10年後の研修とか、何かそういう長く保育士さんが働いてもらえる部分の研修に関して、町としてぜひ支援とかを検討していただきたいと思うのですが、そのあたりいかがお考えでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 石橋こども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

採用して5年とか、10年そういう節目の研修かと思うのですがけれども、研修自体はですね県主催のものがあるとか、園独自でもされてるかと思います。園独自については園でその講師を雇ったりというようになると、その費用もかかったりというところがございますけれども。

町としましては単独で補助アップをしております、私立保育園の運営費補助というものを今出しております。その使い道として、その研修の費用に充てていただいてもよろしいのかというように思っております。

○議長（尾上和孝君） 城後議員。

○8番（城後光君）

当然ですね、どういうメニューが使われるかは園の判断だと思いますけども。ぜひそういう観点から今入られた方は長く働いていただけるような支援というのをぜひ町として考えていただきたいなと思います。

次に移るのですが、波佐見高校の支援の件なのですが。先ほどほかの議員さんバスの問題とかいろんな課題あげられましたけど、やはりその県立高校自体に対して、なかなか厳しい状況というのは変わらないと思います。

その中で波佐見高校ですね。答弁にもあったとおり土曜日を使って、企業さん向けにインタ

ーンシップのプログラムを来年度から始めるとか、新しい取組を高校としてもされる計画をつくられています。

その中で、よりもっとその波佐見高校と町内の企業さんを結びつける動きをしないと、なかなかその町だけ、あとは支援というか動きをされている近い関係者だけだと、なかなかその全体で波佐見高校を盛り上げようという動きが広がっていかないと思いますので。もっともっと町内の企業と、波佐見高校をつなげる動きを支援していただきたいと思うんですけども。

何かしらですね、インターンシップとかプログラムを検討されてますけど、その企業さん。そこに町内の企業が参加していただけるような、何かしら支援を行うとかそういった考えはありますでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 澤田企画情報課長。

○企画情報課長（澤田健一君）

今、高校側はですねいろんな工夫をされて地域に溶け込もうというような努力をされております。そういう中で、やはりこう経営感覚を学ぶっていうことも非常に重要なことだと思っておりますし、またD Xの世界でもですね、今年度は波佐見中学校向けにD Xの研修もつくってやろうと思っておりますので。

例えばそういうデジタル研修の中でですね、そういったA Iを使って企業とコラボするとか、そういった例えばアントレプレナーとかですね、そういった制度をつくるとか。いろんなやり方があると思うんですね。

そういうところは学校側がどのように望まれるかというのをしっかりヒアリングしながら、必要な支援というのはですね考えていくべきだというふうに考えております。

○議長（尾上和孝君） 城後議員。

○8番（城後光君）

いろんな部分でNPOさんが、波佐見高校支援するNPOさんが立ち上げられて、本来はそういう企業、団体さんがそういうマッチングとかいろんな分やっていただけないといけないかなあと思うんですけど。やはり、そこも参画されてるメンバーも、ほかの事業もたくさんやられているので、ぜひ町としても積極的に高校支援のためにいろんな取組を周りの方も巻き込みながら進めていただきたいなと思います。

それから図書館についてなのですが、今回補正予算で総合文化会館に学習スペースを玄関のほうに入れるっていう話がありましたけども。やはりその図書館との連携というのは非常に大事ななと思うのですよね。

というのが基本的にどこも勉強する場所として図書館活用するっていうのは非常に大事な役割だと思いますので、そういう部分でも。やはりその皆さん図書館に関しておっしゃるのが、閲覧の場所が限られているので、もうちょっと広げていただけないかという要望、教育委員会にもかなり寄せられてると思うんですけども。その辺の先ほど教育長答弁の中で、改修も検討

したいというふうに、研究したいというふうにおっしゃってますけども、今のスペースを広げて、さらに町民の方が図書館に入りやすいような研究を、今後もちろん限られる場所ではあると思うのですが、その中で進めていただきたいと思うのですが改めて考えいかがでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

答弁申しましたように今の図書館の工夫。あるいは総合文化会館の中での移転っていう等々も含めて、今研究を始めているところでございます。

○議長（尾上和孝君） 城後議員。

○８番（城後光君）

それから皆さん。この場でいらっしゃる方かなりの方いらっしゃると思うのですが、町民表彰で読み聞かせボランティアをされていらっしゃる団体さんが、各種町民表彰を受けられました。もう本当長年にわたって非常に献身的に活動されておりまして、町全体の貢献にもなられていると思います。

その方々の活動拠点としてやはり図書館って非常に大事なんですね。今ほかの図書館私も何個か見ましたが、やはり読み聞かせを専用にする場所っていうのはやっぱり限られてるわけですね。

当然総合文化会館の中で、別の場所でできますけど、やはり本があるところの延長線上で読み聞かせがあって、読み聞かせ終わった後にまたその絵本とか見るのが多分妥当だと思うのですよね。

そういう面でも、今後、改修も検討されるということであれば、ぜひそういう読み聞かせボランティアの方がうまく図書館を活用できる部分を研究していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

本町には本当にすばらしい団体の方がいらっしゃって、大変ありがたいなと思っております。

先ほど答弁の中にも申しましたように、そういう団体の方とどう連携を図っていくか。場所ももちろんでしょうし、そのタイミング——例えば健診の折に、読み聞かせを頂くとか。あるいはその乳幼児向けの部分でコーナーを設けてとか。そういう様々な工夫が今後考えられると思っておりますので、一緒に協議をしていきたいと思っています。

○議長（尾上和孝君） 城後議員。

○８番（城後光君）

時間もないのでどんどん行きます。２項目の鳥獣被害対策についてなのですが、まずち

よっとお伺いしたいのが、佐賀県唐津市を起因としてですね、野生の豚熱の陽性件数が徐々にですけど広がってます。本町までも20キロメートル圏内ぐらいまで来ていまして、いつこの辺りが、陽性エリア——陽性確認エリアになるか分かりません。

そういうケースになってくるとですね、ほかの中国地方で発生した豚熱の陽性件数がもう特に顕著なんですけど、例えば防除するために石灰を振まき、あとは食肉になるべく血が触らないように、そのまま捨てないといけない。要するに刻んだりできないような形になるとか。その結果、もう狩猟自体やめたっていう地域も増えているんですよ。

そういうのを考えると、こういう部分もすぐに研究して何かしら対応を考えないといけないと思いますけども、本町の場合でそういう豚熱がこの辺りまで陽性エリアが広がってきた場合というのは、対応は考えられているのでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 伊藤農林課長。

○農林課長（伊藤幸治君）

ニュース等で御存じかと思いますが、佐賀のほうで発生してですね、現在25キロメートル圏ぐらいのとこぐらいまでですね迫ってる状況です。佐賀のほうではですね38頭が豚熱に最新の情報ではなってるみたいです。

現在ですね、県が主導で2回ぐらい会議を持たれております。議員がおっしゃられたように10キロメートル圏外の持ち出しは禁止になるとか、しばらくですね食肉として利用できない。自分で自家消費する分はできるっていう部分で。あと処分に関してもビニールで二重に包むとか、先ほど言った石灰関係ですかね、そういうのがいるんで県の支援状況を見ながらですね負担になるようでしたら町としてもですね何らかの対応をしていかなければならないと思っております。

幸いに波佐見町は養豚農家のほうはいないんでですね。その辺の被害をされると思うのですが、有害鳥獣対策には影響する問題ですので、佐賀の状況を注視しながら今後のですね、有害鳥獣対策を行っていきたいと考えております。

○議長（尾上和孝君） 城後議員。

○8番（城後光君）

先ほどですね私の質問に関して、るる答弁頂いたんですけども。ちょっと立ち止まっていたきたいと思うのがですね。イノシシ捕獲するのはある意味最終的な対策だと思うんですよ。そもそものが山とか里に降りてこないようにして、なるべくその農業被害なくすっていうのが大前提だと思うんですね。それがもう防げられない部分を捕獲するっていうのがそもそもの害獣対策のやり方だと思うので、そこはぜひ御理解頂きたいと思います。

というのが、捕ろうと思って捕れないんですよ。箱に全部入るわけじゃないので。なのでそもそものが対処療法でしかないんですよ、捕獲って。なので、まずはきちんとイノシシがいていい場所、いてはいけない場所。そこを分けるっていうことが前提になって捕獲をしないと。

猟師さんも正直、箱を置いてるだけで入ってくれただけラッキーという猟師さんと、すごく頑張られて1つの箱に入れるのに1か月かけて大きい個体を入れられる猟師さん。千差万別なんですね。

なので、今猟友会を含んで対策してますっていうような答弁ありましたが、そこは最終的な対策なので、なるべく捕らなくて済むような形、要するにイノシシが農地とかに近づかないような仕組みがそもそもだと思いますので、そこはぜひ考えて、いま一度検討していただきたいなと思います。

それで今回答弁の中で頂いたんですけども、令和7年度新たな被害防止対策計画つくらないといけないにあたって、いろいろ見直しをされてるっていうふうな考えですけども、現状ワイヤーメッシュの仮設と、今いろんな形で目撃情報とか被害情報を含めて、結構その乖離^{かいり}している。要するにワイヤーメッシュつくられたきた時と、今出ている場所っていうのは、結構場所が乖離してるんじゃないかなと私は思ってるんですけど。農林課としてはどうお考えでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 伊藤農林課長。

○農林課長（伊藤幸治君）

そうですね先ほど答弁にもあったのですが、前は山際に設置する方法でイノシシの防除対策を行ってまいりました。近年の規則的にはですね、農地を守るっていうことで農地を囲むような方法になってきております。

ただその中でも農地以外の部分もイノシシの出没箇所あるんで、どうしてもそういった部分の対応を猟友会に頼ってる部分もあるのですが、要は昔みたいに藪の管理ができればいいのですが、なかなかもう農地周りの水路際とか藪化してですね、もうイノシシが近づきやすい環境になってることは事実なのでですね。そのあたりの対応をどうしていいのかって。

今現実的に行っているのはですね、先ほどから出てますけどもこの多面的支払交付金とかそういう事業でですね、皆さんで草刈りしてもらおうとかそういう対応で。直接的にはイノシシの軽減にはつながってないのかなという状況でありますけども、そういった部分も反映しながらですね。

あとは捕獲通知システムとか入れているのでそういう部分で軽減を図りながらですね、捕獲対策を充実させていきたいと思っております。

○議長（尾上和孝君） 城後議員。

○8番（城後光君）

具体的な話なのですが、いろいろ検討はされてると思うんですけど、先ほども課長がおっしゃったとおり、もうやはり猟友会のメンバーだけでどうこうできるレベルじゃないと思っているのですね。

今後、専門家も含めて在り方考えていただくっていうことであればですね、ぜひ広く関心を

持たれいる町民の方向けに、「イノシシはこうだからここに入ってきてます」とか「こうやったら防げます」とか、何かそういう勉強会とかそういう部分を、興味持たれている人全員にです。要するに猟友会とかの農業に関わる人以外にも、周知していただいて、まずイノシシとかその害獣のことを知らない、そもそもが対処の方法が探せないと思いますので、ぜひそういう機会もつくっていただきたいと思うのですけどいかがでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 伊藤農林課長。

○農林課長（伊藤幸治君）

おっしゃったようにですね猟友会のメンバー先ほど34人で、今（平均年齢）66歳っていうことになっております。今年地域おこし協力隊と、もう1人若い方が入られてですね、ちょっと平均年齢が2歳ぐらい今下がった状況であります。

あとはですね、今おっしゃられたように新しい若い狩猟者をする上でもですね、どのような形であるのか。全体的な説明なるのか。結構地区回ることがあるので、そういう中でやっていくのかですね。方法は考えたいと思うわけですが、鹿とかが来ればもう有害鳥獣そのものの対策が変わってしまいます。まずメッシュとかがですね通用しないような状況になるんで。その辺を踏まえてですね、専門家の意見を聞きながらしていくことが大事だと思っているので、なるべくそういう方向でですね、開催するような形で取り組みたいと思っております。

○議長（尾上和孝君） 城後議員。

○8番（城後光君）

答弁にもあったのですが、農林課で有害鳥獣のいろんな形で支援を行う地域おこし協力隊の方を採用されました。今後ですね具体的にどういう活動をその方に担っていただく考えなのか、教えてください。

○議長（尾上和孝君） 伊藤農林課長。

○農林課長（伊藤幸治君）

そうですね、第一には被害の防止ということで。私どもいろいろな被害情報が入ってまいります。それで農業共済組合からは、ある意味地番まで入ってくる。この農地が被害に遭ったっていうところあるので、被害のひどいところはまず周りを見渡して、捕獲っていうかメッシュ柵からですね、どうしたほうがいいのかっていう指導を行いながらですね対応していきたいと思っております。

一応雇用している経緯が全体的な有害鳥獣対策ということなので、対策全般ということで捕獲からもう解体。その辺の有効活用までですね総合的な利用を考えております。

○議長（尾上和孝君） 城後議員。

○8番（城後光君）

すいません。今の答弁を踏まえてやると、その協力隊の人は何かしらの被害があれば全部そこに行ってわなをかけて、捕獲してもらうというそういう役割なのですか。

○議長（尾上和孝君） 伊藤農林課長。

○農林課長（伊藤幸治君）

そうですね、猟友会に頼む部分もあるんですけどもそこでは補えない部分ですね。よく自治会長会議とかでもあるのですが、やはり被害が出ているということで、そういう部分を早めに対応したい部分があるんで、そういう時は有効に活用していきながら有害鳥獣対策を行っていきたいと考えております。

○議長（尾上和孝君） 城後議員。

○8番（城後光君）

それでは捕った後の処理について御質問なんですけど、基本的に今波佐見町でイノシシとかアナグマ、アライグマ有害鳥獣駆除された個体は、各狩猟者の方が自家消費するか、あとは自分で埋設するか、それかやり方としては役場の冷凍庫を経由して川棚の焼却場に持っていただくか。その場合は10キログラム刻みに切り刻んで投入しないといけないっていう形。それか食肉処理場に持っていくかっていう形。4パターンぐらい主にあります。

猟師さんですね、先ほどもおっしゃったとおりもう66歳以降ですね、実際にメインで採られている方も70代が中心です。そういう方が採るのも大変なのに、そういう処理をすること自体がすごくもう負荷がかかってきて、なかなかできないという状況になってます。

今後も今の在り方をそのままやっていくつもりなのか。もう少しちょっと猟師さんが採った後に負荷を減らすような考えを持っていच्छやるのか、その辺をお伺いします。

○議長（尾上和孝君） 伊藤農林課長。

○農林課長（伊藤幸治君）

そうですね、川棚町の清掃工場荷物持ち込むためには10キログラム未満にしないといけないってルールがあつてですね、そこで大きな個体とか苦慮されてると思うのですが、まずそれを10キログラム以下にするような機械も、そういうものの導入もいいのかなとちょっと考えております。

あとは私どもとしては、せっかく捕まえたんで食肉利用をしてもらうような形で、皆さんが取り組んで頂ければと思いますので。まだそういう部分では支援できるような補助金等もありますので、その辺も有害鳥獣の来年、東彼三町の部分が鳥獣被害防止計画のほうが見直しの時期なんで、その辺も取り入れていきながら有効活用と、皆様の負担にかからないような取組を行っていきたいと考えてます。

○議長（尾上和孝君） 城後議員。

○8番（城後光君）

最後に町長に猟友会の総会にも何度も出ていただいて、狩猟者さん結構年配っていうのを分かれてると思うんですけども。

今後も続けていただいて、少しでもイノシシの被害を防いで頂きたいと思うんですけども、

町長のほうからどういう形で支援を——狩猟者さんに対して支援をされる考えかお聞かせください。

○議長（尾上和孝君） 前川町長。

○町長（前川芳徳君）

私も先ほどおっしゃったように猟友会の総会には、都度参加をさせていただいております。そのたびに狩猟の苦労等お伺いしております。

やはり被害を防止するためには、さっきおっしゃったように人間の住む世界とイノシシの住む世界を分けるということで、地区によってはそういった緩衝帯を造成するために藪をですね、払ったりしている地区もございますが、なかなかその効果が目に見えて現れているかといえば、決してそうでもないというのが現実であろうかと思えます。

そういったことにおいて、これまでも行っております支援もありますが、やはりこう高齢化で今後の後継者が少ないという状況であれば、例えばその狩猟免許を取りやすくするための町の支援というのもしっかりやはり考えて狩猟者を増やすと。

やはり農家の方も自分たちが被害だけを受けてるんじゃないくて、やはり農家である以上は、その被害を減らすということで、そういう方が狩猟免許を取りやすい支援というのも町としては考えていくべきかなというな思いでございますので、それらを踏まえまして、今後の町の対応を練らせていただきたいというふうに思っております。

○議長（尾上和孝君）

以上で8番 城後光議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。15時50分から再開します。

午後3時29分 休憩

午後3時50分 再開

○議長（尾上和孝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

次は、5番 岡村真由美議員。

○5番（岡村真由美君）

皆さんこんにちは。それでは、本日最後の質問を行いたいと思います。

通告に従い質問いたします。

1. 波佐見高等学校の存続に向けた取組について

県教委は11月15日、公立高校進学希望状況第2回調査の結果を発表した。そこで、次のことを問う。

（1）波佐見高等学校への進学希望状況をどう見ているか。

（2）何らかの対策を講じる考えはあるか。

2. 孤独・孤立の防止対策について

高齢者の「居場所」づくりは、関係者の努力でその必要性が周知されつつある。

そこで、次のことを問う。

- (1) 単身世帯、高齢者の単身世帯、高齢者のみ世帯の実態把握はできているか。
- (2) ひきこもりの実態把握はできているか。
- (3) 不登校・登校渋りの現在の状況は。また、原因をどう捉えているか。
- (4) 自死について、町は実態をどの程度把握できるのか。
- (5) 「孤独・孤立対策推進法」に関する施行の周知はできているか。以上です。

○議長（尾上和孝君） 前川町長。

○町長（前川芳徳君）

5 番 岡村真由美議員の御質問についてお答えをいたします。

1. 波佐見高等学校の存続に向けた取組についてということで、11月15日に公立高校進学希望状況第2回調査の結果から（1）波佐見高等学校への進学希望状況をどのように見ているか、（2）何らかの対策を講じる考えはあるのか、とのお尋ねですが。先ほどの城後議員でも答弁しましたが、昨年の同時期の調査と比較すると普通科、美術工芸科ともに希望者は減少しており、少子化や私立高校への希望者の増加、また今年度から改正された入試制度の影響も関係しているのではないかと考察しているところです。

町としては高校がなくなると地元中学生の進学先や、地域の活気、町自体の価値低下などマイナスの影響は大きいことから、これまで存続に向けた側面からの支援も行っており、内容についても波佐見高校と協議の上、必要不可欠な部分を支援しております。引き続き波佐見高校存続に向けた現行の支援策を維持していく考えであります。

また波佐見高校自体も地域や行政との連携、町内小中学校との連携で学校の特徴を最大限に出していくとの考えで、体験型企業説明会への中学生の招待やインターン発表会への中学生の参加などに取り組まれています。

今後地元企業等とタイアップした年間を通じてのインターン事業など、波佐見高校からは新たな連携事業の構想も伺っており、教育委員会とも連携しながら側面から支援してまいりたいと思います。

2. 孤独・孤立の防止対策についてということで（1）単身世帯、高齢者の単身世帯、高齢者のみ世帯の実態把握はできているのかとのお尋ねですが、現在、町が把握しているのは避難行動要支援者名簿に基づき75歳以上の単身世帯が451人、夫婦などの75歳以上の高齢者のみの世帯が686人であります。

なお単身世帯については特に調査はしておりませんが、令和6年12月3日現在の住民基本台帳上では単身世帯が1,153人となっており、それに近い数値が単身世帯であると推測されます。

（2）ひきこもりの実態把握はできているのかとのお尋ねですが。ひきこもりについて厚生労働省は、「仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人とほとんど交流せずに6か月以上続けて

自宅に引きこもっている状態」をひきこもりの定義としています。

本町におけるひきこもりの実態については以前、民生委員、児童委員で調査をしており、おおむね把握しているところではありますが、様々な要素や環境があり全てを把握できているというものではないと思います。

なお、ひきこもりは当事者にとって大変繊細なことであり、また現在進行中の案件もあり非常にデリケートな対応が必要とされていることから、詳細については控えさせていただくことを改めて御理解のほどよろしくお願いをいたします。

(4) 自死について、町は実態をどの程度把握できるのかとのお尋ねですが、町が把握できる情報の一つとして、長崎県から年に1回提供される情報がございます。県は自死に関する調査を実施しており、自死の発生件数や性別、年代、同居の有無などを各市町に情報を提供しています。

また公式な情報ではありませんが、身近な人や御近所から漏れ伝わる情報を通じて町が自死を把握する場合があります。

(5) 孤独・孤立対策推進法施行の周知はできているのかとのお尋ねですが、孤独・孤立対策推進法が令和6年4月1日に施行され、日常生活あるいは社会生活において孤独を覚え、または社会から孤立していることにより、心身の悪影響を受けている人への支援などの取組について、その基本理念、国や自治体の責務、国民の理解協力、関係者の連携協力などを定めております。

町としましては、町民全体に対する具体的な周知は行っておりませんが、法の趣旨を十分に理解した上で、今後も引き続き対象となる本人や家族等の相談に対して、関係機関と連携を図りながら親切丁寧に時間をかけて支援につなげてまいります。

なお、2. の(3) 不登校等については教育委員会から答弁がございます。

○議長（尾上和孝君） 森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

2. 孤独・孤立の防止対策について

(3) 不登校・登校渋りの現在の状況は。また、原因をどうとらえているかとの点でございますが、同僚議員の御質問にもお答えしたように令和5年度県教育委員会へは小学校12名、中学校19名で報告をしております。

原因につきましては、何となく、不安、友達や先生との関係、ゲームやSNS等による昼夜逆転、家庭環境、学力不振など様々です。また始まった原因と継続している原因が異なることも多く、その改善・解消に大変苦慮をしているのが現状であります。

以上、壇上からの答弁を終わります。

○議長（尾上和孝君） 岡村議員。

○5番（岡村真由美君）

令和元年～今年のいままでの入学生の数です。これは学校要覧というのを高校のほうでは毎年つくっております、1年生の数というのをもう参考に表をつくってみました。

令和元年、2年、3年、4年、5年、6年と経過してるんですけども、4年から前町長の肝煎り、ご英断で波佐見高校に対する支援が始まりました。189人、173人と減ってきている現状を見てですね——120人の定員に対して。これで私は「波佐見高校がなくなってもいいんですか。」「このままでは県立高校だといって放置してたらなくなりますよ。」と申し上げたところですね、それは困るということで支援を始めてくださったと記憶しております。

おかげさまで令和5年、6年というのは支援の成果もありまして、増えというか減少に歯止めが少しかかった状態でございます。しかし今回の11月15日新聞紙上に載りました数を見ると何だこれは、というぐらいの減少ぶりでございます。

先ほどの答弁の中に、学校の入手制度の変更があるっていうふうに——学校側は私と話すときも理解しておられるみたいなのですが、私は果たしてそうかなというようには思っております。

これは（今年）52人ですよ。減っていくだろうとは思っていたのですが、これって路線の廃止が発表される前なんです。知ってる人もいたかも分かりませんが、発表される前11月1日現在の希望状況を、県は11月5日提出締切りで送信させたというように聞いております。

これ波佐見高校だけだったらですね、やはり人気ないのかなって思ったんですけども、御存じと思うんですけども川棚高校も53なんです。川棚高校53なんてことは今まで1回もありませんでした。

私が町長に改めて聞きたいことはこの波佐見高校52人、川棚高校53人というこの数を見てですね。今後どうなっていくのか。何かどんなふうにこの数を見られますかということを最初にお聞きしたいと思います。

○議長（尾上和孝君） 前川町長。

○町長（前川芳徳君）

各方面のいろいろ学校に入っていただくための努力もなさっておりますが、その上でこの数値というのは非常に厳しいかというふうに思いますし、これが1年たつから、じゃあ2年たつから改善するかというと、決してそのような状況は望めない非常に厳しい状況だというように判断をしております。

○議長（尾上和孝君） 岡村議員。

○5番（岡村真由美君）

私もですね、町長と同じように川棚高校までこんなに少なかったのが、びっくりしました。

私は議員になって、分校で始まった波佐見高校だから子供の数が減っていったら、本校より

先になくなるのは普通のことですよ。それもしかたないかなと。それでも「川棚町に負けるのですか」みたいな感じで支援を一生懸命お願いしたわけですが。私はここに至って川棚高校も波佐見高校もこれはこの少子化でいって、あと私立に生徒がいっぱい行って、いなくなったのを、東彼杵郡に高校がなくなるのではないかなってという不安まで感じております。今はですね。

今一生懸命子育て、「こどもまんなか」とかいう言葉もいっぱい出てきておりますけれども、こども園とか義務制の小学校、中学校さえあれば、近くに自転車や、歩いてや、バスがあれば、バスで通える高校がなくても、若い人が家庭を持って、安心して子供を産み育てていくまちなれるというふうにお思いでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 前川町長。

○町長（前川芳徳君）

やはり若い世代の方にとっては、子供たちの教育環境ってのは大きな問題であろうかと思えます。保育園あるいは認定こども園、その先の小学校、中学校さらにはその先の高校。これは大きな——やはり将来を見越したときに、高校はやはり近くないと、あるいは通える範囲でなからんと、ある程度そういった住まい、その町に住むための要因の一つではあるとは考えます。

○議長（尾上和孝君） 岡村議員。

○5番（岡村真由美君）

マイカーが普及しまして時間に余裕がある家庭とかですね、仕事に行く前に送って行ける人はそれなりのところまで連れていけるでしょうけれども。連れていけない家庭というのも発生するのではないかなと。そういう困る家庭も出てくる。だったらもう高校のあるところに住もうかっていう、家庭を持とうかっていう人が出てきてもそれは仕方ないかなと私も思ったりします。自分だったらどうしただろう。波佐見に家を持っただろうか。いや、もっと便利のいいところに家を建てたかも分からないなっていうふうに思っております。

で、それでも波佐見町は、波佐見高校が波佐見町になくてもならない学校だと思ってくださって支援を、数々の本当に手厚い支援をしてくださってます。これは若者支援じゃなくて、地域を元気にし続けるための支援だと私は思っております。ありがたいなと思っているわけですが。

おかげさまで今回も52名ではありますが、野球部に関しては県外から8名って聞いていますけど——10名近く来てくれることになっているそうです。先月行われました1年生大会で久々に決勝まで進んで、ちょっと頑張っているのかなと。そういうのも影響があるのかなと思うのですが、波佐見で野球をしたい。寮があるみたいだからそこに入って、野球の高校3年間送りたいたいという子がまだまだいてくれるんだって思います。

だから川棚高校より少し生徒数は大きくなるかも分からないなと、ひそかに感じてるんです

けれども。それでも美工科に関してはいいのですよ、寮とかいうのがですね。個人的にお世話はしておりますが、ちゃんとした寮というものがございません。

美工科20人に対して、前回22人だったのに今回12人です。12人の中にはですね辛うじて、島の子も2人入ってるというように聞いているのですけど。残り10人がバスがなくても来れるようなところから来て、絶対波佐見高校に行くぞって強い気持ちで今いてくれるのか。それはものすごく私としては不安です。

もうすぐ実際の願書を出す時期になりますけれども、出す段階になって親御さん本人が、このまま波佐見高校を希望するような願書を出してくださるのか。大いに危惧しているところです。

もう1回聞きますけれども、波佐見町にはこの美工科というのはなくてはならない学科だと私は思うのですけども、町長もそのようにお思いでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 前川町長。

○町長（前川芳徳君）

議員と同じ思いで、波佐見高校にはなくてはならない。これもしかかも公立で美術工芸科というのは非常にまれな学科でございますので、こういったものは非常に大切であり波佐見高校の特徴ある一つであると思いますので、大切だというように認識しているところです。

○議長（尾上和孝君） 岡村議員。

○5番（岡村真由美君）

有田工業という名門、超名門がすぐ近くにあるので、もう波佐見高校の美工科はそこまで頑張が残さなくてもいいんじゃないかって思ってたしやる町民の皆さんも幾らかおられると思うんですけど、やはり美工科がある波佐見町であり続けてもらいたいなと私は思っております。

同僚議員の最初の質問の中に、川棚にバス路線が10あったっていうのを聞いて、10もあったのか。私の記憶の中に10（路線）全部見た記憶はあまりないのですけれども、チェックしたら10あったんですね。10にプラス、最近になって珍しく佐々波佐見高校線（佐々BC～三河内～波佐見高校）というのができたので11（路線）になったわけですね。

それがずーっと廃止が続いて、今度のことでもう最終的にはもう2路線になってしまうわけですね。佐々波佐見高線（佐々BC～三河内～波佐見高校）と佐世保嬉野線。こういう事態がですね、こんなに急に来るとっていうのは私にとってもとてもショックではあったんですけども、こんなに急に来るとって予想されていましたか。何年後には来るかなって思っておられましたか、それとも——これもすいません、町長お願いします。

○議長（尾上和孝君） 前川町長。

○町長（前川芳徳君）

当然、先のことの予想はできませんのであれですけども、実は私もですね佐世保嬉野線を活

用しながら佐世保工業まで今から50年ほど前に通わせていただいた人間でございます。そのときにはですね、座ることもできないぐらいの状況で、3年生の先輩がいたらまず立って、乗客が減ったときにやっと座るといような状況でございました。それがこの50年間の中でですね。バス路線さえなくなってしまう。運んでいるのは空気だけというような状況がその当時は想像できませんでした。

しかし、こういった状況の中で徐々に、徐々にモータリゼーションといいますかね、車で通うことが当たり前になってくる中では、やはり便数が減らされていくのは、この時代の趨勢すうせいといたしますか、中では仕方ないことかなということでございますけれども。このように、いち早く進展するというふうな思いはございませんでした。

○議長（尾上和孝君） 岡村議員。

○5番（岡村真由美君）

同じ頃に高校時代を過ごしたものとしてはですね全く同じ経験をしましたね、私も。私は川棚高校だったんですけども、通うバスの中でギュウギュウ。もう2台続けてくるんですよ。補習のとき6時何分通過なんですけど、うちの近くのバス停は。2台続けてくるんですけどギュウギュウです。で、重たいかばんがギュウギュウで下に落ちないのですね。もうそういう状況のときもありました。

ですから今のこの状況ってのは全く、何というか、すごいショックなんですけれども。このショックっていうのをですね、波佐見町はきっと陶器のときと同じで、ピンチをどうにかしてチャンスに変えてくださるのかなってすごく期待しております。

バスの路線の廃止が決まって、きっと一生懸命考えてくださってるので、この路線をどうしますかなんていうことはもうあまり聞かないことにします。もうやったださるものと信じております。

私、川棚町議会にもちょっと聞きに行ったんですけども、川棚町議会の答弁は少し、もっと具体的なものでございました。そこら辺を鑑みて一生懸命やったださってるけど本当に大丈夫かなという思いは、今も消えてはおりません。

先ほどこんなに急にということで、同じ思いで今回の西肥バスからの通告を受けたわけですけども。川棚内海線がこんな感じで急に来るっていうことは、前回岡村達馬議員の時のやりとりの中にもありましたけれども、佐世保から来ているこの波佐見高校も、意外とこう——意外というか、はっきりは言われなかったけど、対象になっているような言い方でしたよね。いつ何どきこれももう「4月からなくなります」っていうように言われなくても限りません。これが来年とか再来年かじゃないかもしれませんけどね。

そうしたときに、保護者の不安っていうのは、私は孫も子も関係してるのはないけれども不安を感じてますけれども。実際今から「高校にやろうかな」「本人は行きたいって言ってるけど、行かせていいものかな」っていうふうにかなり迷われると思うのですね。

もしですよ、これちょっと聞いていいですかね。これは商工観光課長に聞こうと思うんですけども。今一生懸命、川棚内海線の代替交通をちょっと考えてくださっていますけれども、佐々波佐見高校路線（佐々BC～三河内～波佐見高校）っていうのがなくなった場合に、その代替交通っていうのは町として考えられるようなレベルでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 太田商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

たらればでは答弁しづらいんですが、そういうふうな場合になったとしたら、何らかの措置は考えないといけないかなというふうに思います。

○議長（尾上和孝君） 岡村議員。

○5番（岡村真由美君）

ありがとうございます。ぜひそんなふうになったらよろしくお願ひしたいと思いますが。

ここにですね、皆さんのところにも来ていると思うんですけども、こういうの御存じですよ。卒展の案内です。すごいシックなデザインです、今年の分は。卒展が今年も開催されるんですけども、裏のほうに今年の3年生は14名ですけども、この14名がどこの出身か中学出身中学が全て書いてあります。これを見ましたらですね、波佐見中学出身は1人です。川棚中学いません。島の子が2人です。西海市が1人です。大村市が1人です。そしてあと残り9人は佐世保市です。

ほとんどが町外の結構遠くから来てくれているんだっていうこの現状を見たときに、いつ佐世保線もなくなるか分からないっていうような不安を抱えつつですね。佐世保市からとか、もう大村市からはもうやめとこうっていうことになると思うんですよ。そんな感じで、12人が1桁になっちゃうっていうことは大いに可能性としてあるのですけれども。美工科の寮を町がつくるっていうんじゃないかっていいです。どうにかして寮とかをつくるような方向で、何かこう御尽力頂けるという可能性はないものでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 澤田企画情報課長。

○企画情報課長（澤田健一君）

議員御存じのとおり、これまでもですね多額の存続のための支援を行っておりまして、特に特徴ある野球部とか、美術工芸科の生徒の皆さん方に支援してる部分が非常に多い——この中でも非常に多い。バスの移動代とかですね。そういったのをかなり使って活用させていただいてるという状況の中でですね、町自体がこれ以上の支援というのはなかなか難しいものがあるというふうに考えております。よって、現段階で町が寮をつくるということはないのかなというふうに考えております。

○議長（尾上和孝君） 岡村議員。

○5番（岡村真由美君）

町に寮をつくってくれとか、そういうふうなことを言ってるつもりはございません。ただ呼

びかけて、町外から来る子を受け入れるような家庭はありませんかとか。里親とかよく言うじゃないですか。つまり離島留学の受入れの島親をやってくれませんかという呼びかけぐらいはもうちょっとできるのかなと私は思うので、そういうことでちょっと聞いただけです。その可能性はないということで。

もう一つは教育次長にお伺いしたいんですけれども。突然の振りですけれども、波佐見高校に生徒を例えばやっていいなっていうときに、遠くから来る子にとって弁当を持たせてやるっていうのは連れてくるのも大変だけれども、弁当を持たせてやるっていうのもきついと思うのですね。

すいません。生徒数が減って給食センターも少し余裕も出てるのかなと思うんですけれども。教育次長は波佐見のこのおいしい給食を、波佐見高校生にも提供すれば面白い話題になるのではないかなっていうことを考えられたことは、今までにありませんか。

○議長（尾上和孝君） 朝長教育次長。

○教育次長（朝長哲也君）

始めてそういう御意見をお伺いしました。

確かに生徒数が今減少しておりますけれども、現状において調理員の人数等調整しておりますので、なかなか難しいことがあるかなと。

あとはもう高校もですね、いろいろあられると思いますので、そういった話があれば、今後どうしていくかという話にはなってこようかと思いますけれども。以上でございます。

○議長（尾上和孝君） 岡村議員。

○5番（岡村真由美君）

するっていう返答を頂けるなんては全く思っていなかったんですけれども。よそがやってることを後追いですというよりも、よそがしないようなことを。何かのリスクを——この何ていうのですか。給食費を取らないで無償でって言ってるわけじゃないんですよ。お金を取るとって、給食を提供して、おいしいものを食べさせて、波佐見は遠くからの子でもちゃんとこうやって受入れてますよみたいな。アピールができればいいなと私は密かに思っております。

それでは次は教育長にお尋ねしたいと思うんですけれども、一遍聞いたことあるんですけれども波佐見中学校の3年生、卒業生の進路先ってかなり、たくさんだっということをおっしゃいましたよね。で、私立高校への志願っていう——私立高校はもう何校もバスが迎えに来ていますよね。私立高校への進学っていうのは増えてるっていうふうに聞いておられますか。

○議長（尾上和孝君） 森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

これまでの傾向は、私たちは総意に把握をしておったんですが、今回は私立のほうが少ない。これが最終的なものではないのですけれども少なかったですね。公立のほうは現在では約70名、そして私立が32名、特支のほうに行くが4名います。高専が7名——希望ですから。県

外どうしても有田工業さんとか敬徳高等学校さんとかで19名ということで、今回は少し予想、今までの傾向とはちょっと違ったところがあります。

でも議員お説のとおり波佐見中学校から進学先は25校以上ありますので、なかなか厳しいってうか、一つの学校にということは難しいところがあって波佐見高校、川棚高校を選ぶ子どもどうしても分散化している傾向はあるのかなと思います。

○議長（尾上和孝君） 岡村議員。

○5番（岡村真由美君）

公立高校、希望はしているけれどもバス路線のこともあるし。このバス路線っていうのは結局1年じゃないのですよね。3年間を見通してやはり進学先を決めると思うので、かなり慎重に考えて多分今のデータとかなり変わってくることもありうるかなと。佐世保ですらですね。あと大村工業とか、ちょっと難しいのかなって思ったりもするのですね。志願し続けることができますね。

長崎新聞の15日の発表の新聞の分析では、通信制への希望者が7年前と比べると倍以上に増えているというように分析をしていました。この7倍になってるとは私は思うに、通信制の公立高校というのは、鳴滝の定時と佐世保中央の定時、通信しかありませんので、この2校に行きたいっていう子が増えてるのかなっていうように単純に思ったんですけども、それでも倍に増えてるっていうのは、ちょっと傾向が違うなど。

それに、さらには私立の通信制を希望するっていうような傾向が強まっているというように私は漏れ聞いておりますが、波佐見中学校でも通信制希望という子は結構いると聞かれていますか。

○議長（尾上和孝君） 森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

現在数名そちらのほうに行くという子ども——希望ですからね、いるようですね。

○議長（尾上和孝君） 岡村議員。

○5番（岡村真由美君）

数名ということを聞いてびっくりしたんですけど、数名が何名か分かりませんが。やはり普通の学校に行きづらいついていう子どもやはりいるんですね。なかなか、いろいろ事情があると思うんですけども。でも自分のとしては通信のほうがあつていう子もいるみたいです。

通信つながりで関連して聞くのですけども、先月役場の1階の第1会議室を用いて、N高等学校、S高等学校、N中等部の生徒がスクーリングでしょうね、スクーリングの実習でつくった動画を披露するという発表会がありました。

私たちも行ってみさせていただいたんですけども、あれは一体どういった経緯で、役場の1階でああいうふうな発表会があったのでしょうか。お答えください。

○議長（尾上和孝君）

波佐見高校の存続に向けた話ですかね。

○5番（岡村真由美君）

すいません、私は通告書に書いていたのですが、文面を削られて私は最初からこれを知りませんでした。つまり通信制っていうのに対する人気というのが今出てきてるんですよ。なんで通信制をやってる高校を支援されて、呼ばれてるんですけど、あれについてどういった経緯だったのかなってついでに聞かせて頂いております。町民も関心のあるところじゃないかなと思うので、簡単にでいいです。

○議長（尾上和孝君）

答えられますか。

太田商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

これは先月11月の11日から14日までの間にですね、角川ドワンゴ学園というところが運営するN高等学校、S高等学校、N中等部ですね。そこの生徒の方が12名波佐見に来られまして、いろんな窯業関係の窯業技術センターとか、あとは町内の生地屋さんとかですね。いろんな体験を踏まえて、波佐見町内のそういった窯業に関してのPR動画をこの期間中に作成をするというふうな趣旨での体験プログラムというふうなことでやっております。

このプログラムにつきましては、平成28年から角川ドワンゴ学園からの要請において、宿泊型の体験プログラムとして、全国のいろんな産地とかを中心に開催をされておまして、波佐見町がその中の一つに選ばれて、これまで定期的にこういった体験プログラムを実施してきているというふうなことでございます。

○議長（尾上和孝君） 岡村議員。

○5番（岡村真由美君）

これは波佐見高校の存続に関係ないんじゃないかという声も聞こえてきましたけれども私はそうは思ってません。通信制がやはり人気を博している、子供たちは通信制に行きたい。そして通信制で本当に自分がやりたいことができるっていうふうな思いを強くする子が結構増えてるっていうふうなことを、前回のこの発表会を見てすごい子もおりましたので、私は改めて勉強をさせていただきました。

私はこれ悪いと思ってませんよ。こういうのもあるかと、身近に感じられてよかったなって思ってるんですけども。

東彼杵郡においてはですね、この公立高校、全日制。こういったものの高校の荒廃——荒れるやつですね。荒廃とか衰退というのがですね、よそに比べて、もう早々と始まっているんじゃないかなという強い危機感を私は感じたので、通信制のことも聞かせていただきました。

学校に高校がなくなるっていうのは、私立高校が頑張ってるからなくなるっていうよりも、

いろんな要素があって、なくなっていくこともあるんだなっていうことをやはり一緒に問題意識として持っておきたいと思います。

これで質問項目の1を終わりまして、後半の2に移りたいと思います。

タイトルに支援を要するって書いてありますね。つまり何らかの支援が要る、避難なんかをするときにですね支援を必要とすると思われる人、（支援を必要と）しますっていうふうにおっしゃってる方の後期高齢者——つまり75歳以上の方の世帯の人数というものを、下を書いてありますように社会福祉班の方から頂いたデータを私がこんなふうに構成をしてみました。御覧ください。

大きい数字はお見えになると思うんです。黒い枠まで——黒い枠って分かりますかね。

「計」までが頂いたデータです。赤い字が75歳以上の人の人数ですね。これも分かってたので、教えていただきました。

あと全世帯数というのは、何というのですか。自治会長会の折にいつも配布物をされるときの配布枚数——世帯数だというふうに私は捉えております。これはイコールあれですよ。自治会加入世帯ということになるのではないかと思います。

そして下見てください。小さい字ですけど右下「4,414/5,512」って書いてますけども、引き算をしたら1,098でしたかね。1,098つまり約1,000世帯っていうのが自治体に入っておられない数だというふうに理解をしました。

ここの一番最後の小さな数ですけど、平野郷のところを見てください。平野郷は75歳以上の方で単身の人が3人、75歳以上だけで暮らしてらっしゃる方が4人おられるということなんです。これ人数なんですって。単身ですから3は3世帯ですけども、75歳以上のみっていうのは4人だから2世帯か、もしかしたら1世帯。御高齢の両親と高齢の兄弟がおられるとか。御夫婦がおられるというケースもあるかも分かりませんので。こんなふうに捉えるということで、捉え方としてはよかったでしょうか、住民福祉課長さん。

○議長（尾上和孝君） 井関住民福祉課長。

○住民福祉課長（井関昌男君）

おおむねよろしいんですが、社会福祉班で出している人数でございますけども、ちょっと確認なんですけど、避難行動要支援者名簿の中からこの人数は抽出しておりますけども、この対象者につきましては高齢世帯ということで、75歳以上だけの世帯の方で要支援または準ずる世帯という基本的に75歳以上を抽出しておりますので、何かここが支援を要するっていう方ももちろんいらっしゃいますけども、元気な方もいらっしゃるということで御理解を頂きたいというふうに思います。

一応この名簿の抽出はあくまでも、高齢者世帯ということで抽出しておりますので、75歳以上という状況で御理解を頂ければと思います。以上です。

○議長（尾上和孝君） 岡村議員。

○5番（岡村真由美君）

課長の説明はそうですけど私が説明頂いた段階では、75歳以上でも支援を要する人しか載せてないので、いわゆる元気な人の分は入ってませんよっていうふうに言われましたけど、違っていたのですかね。いいです違うなら。

私が確認したいのは、ほぼおおむね把握はしてるけれども、単身世帯とか、高齢者のみで暮らしている世帯の数っていうのは、正確には単身世帯数としては把握してないって言われたんですけれども、民生委員さんはほぼ全部把握されてるっていうふうに理解してよろしいんでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 井関住民福祉課長。

○住民福祉課長（井関昌男君）

民生委員さんについてはですね、それぞれの世帯の状況を把握していただいておりますので、おおむねそういう単身世帯等ですね、把握をしていただけているものというに認識をいたしております。以上です。

○議長（尾上和孝君） 岡村議員。

○5番（岡村真由美君）

波佐見町は民生委員に成り手不足が世間では言われていますけれども、欠員がおかげさまで出ていません。本当に献身的によくやったださってて、研修等もよく行ったださっているものと感謝するわけですが。

そのほかにも包括の皆さんや社協の皆さんを中心に、介護予防であるとか認知症の予防に力を入れてもらって、成果を上げていると私は推測をしております。認知症についての理解もかなり深まっているのではないかなと。波佐見ケーブルテレビの梅さんの画像等を見ると、本当に感心しております。

しかし、いかに健康寿命が延びても、あと認知症の予防とか啓発とかが進んでも、いずれ年を取って行って、最後まで健康でいる人ってのはそんなにいないと思うんですね。やはり健康でないときとか、支援が必要なときが来ます。もしかしたら、高齢になる前にそういうのが訪れるかもしれませんね。波佐見のそういった方たちに対する見守り体制というのはできていると言っているのでしょうか。

民生委員さんはそういった世帯は把握されているって言われましたけれども、もう何かあったらこう駆けつけるような体制はとれてると思ってよろしいんでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 井関住民福祉課長。

○住民福祉課長（井関昌男君）

おっしゃるとおりですね、その辺の要支援者の方等についての把握もしていただいている状況でございます。当然その見守りっていう状況も本来必要に応じていただいている状況でございます。

ただ民生委員さんだけに負担というのが、なかなかやはり年々厳しい状況もございますので、今後についてはやはりその地域で、例えば自治会であったりその役員さんであったりとか、近所の方であったりとか。そういうかたちで地域で見守る状況がしていければ負担っていうところも、1人じゃなくて2人、4人という状況の中で、そういう支援者を見守る状況ができれば、今後安心して暮らせる波佐見町という状況に、つながるんじゃないかなと思います。

今後はそういう研修も含めながら、地域の見守りっていう状況も包括支援等でもしていただいている状況もございますので、要望も含めて波佐見町の取組という状況の中で広げられる状況につながっていければなというふうに思っております。以上です。

○議長（尾上和孝君） 岡村議員。

○5番（岡村真由美君）

そのとおりですね。民生委員1人で、自分の担当区を全部こう把握して皆さんとうまくやれるとは限らないわけですね。ですから、地域の役員さんとかまたほかの方と複数で対応して、全体に何ていうんですかね。悩み相談とかに応じられるような体制ができればすてきなまちになるなというふうに思っております。

民生委員さん任せにしないように私たちは心がけたいなというふうに思います。

次にひきこもりについてです。デリケートな問題ですから、なかなか話題にも上げきれないんですけども、これも大まかな数は把握をできてるというような答弁だったかと思います。

これ増え続けているのでしょうか。増加傾向にあるのでしょうか、それとも横ばいなんでしょうかそこら辺把握されてますでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 井関住民福祉課長。

○住民福祉課長（井関昌男君）

実はですね、令和5年度に民生委員さんを通じて調査を行った状況でございますけども、その当時の状況から1年（がたったため）計画をいたしております。実際のところでの実態までの把握は難しいものがあるかと思います。

そのあたりについては今後どういう形で——基本的に現状を考えれば相談状況で、例えば民生委員さんや、自治会から、地域からっていう相談を受けて。役場で言えば子ども・健康保険課の保健師さんや、長寿支援の社会福祉士さん、保健師さんという有資格者がいらっしゃいます。そういうかたちで家庭のほうに訪問し、調査、聞き取りを行いながらというところで、今進めているところがあるかと思います。

ただ、全部の実態が把握できているかという状況はですね、今のところはまだ厳しい状況があるかなというところで考えております。以上です。

○議長（尾上和孝君） 岡村議員。

○5番（岡村真由美君）

5年に調査をされたってということなのですが、私が知りたかったのは5年の調査の数というのが増加傾向にある数だったのかっていうことを聞きたかったのですが、多分把握されていないですね。分かりました。ありがとうございます。いろんな方を中心に相談等に、当たってらっしゃるって聞きましたが、このケース会議みたいなことは行われているのでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 松添長寿支援課長。

○長寿支援課長（松添博君）

特に高齢者部門でいうと高齢者宅に入ったときに、お仕事をされていないひきこもりの方がいるとか、そういうところがありますので、そういうところは重層的な支援体制を構築しておりますので、社会福祉班や健康増進班と一緒に協力をしながら対策を講じているところでございます。

○議長（尾上和孝君） 岡村議員。

○5番（岡村真由美君）

対策を講じていらっしゃるということで、安心しました。

私も追求してるわけじゃないんですね。分からないから聞いてるだけでございましてやってないだろうと言ってるわけじゃないので、そこは誤解されないようにお願いします。

やはり気になるんですね。自分は知らないけど、本当に相談をされているのだろうかと思うようなケースを感じたりしますので質問をいたしました。引き続きよろしくお願いしたいと思うんですが。

次に、不登校・登校渋りについてです。先ほど私前年31名というふうな数でしたが、今はもう減っているっていうふうになんて聞いていたのですが、新学期始まって不登校はちょっと減っているのですか、31名から。

○議長（尾上和孝君） 森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

10月末現在では減っております。ただ、まだ3月まで日がありますので、今後どういうふうに移るのかということは気にはなっているとでございます。

ただ30日というくくりの部分が非常に気になっていて。先ほど同僚議員もおっしゃったように、例えば今まで全然学校に来れなかった子供が週1でも、週3でも来れるようになったって言っても、年間になると30日を越してしまうというような子もたくさんいますし、一歩も出れなかった子が総合文化会館に、あるいは学習室に来れるようになった。そのことはとても素晴らしい成長なんですけど、30日というくくりでいくとどうしてもそのカウントになったときに、というところがあるというのがとても残念といいますかね。

そうなったときに、とにかく子供の実態に応じた対応ということを心がけたいということはあると思います。

○議長（尾上和孝君） 岡村議員。

○5番（岡村真由美君）

何というのですかね、私が気にしてるのは不登校がそのまま例えば高校にも行けない。そして高校行かないどころか高校3年間、友達が高校行ってる間、ずっと家にいて、その後もなおひきこもりになるのではないかなと。ひきこもり予備軍が不登校の中にいるのではないかなって。

それだけは避けてもらいたい、とふうな思いがあるので、今後とも、先ほど同僚議員が熱く語っておいりましたけれども、ちょっといけるようなサテライトの場所とかいうのは本当に確保する方向で動いていただきたいなというように思っております。何か勤労福祉会館も何かサテライトとかいうふうに考えてらっしゃるってということでちょっと聞きましたので、南の地区にもぜひそのサテライトをよろしくお願いします。

それでは次に自死つまり自殺についての質問です。長崎新聞11月20日に載っておりました。こども家庭センターの配布ファイルに、この人のデザインを参考にしましたよっていろんなところに、波佐見高校生のデザインを採用してもらってるみたいで、オープンがとても楽しみです。

この記事とは直接関係ないんですけども、一番右下のところに町の自殺防止対策をまとめた冊子に2年生男子のデザインを採用しましたって書いてあったのを私は目ざとく見つけて、これは何だろうと思ってちょっと関心があったところだったので、ちょっとこれを出してみました。

これが表紙の表紙と裏表紙ですね。印刷したものがこれです。冊子化して、こんな感じで私もプリントアウトをして、冊子にしてみました。こんな感じで採用していただいてすごくいいなと思いました。

この冊子があったらもらおうかなと思って窓口に行ったら、冊子化はしていないんですよ。自前で印刷をして必要部数、印刷して配りました。だって残分はありませんというふうに回答されたんですけども、どういった方々に配布をされたのでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 石橋子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

この計画に関わっていただきました委員さん、あるいは学校の関係とかですね、そういったところには配布をしております。

○議長（尾上和孝君） 岡村議員。

○5番（岡村真由美君）

資料編のここにあるこの方々に配られたということですね。そのあとに会議というのはこれのできたからといって何か会議をなさったということはないのでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 石橋子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

この会議は一応策定委員会ということでの会議でしたけれども。この計画自体が5年間の計画でありますので、その進捗とか言いますか、こちらで実施する対策などの状況などを年に1度ぐらいは会議を開催して、情報を共有していこうということで話をしております。

今年度はまだ開催できておりませんが、書面での会議で検討、今年度は予定をしているところです。

○議長（尾上和孝君） 岡村議員。

○5番（岡村真由美君）

もう時間が少なくなってきましたけど。読みます。これはまとめの部分7ページのまとめなんですけども、まとめの一つとして、この間『第1次計画の目標は、「令和4年度までに自殺死亡率（人口10万対）15%減少させる」ことでしたが、27年度の自殺死亡率13.2%に対して、令和4年度の自殺率は27.6%で目標達成には至りませんでした。』というよりは2倍になっているということですね。国の平均よりも高い状態が続いています。年代別では50代以上が多いとか、同居人の有無ではほとんど同居人ありでの状況です。

つまり、ひとり暮らしだとかそういったものじゃなくて、家族がいても何かこういろんな考えるところがあって自殺に至るっていうケースがあるんだということを私たちはやはり、当事者だけじゃなくて周りの者もやはり気をつけなくちゃいけないのかなって改めて思いました。人口が少ないから数は少ないですけども、やはり、見捨ててはおけない数字ではないかなと改めて思いました。

そこで最後ですけども、ここの17ページのところにこういうのがあったんですね。そういう助けてくれって言える人はまだいいんです。いろんなところにサロンに行ったりとか、居場所に行ったりとかしてどうにかできるんですけど、そういう援助を受けきれない人がおられるんですけども。この緊急通報装置貸与事業というのがあるんですけども、この委託先っていうのはどこなのですか、どういう形ですれば申込みができるんですか、何件ぐらいですかというのを聞きたいと思います。

○議長（尾上和孝君） 松添長寿支援課長。

○長寿支援課長（松添博君）

緊急通報システムでございますが、福岡市にございます福岡安全センターというところに委託をしております。もちろんこれは長崎営業所もございまして、長崎市内に営業所もございます。現在の台数といたしましては固定型が46台、携帯型が53台、合計99台。利用者負担は無料として実施をしております。

対象者といたしましてはですね、おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者、またはそれに類する高齢者ということで、昼間に子供さんたちがお仕事に行っているなど、高齢者がおひとりになる場合。

すいません。前提条件に健康に不安がある高齢者というところがあります。次にひとり暮らしの重度身体障害者。最後にその他町長が特に必要と認めるものっていうところで、こちらのほうといたしましては、主に高齢者のみの夫婦というところを想定して設けております。以上でございます。

○議長（尾上和孝君） 岡村議員。

○5番（岡村真由美君）

時間となりましたので「孤独・孤立対策支援法」ですかね、これについてはまたゆつくりと次の機会にでも質問をしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（尾上和孝君）

以上で5番 岡村真由美議員の質問を終わります。

本日の会議はこれで終了します。

明日も一般質問を続けます。本日はこれで散会します。

御起立ください。お疲れさまでした。ありがとうございます。

午後4時50分 散 会

令和6年第4回（12月）波佐見町議会定例会 議事日程（第3号）
令和6年12月11日（水） 午前10時開議

議事日程

第1 町政に対する一般質問

澤田 昭則 議員

にぎわう波佐見まちづくり構想について

脇坂 正孝 議員

3. 公共交通機関の維持・充実について
4. 小児科委員の誘致について

北村 清美 議員

まちづくりについて

三石 孝 議員

4. 物価高騰対策について
5. 本町の公共交通について
6. 道路の環境美化について

第6日目（12月11日）（水曜日）

9. 出席議員

1 番	前 田 博 司	2 番	脇 坂 正 孝
3 番	澤 田 昭 則	4 番	横 山 聖 代
5 番	岡 村 真由美	6 番	岡 村 達 馬
7 番	三 石 孝	8 番	城 後 光
9 番	福 田 勝 也	10 番	田 添 有 喜
11 番	北 村 清 美	12 番	尾 上 和 孝

10. 欠席議員

な し

11. 議会事務局職員出席者

議会事務局長 林 田 孝 行 書 記 一 瀬 若 菜

12. 説明のために出席した者

町 長	前 川 芳 徳	副 町 長	村 山 弘 司
総 務 課 長	福 田 博 治	企画情報課長	澤 田 健 一
商工観光課長	太 田 誠 也	庁舎建設推進室長	大 橋 秀 一
税務財政課長	古 賀 真 悟	住民福祉課長	井 関 昌 男
農 林 課 長 兼 農業委員会事務局長	伊 藤 幸 治	農林課長参事	太 田 克 宏
建 設 課 長	本 山 征一郎	水 道 課 長	中 村 和 彦
長寿支援課長	松 添 博	子ども・健康保険課 健康増進班係長	青 井 仁 美
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	串 島 佳 織	教 育 長	森 田 法 幸
教 育 次 長 兼 給食センター所長	朝 長 哲 也	総務課課長補佐	坂 本 昌 俊

午前１０時 開 会

○議長（尾上和孝君）

皆さん御起立ください。おはようございます。

ただいまから令和６年第４回波佐見町議会定例会第６日目の会議を開きます。本日の議事日程はあらかじめお手元に配付のとおりです。

日程第１ 町政に対する一般質問

○議長（尾上和孝君）

日程第１．町政に対する一般質問を行います。これから昨日に引き続き一般質問を続けます。順次発言を許します。

３番 澤田昭則議員。

○３番（澤田昭則君）

皆さんおはようございます。それでは、通告に従い一般質問を行います。

にぎわう波佐見まちづくり構想について

本町のまちづくりに関する課題や方向性などについて、町民から多数の意見や要望が寄せられた。

そこで、次のことを問う。

（１）町内の消費者と事業者に対し、物価高騰対策として地域内循環型経済の活性化、及び町内の消費喚起や消費拡大を図ることを目的に、商品券等の支援事業の考えはないか。

（２）県道や町道の歩道においては、最近では観光客の周遊もよく目にする。交通安全対策として歩道の新たな整備計画は。また、町道における歩道の植栽管理について今後の計画は。

（３）町営住宅小石原団地の建て替えについて、現在の進捗状況と今後の計画は。

以上で、壇上からの質問を終わります。

○議長（尾上和孝君） 前川町長。

○町長（前川芳徳君）

皆さんおはようございます。それでは、３番 澤田昭則議員の御質問についてお答えをいたします。

にぎわう波佐見まちづくり構想について。

（１）町内の消費者と事業者に対し物価高騰対策として、地域内循環型経済の活性化及び町内の消費喚起や消費拡大のために商品券発行の事業計画の考えはないかとお尋ねですが。本町ではこれまで新型コロナにおける経済対策として令和２年度から４年度にかけてプレミアム商品券販売事業を。燃料高騰対策として令和４年度、令和５年度に。それから燃料費等高騰対

策支援事業。さらに令和５年度には上下水道基本料金の減免を実施しており、継続的に消費喚起や事業所支援について取り組んでまいりました。

また国においても、令和５年度に物価高騰均等割世帯支援給付金や、今年度も定額減税が実施されるなど様々な施策が打ち出されております。

本町におきましては国内における物価高騰の影響を見据え、先日、国の経済対策が発表されたことから、国の財源を活用した物価高騰対策について、12月６日の議会初日にも申し上げましたとおり、消費喚起や事業所支援などを目的としたプレミアム商品券の発行を検討してまいりたいと考えています。

（２）交通安全対策として、歩道の新たな整備計画は。また町道における歩道の植栽管理について今後の計画はとのお尋ねですが。まず歩道の新たな整備計画はということでございますが、県道においては佐世保嬉野線の宿郷の深添工区と塩田波佐見線の小樽工区が予定されており、町道においては志折郷の南部線と折敷瀬郷の横枕２号線を予定しております。また通学路において歩道設置が困難な路線においては、現状を点検のうえ、カラー舗装を実施し交通安全対策に努めているところです。

町道における歩道の植栽管理についての今後の計画ということでございますが、管理を行っている路線については、高木と低木が混在する路線を実施しており、現在波佐見縦貫線と横枕線を中心に、高木については年間１回、低木については年間２回を実施しているところです。

街路樹の問題につきましては、町政報告会でも数々の御意見をちょうだいしており、課題であると認識しておりますが、一方で街路樹が果たすべき役割もありますので、そのあたりを踏まえ検討をしてまいります。

（３）町営住宅小石原団地の建て替えについて、現在の進捗状況と今後の計画はとのお尋ねですが、基本計画においては令和７年度をめどに建設に係る準備を始めることとしておりましたが、その後に策定した第２期公営住宅長寿命化計画において、将来の人口から推計した本町が必要とする適正管理戸数を判断した場合、戸数については再度検討する必要性が生じたところであります。

また今後において建て替えを行う場合、国が方針として掲げている脱炭素社会の構築に向けたカーボンニュートラルの考え方にも即した住まいづくりが求められており、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス——いわゆるＺＥＨ^{ぜっち}基準の要件も加味していく必要が出てまいります。

これにより建築に要する費用がより多大となる試算が見込まれたことから、改めて建て替えの方向性については再考が必要と考えているところです。

なお適正管理戸数については小石原団地だけを捉えているものではなく、町が保有する公営住宅全体の戸数での調整も踏まえ、慎重に検討していきたいと考えています。

以上で壇上からの答弁を終わります。

○議長（尾上和孝君） 澤田議員。

○3番（澤田昭則君）

これは先ほども町長から説明ありました、令和4年度のプレミアム商品券の広告のチラシでございますけども、このときはコロナ禍で大変世の中に困ってる方がたくさんいらっしゃいましたけど、こういう支援策のおかげでその年を乗り切ることができました。

今回は物価高騰対策ということで、やっと国も動いてくれるような動きになっております。物価高を克服してくださいってことですけども、克服するにはかなり難しい問題がある。そこでいろんな支援事業をお願いしてる中で、今回定例会初日に町長からそういう意思表示がありまして大変うれしく思っております。

今後関係機関と協議をされるということですが、最初にお尋ねしたいのは関係機関というのはどういう機関でしょうか。よろしくお願いします。

○議長（尾上和孝君） 太田商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

当然この事業を行うにあたりましては、国の財源を活用して実施するというふうなことを想定しております。ですので、今の段階では自治体に割り振られる枠であつたりとかスケジュール感というのがまだお示しはされておきませんが、当然その国、県そういったところの財源監視の協議であつたりとか、実際この事業を実施するにあたりまして、これを運営を委託できるような組合とかがありましたら、そういったところとの調整が必要だということに考えております。以上です。

○議長（尾上和孝君） 澤田議員。

○3番（澤田昭則君）

それでは先ほどの令和4年度の最後、コロナ禍の経済対策では東彼商工会に委託をされたわけなんですけども、今回も予算規模がどのようになるか。また、どういう計画の内容で進められるか分かりませんが、商工会っていう一つの委託先っていうのも考えられると思います。

今回プレミアムつき商品券を実施していただくわけなんですけども、この支援のやり方と言いますか計画にはいろいろあると思います。例えば前回はプレミアム券を販売したわけなんですけども、交付とか、給付とか、いろんな支援に関しての言葉がありますが、一応販売っていう形でよろしいのでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 太田商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

いろんな取組をやられてる実際あるかと思いますが、現在においては、どのような形式でやるかっていうふうなところの想定まではできておりません。

○議長（尾上和孝君） 澤田議員。

○3番（澤田昭則君）

先のことから、まだ今から経営企画をされていくと思うのですけども。前回の例で言いますとタウンプレミアム商品券、最初タウンプレミアム商品券というのは10枚セットで大型店と、あと地域のお店も併用できるようなセットになっていたわけなのですけども。

一番初めにされたハッピープレミアム券っていうので僕もちょっと一つ思いがあったのですけども、75歳以上の方に3,000円を2,300名ぐらいの方に、それはもう給付をされておりますけども。これのもしよろしければ企画した理由というのをちょっとお尋ねしたいんですけど、分かりますでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 太田商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

ハッピープレミアムの対象についての御質問ですが、当時の考え方としては、そういう足とか高齢者の方でも不自由で商品券を買いに来られないような方々に配慮して、そのような取組をしたというふうなことでお話を聞いております。以上です。

○議長（尾上和孝君） 澤田議員。

○3番（澤田昭則君）

突然ちょっと質問したものですからすいませんけども。このハッピープレミアムの企画の内容を見て、75歳以上の方に3,000円給付されたということなののですけども、一つ思ったのが今一後でもお話ししますけども。

各自治会で敬老の祝いとか地域の商品券を使われておりますけども、これも併用して例えばそのハッピープレミアムをもう来年の何月にされるか分かりませんが、もう敬老のお祝いっていうのをもう前倒して一緒にやられたら。多分使えるお店が220店舗以上、町内全域のお店だと事業所が使えると思いますので、そういうのも関連して同時に企画されてもいいかなと思いますし。

先ほどのチラシもありましたけども——これは現物ですけども。この下のほうには、エンジョイプレミアム商品券というのがありまして、観光客、町内で宿泊された方に、2,000円の商品券を5,000名の方に進呈されておりますけども、これもかなり経済効果があったと聞いております。

またこういうのもまた企画されるようなことは考えていらっしゃいますか。

○議長（尾上和孝君） 太田商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

前回同様に、同じような企画をするかどうかにつきましても今現在は未定でございまして、ただどうしてもやはりその国の財源等も踏まえた上での判断となってきますので、そちらについては今後そういった情報が入り次第ですね、どのような対応をするかということは検討してまいりたいと思います。

○議長（尾上和孝君） 澤田議員。

○3番（澤田昭則君）

ぜひ、いい方向に向くように検討していただきたいと思います。

こちらが紙商品券になります。ここ数年いろんな商品券の事業が各地区で行われておりますけども、紙商品券と電子商品券の大体2種類があると思います。地域通貨とかもありますけども。

そこでよく選択できる自治体もありますけども、本町では、今まで紙商品券でしか企画をされておられません。今回またどういう企画をされるか分かりませんが、いろんな商店の方のお声を今までも聞いておりますと、まだまだそのスマートフォンが普及しているといっても、まだまだ達成かなりいっていないし、その使い方がまだ分からないという方もいらっしゃると思います。

もしも、このプレミアムつき商品券支援事業されるにあたり、ぜひまだ今回までの紙商品券を主にもっていただきたいのですが、これだけDX推進をされておりますけども、今の気持ちとしてどのような紙商品券か、電子商品券かの企画の持っていくかたを思われてますか、お尋ねします。

○議長（尾上和孝君） 太田商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

紙商品券とデジタル商品券のそれぞれについてですね、メリットデメリットがあるというふうなことで聞いておまして。実際先行して実施されている自治体においても、デジタルでやった場合のデメリット、それから紙であった場合のデメリット。そういったところを判断してデジタルに特化したような商品券にされているところもありますし、結果デジタルが非常にやはり使いづらいといいますか、運行コストもかかったりとか、あとは事業所のほうで対応が難しかったりとか、っていうふうな話から紙に戻したりとか。いろんな状況が散見されてるような状況でございます。

ですので、導入——今回の事業の実施に当たってはですね、いろんな状況を踏まえて、できるだけ皆様が扱いやすいような方式で実施をするような方向で検討してまいりたいと思いますが、今の段階ではちょっとはっきりしたところでお答えすることは難しいかなと思います。

○議長（尾上和孝君） 澤田議員。

○3番（澤田昭則君）

ぜひ実際使われる方は町内の消費者の方なので。その辺の御意見も聞いていただいて、またそれにさらにプラスして地元の事業所の意見のほうも聞いていただければ、うまいことその支援事業がいくと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に町長にちょっとお尋ねしたいのですが、前々回の私の一般質問のときにサポート商品券という提案をさせていただいたときがありました。

サポート商品券というのは、エネルギーや食料品価格等の物価高騰の影響を受けた緊急生活支援策として、全住民全員に定額の商品券を一律に交付するというサポート事業ではあるんですけども。今まで担当課の課長と話をした中で、販売っていうそこまで企画がはっきりまだ決まっていないと言われましたけど、そういう販売じゃなくて一律に交付するという考え方はどう思われますか。

○議長（尾上和孝君） 前川町長。

○町長（前川芳徳君）

現状では国が示しているこの物価高騰対策に準じた取扱いをしたいというふうに考えております。

○議長（尾上和孝君） 澤田議員。

○3番（澤田昭則君）

それでは交付っていうかたちがとれないということになるんですか。

○議長（尾上和孝君） 前川町長。

○町長（前川芳徳君）

まだ事業の内容等の詳細を示し合っておりませんので具体的な説明はできませんけれども、この国から示されたものに基づいた取扱いをしていきたいというような考えでございます。

○議長（尾上和孝君） 澤田議員。

○3番（澤田昭則君）

なぜこれを聞いたかといいますと、私何回も一般質問で商品券支援事業のことを言ったわけなんですけども、様々な人に今回も10月の選挙運動でお話を聞いておりましたら、やはり3万円も出せない人もいたりとか、ちょっとお金まで出してそういう高額な5万円分の商品券を買うっていうのはちょっと厳しいという方もいろいろいらっしゃいましたので、ほかの自治体のことを調べておりましたら、もう交付される自治体もあつたりとかですね。

ぜひそういう全て配慮して、気持ちを配慮してもらって、そういう交付っていう形もとれますので、もしそういう形ができれば、もっと一律に支援できて事務的にもスムーズにいくのかなと思います。

事務的っていうことで、ちょっと前回の3回このプレミアムつき商品券を事業していただいた中の経費をちょっと調べておりましたら、まず、商工会に委託されたお金が1,480万円ですか。1億円のプレミアムをつけた事業で委託費が1,480万円。その中でまず紙媒体を印刷するのに760万円、人件費が330万円、換金業務は328万円ということでトータルで大体1,480万円かかったというわけなんですけども、どうしても経費はかかると思います。デジタルにしたら、そんなにかからなくて、いろんな後々のデータも把握されるかも分かりませんが。

もしこういう経費を考える中で、デジタルにしたほうが、こういうメリットがあるというのが何かお考えがあれば、よろしくお願ひしたいんですけど。

○議長（尾上和孝君） 太田商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

デジタルとする場合、いずれにしてもそのこの商品券の物価高騰に対しての商品券だけで終わらせるっていうふうなことになるようにしなければいけないというふうには思います。

ですので、この商品券を通じてこの各店舗においてのキャッシュレスが進むとかっていうようなことで、これが継続して安定的に将来的に使えるというふうなことであれば、こういったところで事業者の皆様にもメリットがあるようなことも生まれてくるのかなというふうにも思います。

ただ、いずれもやはりそのデジタルになりますと導入のコストであったりとか、システムのコストっていうようなところで、毎年やはりコスト高なところがやはりほかの自治体の導入事例についても見られますので、そういったところの経費っていうのが別にかかってくるというように考えておりますので、その辺をどういうように考えていくかというのは、今後検討しなければいけないかなというふうに思っております。

○議長（尾上和孝君） 澤田議員。

○3番（澤田昭則君）

いろんな企画まだ決まってないのでお答えもしにくいと思いますが、ぜひ今回の定例会で本当いい、待望のプレミアム商品券事業の考えを示されて、お聞きしましたのでうれしく思っておりますけども。ぜひスマートフォンがなくても利用できる、スマートフォンを持っていない方でも利用できるような支援事業をしていただければなと思っておりますので、よろしくお願いします。

こちらは皆さん御存じだと思いますけど、地元の商店、振興会の方が利用されて、販売される商品券なのですがお買物券ではありますけども。かなり町内では普及しております。

実際の数字をちょっと御覧頂きたいんですけども、まず波佐見町で利用してもらってる金額は、こちらのとおりなのですが、定住奨励、国保、敬老、お祝い、記念品。最後はコロナ禍のときに応援していただきました学生臨時応援ですね。トータルしても、かなりの金額を利用いただいております。一昨日も国保のほうで500円の券を1,000枚注文頂いたと聞いております。どうしてもやはりこういう紙媒体の券は大変便利でもありますし、町民の皆さんに多く利用されております。

これは自治会が購入していただいている数字でございますけども、こちらもかなりの金額で——お買物券ですね。利用していただいております。この中で今商店の方がちょっと困っていらっしゃるのが、商品券というのは利益を生みません。経費ばかりかかっています。換金業務、印刷費、全ての経費がかかってくるわけなんですけども。

今後どうしようかということで、かなり悩まれておりまして商工観光課のほうにも相談に行かれて、今後の運営の展開に関しても御相談を受けられていると思いますけども、今どのよう

な御相談を受けられてるか、もし分かる範囲でよかったら教えてください。

○議長（尾上和孝君） 太田商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

商店振興会の皆様におかれましては、こういった商品券についていろいろと取組を行っていただきまして、町内の経済の活性化についても寄与していただいているものというふうに思っております。

要望として、商店振興会の皆様のほうからも頂いております、こういうふうはこの商品券の発行業務につきましては、いろんな経費がかかるというふうなことでの要望は頂いているところでございます。

今後の課題として、非常に大きな課題であるというふうなところでのお話については、我々としても認識をしているところでございますので、こういったことに対して、どのような支援とか取組ができるのかっていうのは、継続して今検討しているようなところでございます。

○議長（尾上和孝君） 澤田議員。

○3番（澤田昭則君）

私も商店のほうからお話を聞いたら、とにかく今、町民の方にはかなり利用していただいて喜んでらっしゃるお買い物券の件なので、これをさらに、もっと利便性があるように、使えるお店を増やしたいっていうことを前提に今協議をされているようでございます。

だからどういう形になったら、新たな——プレミアム商品券のときは230店舗の方が申請をされますけども、今地元の店でやられてるのは36件のお店でやられております。それをほかの店でもっともっと使えるように今検討されてますので。

どういう形がいいのかですね。特にふるさとを元気に楽しくする活動に関する事業ということで、ふるさと納税の応援基金なんかでもたくさんありますので、ぜひ地元の店がいろんな意欲を持ってされる場合には、その基金を活用して、さらなる加盟店の数を増やすために、また町民の方がさらに便利になって、自治会も本町の行政のサービスでも使えるような商品券事業にしていきたいと思っておりますけども。今後の考えで何かアドバイスがあれば教えていただきたいと思っております。

○議長（尾上和孝君） 太田商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

この組合のやはり会員数の拡大というふうなところと、あとは今現在加入されてる組合員の皆様が安定的に継続して組合員であられるというふうなところは、以前からもそこについての課題も大きいということでお話をお伺いしております。

ですので、会員の拡大であつたりとか、組合員として残ることに対するメリットの在り方とかであつたり、こういったところはいろいろと今後もお話をお聞かせ頂きながら、いろんな双方で知恵を出しながら、そういったところでの対応を検討してまいりたいというふうに考えて

おります。

○3番（澤田昭則君） 澤田議員。

○3番（澤田昭則君）

今後とも同じ町内で利用されてるようなので、いい方向にいくように検討していただきたいと思います。

参考までにちょっとお知らせみたいな話ですけども、今諫早市のほうで魅力あるまちづくりってということで、各商店だけではなくいろんな組合。ガソリンスタンドの組合、鰻屋さんの組合、諫早の駅の近くの商店街、いろんな団体に魅力あるまちづくりってということで、お買物券とか商品券ですね。その団体が使える利用券みたいなので、プレミアム分を何か支援されております。

だから諫早市内で多分10団体ぐらいあるんですかね。だから分野、分野によっていろんな支援を行政がされておりますので、そういうやり方もあるんだなと思ひまして。先ほど言ったふるさとづくり応援基金などを利用して、町内の各種団体にいろんなサポートするような。そういうプレミアムまで行かないでもいいですけど、とにかくサービスできるようなことに使ってくださいということで支援をされてますので、そういう考え方も一理あると思ひますので、ぜひ検討していただきたいと思ひますけど、いかがでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 太田商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

そういった他地域の自治体の取組などもちょっと参考にはさせていただきながらいろいろと検討を進めていきたいと思ひます。一方で、こういった事業を実施していくためには、いろんなところの団体との協議であるとか、その仕組みづくりっていうふうなところも重要かと考えておりますので、そういう意味では継続的にいろんな御意見を聞きながらできるようなところから始めていければいいかなというふうには考えております。

○議長（尾上和孝君） 澤田議員。

○3番（澤田昭則君）

ぜひ、検討していただきたいと思ひます。

これはコマーシャルではないんですけども、また明後日からお店、町内の商店が何かセールをされるようでございますけども、今チラシの一番上に書いてあります通り生活応援ということをやっております。ぜひ町民の方にもお買物券を先ほどお話ししましたけど、いろんなかたちで町内からお買物していただきたい。

波佐見町は特に交通の便利がよくて、5か所出入り口があります。それだけ消費者も出て行く回数もありますので、もしよければ町外の大型店に行かなくて、なるべく町内のお店でいろんな金を回せば、町内循環型でお金が回ると思ひます。ぜひ御協力してあげていただきたいと思ひます。

それでは、次の（２）の県道、歩道のことについて再質問します。こちらは新籠原橋と書いてありまして、都市計画道路の歩道ですね。次を御覧ください。こちらも反対側から撮った写真ですけども、こちらを調べておりましたら平成７年度から平成17年度まで、都市計画道路として東小学校の近くの館交差点から御堂までの1,350メートルを24億円かけて造られた道路で立派な歩道がある道路です。大変交通量も多いんですけども、こちらの左側の反対のほうでは県道１号線があります。

私も毎朝、交通安全ボランティアで立っておりますけど、相当な車の台数が来ております。もし良ければ交通量の数が分かれば、建設課からお伝えをお願いしたいと思いますんですけど。

○議長（尾上和孝君） 本山建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

交通量の調査ということで。交通量ということでございますけれども、日中の量で申し上げますと縦貫線と県道で——公表されているのは県道のほうしか公表されてないんですが、一応こちらのほうでもちょっと独自で計算をいたしましたので、それでちょっと申し上げます。

まず縦貫線のほうでいきますと上り下り合わせまして3,926台。これは午前７時から夕方６時までの12時間で御座います。

県道１号線籠原付近の地域でございますが、これが3,267台でございます。以上でございます。

○議長（尾上和孝君） 澤田議員。

○３番（澤田昭則君）

ありがとうございます。かなりの台数が通っております、ここが開通するまでは、道がなくて、お店もなくて、あまり利用されてなかったと思いますけど、もうかなりもう生活の一部で、もうどんどんどん朝から夜まで走っていらっしゃると思います。

次こちらは１号線の交差点に入る道でございますけども、多分40年、50年前と道幅何も変わってないと思います。

今回私が一般質問しております歩道の整備に関してなのですが、歩道には規格っていうのがあると思うんですけども、これをこの前ちょっと歩道の幅をはかってみましたら、１メートルもありません。多分今、歩道の規格によれば歩行者には75センチメートル、自転車には横幅１メートル——まあベビーカーだったらどれぐらいか分かりませんが。そういうのを企画して歩道というのはできているんじゃないんでしょうか。その辺ちょっと確認のために聞きたいのですけど。

○議長（尾上和孝君） 本山建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

歩道の規格ということでございますので、これ道路構造令に基づくもので申し上げますと交通量が多い道路に関しては3.5メートル以上、その他の道路は２メートル以上というふうにな

っております。以上でございます。

○議長（尾上和孝君） 澤田議員。

○3番（澤田昭則君）

それでは次を御覧ください。これは先ほどの写真のもうちょっと交差点側に寄ったところなんですけども、ここはもう明らかに人間も通れるか通れないぐらいの、保護者も通れるか通れないぐらい狭いところなんですけども。これが県道としてちゃんとこう利用されているのですけども、今宿郷辺りとかですすね立派な歩道とかできております。何かこの歩道の整備に関して、何か優先順位とかないのでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 本山建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

現在行われております歩道の整備につきましてですが、これについてはですね、通学路に伴うもののプログラムがございまして、安全点検プログラムがございまして、そういったものを用いて優先順位が決定されていると思っております。

その中で今回宿郷とか、そういった部分はですね実施をされているところです。実施主体がどれを優先するかということもございまして、そのあたりについてはこちらからの声を一応届けはしますけれども、最終的な決断は実施主体となりますのでそのあたり御承知おき頂きたいと思います。以上です。

○議長（尾上和孝君） 澤田議員。

○3番（澤田昭則君）

歩道に関してなんですけども、前々回も小樽郷の新しい歩道計画が発表されておまして、測量がやっと終わったみたいなんですけど、測量だけでも2,000万円以上。で実際の工事費がもう4億5,000万、5億以上かかるだろうということで、年数も5年と聞いておりますが、先日お聞きしましたら、いやもっと5年以上かかるだろうということで、小樽郷には1.6キロメートルの歩道がそれだけ巨額なお金で整備されるわけなんですけども。

地元の方がある方がおっしゃってました。「何でも歩行者もいないようになってからこんな立派な^{ものが}ができるんだろう。20年前に相談したときは何も計画もしてもらえなかったんだけど」ということで、何で急にそのような小樽郷の歩道の計画が決まったのか、もしわかれれば教えていただきたいと思います。

○議長（尾上和孝君） 本山建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

歩道の決定の理由につきましてはですね、やはりこの県の判断によるものでございまして、これまでこの地区においては、継続的に要望されていたということもあって、取り上げられたものだと思いますが、考え方としましては八街市^{やちまた}での事故。こういったものが、一つきっかけになっているのではないかというふうに推測されますので、そういうようなところで、あ

る種こういった考え方、仕様もちょっと変わってきたのかなというように思われます。

今後そのあたりも含めて優先順位をつけていかれるのかなという感じもいたします。以上です。

○議長（尾上和孝君） 澤田議員。

○3番（澤田昭則君）

これは先ほど新籠原橋をお見せしましたけど、これは籠原橋っていうことで。以前は石でできていた町内でも25橋ぐらいあったんですかね。文化的な眼鏡橋の石の橋があったので、これ新しくなって——新しくなったっていっても、もうかなり年数がたっておりますけど。

こちらは先ほど縦貫線と1号線の交通量も言われました。3,000台以上の両線に挟まれて、ちょっと抜け道みたいな道路にはなっておりますけども。今回10月の選挙で僕もこの辺りをずっと運動で回ってありましたら、地元の方がちょっとこの橋を渡る車両も多いし、人も多いし、何とか歩道を考えてくれないかっていう御相談があって、そうですかという形で昨日もうちょっと見ておりましたら、やはり10分もないうちにどんどん車が入ってきております。やはり抜け道もあるし、近くにコンビニエンスストアもあります。

コンビニエンスストアの店長さんにもこういうちょっと考えで質問をするので、ちょっとこの辺に1時間ほど立たせてくださいということで、車の行きかいを見たりしていたのですが、やはり言われたのは事故があってからでは遅いよねって。もし整備ができればそういう整備をしてもらえれば、大変安全で助かると思いますということでした。

皆さん御存じだと思いますけど、この先には今御堂地区で観光スポット。民間によるいろんな展開をされております。観光客の方もかなりの方がこの行きかわれております。陶器まつり期間中になればさらなる数が多く行きかいをされております。

これはちょっと雨天のときに撮った写真ですけど、このようにこの橋を車が渡られます。歩行者も渡られます。渡られるときは待機しておかないといけないんですよ。人が渡るときはもう橋に入れませんので、どうしても幅が何メートルかな、4メートルちょっとかな。あんまり大きな幅ではありません。

かなりでも行き交う車多い。右端にあります通学路の標識もあります。夜は電気がついておりまして、そこには横断歩道もあります。もしよければ観光の周遊客も先ほど言ったようにありますし、地元の方は特に利用されてますので、交通量の多いこの両車線に挟まれたこの橋を何とか安全的に歩道の整備ができないかということを御相談しますが、よろしく願います。どうでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 本山建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

籠原橋への歩道ということでございますが。籠原橋自体の幅に直接たとえば歩くようなスペースを設けるということであれば、そこだけのグリーンベルトといいますか、歩道の色を分け

てするっていうぐらいはできると思うのですが、現状からさらに拡幅してっていうのは、かなり厳しいものだと思っておりますし、今のところ予定はございません。

さらに申し上げますと、今ちょうど澤田議員からもお話の中でありましたけれども、抜け道っていうふうな表現ですが、抜け道っていう扱いになりますと、なかなかこういった拡幅も厳しくございますし、かえってそういった形の利用は事故をさらに誘発するような形になるのかなというふうに私は思っております。

ですので、場合によってはその橋を利用されるときは車両の通行を、規制とまで言いませんが、何らかの表示をつけるとか。そういった形で対応するっていうのが今のところ好ましいのかなというふうに思っております。いたずらな拡幅はいろいろ考え方によっては交通量がさらに増えて、事故の原因にもなりかねませんので、それは大いに研究する必要があると思っております。以上です。

○議長（尾上和孝君） 澤田議員。

○3番（澤田昭則君）

今、説明をしたのですが、とにかく今から観光客、地元の方を含め、さらに利用される地域となりますので、ぜひ安全対策で——特に夜ですね。僕も夜いつも帰ってるんですけども暗い。暗いのでぜひ橋の上でも1か所照明はついておりますけど、ちょっと歩行者でもしっかりと分かるような照明の整備をお願いしたいので、よろしくお願いします。

それでは（3）の小石原住宅の建て替えについて質問します。今回質問しました。僕も数えたらもう多分4回目かなと思いますけど、小石原住宅の建て替えについて。

毎回総合計画書を持ってきておりますけど、これにも書いてあります。建て替えを進めます、行いますと書いてますが、現在先ほど進捗状況も言われました。次年度のまだ予算も今から組まれると思いますけども、なぜ建て替えに一步を踏み出されないのか。ちょっとそのあたりをまず理由をしっかりと教えていただきたいと。

○議長（尾上和孝君） 本山建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

建て替えに踏み出せないといいますか。その辺の理由につきましては先ほど町長の答弁にもございましたけれども、本来は令和7年度から準備をしていくというような総合計画の中でも印をしてあるのは、私たちも承知しているところです。

しかしながら社会情勢の変化ですね。人口減少特にありますけれども、そういったものを加味したときに、波佐見町に必要とされる戸数というのが、現在の保有している戸数から大幅に低く見積もられたといいますか想定されたものになりました。

そのような状況の中まず建設する、建て替えをするのがどうなのかっていうのがまず一つ。あとはカーボンニュートラルですね。脱炭素社会に向けたカーボンニュートラルの考え方に即したときに、現在の資材の高騰もあるのですが、さらに高度な施設等、設備等を設置するよう

なかたちになってきますので。そうしますと建設費用がかなり上がることになりました。見込まれました。

そうしますとやはり今後に負担をかけることも出てきますので、改めてその公営住宅全体の戸数の中での調整、考え方をすべきじゃないかということに至りましたので、現状においてはまだ動き出しができなかったというところでございます。以上でございます。

○議長（尾上和孝君） 澤田議員。

○3番（澤田昭則君）

聞けば聞くほど分かるのですが、過去の話になってしまいますけども。鹿山住宅が多分平成26年完成したと思いますけども、小石原住宅より鹿山住宅が古かったのでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 本山建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

老朽化、古さで言いますと、鹿山住宅のほうが小石原団地よりも古かったということになります。以上でございます。

○議長（尾上和孝君） 澤田議員。

○3番（澤田昭則君）

何回も質問したらかなり詳しくなってきたんですけども、小石原住宅に住んでいる方にも知り合いが今いらっしゃるしまして、お聞きしましたら「何で新庁舎が先にできたと」って。「私たちの住宅は先につくってもらような話も聞いてたけど」とかいう感じで言われていたのです。ちょこちょこアンケート的ないろんなお話を伺ったりされてはいたと思うのですが、小石原住宅のほうは、なぜこう建て替えに関しての計画を進める中で、何かスムーズにいったような気がしたんです。今回も、先ほど聞きましたら鹿山住宅のほう古かったって言われましたですね。

今回もし建て替えをまだするか、しないかもまだはっきりされておりませんが、もし決めるのであれば最終的には町長が判断されると思いますけども。現段階で町長の考えの中で、まず建て替えをするのかしないのか。もしする場合にはこういう縮小案を考えているとか、いろんな考えがあると思いますけど、今の現時点で町長のお考えをもしよければお伝えをお願いしたいと思います。

○議長（尾上和孝君） 前川町長。

○町長（前川芳徳君）

今、澤田議員はお住まいの方からなぜ建て替えてくれないんだと、一刻も早くというふうなお話を聞かれたというふうなことですけど、実は私は同じ小石原住宅にお住まいの方から「建て替えないでほしい」というふうな要望も聞いております。

というのは、建て替えますと現在家賃がある程度低額に抑えられておりますけれども、これが一定額の料金を頂くようになります。そういった場合私たちはもう住めないということでの

お話を伺っております。

それと先ほど課長も申し上げましたが、今後町が建て替えようとするときに国の補助を頂こうとする場合ですね、先ほどのカーボンニュートラル云々の関係で、ある程度の基準を満たさないと駄目だということで、補助対象にはしないということを言われております。先行する自治体のお話を聞きますと一戸当たり約3,000万円から4,000万円かかるというようなことをお聞きしました。

想定する戸数をそれに掛ければ、相当数の事業費がかかるということでございます。鹿山団地をつくった当時と比較すればかなりの事業費が大きいかさみますし。現在の流れではカーボンニュートラルといいますかね。そういった施策も当然行政としては推進する立場にありますので、そういったものを取り入れた住宅というのが必要であろうかと思いますが、

何せ財政考えた場合に厳しいものがあるというのは避けては通れません。ですから、そういったものを総合的に判断すると、それから入居者の方の希望等を総合的に判断すると、もう少し皆様の意見をちょうだいしながら判断すべき状況ものではないかなというような思いでございます。

○議長（尾上和孝君） 澤田議員。

○3番（澤田昭則君）

何回も町長にお尋ねして失礼ですけども期日的にいつだったら、はっきり答えられるっていうのが分かりませんか。

○議長（尾上和孝君） 前川町長。

○町長（前川芳徳君）

現段階ではいつまでというふうな申し上げ方はちょっとできませんが、担当課あたりが現在お住まいの方と十分な意見交換を行いながら、その辺の見極めはしっかりとしていなければならないのかなというような思いでございます。

○議長（尾上和孝君） 澤田議員。

○3番（澤田昭則君）

住まれてる方もいらっしゃいますので、お互いの意見を言いながら、というか理解しながら進めていただきたいと思います。先日もある近所の方にお話を聞いておりましたら「町営住宅っていうのはいろんな条件があって住まれているっていうことらしいですね」って言われて、私も「そうです」って言ったら、やはりその何か今の時代に合った、もし条件でそういう公営住宅じゃなくてもいいけど、あの土地を利用して何か住居をつくれるのであれば、若い夫婦の方が一戸建ての家をつくる前に、安い料金で町内に二、三年でも住んで、波佐見町は本当にいいまちだなということで、そこで住居的な経験をされて、ほかの家をまた一戸建てをつくるような形で。

若い夫婦の方がとにかく住めるようなあの住居が場所にできたら便利だなあということも言

われておりましたので、もう町営住宅にこだわらなければあの土地を、民間の力でも結構ですから有効利用にできるような住居、分譲住宅、それか簡単な住宅を町が建てて、そういう定住される前のステップに使われるということはいいいことだなと思いましたけど。何かこの意見を聞いて思いあられますでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 本山建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

今おっしゃった部分については、我々も一理あると思っております、頭の中にはそういった可能性も否定するものではないというふうに思っております。

最終的にはですね、どのような形になるかっていうのは今後、考えていくべき問題だと思いますけども。今選択肢が一つではないってところがあるので、その辺も全体のまちづくりってところで総合的に判断ができればと思っておりますので、この辺につきましては改めて協議を内部でまずして、その後どのような形の利用形態がいいのかというのも考えればと思っております。

そういったこともございますので、まだ態度についてはですね、今ははっきりとした判断ができないとでございます。以上でございます。

○議長（尾上和孝君） 澤田議員。

○3番（澤田昭則君）

分かりました。それではですね、今回本当一般質問に関して、にぎわう波佐見まちづくり構想ということでタイトル切っておりましたけど。本当10月の選挙でいろんな町民の方と、出会い、話すときがあり、いろんな波佐見に関してのまちづくりの構想の話を聞いたわけなんです。

今回の小石原住宅に関してはとても衝撃、ちょっときつかったんですけど。住んでる方が「私たちが亡くなるのを待っていらっしゃるのかなあ」と言われて。「いや、そういうことはないです、早急にちゃんと建て替えの方向性を聞いてきますので、ぜひお待ちください」ということを言っております。

町民の方もいろんな環境の中で住まれていますけども、町が早く決めなければならないことはぜひ早めに決めていただいて、住民の方が安心して暮らせる、さすが波佐見町だなということを自覚してもらうような行動をとっていただきたいと思います。

先ほど言ったように町民の方がいろんな視点で、今回歩道のこととかも言いましたが、特に歩道に関しては、どこの地域にもやはり特徴のある歩道だと思いますので、その辺も考慮して考えていただきたいと思いますし。今後とも、ぜひいろんな気づいたことは質問しますが、よろしくお願いします。以上で質問終わります。

○議長（尾上和孝君）

以上で、3番 澤田昭則議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。11時5分から再開します。

午前10時53分 休憩

午前11時5分 再開

○議長（尾上和孝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

次に、2番 脇坂正孝議員。

○2番（脇坂正孝君）

皆様、こんにちは。私は通告のとおり、2件質問をいたします。

1. 公共交通機関の維持・充実について

西肥バスは来年3月末をもって、川棚～内海間のバス路線を廃止すると発表されました。バス利用者にとって、影響は大きく早急な対応が必要であります。

また、佐世保嬉野線も現状運航がいつまでも続くとは考えられず、抜本的な公共交通の構築が必要と考え、次のことについて問います。

（1）川棚内海線の廃止後の対応はどうするのか。

①通勤・通学の利用が多い朝夕の時間帯

②昼間の時間帯

（2）本町における運転免許証自主返納者は、過去3年間で何人でしょうか。

（3）川棚内海線廃止後は、乗り合いタクシーの路線として再編成できないでしょうか。また佐世保嬉野線はどうか。

（4）将来的には、小型バスを核として川棚、佐世保（三川内）、嬉野と結ぶ幹線と乗り合いタクシーで補完する交通体系が必要と思いますが、どうでしょうか。

2. 小児科医院の誘致について

町長の公約の一つであります小児科の誘致は、町民の大きな期待がかかっています。

誘致について、経過及び今後の見通し等について問います。

（1）小児科の対象である幼児、児童等は約何人か。

（2）小児科がない現在、主な受診先はどこでしょうか。

（3）誘致時期の目標はいつ頃でしょうか。

以上、壇上からは以上でございます。

○議長（尾上和孝君） 前川町長。

○町長（前川芳徳君）

2番 脇坂正孝議員の御質問についてお答えをいたします。

1. 公共交通機関の維持・充実についてということで（1）川棚内海線の廃止後の対応はどうするのかということで、①通勤通学の利用者が多い朝夕の時間帯②昼間の時間帯についてのお尋ねでございますが。川棚内海線の廃止については、11月2日の長崎新聞に掲載されました。

今回の廃止は高校生の通学など重要な路線であることから、本町にとって大変衝撃的な発表であり、代替交通が確保できるよう現在急ぎ関係各所と代替交通の手段や運行方法について協議を行っているところです。町民の皆様には御心配をおかけしておりますが、できるだけ早い時期に代替交通について周知できるよう努めてまいります。

路線廃止後の代替交通についての御質問ですが、川棚内海線の主な利用者である高校生をはじめ、通勤通学や帰宅の足を維持する必要があると考えています。また昼間の時間帯についても、JR川棚駅などに向かう方々の足を確保することも必要と考えています。

現在、検討している代替交通の状況については、まだ関係各社と各所と協議を行っているため、具体的内容についてはお示しすることはできませんが、現在のバス路線利用者が廃止後も川棚町への移動に不自由することがないように対策を検討しています。

(2) 本町における運転免許証自主返納者は過去3年間で何人かとお尋ねですが、過去3年間の運転免許の自主返納者は、令和3年度が63人、令和4年度が62人、令和5年度は49人となっています。

(3) 川棚内海線廃止後は乗り合いタクシーの路線として再編成できないか。また佐世保嬉野線はどうかとお尋ねですが、先ほども答弁しておりますとおり、現在関係各所と代替交通について協議をしておりますので、詳細についてはお示しできませんが。川棚内海線、佐世保嬉野線、いずれにしても乗り合いタクシーの路線として再編成した場合、学生の毎日の通学をどのように対応するか、またそもそもタクシー事業者の対応が可能かという課題もございます。

仮に事業者の理解が得られ、国、県、学校隣接自治体等とのその実現性について十分な協議を行い、合意が得られれば検討できるのではないかと考えていますが、現段階では路線廃止後に、廃止路線区間を乗り合いタクシーで再編することは難しいのではと考えています。

(4) 将来的には、小型バスを核として川棚、佐世保（三河内）、嬉野と結ぶ幹線と、乗り合いタクシーで補完する交通体系が必要と思うがどうかとお尋ねですが。公共交通の基本的な考え方として、本町と町外を結ぶ交通手段としては、バス路線などの幹線路線を維持しながら町内の輸送について乗り合い交通をはじめ、様々な輸送体系の構築を図ることが重要であると考えています。

ただし本町における公共交通体系の構築には、国、県、学校、川棚町、事業者、地域住民など多くの方々の合意形成が必要であることから、現在、波佐見町地域公共交通計画の策定により、地域の実情を把握し、今後の波佐見町の交通体系の整備を計画的に行うよう、現在取組を進めているところです。

町としては、さきに述べました手続により、関係各所と合意形成を図りながら本町にとって最適な交通体系の構築に努めてまいりたいと考えています。

2. 小児科医院の誘致について

町長の公約の一つである小児科の誘致は町民の大きな期待がかかっているということで、

(1) 小児科の対象である幼児・児童数は約何人かとお尋ねですが、一般的には15歳——主に中学生3年生までが、小児科の対象と考えられています。10月末現在で1,931人が対象になります。

(2) 小児科がない現在は、主な受診先はどこかとお尋ねですが、町内では小児科が全くないというわけではありません。町内出身の小児科の先生が波佐見町を診療する曜日や時間を限定して、小児科を開設していただいておりますことをまず申し上げておきます。

福祉医療費の支給状況から受診先を分析すると、小学生以上の受診は町内の内科でも対応できるため、町内医療機関での受診が増加しています。一方乳幼児の受診先としては、特に町内の小児科と佐世保市の二つの小児科が多く利用されています。

また必要に応じて、佐世保市や嬉野市の医療センターを受診することがあり、高度な医療を必要とする場合は県内外の大学病院を受診している状況です。

(3) 誘致時期の目標はいつ頃かとお尋ねですが、小児科医療の充実は子供たちが安心して医療を受けられる環境を整え、健康と福祉を守るために非常に重要な課題です。

小児科医の不在が問題となっている中で、地域における小児科の誘致は急務であると認識しております。全国的な状況として小児科を標榜している病院数は減少していますが、小児科を主として標榜する診療所の数は横ばいです。

一方で病院や診療所に勤務する小児科医師数は増加傾向にあり、医師の働き方改革に伴い特に病院の小児科に医師の集約が進んでいるようです。今年度になって企業誘致という視点から関係課に意見を求め、金融機関にヒアリングを行い、誘致の条件について意見交換を行いました。

先進的な事例として今年4月には補助額の上限を1億円に引上げて誘致する自治体も出ていますが、それでも今のところ誘致には至っておらず、補助額を上げれば即成功するというものでもないようです。

小児科医の立場としては人口構成、競合の状況、医療インフラ、地域経済の状況、教育環境、生活環境、行政の支援、コミュニティのニーズといった要素を総合的に考慮し、開業する場所を選ぶことになると思われます。

町内の開業医に尋ねたところ、それらの要素に加え、地域——波佐見町に貢献したいという意思の志も必要になるのではないかという意見もございました。

さきの金融機関のヒアリングによりますと、県内でも数件の小児科の開業事例があるため、小児科誘致の可能性はゼロではないということです。開業を検討されている小児科医の情報があれば、波佐見町を紹介していただくようお願いをしております。

また代替案として、オンラインによる医療相談アプリについても事業者から説明を受けましたが、導入した自治体に使用感を確かめたところ、やはり小児科については直接の受診を希望

する保護者のニーズには対応し切れていないとのことでした。

現在、具体的な誘致時期を確定することは難しい状況ですが、状況に応じて柔軟に対応し、最適なタイミングで進めていくつもりでございます。御理解のほどよろしくお願いをいたします。

以上で、壇上からの答弁を終わります。

○議長（尾上和孝君） 協坂議員。

○2番（協坂正孝君）

繰り返しになりますが、まず町長に内海川棚線の廃止。これが再考は絶望かどうか。このことを確認いたします。

○議長（尾上和孝君） 前川町長。

○町長（前川芳徳君）

希望を持って西肥自動車のほうに要望に伺ったわけですが、最終的な判断として11月28日の日に、本町にお見えになりまして、こちらが要望したことに関しては全てゼロ回答と、対応できないと。4月1日廃止で行きますというふうな御報告を頂いたところでございます。

○議長（尾上和孝君） 協坂議員。

○2番（協坂正孝君）

そういったことで、先を進めないと4月1日からの廃止には間に合わないというふうなことは思っておりますけども。ほとんど具体的な今後の対応について、具体的な回答はありませんでしたので、それに応じて進めていかなければならないかと思ってるんですけど。

現在、通勤通学についてはですね、例えば内海発を例にとりますと朝6時から8時まで。――8時台ですね。この間が5本。それから夕方、川棚から17時以降も5本。そしてその間の9時から16時、8本ということで18本が運行をされております。

そういったことで、この路線この本数の維持を考えておられるのかどうか、まずはお尋ねをいたします。

○議長（尾上和孝君） 太田商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

当然ですね、やはり町長も答弁いたしましたとおりですね、川棚―波佐見間をつなぐ、この基幹路線というふうなことの廃止につきましては、ものすごく我々にとっても衝撃なことではございまして、まずもってやはり波佐見高校そして川棚高校に通う生徒の皆さんの足をいかに確保するかというふうなところが非常に大きな課題であるというふうに考えております。

このバス路線の廃止に伴う代替案につきましては、まずその生徒の足をいかに確保するかというふうなところをまず念頭に置いてこの路線の代替案を現在検討しているというふうな状況でございます。

○議長（尾上和孝君） 協坂議員。

○2番（脇坂正孝君）

ぜひ、この本数は維持をしていただきたいと思いますけど。ちょうど私が先週ですか、内海からじゃなくて下宿からと、それから万年橋から乗りました。そして、もうもちろん往復もしましたけども。

川棚高校下というバス停がありますけども、川棚バスステーション過ぎて川棚高校の下まで行くバスですが。これが10人ちょっと、恐らく半分ぐらいかなと思っているのですが通学生徒の。そして逆に波佐見高校に向かう生徒、川棚バスセンターからとか役場前とかから。これもこちら約10名あまりというふうなことで。

ただですねそのほかにも朝、夕もうほとんど定期券を持っておられるお客さん。一般の方ですね、この方も5名ぐらいずつおられるのですよ。そういうふうな中でもうバスを大きな頼りにされているお客さんもおられるますので、この時間帯、ぜひまずは確保をお願いしたいというふうに思っております。

例えばもう大きなバスでなくても、その辺は少し小型バスに変えてでも、よろしいのではないかと考えておりますけども。その辺の動きはいかがですか。

○議長（尾上和孝君） 太田商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

車両の規模等につきましてはいろんな考え方あるかと思いますが、ただやはり今利用状況として、乗っている、乗っていないというふうなところが日によっても違いますし、例えばその雨天時でありましたら、これまで例えば自転車とかで通学されていた生徒さんとかが一度に乗ってきたりとかってというようなことも想定されますので、ある程度の最大値あたりを考慮した形での、運行形態。こういったものを考慮しなければいけないのではないかなというふうには考えております。

○議長（尾上和孝君） 脇坂議員。

○2番（脇坂正孝君）

これは内海の西肥バスの車庫です。川棚のバスセンターに向かって出発するというふうな前の段階でございますけども、これが行く行くはなくなるということ。そして次、これが平瀬のバス停ですが、こちらぜひ残してもらいたいと思っておりますけども、どうなるか分からないというふうなことで。今申しましたようなことで非常に心配をしているわけでございますけども。

先日の新聞に川棚町長は、朝夕に絞らず高校生以外の一般の方の移動手段としても利用できるということを議会で答弁されたと新聞報道にあるわけですが、川棚町との協議。これはどのくらいなされたものでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 太田商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

廃止代替の代替交通につきましては、9月に西肥自動車のほうから申入れがあって以降、事務局レベルで頻繁にやりとりを今進めておりまして、まだ最終的な合意には至っておりませんが、おおむねこういった方向で、いこうというふうなところでの詰め協議を今現在しているというふうな状況でございます。

○議長（尾上和孝君） 協坂議員。

○2番（脇坂正孝君）

町長同士のトップ会談ですか。こちらのほうは開かれていますか。

○議長（尾上和孝君） 前川町長。

○町長（前川芳徳君）

正式な協議は最終合意ということで近日中に行う予定であります。

○議長（尾上和孝君） 協坂議員。

○2番（脇坂正孝君）

ぜひ、できれば現状維持あるいはそれ以上の線で協議を進めていただければというように思います。

そして本町における運転免許証の自主返納ですけれども、年度ごとにいきますと若干年を追うごとに減ってはいるわけですね。63人、62人、49人と。これは最初の年あたりにいっぱい、そういうことを考えておられる方がおられて、5年度が49人ということはこの辺で落ち着くかなとも思いはしますけれども。

ただ自主返納を考える人が、例えば私たち団塊の世代等が年を取るに従って増加するというように思うわけですが、公共交通機関の運行状態次第では、もうこれはいつまでも車を持つとかなないと不便というふうなことで、（車が）いるよ。ということになる可能性もあるわけですね。そこでやはり高齢者等が返納しやすい、そういった公共交通機関を便利する必要があるかと思えます。これはもう重ねての回答をされることはないのですが、そういうふうなことも思っております。

そして次の、内海川棚線の廃止後ということで乗り合いタクシーの充実を申ししておりましたが、宿から下宿、宿のコミュニティーセンターからずっと川内、そして波佐見神社まで、ここまでは1本か2本あるわけですが、ただここがどういうふうな乗り合いにされるか。降車専用とか、そういったことになるかと思うのですが。波佐見神社と梅高野間。ここはもう全くの空白なのですね。ですから、岳辺田郷の中央部あたりにおられる方、こちらは全く乗り合いタクシーの利用できない環境にあるわけです。

それでこのところを何とかできないかと。それからこれは難しいかもしれませんが、佐世保嬉野線の皿山、稗木場。この辺りから村木入口間が全くの空白ということで、岳辺田の波佐見神社下から梅高野間。これは西肥バスさんが撤退されれば、いつでもできるのではなか

ろうかと思いますけど、この辺はいかがですか。

○議長（尾上和孝君） 太田商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

乗り合い交通の停留所の考え方につきましては、やはり西肥バスが運行する幹線路線上は、やはり一定のルールに基づいて、そこに停留所を設置できないというようなところのことがこれまでであったわけでございます。

ですので、今議員がおっしゃられた波佐見神社から梅野高野の区間や、皿山から稗木場の間に停留所が設けられないというところは、これまでの西肥自動車との協議に基づいて設置ができなかったというふうなところであろうかと思います。

当然川棚内海線が今回廃止されるというふうなことでござりますので、今後の乗り合い交通の停留所の在り方とか、そういったところも幾らかはですね——幾らかといいますか、見直すことができるのではないかなというふうには思っております。

ですので、今後当然その公共交通計画を今策定してるわけですが、乗り合い交通の今後の在り方についても当然、検討されることになりますので、そういった御意見を踏まえながら、利便性の向上を図っていきたいというふうに考えております。

○議長（尾上和孝君） 協坂議員。

○2番（協坂正孝君）

これが乗り合いタクシーで使っておられます相互タクシーさんですね。大体、南地区と東地区交互に運行される会社が変わってますけども、今年度は相互タクシーさんが南地区と、そして東地区はマユミタクシーさんというふうなことでございます。

それで、あとこれはもう私の近所のバス停——乗り合い交通タクシーのバス停ですけども。こういったことで、運行されてるわけでございますけど。今の課長答弁にありましたように、ぜひ空白になる区間、西肥バスの路線が空白になる区間は早急にそこの中に入れ込んでもらって、どこからでも乗れるというふうな体制をつくってもらえればと思います。再度お願いします。

○議長（尾上和孝君） 太田商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

川棚内海線の廃止以降につきましては、そういった議論を踏まえて、地元の御意見も踏まえながらいろいろと検討してまいりたいと思います。

ただ一方で佐世保嬉野線については、まだ継続して残りますので、そこにつきましては、ある程度今後も西肥自動車と協議を進めながら、利便性向上に努めるような、話に持っていければいいかなというふうには考えております。以上です。

○議長（尾上和孝君） 協坂議員。

○2番（脇坂正孝君）

昨日の同僚議員の質問の中で補助金を使った施策の質問。この中で町長は、交通政策会議で公共交通政策を確定して国に申請する。そういった旨の答弁をされておりますけど、これの概要というのでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 太田商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

全国的にこの地域の公共交通の在り方につきましては現在、事業者の運転士不足や、経営悪化につきまして大きく環境が変わってきているというふうな状況がございます。それにあわせて国のほうも多様な支援の方策を実施されておまして、それを活用しながらですね、本町の今後の交通体系の在り方についても、見直しを図っていききたいというふうに考えております。

そのためには、現在策定をしております地域公共交通計画で波佐見町の交通体系についての今後の在り方について、研究といいますか、検討して、その計画を策定するというのが国の支援を受ける前提となってまいりますので。この計画を策定した以降、本町の今後の在り方に基づいて、活用できる補助事業があるということであれば、積極的に補助事業を活用していきたいというふうに考えております。

○議長（尾上和孝君） 脇坂議員。

○2番（脇坂正孝君）

交通政策会議の中に主なメンバーと申しますか。その中には利用者の代表的な方は入っておられるのですか。

○議長（尾上和孝君） 太田商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

現在ですね、この地域公共交通計画の策定をするための法定協議会としまして、波佐見町地域公共交通活性化推進協議会というものを設置しております。その主要といいますかメンバー構成につきましては、自治体——当然波佐見町と、国、県、それから隣接自治体。それに事業者ですね、交通事業者。それから地域住民といたしまして、本町におきましては、老人クラブ連合会の会長さんであったり、自治会長会の会長さんであったりですね、PTA連合会の会長さん。そういった方々を委員としてお願いをして、委員として委嘱をしているような状況でございます。以上です。

○議長（尾上和孝君） 脇坂議員。

○2番（脇坂正孝君）

路線バスの廃止、あるいは減便はもう都会でさえ起きているという現象でございまして、全国的にいろいろ試行錯誤されているかと思います。いろんな地域で始めたり、あるいは計画されたりしておりますので、この辺を参考にすべきだと思いますけども、ちょっと私もほかの地域を見的过程中で、県内では島原市の田代号というのが最近よく話題になっておりますし、それか

ら東彼杵町の町営バスとか、そしてまた岐阜県の白川町というところがかなりは大規模にされているのですが。ちょっとその辺をまずは紹介をさせてもらいたいと思います。

これは島原市のコミュニティバス田代号ということでございますけど、11月1日にE V車を新たに導入されて8台で運行されるというふうなことでございます。

一応その辺の概略を申し上げますので、一つどう感じられるか後でお願いしたいと思います。

島原市のコミュニティバス田代号というのは、田代さんって元弁護士の方が寄贈された資金をもとに、高齢者のためにというふうなことで、バスを購入されたというふうなことで。最初3台を購入して、現在E V車まで入れて8台ということになっております。

ここもやはり島原鉄道バスが市内路線を大幅に縮小されたということから、市内の7事業者が7台を予約に応じて走らせるデマンドバス。最初はデマンドでされているのですが、その後バス停を大幅に増加されて272か所。運賃は200円ということで運行されております。

この方式として面白いのが、バス停はあるわけですが路線の経路はないと。自由に選べるというふうなそういうふうな扱いをされております。タクシーと同じということですね。それで2023年の利用者。昨年ですが人口が約4万2,000人で、5万2,000人以上の利用者があって、当初2020年度704人の174倍というような、そういうふうな量になっております。年間利用、年間予算が大体五、六千万というふうなことで、これと運賃収入等と合わせて運営をされております。

ただですねやはりタクシー路線、バス路線との競合があって、当初はいろいろ揉め事といたしますか、いろいろあったらしいのですが、とにかく現在はそういったことで運行されてるということですね。

それから同じ郡内の東彼杵町でございますけども、ここは2004年の4月1日。西肥バスの路線撤退に伴いまして代替バスとして運行開始をされております。年間予算が5年度で、これは委託料ですが2億8,320万円。運転手の人件費とかバスの保険料、こういったものを含んでおります。

ここではバスが4台ほどありまして、33人乗り、29人乗り、2台。14人乗りと——これワゴンですね。そういったことで年間乗車数が5年度で2万4,142人。人口が約7,000人なので3倍以上ということでございます。運賃はもう200円ですので、運賃収入自体が300万円ちょっとということですね。

今年度からデマンドバス、山間部をデマンドで回すというような、ことで考えておられますけども、東彼杵町はJ Rが走ってるわけですね。それと並行して、川棚のJ Aまで。そしてまた大村の松原まで。この間はずっとJ Aが走ってるわけですが、にもかかわらず、やはり利便のためということだと思いますが、路線バスを走らせておられるというふうなことです。

そしてあと岐阜県の白川町という、ここはもう二つの町にまたがって、面積が325キロ平方メ

ートルというふうな非常に広い町でありますけども、こちら路線バスの一部撤退。2016年で
すけど、これで高校生の通学バスを何とか支援するということで、まずは臨時運行から始め
て、無償のデマンドバスを当初運転、運行されたそうです。

そのあと白川、東白川と両自治体の地域交通網形成計画を作成されまして、町営の有償旅客
方法に変えてありますけども、利用が2021年で人口が約9,500人で4万2,000人の利用と。1日
平均120人。そして、ここはここも同じく運賃は基本的には200円でございます。

町と街二つの自治体が3,600万円ほど負担されて、あとここ大きいのは県補助が2億2,600万
円ほどあると。それから特別法交付税が7,200万円あると。こういったことで1億円を超える運
行をされております。

以上のような、全国的にはこういったのをちょっと私見しましたが、これはどう思われます
か。

○議長（尾上和孝君） 太田商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

いろんな全国の地域で、本当に大きな課題になってるというふうなこともございまして、ど
この地域でも大変御苦労されてるんじゃないかなというふうに思っております。

今回の路線廃止にで、私もいろんな自治体の担当者の方といろんなお話をさせていただい
て。やはり、地域の公共交通を住民の方々に継続的に利用していただくためには、やはりいろ
んな方々の合意形成が必要だというふうに。やはりいろんな、どこもそういった話をされてお
ります。

ここで今、議員が御紹介された、各自治体の取組につきましても、恐らく地域の実情に合わ
せて、いろんなところと各所との合意形成を踏まえながら、取り組まれてる事案だと思ってお
りますので。まずは本町においても今の交通の在り方、それから利用者の方々の御意見、そし
て事業者との合意、こういったところを踏まえて取り組んでいかなければいけないというふう
には考えております。

その上で、ほかの自治体の取組が参考になるようなところがあれば、そういったところも導
入に対してはいろいろと検討させていただければというふうに考えております。以上です。

○議長（尾上和孝君） 協坂議員。

○2番（協坂正孝君）

コミュニティバス等を利用され、運行されている自治体の財政負担としまして先ほど申しま
したように、東彼杵町が約3,000万円、島原市は5,000万～6,000万円。ということですけども現
在内海川棚線の赤字補てん、これが5年度ですか。約1,700万円と川棚町が900万円ということ
でございましたけども、合計で3,000万円に近いわけですが、この金額で、ある程度こちらのほ
うに赤字補てんをしたと思えば川棚内海間、こういったこの路線はまずもって、それを充当す
ればコミュニティバスの運行が可能じゃないかと私は思うわけですけども、その辺はいかがで

すか。

○議長（尾上和孝君） 太田商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

当然川棚内海線の欠損補償補助といたしまして、今議員がおっしゃられたような金額があって、廃止に伴ってその分を何か充当できるというような考え方あるかと思いますが、ただし、これまでのバス路線でバス事業者が運行する経費と、やはりその自治体が新たな代替交通として運行する経費というのは、やはり内容が若干やはり変わってくところがあるかと思っています。

ですので、一概にその今の補助額をそのままっていうか——そのままとは言いませんが、同等の金額を充当するので足りるかどうかというふうなところも、今の現在でははっきりまだ分からないところもございますので、当然その浮いた分といいますか、その金額を当然その今後の代替交通の財源として考えるということはあるかと思いますが。金額につきましては一応、そういう一概にそのバス事業者の運行形態と異なるところがあるかというふうには思っております。

○議長（尾上和孝君） 協坂議員。

○2番（協坂正孝君）

その辺のことは、ちょっと私も詳しくは分かりませんが、金額的に言えばほぼ同じような金額になるのではなかろうかと思いますが、その辺を研究をしていただければというふうに思います。

波佐見からですよ、川棚、佐世保そして嬉野、有田など、こういった他市町と結ぶ公共交通機関が将来的になくなるということになりますと、町が閉鎖された感じになるわけですね。

以前は鉄道と国道がない町というふうなことを言われておりましたけども、バスがない町とならないように、この辺はもうぜひ地域交通機関の公共交通機関の継続を何らかの形でお願いをしたいと思っております。

各自治体、先ほど申しましたように、いろんな自治体で運行されてるケースが多くなっておりますけども、やはりそのきっかけというのが、路線バス数の廃止、あるいは減便。こういったことから始まっております。そういったところで、もう多くの成功事例もあるかと思いますが、ぜひ参考にしております。

もちろん経費が上がるのは、それはもうしょうがないことかと思いますが。私が調べた例ではもうほとんどですね、200円なんです。本町の乗り合い交通と同じ乗り合いタクシーと同じ200円。この区間で、やはり安く運行しますとまたそれなりに住民の方が多く乗られるというふうなことで、そういった還元もできますので、その辺のサービにぜひ努めていただければと思っています。

そして今の乗り合いタクシーの予約制。これが1日前ということになっておりますが、もう

一つ言えることは、自治体によっては30分前、1時間前と——乗る時刻のですね。その辺の設定緩和もぜひ進めていただければというふうに思います。いろいろなところと協議をしないといけないでしょうから、簡単にはいかないでしょうけど、その辺をお願いしたいと思います。最後に町長に決意をお願いしたいと思います。

○議長（尾上和孝君） 前川町長。

○町長（前川芳徳君）

おっしゃるとおりですね、公共交通の確保というのは一つの町の生命線にも関わるものだというふうには理解をしております。そういうこと等に基づきまして担当課はもう連日いろいろな検討を進めておりますし、今日お話できなかった部分について、かなりの突っ込んだ検討も進めております。

これはしかし、相手方があることでこちらの思いどおりに進まない場合もございますので、なるべく町民の皆様の利便に沿うような方法で、進めてまいりたいと思いますし、限られた本当に短い時間でございます。4月1日はもう刻々と近づいている状況でございますので、限られた時間でございますけれども、なるべく早期にこの計画が実を結ぶように進めてまいりたいと思いますので、議員の皆様方にも御協力をお願いしたいという思いでございます。以上でございます。

○議長（尾上和孝君） 協坂議員。

○2番（協坂正孝君）

次に2番に移ります。小児科の誘致についてでございますけれども。私は10名のお母さん方にお尋ねをしました。その中で保護者の方が先ほどお話に——小児科が本町に今ありませんがどうされていますかというふうなことをお尋ねしたわけですが。

先ほど町長の説明にありましてとおり、本町に来ていただいている野中医院でしょうか。そちらのほうにも行ってますよという話と、それからやはりどうしても子供は急に発病、熱が出たりしますので、そちらが来院されてないときは、どうしても早岐、広田、こちらに9人、10人中9人が行っておられます。

1人の方は川棚で済ませるというふうなこともお聞きしているのですが、そういったことで、やはり不便。他町まで行くのが不便だというふうなこと、そしてまたぜひ本町に、町内に小児科を誘致してほしいというふうなことで強い要望をお聞きしました。

そういったことも含めましてですね、追加をしたいと思いますが、5年度の福祉医療費の助成数。これから見ますと1年間に乳児幼児児童生徒——高校生まで含んであるかどうか分かりませんが、2万4,926件。1日当たり68件の入院通院がっております。子供の病気においてです。

それでこの中で小児科医を受診された件数というのはどのくらい分かりますか。

○議長（尾上和孝君） 青井子ども・健康保険課健康増進班係長。

○子ども・健康保険課健康増進班係長（青井仁美君）

令和5年度分に関しましては手持ち資料がございませんので、ただいまお答えすることができません。ただ令和6年度に関しましては、統計が今のところ7月、8月、9月で用意しておりますが、受診状況、乳幼児およそ800人に対して、医療受診している患者の数で言いますと月に平均500人。そのうち小児科というところを受診されているのは300～400人。約6～7割の方が小児科というところを受診されています。以上です。

○議長（尾上和孝君） 協坂議員。

○2番（協坂正孝君）

やはり相当の数に上っておられるというふうに、7、8、9月3か月間で約300～400人ということでございますので、やはり、お尋ねしたお母さん方がおっしゃるように、小児科がないと不安と。急病の場合に他市町まで行かなきゃいかんと。そういうようなことは理解できます。

そういったことで、やはりどうしても町内にもいろいろ医院、病院はありますけども、どうしても子供の病気ということになりますと、専門医であります小児科が必要かと思えますけども。ここで町長が公約に掲げておられるわけですけども、町長公約に掲げられた理由はどんなことだったのでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 前川町長。

○町長（前川芳徳君）

私は安心して子育てができるまちづくりということを最も重要なとして皆様に申し上げてまいりましたので、その中においては、やはり安心するためには小児科が必要であるというふうなお声もたくさん頂いておりました。

そういうことで、私の公約に掲げさせていただいたところでございます。

○議長（尾上和孝君） 協坂議員。

○3番（澤田昭則君）

今、答弁されましたように、令和4年の9月議会。ここで子育て世代に優しいまちづくりについてということをもまず第一番に表明をされております。安心して子供を産み育てる環境の整備のため小児科誘致に努めますと。いうふうなことで、多くの自治体が抱える困難な問題ですが、あらゆる方法手段を検討し、誘致に向けた取組を進めたいと思えますと。進めたいと考えますとそういったことでございました。いろいろ、なかなか困難な問題があるということは、いろんなことからお話も聞いております。

そういったことで、簡単にはいかないということは理解できますけども町長、一応一期目。9月で折り返しを過ぎられまして、今は後の折り返しに向かっておられるわけですけども、その間に何とかありますか。

○議長（尾上和孝君） 前川町長。

○町長（前川芳徳君）

不確かなことはちょっと申し上げられませんが、私の希望としてはこの1期目の任期中にはですね、どうかこうめどをつけたいという希望は持っております。ただ、どうしてもこれは相手方がいることでございますので、果たしてそれがかなうかどうかは別として、そういった希望を持っているということだけはお伝えしておきたいというふうに思います。

○議長（尾上和孝君） 脇坂議員。

○2番（脇坂正孝君）

例えばですね、ちょっと見ましたらインターネットで広告出してある自治体もあるわけですが、その辺の方法というのはいかがですか。

○議長（尾上和孝君） 村山副町長。

○副町長（村山弘司君）

インターネットでの誘致についてのお尋ねでございますけれども、今年度に入りまして町長の答弁にありましてとおり関係課を集めた企業誘致に対する病院の誘致に対する検討を行っております。その際にも他の県の事例でありますけれども、インターネットで補助金を出して、誘致をしているという事例も見ております。その後に、答弁にありましてとおり金融機関からのヒアリングということで、数値を含めた聞き取りもしておりまして、そういった中で、今後に向けて誘致が可能なのかどうか。そこはしっかり、町としても今後に向けて検討してまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（尾上和孝君） 脇坂議員。

○2番（脇坂正孝君）

やはり、ひとつ誘致するためには多額の条件整備と申しますか。3,000万円とか5,000万円とか、1億円とか。そういった経費を使ってでも誘致をしたいというような自治体が見受けられます。

その間で競争と申しますか、そういったことになるかもしれませんが、ぜひ波佐見に診療所を設けて、医院を設けて、子供たちのために診察をしたいと、治療をしたいというふうな方がいていただければそれはもう一番いいことなわけですけど。どうしても予算も結構伴うかと思えますけど、そこ辺はどんな状況ですか。

○議長（尾上和孝君） 前川町長。

○町長（前川芳徳君）

議員おっしゃったとおり他自治体におきましては、数千万あるいは1億という補助金を用意してお迎えしようという自治体もございます。

本町におきまして、どの程度の規模が現在の財政において可能なのかも検討しておりますし、あるいは補助金という例えば用地の提供であったりとか、施設のあっせんであったりとかですね、そういったものも含めながら総合的な支援というのはどういうことができるかという

ことも検討しながらですね、進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（尾上和孝君） 協坂議員。

○2番（協坂正孝君）

小児科医が誘致できれば町長の所信にもありましたとおり、子育て世代に優しい町というようにことで若い世代の方の移住も期待できますし、現に小児科医で遠方に通っておられる親御さん。こういった方も助かりますので、ぜひ早めの誘致を実現することを再度お願いして質問を終わりたいと思いますけど、もう1回町長の決意をお願いします。

○議長（尾上和孝君） 前川町長。

○町長（前川芳徳君）

もう何度も繰り返しになりますけども、私の決意としては、早期に小児科誘致に努めてまいりたいというふうに思っておりますし、そのためには議員の皆様方にも積極的な御支援と御協力を頂きたいというふうな思いでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（尾上和孝君）

以上で、2番 協坂正孝議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。13時30分から再開します。

午後0時3分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（尾上和孝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

次は、11番 北村清美議員。

○11番（北村清美君）

皆さんこんにちは。ただいまから質問します。

まちづくりについて

60年前は最も多かった家族形態は7人家族でしたが、今では単身世帯が最も多く、38%がひとり暮らしとなっています。つまり家族構成のトレンドは既に「核家族化」から「小家族化」に移行しているということでもあります。

一方で、日本の社会は家族単位で成り立ってきました。例えば町内会やPTAなど、地域内における様々な役割を求められますが、それを家庭内で分担するからこそ多少の負担があってもこなすことができました。これが単身世帯の場合、一人で担わなければなりません。

こうした状況を踏まえ、家族単位で成り立たせる仕組みを変えるときではないでしょうかと考えます。「これから」は「これまで」の延長線ではありません。そして2つの高齢化すなわち「人の高齢化」と「インフラ・ハコモノの高齢化」がもたらす未来でございます。

このことを踏まえ、スマートシュリンク（戦略的な縮小）と「投資」をよく見極める必要があります、町民との対話が「ニーズベース」であることは必要と考えます。そうすると「シビック

プライド」が高まり、挑戦意欲と定住意識につながっていくと考えます。ひいては自治会組織の変革と活性化の指針となり得るかと思います。

そこで、次のことを問います。

（１）「あたたかい地域づくり」を目指すためには「知らないことによる不安」を解消することが必要であり、つながることが大事です。そのために、タブレットの全世帯配布を考えてはどうでしょうか。

（２）「あたたかい町」・「まちに希望がある」と感じている地域では明るく活性化し、人口が増えています。そのためには「デジタル住民票NFT」を発行し、デジタル住民になってくれた方に対して、町の様々なサービスを受けられるようにしたらどうでしょうか。

（３）福祉のまち「はさみ」と言われて久しいですが、音声（音楽）が出る信号機がありません。人の往来があるもしくは人が集まりやすいところには設置すべきではないでしょうか。

（４）「教育で選ばれる波佐見町」といつも教育長は言われていますが、その具体策はどうでしょうか。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（尾上和孝君） 前川町長。

○町長（前川芳徳君）

11番 北村清美議員の御質問についてお答えをいたします。

1. まちづくりについてということで（１）「あたたかい地域づくり」を目指すためには、「知らないことによる不安」解消の図ることが必要であるということで、そのためにタブレットの全世帯配布を考えてはどうかとのお尋ねですが、日本は長い歴史の中で、社会や環境が大きく変化し、時代の流れとともに人々のライフスタイルや価値観にも大きな影響を及ぼし、家族の在り方や形態も大きく変化してまいりました。

厚生労働省が公表している国民生活基礎調査の結果によりますと、日本全体の世帯数は、約70年前と比較すると3倍以上に達しています。一方1世帯当たりの平均世帯人員は、5.00人から2.25人へと半減している状況です。

議員御指摘のとおり夫婦のみ世帯や、単身世帯が増加し、地域でのコミュニティーの在り方や関わり方も変化し、人口減少、少子高齢化が進む中での行政と自治会の関係性や、連携の在り方も変化に対応していかなければなりません。

本町では現状の自治会制度を基本として、「あたたかい地域づくり」のために各自治会が創意工夫をされ、地域コミュニティーを育ててきておられ、情報の伝達にも大きな役割を担っていただいております。この自治会コミュニティーを中心に、双方向からの情報伝達を行い、知らない不安の解消を目指しているところです。

議員御提案のタブレットによる双方向からの情報伝達も一つのつながる手法かと思いますが、既に世帯単位でのスマホの普及率も90%を超えており、そこにさらにタブレットの必要性

があるのか。また、全世帯配布となると多額の費用が発生することなどを考えると、全世帯のタブレット配付は理想的であっても、現実的には厳しいと考えます。

(2) 「あたたかいまち」・「まちに希望がある」と感じている地域では明るく活性化し人口が増えている。そのためには「デジタル住民票NFT」を発行しデジタル住民になってくれた方に対して町の様々なサービスを受けられるようにしてはどうかとの御提案ですが、そこに居住する住民がまちの幸福度や住みたいと思うと感じるためには、地域があたたかかったり、その町に誇りを持ったり、将来に対して希望が持てることが重要だと感じております。

そのためには住民が町の施策に参画したり、地域課題を一緒に考え解決方法を議論したりしながら地域を活性化させるなど、地域への愛着と責任と誇りを持つことがシビックプライドを高める要因と考えます。そのような町はおのずと人口も増えていくのだと感じています。

もちろんそれだけの要因ではなく幅広い住民福祉の向上施策、高齢者から子育て世代、子供たちまで全ての人が幸せを感じるための施策を講じることも定住人口を増やす要因だと思います。

町の存在意義を高めファン層を増やし、関係人口を創出、拡大していくことは、将来の移住定住も含めて重要な施策だと位置づけています。

議員御提案の「デジタル住民票NFT」とは、デジタル上で発行された住民票を購入した人が、当該自治体に住んでいなくても自治体のデジタル住民となり、いろいろなサービスを受けられる仕組みです。関係人口の拡充や地域の魅力発信などを担って、デジタル住民票を発行するのも一つの有効な手法であり、極めて先進的な取組で、現在注目を集めている施策と言えます。

どのようなツールで関係人口創出・拡大するかは、多角度からの検討の余地がありますが、本町でも特別町民制度やファンクラブ開設の研究・検討を進めており、町内のコミュニティーと町外の方の斬新なアイデアなどを融合させ、波佐見町を元気に明るく活性化させるために、引き続き研究を深めていきたいと考えています。

(3) 福祉のまち「はさみ」と言われて久しいがということで、音声（音楽）が出る信号機がない、人の往来があるもしくは人が集まりやすいところには設置すべきではとの御提案ですが。横断歩道を渡る際に音が鳴る装置の正式名称は視覚障害者用付加装置といい、目が不自由な方にとって信号機の役割を果たすもので、あわせて鳥の鳴き声を模した音響を鳴り分けて横断する方法を誘導するものです。

設置状況について川棚警察署交通課に確認したところ、町内には折敷瀬郷の舞相交差点に1か所設置しているとのことで、郡内では川棚町に4か所、東彼杵町は1か所設置されています。設置基準は、交通量が多い交差点、横断歩道で、周辺施設の有無など一定条件があり、信号機や横断歩道などと同様に県の公安委員会が設置の判断を行っております。

町内には条件を満たす交差点、横断歩道もあると認識していますが、交通事情や地元等の意

向も確認の上、窓口の川棚警察署と協議したいと思います。

なお（４）については、教育委員会から答弁がございます。

○議長（尾上和孝君） 森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

（４）「教育で選ばれる波佐見町」の具体策はとのお尋ねでございますが、教育のまち波佐見として選ばれるというスローガンは、各学校において実践される様々な教育活動の根幹であり、さらには子育て支援の充実、移住定住の促進をも見据えたものと捉えております。その具体化の柱は、生きる力、特に確かな学力の保障とふるさとキャリア教育の充実であります。

一人一人の子供に確かな学力を保障、定着させるために、指導支援体制の充実、教育環境の整備そして学校教育活動の積極的な支援を図ります。

波佐見町の人、もの、事を活用したふるさと教育を推進充実させる中で、子供たちには自立する力と、参画する力を身につけてほしいと願っています。

波佐見町に進めば賢くなる、優しくなる、たくましくなる。そのような子供を波佐見町ならではの教育活動を展開することで、育成していきたいと強く思うものであります。

以上、壇上から答弁を終わります。

○議長（尾上和孝君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

ではこれから、質問に入ってきます。

その前に、この質問を考えたのは今の時代に昭和の感覚ではすぐわなくなったということが非常に感じられます。平成、令和の時代に合わせて考えるべきじゃないかと思っております。

だから総合計画にも載せていらっしゃいます。大型事業というのを。これも、考えるべき。残すものは残す。やめるものはやめると。そういうような決断をする時期に来てるんじゃないかと思っております。

だからこの中で、投資をどこに持っていくかということが大きなテーマになります。そういうことを踏まえて質問をしていきたいのですが、その前にもう一つ。今の時代は中年、若年世代を中心にとすると10年後、20年後、30年後、50年後を見据えて、現実的な政策を考えていかなければいけないのではないかと思うわけです。

そういうふうなことを前提に基づいて、今から質問を持ていきますけども。このもう一つ。最近では波佐見町でも、新聞なんかも5,500世帯あって3,000部強ぐらいしか新聞を読まれてない世代が多いという現実にあります。そして今の40歳以下はほとんどテレビを見ません。もちろんラジオも見ません。新聞を見ません。何を情報で得ているのかと、もうスマートフォンばかりですね。

もう偏った情報ばかりやってる状況ですから。こういう状況の中で、今の自治会の答弁なんかもありましたけども、そういうふうな閉ざされた世界と、我々の感覚では考えない世界が

今、行き渡ってきてるわけですね。だからそれに基づいてですね、今から細密にやっていきたいと思います。

まず確認したいことは、本町の人口と世帯数は幾らですか。

○議長（尾上和孝君） 井関住民福祉課長。

○住民福祉課長（井関昌男君）

本町の総人口でございますけども、令和6年11月30日現在で1万4,099人。世帯数でございますが5,519世帯になります。以上です。

○議長（尾上和孝君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

そのうち昨日岡村真由美議員が質問して、そのデータの中にありましたけど現在の75歳以上の方が何名で、そして人口割何%ありますか。

○議長（尾上和孝君） 井関住民福祉課長。

○住民福祉課長（井関昌男君）

75歳以上は2,585人。総人口の割合でございますが18.3%になります。以上です。

○11番（北村清美君）

もう一つ世代別でちょっと聞きたいんですけど、この中で平成から35歳以下の人口と、率は何のぐらいですか。人口の。

○議長（尾上和孝君） 井関住民福祉課長。

○住民福祉課長（井関昌男君）

35歳以下が4,305人。総人口割の30.5%になります。以上です。

○議長（尾上和孝君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

そこですね、税務財政課の課長に聞きたいんですけど、本町の財政状況というのは今現在どういう状態なのでしょうかね。

○議長（尾上和孝君） 古賀税務財政課長。

○税務財政課長（古賀真悟君）

今の本町の財政状況ということでございますけども、令和5年度の財政状況を見ますと、歳入で114億4,893万円ということで、そのうちふるさと寄附金が18億6,767万円ありますので、それを差し引いてもかなり大きいんですけども、このふるさと応援基金が応援寄附金があるわけで、かなり順調なといいますか、健全な財政運営ができているというところでございます。以上です。

○議長（尾上和孝君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

中で経常収支比率とありますね。それはどのぐらいですか。

○議長（尾上和孝君） 古賀税務財政課長。

○税務財政課長（古賀真悟君）

令和5年度ですね。経常収支比率は85.5ポイントとなっております。以上です。

○議長（尾上和孝君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

計上率85.5%という数字っていうのは、ほかの市町村に比べて、悪くないと思うのですがその点いかがですか。

○議長（尾上和孝君） 古賀税務財政課長。

○税務財政課長（古賀真悟君）

議員おっしゃるとおり、85.5%は県内でもかなりいいほうだと思っております。以上です。

○議長（尾上和孝君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

その中で自主財源ってありますよね。一応決算のときはされますけども、これはふるさと応援寄附金がない場合と、ある場合の率をパーセンテージで出していただけますか。

○議長（尾上和孝君） 古賀税務財政課長。

○税務財政課長（古賀真悟君）

令和5年度の決算において自主財源率でございますけども、ふるさと応援寄附金を含めた場合でございますけども、こちらは47.7%となっております。

これからふるさと応援寄附金を除きますと、大体37.5%というふうになります。以上です。

○議長（尾上和孝君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

皆さんそういうお分かりでしょうけども、非常に30年前と比べれば雲泥の差が出ていますよね。だからこの30年間皆さんが努力されてきたものが今開花してるわけですから。自主財源も増えてきてるし、何も言うことはない。

ところが今、最近103万円の問題が出ています。国のほうではですね。これによれば、もし補填がなければ相当交付金とかなんかが減ってくると思います。

それを合わせて大体どのぐらい数字が見込まれていますか、波佐見町の損失の。

○議長（尾上和孝君） 古賀税務財政課長。

○税務財政課長（古賀真悟君）

報道等で国のほうから103万円の壁を超えた場合ということで、国のほうが示したところでいきますと、もし基礎工事のほうを178万円に上げた場合ですけども、国は7兆から8兆円の減収が見込まれるだろうということになっております。

これをもとに県のほうが——新聞報道でもありましたとおり。県全体の市町村で、市町村民税これが160億円。それから地方交付税で100億円と試算を発表しております。県が用いた計算

方法を使いまして、波佐見町に置き換えたところに、町税とこの地方譲与税がどれくらい来るかちょっと分からないんですけども。あくまでも県の試算をもとにしますと、1億7,000万円程度の減収が見込まれるということになります。以上です。

○議長（尾上和孝君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

本当によく分かりました。なかなか約1億7,000万減るっていうことはね、大変な大きな事業が今からできるかできないかの差になってきますので、そこら辺をよく見極めてから、いろんな計画されるかと思えますけど、ひとつよろしくお願ひしたい。

それと今から、波佐見町に入っていきますが、一番波佐見で部落、宿郷の自治会加入率というのは何%なんですかね。世帯数と人口の割りとそれを出してください。

○議長（尾上和孝君） 福田総務課長。

○総務課長（福田博治君）

まず自治会の加入率の算定の仕方については、世帯で算出いたしますので、そこを含みください。

宿全体の世帯は987世帯、うち自治会に入っていらっしゃる世帯が613世帯--これは11月末現在でございますが。よって加入世帯は62.1%でございます。以上です。

○議長（尾上和孝君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

非常に、38%の方が入っていらっしゃらないということが現実起きてるわけですね。

前回、城後議員が自治会の対策なりして、質問をしますが、それに基づいて何か政策、手を打っていますか。

○議長（尾上和孝君） 福田総務課長。

○総務課長（福田博治君）

いわゆる自治会の未加入問題についてはですね、これまで様々な議員の皆さんから御質問頂いておりまして、その都度御回答をしとるわけでございます。大きな要因は、いろんな価値観の多様化。自治会に入るメリット等がやはり薄れてきたのかなというふうに思っております。

私どもとすれば自治会はですね、地域コミュニティーの基盤でございますので、やはり自治会のよさ、メリットをしっかりと周知をしていく必要があるんだろうと思っております。そこで城後議員からもおっしゃっていただきましたが、自治体加入のパンフレット、取説等をつくってはどうかという御提案を頂きましたので、そのようなことも進めております。

今後、移動の繁忙期になりますので、その際に転入の方にお知らせをすとか、あるいは自治会の皆様がそういった方々に自治会の案内をするときに使っていただくということも念頭に置きながら、今そういったパンフレット等をつくるということを進めております。以上です。

○議長（尾上和孝君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

昨日の田添議員の質問の中にも、答弁の中にもアプリの件が出ましたよね。それを具体的にどのように考えていらっしゃるんですか。

○議長（尾上和孝君） 福田総務課長。

○総務課長（福田博治君）

昨日の田添議員の質問では、危機感ということで念頭にそういったアプリの導入ということで御提言を頂きました。重複する答弁にはなりますが、町独自でアプリをつくるとなると、それなりの費用がかかりますし、どういった仕様でやるかということで、いろんなパターンが見えますので、着地点がどこになるかということもなります。

一方で、商用のソフトウェアを使うということもありますが、例えばそういった地図情報を組合せて情報を収集するというのも可能でございますが、やはり情報が錯綜して、どれが本当の情報なのかという見極めも大切になっています。

我々とすれば、やはり自治会の皆様がどういったものを希望されているか。というところが一番の課題だと思っておりますので、町長答弁とも重複はいたしますが、自治会の皆様とその辺は意見交換をしながら、どういった方向でいいかということを確認してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（尾上和孝君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

もう一つ確かめたいことは、今我々が使わせていただいているタブレットありますね。これは何年前に導入して、どのぐらいの費用を1台当たりかけていらっしゃるんですかね。

○議長（尾上和孝君） 福田総務課長。

○総務課長（福田博治君）

このタブレットでございますね。使い始めたのは当然議会事務局のほうで導入されたものでございますので、総務課のほうで答弁させていただきますが、使用開始は令和4年の3月でございます。費用は聞いたところ1台当たり税込みで約16万円というふうになっております。以上です。

○議長（尾上和孝君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

私もこれ最初頂いたとき、これ使えるのかと思ってですね、最初戸惑いました。しかし実際今2年近くたって本当に便利なもんだなと。私は後期高齢者ですけど、後期高齢者でも使えるんだなあと思っております。

そういうことで高齢者今75歳——数字がでましたけども。実は平成まれ、令和生まれの方は、これがもう当たり前の世界になってきてるわけですね。だからこのタブレットを使用している市町村というのは、全国にあると思いますけど、どうですか企画情報課長。教えてくださいま

すか。

○議長（尾上和孝君） 澤田企画情報課長。

○企画情報課長（澤田健一君）

全国にはですね、いろんな導入事例があるようでございます。ただですね特に防災とか行政無線関連で導入している自治体が多いというような、ネット情報でございます。例えば宮崎県都農町におきましてはですね、高齢者や子供がいる世帯にタブレット端末を1台ずつ無償で配布をされております。そこで住民と行政の双方向のポータルサイトを立ち上げて、医療、介護、福祉、災害などの情報を共有するような仕組みづくりをされているようでございます。

また山形県の西川町においては、全世帯に配布をされてるっていう。この特徴的な内閣府出身の町長の肝煎りの政策でやられているようでございます。

あと東京の利島村とか、京都府の綾部市とかが全世代じゃないですけども、一部高齢者にタブレットを配付というような事例もあるようでございます。以上です。

○議長（尾上和孝君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

当然そういうふう調べていらっしゃるでしょうから、具体的なタブレットの効果っていうのはどのように出ているのですか。

○議長（尾上和孝君） 澤田企画情報課長。

○企画情報課長（澤田健一君）

効果といいますかメリットとしてはですね、何か挙げられるかといったら、住民がデジタルを利活用できる基盤ができるっていうことですね。ただデジタルの利活用の基盤というのは、既にスマホのほうでもですね90%以上の配布、普及率がありますので出来てはいるのですが、タブレットと視点での基盤ができるというのが一番の大きなメリットなんじゃないかというふうに思っております。

○議長（尾上和孝君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

私も後期高齢者ですから。実はスマートフォンを持っているんですけども、小さいんですよね。非常に不都合な面があるし、これだけ大きいと使えますよね。我々の高齢者でも。そういうものがありますから、こっちのほうが見やすく、いろんな例えば健康体操とかね。これを見ながらするとか、高齢者の場合はですね。

そして今ひとり住まいが38%という数字が出てますけども、どうしても意思の疎通はできませんので、こういうのをどうしても町の情報が入ってこない。指示も聞きたくない。こういうのを配布したら、すぐつながっていくんじゃないかと思うんですよね。こういう利点があると思うんですよ。それで交流の場ができる。若い人とのつながりできる。

だから20年、30年後、50年後を見たら、これを採用したほうが、平成の生まれの方たちに合

ってくるんじゃないかと思います。平成生まれの30代の世界は、50年たっても85歳でしょ。我々はどっちかという、10年もつかもたんかというふうな年代ですから。そういうふうにとっていくと、こちらのほうに視点を置いて、この辺に投資をしていくわけじゃないかと思うんですが。ただし、デメリットなんですか。

○議長（尾上和孝君） 澤田企画情報課長。

○企画情報課長（澤田健一君）

一番のデメリットは、コストが高いということです。また使われなかったら無駄になるというところがあるということで、こういうデジタル機器の場合ですね i P a d とかタブレットの場合は、耐用年数でメーカー公式で3年となっています。S I Mカードも3年から5年。これで全5,500世帯に対応した場合に、3年更新で試算をしますと10年間運用したとしたときに総額25億円の予算がかかるというような計算に——単純計算ですけども。なるというところですね。非常に大きなコストがかかるというのがデメリットだというように感じております。

○議長（尾上和孝君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

なかなか大変な金額ですよ。これを10年間で20億円捨てるのか。捨てるのかっておかしいけども。そして、こういう世界を波佐見町ならではの世界をつくり上げるのか。大きな判断がいります。

これ大型事業ですから、やはり取捨選択というのはどれをとっていくのは皆さんの御判断ですが。やはりそこら辺は町民とのニーズベースがありますから、そこら辺を御検討されていたきたいと思うんです。

それと、2番目の「デジタル住民票N F T」っていうことは、答弁の中にもありましたけど、もう一度これちょっと詳しく教えてください。

○議長（尾上和孝君） 澤田企画情報課長。

○企画情報課長（澤田健一君）

まずですね、N F Tというのが何なのかというところの説明をいたします。N F Tはですね、Non Fungible Token（非代替性トークン）の略頭文字をとりまして、偽造とか改ざん不能のデジタルデータでありまして、ブロックチェーン上でデジタルデータに唯一性を付与して、真贋性を担保する機能や、取引利益を追跡できる機能を持つということです。非常に何か難しい言葉で、詳しくは検索をしていただければと思っておりますけども。

先ほどですね町長答弁にもありましたように、これを使ってデジタル住民票を運用してる町が幾つかありますけども、デジタル住民になって町民以外の方にデジタル的なサービスも——町民が受けられるようなサービスを町外の方が受けることができるような、仕組みづくりをこれを使ってやられているっていうところが大きな特徴だというふうに感じております。

○議長（尾上和孝君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

タブレットと同じように、これを採用してる市町村は何箇所と、どういう町名があるわけですね。

○議長（尾上和孝君） 澤田企画情報課長。

○企画情報課長（澤田健一君）

一番有名なのが山形県、先ほど紹介しました西川町という町ですね。あとは大阪府の羽曳野市とか、山口県の美祢市あたりがデジタル住民票を使われております。

またですねデジタル住民票NFTじゃなくて、NFTだけを地方創生事業で取り組まれているというところはですね、全国に10数か所あるような状況でございます。以上です。

○議長（尾上和孝君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

これはもうデジタル住民票NFTの一番のメリットっていうのは、3つ挙げていただきたい。メリットを。

○議長（尾上和孝君） 澤田企画情報課長。

○3番（澤田昭則君）

まず、このデジタル住民票NFTのメリットということは、デジタルコンテンツの唯一性を証明できるというのが一番のメリットです。デジタルなので破損とか紛失がないというのがメリットなんですけど。

それによって、そのデジタルNFTを使うから関係人口が増えるとかいうんじゃなくて、今いろいろなこれはあくまでツールですので。このようなツールを使うと、例えば波佐見のファンができるとか、ふるさと応援寄附金をたくさん集めることができるとか。観光客とか、交流人口の拡大、あと関係人口を拡大していくのにつながっていく。

それはデジタルNFTだけじゃなくて、いろんな手法があって、あくまでこれはツールとしてのちょっと考え方ということで御理解頂ければと思っております。

○議長（尾上和孝君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

逆にデメリットを聞きたいんですけど、これの金額はどのぐらいで買えるのでしょうかね。

○議長（尾上和孝君） 澤田企画情報課長。

○企画情報課長（澤田健一君）

この仕組みを導入するのにイニシャルコストがどのくらいかかるかというのはちょっと、なかなか出てこないの。導入した自治体が少ないので、ちょっと分かってないんですけども。

運用した場合に、例えばデジタル資産の販売を西川町とかされています。そういったときに50%が町に残って、あとの50%を開発会社と、運営会社が分けるというような状況です。そう

いった売上げに対して半分が町に残るような仕組みになっています。

当然最初に導入するコストっていうのは、別にかかってくるっちゃうのがあると思っております。

○議長（尾上和孝君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

一応今メリットでして、デメリットよりもメリットが多いうふうに出ていますけど。本当、波佐見を中心にした交流人口は増えるということが事実みたいですね。

だから要はですね、こういう大型都市、ツールを——話が出ましたから。ツールを使う場合には、どうしてもお金が要りますよね。先ほど20年で25億と。そのためには民間の会社の場合には、売上げを目標としますよね。売りを達成したらこれやっていきます。

だから波佐見町もお金を稼ぐ方法を、もう考えるべきじゃないでしょうかね。その点どうですか。

○議長（尾上和孝君） 澤田企画情報課長。

○企画情報課長（澤田健一君）

地方公共団体においても、今いろいろな——特にこの西川町なんかの町長の考え方は、もう「かせぐ課」とかつくられて自分たちで自主財源を積極的にとっていくというような施策をされている自治体も当然あると思っております。

ただ、どのような形で稼いでいくのかっていうのは、いろんなその地域によってですねいろいろ考え方があると思っておりますので、それが全ていいのかということも含めてですね、考えないといけないところじゃないかと思ってるし、ただ今までの考え方を変えていくというのも一つの方法なのかなというふうに感じております。

ただこういうデジタル住民票を発行するにしても、何もないのにファンにはなってくれないんですよね。やはりそこに魅力を感じたりとか。あと一番大きいのはふるさと納税もそうだと思うのですが、いかにインセンティブを与えることができるかが増やす、その肝になってくるというふうに思っています。

それが全て予算を削って、ばらまきになってはいけないんじゃないかなというふうに思っておりますので、そういうところのバランスっていうのはですね非常に難しいのかなというように考えているところであります。以上です。

○議長（尾上和孝君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

総務課長。どがんするとですか、タブレット。デジタル住民票はどういう感じを持っています。

○議長（尾上和孝君） 福田総務課長。

○総務課長（福田博治君）

いかに波佐見町を知ってもらうか。波佐見町の関係人口となったとき、こういったメリットがあるかということで、企画情報課長も申したとおり、その一つのツールだというふうに思っています。

今私どもは、いろんな手段を用いて波佐見町を全国に知名度向上を図っているわけですので、その中から様々な人のつながりを持って、波佐見町のよさを知ってもらうということとなります。

このデジタルNFTもその一つだと思いますが、様々な何というのですか、多角的な検討をしつつ、そして波佐見町全体の魅力を高めていくことが何よりも大切だと考えております。以上です。

○議長（尾上和孝君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

分かりました。これは、本当に新しいアイテムですね。だから十分検証、他町村の研修、検討をされて、いろいろされたらいんじゃないかと思います。まず25億円も投資するのだったら、稼ぐ方法も一つ考えとかないかんですよ。これが一番大事なことですよね。なかなか役所では、自治体ではこういうことは考えませんけども、そういうのは必要だと思います。

それと次に行きますけど、例の信号の件ですね。音楽なんていったかな、ちょっと音楽のなる信号機ですけど。これはですね、何でこの話を私が聞いたかといいますと、長寿支援課でやっている支えのフォーラムは——要するにワークショップですね。その中で女性の方が何人か言われて。ああ、そうだなあと思って。必要だなあと。

例えば、交番前の学校通るところとかね。そして役場と銀行間だとか。エレナとコスモスの間とか。こういうところはちょっと必要じゃないかなというふうにちょっと感じたもんですから。大きな、波佐見はないなと思ったもんだから、

できればそれを有する川棚警察署——警察署ですか、主導権は。何か一つ、今後の課題として上げていただきたいと。その点どうですか、総務課長。

○議長（尾上和孝君） 福田総務課長。

○総務課長（福田博治君）

今回、大変貴重な質問を頂いたなというふうに思っております。私どもも波佐見町に1か所しかなかったんだなということで、改めてそういった認識ができました。加えて、やはりそういった視覚障害者の方がそういうお声を出しているということは大切にしたいと思います。

今北村議員がおっしゃったような、横断歩道についてですね、私どもも町内見たときに必要だなという感じがいたしました。加えて川棚警察署の方とお話ししたときに、やはり視覚障害者の方のお声を聞いていただいて、届けていただければ県の公安委員会にも届けますと、いうことですので、そういった方の御意見も確認しながら、この件については川棚警察署

と相談協議をさせていただきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（尾上和孝君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

これから三役さんに御質問してそれから、所見、私見で構いませんから、鋭意述べていただきたいと思います。

まず教育長。先ほど具体策の件で答弁がありましたけど、改めて教育で選ばれる波佐見町というふうに常々あなた答弁で言っていらっしゃる。もう一つ詳しく、言っていただけますか。

○議長（尾上和孝君） 森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

教育だけではないと思っております。子育て、あるいは福祉等々の連携を図りながらですね。今やっています既存の活動や施策をさらに充実、発展させるということが最も大事ではないかなということを感じております。

○議長（尾上和孝君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

意外と簡単に済まされますね。本当は時間があれば、今から攻めていくんですけど。ただ現在、一つだけ質問させてください。現在、教育で選ばれる波佐見町になっていますか。

○議長（尾上和孝君） 森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

私自身が一番今課題として捉えていることが、成果の部分の数値化、見える化というところだと思っております。学力にしても、不登校にしても、大きな課題がある中で。ではその改善の様子さらには例えば図書館の等々の意見も頂くんですけど、その改善等々が見える化できているか。数値化としてあらわれているか。ということに對しましては、強い責任と課題として捉えておりますので、そこを何とか果たしていきたい。変えていきたい、伸ばしていきたい、という思いを強く持っております。

○議長（尾上和孝君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

もう一つ。もうこれ最後、教育長最後しか言いませんが、私は教育が一番投資の源だと思うのです。これを真剣に、私は3月からこれ4回目ですよ。何ら進展しないけど、そこら辺の部分はどうなっているのですか。

○議長（尾上和孝君） 森田教育長。

○教育長（森田法幸君）

人への投資、教育への投資というのがまちづくりの根幹であるということは、北村議員からも何度となく、お話もありましたし、私たち自身もそういうふうに思っております。

ですから、まずその人への投資というところもありますが、例えば学校教育でいえば、子供

たちの教育に携わるスタッフ、職員の増員とか。御存じのように例えば保護者につきましては欠員がないように県をお願いをし、波佐見町の場合はそういう状態は1人もつくっておりませんし、例えば支援員で言えば学力向上特別支援、教育支援員19名というフルタイムの部分もこれは恐らく県内でもトップクラスだということを思っております。

様々な人的体制を整えることによって、子供たちにきめ細やかな教育ができるだろうという点での一支援ということは行ってるんじゃないかなという、一例で言えばそういうことになるかなと思っております。

○議長（尾上和孝君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

さて副町長お待たせしました。1番と2番タブレット、NFT、この件に関して私見で構いませんから。正解ということないんですから。自分はこう思ってることを述べてください。

○議長（尾上和孝君） 村山副町長。

○副町長（村山弘司君）

まず議員からの御提案のタブレットでございます。企画情報課長からも御説明があったとおり全国でそういった形で先進的な自治体は無償配布であったりだとか、住民の方々に活用していただいている事例はあるんだというふうに思います。

ただ、全体的にどこまで実施できるかっていうのは自治体の様々な状況によって対応すべきものだというふうに考えておりますし、タブレットは答弁にありましたとおり更新を伴いますし、若い世代の活用という意味で将来に使い続けるにしてもそういった長い期間使えるとすると、時間とともに経費がかさんでいくということでございますので、その時代、時代に応じてどういったツールが一番有効なのかというのを考えながら活用すべきものだというふうに思っております。

恐らく他の自治体では、いろんな補助制度や特定の課題に対応するための一つのツールとして、その打開策の一つの手段として実施しているものだというふうに思いますので、波佐見町において、どういうふうなツールが必要なのか。あるいはスマホの普及も含めて、どういった対応ができるのかという部分については、しっかり将来見据えて検討すべき課題だろうというふうに思います。

それからデジタル住民票でございますけど、これはどちらかという関係人口をどう増やしていくかっていうふうな、ための一つのツールだというふうに思っています。波佐見町は非常に元気な町だというふうに私自体も理解しておりますし、そういったところが他の市町からも、県からも、評価されている一つの要因だというふうに思っております。

そういった意味で波佐見町の魅力を数多くしっかり情報発信することで、こういった手法も含めて有効なのかというのを考えながら波佐見町の魅力をしっかり伝えられる手法というのがデジタル住民票なのか。あるいは答弁のほうにありましたとおり、ほかの手法として特別住民

とかそういった関係人口を増やすツールが有効なのかというものをしっかり検討しながら進めてまいりたいというように思っています。

以上でございます。

○議長（尾上和孝君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

さあ、おまたせしました町長。シビックプライドを成就するために今タブレットとか住民票、NFTをあげてますけど、町長としてどう今後持っていくか——投資をですよ。教育も大事、何もかんも大事でしょうけど。でも全部はできません。絞っていかざるを得ない。

だから、どれがシビックプライドになるか、どれを採用したほうが波佐見町になるか20年後、30年後。これをよく考えてちょっと答弁をお願いしたいと思います。

○議長（尾上和孝君）

もう1回質問してください。

○11番（北村清美君）

シビックプライドっていうことを書いておりますけども、これに基づいて今のタブレット、デジタル住民票、NFTの件に関して、どこに投資をするか。それともう一つ教育に投資をどうするのか。4点ですね。

○議長（尾上和孝君） 前川町長。

○町長（前川芳徳君）

まず北村議員が、あらゆるところから最新の情報を集めになって、質問をされて、我々もなかなかこう聞きなれない言葉をお聞きしまして非常に感銘をしてるところでございます。

まずもってNFTといいますかね。これについて先ほどどういったメリットかを申しましたけれども、まず全体的にあまり先進過ぎて法律の整備が追いついていないという部分があるかというふうに思っております。

あるいはそれを活用することによって、著作権の問題等も言われているようでございますし、あるいは仮想通貨による資産の変動が大きいというようなことも言われているようでございます。これは私もちょっと調べただけでございますけども。

そういった中において、どういうふうな捉え方をして町が運営できるのかということも考えなくてはならないというふうに思っております。

先進的な町におきましては、先ほど言った山形のある町であったりとか、羽曳野市であったりということで取扱いをされているようでございます。恐らくメリットを最大限に享受するための施策をいろいろ講じておられると思いますが、そういったことで波佐見町がそれに準ずるようなことができるのであれば、考えるべき施策の一つかなというふうに思っております。

先ほど課長が申しましたように、答弁の中にも申しましたように、特別住民票であるとかあるいはファンクラブの創設等も若干アナログ感はございますけれども、そういったものでもで

すね関係人口の拡充を図れるものと思いますので、そういったものとも比較・検討しながらです、検討してまいりたいというふうに思います。

それから全世帯へのタブレット配布につきましては、先ほど言いました都農町では全国でのふるさと納税が恐らく1位か、2位という百何十億円も集めたような自治体でございまして、そういったものを存分に活用された施策なのかなというふうに思います。

それから山形の西川町は総務省出身、内閣府出身の町長でございまして、そういったつながりをフルに活用しながら旧デジタル田園交付金——都市交付金ですか。そういったあらゆる補助事業を活用されてですね、世帯数も少のうございまして、そういったものを活用しながら、導入されたという経緯をちょっと調べております。

そういったものを、果たして本町で取り扱えるかというとは少し疑問点もございまして、全世帯というより、例えば高齢者の見守りであるとか、あるいは教育支援——生徒についてはタブレットを配付していますが。教育、福祉支援であるとか、限定的なものについての対応とか。全町民に限らず、そういった限定的な活用というのは検討に値するのかなというふうな思いでございます。

それから教育——人に対する投資ですね。これは当然でございまして。

先ほど教育長が申しましたとおり本町では、教育に関する予算につきましては、恐らく郡内の他市町より多くの予算を投じているというふうに思っております。そういった関係で、教育委員会のうわさによれば波佐見町の学校に勤めたいとおっしゃる先生方が非常に多いと。そういった教育環境に恵まれているというふうなお話もお伺いしておりますので、今後ともそういった教育環境の充実については努めてまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（尾上和孝君） 北村議員。

○町長（前川芳徳君）

なかなか町長の答弁よくなったですね。今回は一番よかったじゃないかな。感心しております。

もう質問しませんけども、皆さん覚えとってくださいよ。役場と議会が変わらないと町はかわらないのですよ。これはよく覚えておいてくださいよ。役場と議会が変わったら町は変わりますよ。そういう姿勢で今から当たっていただきたいと思います。終わります。

○議長（尾上和孝君）

以上で、11番 北村清美議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。14時40分から再開します。

午後2時26分 休憩

午後2時40分 再開

○議長（尾上和孝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

次は、7番 三石孝議員。

○7番（三石孝君）

皆さんこんにちは。私は10月の選挙で再びこの町議会へ送り出させていただきました。町民の皆様方に感謝しつつ、町民ファーストの政治を第一に努力してまいりたいと思っております。

それでは通告に従いまして質問を行います。

1. 物価高対策について

食料品の値上げは、天井知らずの状態が続いており、低所得者が多い本町の一般家庭には大きな負担になっている。

このような状況をどうお考えになっていますか。また、その対策はどうされますか。

2. 本町の公共交通について

（1）乗り合いタクシーの運行状況はどうか。

（2）夜間のタクシー不足対策はどうか。

3. 道路の環境美化について。

（1）町道の除草作業はどうなっているか。

（2）県道の除草作業はどうか。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長（尾上和孝君） 前川町長。

○町長（前川芳徳君）

7番 三石孝議員の御質問についてお答えをいたします。1. 物価高騰対策についてということで、食料品の値上げは天井知らずの状態が続いているということで、このような状況をどう考えるか。またその対策をどうするかというふうなお尋ねでございますが、日本経済は現在、長期にわたる物価上昇に直面しております。

ロシアのウクライナ侵攻に起因する世界的な穀物の価格高騰や、最低賃金の上昇、燃料費の高止まりなど様々な要因により、事業者や消費者の家計の圧迫につながり、地域経済にも大きな影響を与えています。本町でも米、野菜をはじめ、燃料費や原材料の価格高騰が続いており、町民の家計を圧迫している状況にあると考えています。

澤田議員の質問でも答弁いたしましたが、このような状況を受け、国の経済委託対策予算が成立したとの報告も受けておりますので、その財源をもとに物価高騰対策を検討していきたいと考えております。

2. 本町の公共交通について

（1）乗り合いタクシーの運行状況はどうか。

（2）夜間のタクシー不足対策はどうかとお尋ねですが。まず本町の公共交通については、これまでバス、タクシー予約制乗り合い交通の3層がそれぞれを補完し運行をしております。

予約制乗り合い交通の運行は、これまで西肥自動車のバス路線の廃止に伴い、平成24年に運行を開始して現在に至っております。この予約制乗り合い交通は12の路線を配置し、路線ごとに週3週3日、1日当たり8便運行しています。

また東地区6路線、南地区6路線に区域を分け、1年置きに相互タクシーとマユミタクシーが入れ替わり運行を担っています。

予約制乗り合い交通を利用する際は事前の予約が必要であり、1便目が前日の午後8時まで、2便目以降は出発の1時間前までの予約が必要となっております。

乗り合い交通の運行状況ですが利用者数は直近で比較しますと、令和2年が1,295人、令和3年が2,212人、令和4年が2,219人、令和5年が2,958人となっており年々利用者が増加しています。

令和2年から令和3年に一気に増加している要因は、エレナ波佐見店や農村環境改善センターに停留所を設置したことによるものです。

一方で予約が難しいバス路線上に停留所の設置が難しいなどの課題もあり、これらの課題解決策の検討とあわせ、持続可能な本町の公共交通体系の構築のために、地域公共交通計画を現在策定しています。

今後とも関係各所との協議や合意形成を図りながら、乗り合い交通の利便性向上や、様々な輸送方法の検討を行い、本町の公共交通の在り方を体系的に整備してまいります。

(2) 夜間の交通機関につきましては、現在町内のタクシー事業者1社と、タクシー代行業者2社で運行頂いております。このことに関する町民の御意見としては、タクシーがないので外食しなくなったなど、飲食店の客足にも大きく影響が出ているものと考えています。タクシー事業者への現状をお聞きすると、運転手不足や運転手の拘束時間など野外の夜間の体制に対する課題も多く、夜間のタクシーの増便は困難な状況であると伺っています。

この状況に対して、現在公共ライドシェアなどの導入能性可能性などを含め課題解決策を探っていますが、いずれにしてもタクシー事業者の理解と協力が不可欠であり、事業への理解と体制の構築など、合意形成には時間を要することから、現時点では具体的な対策を講ずることができておりません。

3. 道路の環境美化について

(1) 町道の除草作業、(2) 県道の除草作業はどうかとのお尋ねですが、道路の環境整備については、各地域の定期的な清掃活動の実施など、町民皆様の御協力を頂きながら、適正な環境の維持に向け鋭意努力しているところです。しかしながら人口減少や高齢化の影響から対応が困難な場所の除草作業依頼が年々増加しており、これからの課題であると認識しております。

そこで町道の除草作業の状況でございますが、町として対応している範囲において申しますと、街路事が伴う主要路線については業者へ樹木管理として委託し、年2回実施しております。

す。それ以外で困難な場所の依頼があったものについては、環境美化作業員の作業により対応しているところです。

また県道の除草作業の状況を確認したところ、業者への委託により実施しており、基本的な作業は年1回の実施とし、交通量が多い目立つ場所においては年2回実施しているということです。

一方で除草作業に対する皆様の関心は大きく、今年度開催した町政報告会や、毎月開催します自治会長定例会において、草刈りに対するたくさんの御意見を頂いております。このことから庁舎内の関係課において、草刈りの対策協議を実施しており、その方法や仕組みについて研究をしているところです。

また県においては、県道の除草作業について、自治会との委託契約の仕組みを展開されており、地域の現状に沿った様々な管理の在り方について研究されているところです。なお県道の除草について町としても要望を行っており、引き続き協議を重ねてまいります。

以上で、壇上からの答弁を終わります。

○議長（尾上和孝君） 三石議員。

○7番（三石孝君）

最初に町長におかれましては去る11月6日、12月議会の提案理由の折、臨時国会で審議中の物価高騰対策に充てる重点支援地方交付金の活用策として、プレミアム商品券の発行をいち早く表明されました。このことは町民の生活支援に大いに資するものであり、評価に値するものと考えております。改めて素早い対応に感謝を申し上げます。

まずはお礼を申し上げ、通告しておりました質問の2番と3番を先に再質問させていただきますことをお許し頂きたいと思います。

それでは、2. 本町の公共交通についてということで、乗り合いタクシーの再質問からさせていただきます。先ほど町長の答弁におきましては年々、乗り合いタクシーの利用者が増えていくということでした。

ところが、私は産業建設委員会のほうに所属しておりますが、11月18日に南地区の協和郷のほうの役員会で、約30人～40人近い役員、それぞれの方々がお集まりされてる場所に、副議長をはじめ南地区の議員また産業建設のメンバー含めて、有志が参加いたしまして乗り合いタクシーの利用の状況。すなわち東地区と比べて、南地区がどうしても利用状況が伸びないということで、聞き取り調査をやっております。

そこではですね、バス停の数に関しても南地区と東地区のバランスがとれていないという御意見や、乗り降りをする場所が自由にできないとか。そういった御意見等ございますが、その点について担当課のほうはどういう対策を練っていらっしゃいますでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 太田商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

乗り合い交通の東地区と南地区につきましては、この運行実際の利用状況に差があるというふうなことは以前から認識をしておりまして、利用の状況について、やはり課題としては先ほど議員が言われたように停留所とかを含めて、いろんな課題があろうかというふうに考えております。

停留所の設置につきましては、これまで地元自治会の皆様のほうにも御意見を頂きながら、必要であるところについては停留所を増設し、そういったところの対策を打っておりますが、なかなかそれでも南地区につきましては、利用の数が伸びてこないというふうなところがありますので。今後につきましてもちょっと抜本的な改革等も必要かなというふうには考えております。

○議長（尾上和孝君） 三石議員。

○7番（三石孝君）

おっしゃるとおりですね。なかなか南地区と東地区の住宅事情——路線等も含めてですね、御苦労されてると思います。

実際問題ですね、やはり先ほどから西肥バスの廃止路線の問題があつたりしまして、実際佐世保嬉野線または川棚内海線等の問題もありましたから、バス停の乗り降りをする停留所の設置については御苦労なさってると思います。

この間ですね川棚町に行きまして、川棚町が実証実験というふうなことで、11月11日からですね。これは「川棚あいのりタクシー」というのを始められています。ここが特徴的なところは、やはりドア to ドアなんです。このドア to ドアと今波佐見町がやっている、バス停からバスまでの輸送はかなり利用者としては大きな差があつてですね、ここは注目に値するなというように思っております。

まだ実証実験が始まったばかりで、実績的にはどうだっていうことを言えないのですが、ここが波佐見と違うのはバス路線自体がそんなにないんですね、川棚町。早く言えば佐世保市に走っている路線内ぐらいですね。山間地のほうにはないのです。

だからそういうふうなことで停留所がないのですけど、乗り合いタクシーが停まりやすいという状況でもあると思いますが、ここのこのドア to ドアに関して少しでも前進できるような検討はされているのですかね。

○議長（尾上和孝君） 太田商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

やはり地域の公共交通で利便性を高めるというふうなことを考えた場合に、ドア to ドアというふうなところは、利用者が非常に利用しやすい交通体系の一つだというふうに考えております。

一方でドア to ドアにしますと、タクシー事業者に対しての負担が増えるとかですね。そう

いったところでの懸念もあるというふうなことで、全国でドア to ドアを実施されているところにつきましては予約システム、それから運行管理、その経路を最短距離できるような管理体制とかを構築した上で導入したりするような自治体もございます。

ですので利便性向上を図る一方、もう一つは運営する事業者の利便性も高めていくというふうなところが一つの課題になりますので、そういったところも含めて検討はしていくべきかなというように思っております。

○議長（尾上和孝君） 三石議員。

○7番（三石孝君）

なかなか難しいと思うのですね。やはりバス路線が入ってますから。私もタクシー業者に聞き取りをやったりしている中で——これは提案なんですけど。今タクシーは初乗りが640円。追加で271メートル行った段階で、90円上がるという料金形態だそうですよ。

そうしますと波佐見町の場合はバス停からバス停までは200円で、なおかつエレナとか一部病院に今回停留所設けて、乗り降りしやすい、利用しやすいようにされているんですけど。川棚の場合はほとんどが病院。ほとんどの病院とほとんどのスーパーを決めているのですね。だからそういうものからするとなかなか難しいのですけども、要は南地区のバスの停留所の数も、かなり少ないということと同時に、バスの停留所までお家から遠いんです。分かりますね。

そしてまた目的地のところの近くのバス停で降りて目的地まで行くと。こういうふうなことでドア to ドアでない部分だけ利用者からすれば不便なのです。そこで御提案なんですけど、バス停から——停留所から停留所が200円なんですけど。おうちからの乗る際の停留所までを、早く言えば乗り合いタクシーじゃなくてタクシー料金。これを初乗りの640円じゃなくて、減額したざっと言えば200円で降りて、目的地の間のバス停から目的地までを200円。

すなわちバス停まで行く時にはタクシーで。タクシーからバス停からバス停までは乗り合いタクシー。そのあとがまたタクシーなんですけど。ここに料金を発生させるということを提案しながらですね、タクシー会社といろいろ話をしてるのですけども、そういうことも可能ではないのかなっていうのが、私が得た見解なのです。だからその辺をクリアできれば、実質的にはドア to ドアなんです。その間がタクシーになるだけですね。

そういうのを提案しながら、役場が中心となってタクシー業者とお話をされることによって、より一層利用が可能になるのではないかと。また、利便性も高いというふうなことの提案を少しさせていただいて、この乗り合い交通については何とか検討していただきたいと思うのですがどうですか。簡単をお願いします。

○議長（尾上和孝君） 太田商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

ありがとうございます。利便性向上につきましてはですね、以前から課題としていろんな町民の皆様からの声を頂いておりますので、そういったところで改善ができるようであれば、い

ろんな条件を考慮しながら検討していきたいというふうに思います。

○議長（尾上和孝君） 三石議員。

○7番（三石孝君）

続きまして夜間のタクシーの不足。また町長答弁ではタクシー会社1社、代行が2社という御答弁ですけども。これはもう飲食店にとっては死活問題なんですね。早く言えばコロナの場合はそう移動は外食含めて少なかったんですけど、ここ現在になると、やはり人と人ですから何とか交流したいと、夜間の外出を含めてですね。

しかしアルコールが入ってしまうと、どうしても帰りの便がないということで、夜の——夜って言ったらおかしいですけども飲食店を含めた仕事をされてる方について悲鳴が上がってます。この点に対して何らかの方法が必要だと思うわけですね。

私自身が考えるには、実際のところタクシーも相当努力はされてます。しかし、やはりその夜間の運行をドライバー不足も含めて御苦労なさっていますので、そこは飲食店が何かやはり、タクシーじゃないのですけども運行する組合等をつくったりしながら、その組合の運営にあたって町が少し支えてやるような。提案も含めて飲食店の組合とこの問題を少しお話されたらどうかというように思うのですね。

すなわち、あるお店では、お店で雇ってらっしゃる方が、帰りを送られたりする店もありました。今もあるかもしれません。しかし、それではなかなかその雇用とかっていう部分で大変ですね、一社がね。だから、そういう組合と一緒に話をされて、皆さん方が出資されたドライバーの組合にやはり支援をしながら、夜でも安心して食事ができる。飲んだりもできる。っていう環境をつくらないと。

早く言えば、どうぞ波佐見町にいらっしゃって皆さんがおっしゃっているのですけど、ゆっくりできるところはホテルがありますよ。飲食店があります。帰る方法がない。これは困るわけです。ひとつその辺をちょっと検討してもらっていただけないかなと思いますが、どうでしょうか。これも簡単をお願いします。

○議長（尾上和孝君） 太田商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

夜間のタクシー不足問題につきましてはですね、やはり本町だけじゃなくて当然全国的にも問題になっているようなところございまして、いろんな自治体の事例等も踏まえますと、そういう団体等に対して自治体が支援をして、それが国の条件に合えば、それが国の支援も入っているところもあると伺っております。

何らかの対策は当然必要かと思しますので、まずは、事業者の皆さんとどういうふうな考えのもとに、どういうふうな対策が必要かどうかというところをしっかりと聞き取りをさせていただいた上で、検討等を進めていければというふうに考えております。

○議長（尾上和孝君） 三石議員。

○7 番（三石孝君）

お願いします。というのも、町長の答弁の中にはもう打つ手がちょっと今のところないような答弁でございましたので、何か動きを出して、そういう面では飲食店の方も御協力されと思います。何とかそこら辺にひとつ動き出していただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

引き続き道路の環境美化についてということで、3 番目に挙げておりますがそちあのほうに移っていきたいと思います。これは最初町道の除草作業はどうかということで上げておりますが、これは西部線ですね。西部線のちょうど右奥のほうに山角橋があるところです。同じその手前のカーブですね。これは町道と歩道の間にこうやって。ここはもう雑草が生えている状態なのです。

このように町道の場合は、かなりの——私も回りましたが、除草作業がされているところがありますし、県道と違いまして隅々まで町道が走っていますから、早く言えば農地の近くも走っている状況がございます。

そういう点で町道に関しては、こういうような除草化されて、この除草自体はどのような方法で、除草、伐採をされているのでしょうか。再度御質問します。

○議長（尾上和孝君） 本山建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

町道の伐採作業の状況でございますけれども、先ほど町長の答弁にもございましたとおり、まず樹木等が既に設置されております、そういったところにつきましては、植樹帯のところにつきましては業者に委託をしながら実施をしているところでありまして、基本的には、それ以外のところの緊急的なものはですね、環境美化作業員さんに願いをしているというところでございますが、全体的にはやはりこう町民皆さんの御協力のもと、適切な管理に努めたいと思っておりますので、そのあたりについては今後とも研究をしていく形にあります。以上です。

○議長（尾上和孝君） 三石議員。

○7 番（三石孝君）

除草がまだの町道は町内に路線数はどれぐらいあるんですか。

○議長（尾上和孝君） 本山建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

本数はちょっと今、はっきり覚えておりませんが、300本程度だと思います。

○議長（尾上和孝君） 三石議員。

○7 番（三石孝君）

300本ぐらいの町道となるとかなりの距離があると思うのです。樹木があるところは業者に頼むってことですが、ないところは環境美化作業員。

環境美化作業員というのは、実際何名ぐらいいらっしゃるのですか。

○議長（尾上和孝君） 井関住民福祉課長。

○住民福祉課長（井関昌男君）

現在6名で作業を行っております。以上でございます。

○議長（尾上和孝君） 三石議員。

○7番（三石孝君）

6名で作業をされて300路線の、距離数としてはかなり長いわけですね。その中で草ですから。そんな1年に1回ぐらい草刈りとかしていても、いくらでもおえてくるわけですね。それでやはり整備するにはやっぱり6人で大丈夫なのかと。

環境美化作業員さんは道路の除草作業ばかりやってるわけじゃないわけですから、その辺を考えるとどうかなというように思います。

これは県道107号線。岩崎から有田に走っている県の歩道と車道の間。またこれはですね、同じくキャノン道路ですね。一番県道ですね。村木郷からキャノンのほうに走ってみて、いまこういう状況なんです。

こういう状況で1年に1回とか、県道にあたっては県の予算でやるのでということで、年に1回ということですが。私が見て回ったら町道はある程度の除草、伐採、除草をされているのですが、県道はいたるところがこの状態。

波佐見町に町長も「きなっせ125万人」とか何とかおっしゃってますけど、ほとんど来町される方は県道しか通ってこない。その県道がこういう状態なんです。いらっしゃいって言って、波佐見町にいらっしゃいってこういう状態。

だからこういう状態を放置したら、いらっしゃる人は波佐見町の道路ってしか見ないです。県が管理しておりますよ、町が管理してますよ、地域が管理してますよってしか見ないわけ。これでいらっしゃいってという状況、どう思いますか町長。

○議長（尾上和孝君） 前川町長。

○町長（前川芳徳君）

議員おっしゃるとおりなんです。町の道路は町へお越しになる方の一番目につく場所だというふうに私も認識しております。

以前平成18年から19年までは、実は県のほうから町に対して県道維持の委託金が、約1,000何百万円か2,000万円近く来ておりました。それがやはり県も財政がきつくなったということで、直営でやりますからもうやりませんと。実は一番身近な市町村が県道は目につくわけですから、やったほうが一番、議員おっしゃるとおり管理がしやすいわけですよ。

ですから、そういったことを今の県北振興局——こっちの所管県北振興局になりますが。そういった県の方との交流会の中において、町で県道のそういった整備をしたいので、委託料として以前のように頂くようなシステムをつくってくれないかと。いうふうな要望もしております。

まだ返事は頂いておりませんが、そういったものが県道の適切な維持管理につながっていくというように考えておりますので、貴重な御意見頂いておりますのでそういったことを、積極的にまた訴えていきたいというふうに思っております。

○議長（尾上和孝君） 三石議員。

○7番（三石孝君）

今、町長の御答弁通りですよ。だから要は基本的に地元等の町民が一番よく分かるわけですね。実際桜つつみにも住民福祉課が愛護団体として、地域の団体の方にこの範囲だけを伐採してくださいということで御契約をされてるというふうに思うわけです。

そういうのを使いながら町の整備方にあたっては、町のほうがやるから委託費またはそういう団体の契約を結んで、やっていただければというふうに思いますし。

つい8か月ほど前まで県北振興局の局長をやっていた副町長がここにいらっしゃいますから、そういう面では何とかこの問題を解決することはですね。波佐見町全体の環境美化条例というのもございますし、そういう面に期するもんだと思うのですが、いかがですか。

○議長（尾上和孝君） 村山副町長。

○副町長（村山弘司君）

県道の維持管理の問題や、昨日県河川のしゅんせつの話も出ました。これまで自治会の皆様方、もちろん町議会の皆さん方からも御意見を多く頂いておりますし、各種団体の皆さん方とお話をする中で、県道、県河川の維持に対しての課題については、数々の御意見を頂いております。

元県北振興局の局長として、その御意見の重要性というのを深く認識をしております。そういった中で今議員御提案の県の道路を町で受託する件については、町の体制が整えば、とても有効なことだというふうに思っておりますので、私からもしっかり県北振興局あるいは県に向けて要望をしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（尾上和孝君） 三石議員。

○7番（三石孝君）

この件については副町長にお任せをします。何とか波佐見町きれいな町にして、いやいややはり副町長いらっしゃったんで違うかと、町民がびっくりするようなきれいなまちをつくっていただきたい。ひとつよろしく——バトンタッチをいたしますのでよろしくお願いします。それではですねこういう形で波佐見町がどんどんよくなるのが一番よろしいので、議会のほうも協力しながらやっていきたいというふうに思っております。

それでは皆さん方の御協力によりまして、物価高対策のほうに移らせていただきます。

今般ですね冒頭申し上げましたとおり、国会の状況を見ながら町長のほうがいち早く、プレミアム商品券を出して、波佐見町民の物価高対策に資したいというふうなことでおっしゃいま

した。

そこに、やはり今日ちょっとお昼に国会を見させていただいたのですが、なかなか。ここに町長がおっしゃった内容の長崎新聞の記事がございますけども、ここの中には、発行規模とか予算成立後交付額が分かり次第、実行したいというふうに書かれております。

ところが国会を見ていると、ちょっと分からない状況もあるのは事実でございます。与党が過半数割れしている関係で、また審議している内容が能登半島の震災の復旧復興はともかく、政治改革法案とか、いろんな103万円の問題とか、ごちゃごちゃありまして。本当にこの補正予算が通るのかどうかというのは不安な状況、ちょっと今日ニュースを見てきました。

やはりこうなりますと、これは条件付という判断で町長のプレミアム商品券つきを発行しますよというのは、これやはり条件付という理解をせざるを得ないようになっているのですがどうなのか。

○議長（尾上和孝君） 前川町長。

○町長（前川芳徳君）

おっしゃるとおり基本的には、そういった多くの財源を必要としますので、国の補正予算を財源とした事業を執行したいと考えております。

○議長（尾上和孝君） 三石議員。

○7番（三石孝君）

今の御答弁の中の言葉からすると、国会で物価高騰対策に充てる充填支援地方交付金が議論なされなかったら、このプレミアム商品券はなかったという判断をしてよろしいんですね。

○議長（尾上和孝君） 前川町長。

○町長（前川芳徳君）

まだ補正予算がどうなるかはっきり分かっておりませんので、断定的なもうことは申し上げられません。私たちは補正予算に非常に期待を大きくするところでございますので、単独での事業執行というのは今のところは考えておりません。

状況に応じてはいろんな商店街振興策等もございましょうが、現状では国の財源を充てているというところでございます。

○議長（尾上和孝君） 三石議員。

○7番（三石孝君）

そうなんです。そこが一番大きいんです。

だから国会がどうなるか分かんないという状況の中で、いち早くプレミアム商品券種を出しますよっていうのは早く言えば新聞のほうは、もうそっちはもう町民の間でもひとり歩きしているのですよね。細かいところはそうなのでしょうけど。

町長は昨今の物価高の影響は大きい、町民生活支援に向け関係機関と協議を進めたい、昨今の物価高の影響は大きい。これは本当にそう思ってますか。

本当にそう思っちゃったら、どっからか財源ひっぱり出して、やるべきじゃないですか。どうですか。

○議長（尾上和孝君） 前川町長。

○町長（前川芳徳君）

物価高については本当にそう思っています。思ってます。

だから、そこで国も真剣に補正予算を立てて、やろうというところでございますので、あくまでもそれを財源にしてやろうという考えでございまして、答弁は同じ繰り返しになります。

○議長（尾上和孝君） 三石議員。

○7番（三石孝君）

私の通告の中にも書いておりましたけどね。低所得者が多い本町の一般家庭にはという、まあ課税台帳がある方が約1万1,461人。——「一件」というのかな。件数からすると。

それで合計所得の金額が200万円以下の人が7,950人いらっしゃるのです。町内に。69.3%です。そのうち年金所得200万円以下の人が4,938人、43%です。こういう状況の中で年金が増額されるとか何とかという話は全くないわけですね。この間からされてるのは、もっと先の話でございますので。

そういう中で物価だけどんどん、どんどん上がってるわけですよ。ましてや答弁の中にもございましたように最初の物価高の始まりはロシアのウクライナ侵攻によってですね、穀物費が上がって、燃料が上がって、それに伴って輸入をしておりますから。食品上がりますよね、燃料だって。

全部原因はそこから始まって、食料品がどんどんどんどん上がっていく。この際と思って企業はどんどんどんどん上げています。その一方で政府は何をやったか。企業に賃上げしなさい。岸田政権の頃からやっています、企業はですね。政府は何て言ったかといったら結局賃金を新たにつくる生産物に、その代金を上乗せして価格転嫁しなさいと。物価が上がる一方です。

それは首都圏の大企業は春冬含めて大きな利率。ベースアップを勝ち取っていますよ。皆さん方も一緒にしょ。人事院勧告で上がっているじゃないですか。間違いなく。

でも一般の民間の町民の方っていうのは、今申し上げたとおりでございます。低所得者が多いんです。この町は特に。そしたら物価ばかり上がって、悲鳴を上げるのは民間の人たちです。

だから町長が本気で思っていますって物価高の影響を受けてって、そりゃそうでしょうけども。もっと思っていらっしゃるのですよ。食費がどんどん上がっていくということは、全部いろんなかたちの料理でも上がっていくわけですよ、全てが上がっていくわけです。でも収入はそう上がっていないわけです。だからこそ必要じゃないですか、ということです。

そのつもりでしたと。町長は、いやいや国が決めなくても、そもそも（するつもり）でおり

ましたって言ったら私の質問は終わったと思います。その辺についてもう一度質問します。どうですか。

○議長（尾上和孝君） 前川町長。

○町長（前川芳徳君）

確かにおっしゃるとおり物価高に対する皆さんの生活非常に厳しくなっております。それはもう私どもも一緒です。皆さんも一緒です。だから何か商品券を配布することによって何らかの一助にすればという御意見もよく分かります。ただこの費用は単独でやるとなれば、恐らく多額の費用を要するでしょう。

本来、他の重要な公共サービスに費やすべき財源を、あるいはインフラ整備に充てるべき財源を（商品券に）充てなければならぬということを考えれば、国が予定をしている財源を当てとして、事業を実施するということは妥当ではないかなというふうな考えでおります。以上です。

○議長（尾上和孝君） 三石議員。

○7番（三石孝君）

その考えを否定してるんじゃないですよ。それはそれとしていいんです。でも条件付ですからね。今後どういう事態が起きるか分からん。

今、政治の世界では何を言ってるかと。最低賃金が長崎県はいくらか御存じですか。

○議長（尾上和孝君） 太田商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君） 953円でございます。

○議長（尾上和孝君） 三石議員。

○7番（三石孝君）

長崎県の場合は10月に上がりまして、金額的にはそうなってますが。もう既に東京は1,100円台、1時間。政治の世界が何言っているかって1,500円にしましょうって。

あわせて、また値上げ、賃上げがあるわけですね。そうしますと雇うにも雇えないようになって、ますます苦しくなって。

こういう状況の中で、やはりその自主財源がないってことでございましたけども、実際コロナ禍で出されたプレミアム商品券に関する経費ですか。どういふようになっていますか。

○議長（尾上和孝君） 太田商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

おおよそ1億2,000万円の事業費であったと思います。

○議長（尾上和孝君） 三石議員。

○7番（三石孝君）

そのとおりでございます。

ということは、1億2,000万円がないと。早く言えばそれ以外に使うほうが最優先だということ

とを今町長おっしゃったわけですよ。であるならば、その1億2,000万円って本当にないんですかという話ですよ。

今年の9月の一般質問で福田議員がいろんな形で御質問されています。その基金の話ですけど。ふるさと納税の応援基金ですね、こちらのほうの話をされてます。基金の額に対して、活用額の表を出されているいろいろお話しされていますけども、38億3,950万円。この金額が活用されていると、今までの寄附に対して。

そのふるさとづくり応援基金に関しましては、令和6年の見込みですけど22億円残るとですよ、基金。このうちの先ほど言われた1億2,000万円使えないのですか。不思議でたまりません。

そのほかの基金も、基金の組替えがあって、いろんな形で公共施設整備基金、まちづくり基金、合体ができないものがそのまま残っていますけど、財政調整基金もある。こういうのを導入して、今大変な町民に手助けをしたいという気持ちは無いのですか、町長。

○議長（尾上和孝君） 前川町長。

○町長（前川芳徳君）

財政の基本運営は、「入るを量りて出づるを制す」なんですよ。入ってくるものがないとできないんですよ。ふるさと納税の話をされました。今、ふるさと納税の基金残高が約21億円。毎年ふるさと納税の繰入れはほとんど8億～9億円入れているんですよ、事業費の中に。全然使わずにため込んでいるという状況ではないですよ。

しかも国が、現在補正予算の成立はまだ定かではございませんが、目の前にある程度の財源が分かっている状況の中で自由に使える単独費を使った場合、せっかくの事業が先に使ってしまうとできなくなってしまうんですよ。そのお金が充当できなくなるんですよ。そういったことを考えながら、総合的に考えながら私たちは政策を運営しているんですよ。

誰が町民の不幸を願っていますか。町長たるものはですね、町民の幸せこそ願い頑張っているんですよ。商品券を配ったからそれをたくさん喜ばれるでしょう。でもほかに投資すべきこともたくさんあるでしょう。そこを私たちは深く考えながら、行政の執行を行っているところですよ。そこを議員の皆さんとお話をしながら、住みよい波佐見町、住みたくなる波佐見町を目指して頑張っているのではないですか。

単純に基金があるから、財源があるからやれるじゃないかと、そういう話じゃないんですよ。毎年各課から数年後にどういった事業を行うのか、その事業の洗い出しを行いながら、その財源としてどういったものを使っていくか。

あるいは国からの交付金、県からの補助金、どういったものがあるか。そういったものを見ながら長期の財政計画も立てているのです。その中でどうしてもこれだという場合については緊急的に財財政調整基金等を使いながら財政を組立てております。

先ほど申しましたとおり、今回については恐らく国の補正予算は成立するであろうと見込ん

でありますので、そういったものが可決されれば速やかに実施できるように制度設計を今から行いながら、対処してまいりたいというように思っております。

○議長（尾上和孝君） 三石議員。

○7番（三石孝君）

私が申し上げたのは補正が通るであろうという今、未定の段階ですから、それを使わずしてやれってことは一言も言っていないじゃないですか。こういう状態で町民が今の生活の中で、物価高に苦しんでいる状況がお分かりになっているということでございますから、そういう面については出動する心構えがありますよという部分の回答をもらいたかっただけです。

それを私は全くふるさと納税を別のところに活用して、今まで納税されたお金を有効に活用されていませんとは一言も言っていないじゃないですか。今あるんでしょうと。最初町長はお金がないというお話をされたので、いやいやあるじゃないですかという話にやったわけです。

それを捉えて、補正が今通るかもしれないのに、それを基金から出してやれって話を僕やったわけじゃないじゃないですか。何を勘違いされているのですか。

○町長（前川芳徳君） 言ったじゃないですか。

○7番（三石孝君）

いや、そういうことです。だからそういうつもりがありますか、って確認をしたわけじゃないですか。勘違いされたら困りますよ。

だから、そういう形で今回町長が国会の状況を判断して、いち早く商品券発行やりますよということをおっしゃったので、ただただ国会の状況が本当に今までの国会の状況とは違うから、どうなるか分からんというふうなことがありましたので、改めてこの問題を出したのです。どうですか。

○議長（尾上和孝君） 前川町長。

○町長（前川芳徳君）

全然私勘違いしてないと思いますけどね。ふるさと納税の基金を活用してされたらどうですかという話でしたよね。そういうこと一言も言ってませんよってさっきおっしゃいましたよね。何か違いますよね。

私はふるさと納税も含めて、将来的な財政計画は立てておりますので、せっかく国の財源がある程度見込めるのであればそれを活用してすべきことが、今私がすべきことだということを申し上げただけでございます。

○議長（尾上和孝君） 三石議員。

○7番（三石孝君）

分かりました。基本的にはですね、私はそういう現状の中において、国の今回の補正予算が通った段階でプレミアム商品券を出したいということを町長がおっしゃっているということは重々周知の上で、もしこういう状態で、仮にそういう予定している事態が起こらずに——今の

政治の世界は分かりませんから、どうなるか。そのことを考えてでも今の町民に対して、ちゃんとした対応ができる準備はしとってくださいと、いうことを最後に申し上げて終わりたいと思います。一言どうぞ。

○議長（尾上和孝君） 前川町長。

○町長（前川芳徳君）

町民の期待も大きいと思いますので、制度設計をしっかりとやりながらですね、素早い対応ができるように対処してまいりたいというふうに思います。

○議長（尾上和孝君）

以上で、7番 三石孝議員の質問を終わります。

以上で通告がありました一般質問は全部終了しました。これで一般質問を終了します。

以上で、本日の日程は終了しました。本日はこれで散会します。

御起立ください。お疲れさまでした。

午後3時36分 散 会

令和6年第4回（12月）波佐見町議会定例会 議事日程（第4号）

令和6年12月13日（金） 午後1時30分開議

議事日程

第 1 6 請願第1号 義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための2025年度政府予算に係る意見書採択の請願について

第 2 6 請願第2号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための2025年度政府予算に係る意見書採択の請願について

（以上2件 文教厚生委員会委員長報告）

第 3 議案第88号 波佐見町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

第 4 議案第89号 波佐見町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

第 5 報告第5号 波佐見町私債権管理条例に基づく債権放棄について

第 6 閉会中の継続調査申出について

（文教厚生委員会、産業建設委員会、議会運営委員会）

第8日目（12月13日）（金曜日）

13. 出席議員

1 番	前 田 博 司	2 番	脇 坂 正 孝
3 番	澤 田 昭 則	4 番	横 山 聖 代
5 番	岡 村 真由美	6 番	岡 村 達 馬
7 番	三 石 孝	8 番	城 後 光
9 番	福 田 勝 也	10 番	田 添 有 喜
11 番	北 村 清 美	12 番	尾 上 和 孝

14. 欠席議員

な し

15. 議会事務局職員出席者

議会事務局長 林 田 孝 行 書 記 一 瀬 若 菜

16. 説明のために出席した者

町 長	前 川 芳 徳	副 町 長	村 山 弘 司
総 務 課 長	福 田 博 治	企画情報課長	澤 田 健 一
商工観光課長	太 田 誠 也	庁舎建設推進室長	大 橋 秀 一
税務財政課長	古 賀 真 悟	住民福祉課長	井 関 昌 男
農 林 課 長 兼 農業委員会事務局長	伊 藤 幸 治	農林課長参事	太 田 克 宏
建 設 課 長	本 山 征一郎	水 道 課 長	中 村 和 彦
長寿支援課長	松 添 博	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	串 島 佳 織
教 育 長	森 田 法 幸	教 育 次 長 兼 給食センター所長	朝 長 哲 也
総務課課長補佐	坂 本 昌 俊		

午後 1 時 30 分 開 会

○議長（尾上和孝君）

皆さん御起立ください。よろしくお願いします。

ただいまから令和 6 年第 4 回波佐見町議会定例会第 8 日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付のとおりです。

日程第 1 ～ 2 6 請願第 1 ～ 2 号

○議長（尾上和孝君）

日程第 1． 6 請願第 1 号 義務教育費国庫負担制度負担率の引上げをはかるための 2 0 2 5 年度政府予算に係る意見書採択の請願についてと、日程第 2． 6 請願第 2 号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための 2 0 2 5 年度政府予算に係る意見書採択の請願についての請願 2 件を一括議題とします。

付託しておりました文教厚生委員会から審査報告書の提出がありましたので、委員長の報告を認めます。

文教厚生委員会 福田委員長。

○文教厚生委員長（福田勝也君）

今回 2 件の請願でありますけども、内容的に重複しているところがございますので、一括しての報告書となりますので御理解いただきますようよろしくお願いいたしますと思います。

波佐見町議会議長 尾上和孝様。

波佐見町議会 文教厚生委員会委員長 福田勝也。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定しましたので会議規則第 103 条第 1 項の規定により報告いたします。

事件の番号付託年月日、件名、審査結果あと適用という順に述べていきたいと思います。

6 請願第 1 号 令和 6 年 12 月 6 日。

義務教育費国庫負担制度負担率の引上げをはかるための 2 0 2 5 年度政府予算に係る意見書採択の請願について。

審査結果 不採択すべきものと決定。

適用 賛成少数でございます。

6 請願第 2 号 令和 6 年 12 月 6 日。

ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための 2 0 2 5 年度政府予算に係る意見書採択の請願について。

審査結果 不採択すべきものと決定。

適用 賛成少数でございます。

付託事件審査報告書。

6 請願第 1 号 義務教育費国庫負担制度負担率の引上げをはかるための 2025 年度政府予算に係る意見書採択の請願について及び 6 請願第 2 号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための 2025 年度政府予算に係る意見書採択の請願についての提出について、文教厚生委員会における審査の経過と結果を報告いたします。

1. 審査の事項。

「義務教育費国庫負担制度負担率の引上げをはかるための 2025 年度政府予算に係る意見書採択の請願について」及び「ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための 2025 年度政府予算に係る意見書採択の請願について」令和 6 年 12 月 9 日及び 12 月 11 日に審査を行いました。

2. 第 1 回審査会。

審査の経過。

①審査日時 令和 6 年 12 月 9 日（月） 午前 10 時 30 分から。

②審査場所 役場 委員会室。

③出席者 委員長 福田勝也、副委員長 横山聖代、

委員 尾上和孝、脇坂正孝、田添有喜、岡村真由美でございます。

④説明員 長崎県教職員組合^{みなみ}三海総支部大東市部長 光成剛。

紹介議員 横山聖代さんでございます。

3. 請願の概要。

長崎県教職員組合南総支部（大東支部長 光成剛）から、令和 6 年 11 月 12 日付けで（請願第 1 号・請願第 2 号）が提出された。（紹介議員 横山聖代）

（1）請願の趣旨。

学校現場では解決すべき課題が山積している中、ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

また、きめ細かい教育活動を進めるために、さらなる学級編制標準の引き下げ、小人数学級の実現が必要です。

2025 年度政府予算編成において、国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子供たちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。

以上のことにより、地方自治法第 99 条の規定に基づき「義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書」及び「小人数学級の拡充および教職員定数の改善に係る意見書」を政府に提出していただくことを請願いたします。

（2）請願事項。

①中学校・高等学校での 35 人学級を早急に実施すること。また、さらなる小人数学級について検討すること。

②学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。

③自治体で国の水準を下回る「学級編成基準の弾力的運用」の実施ができるよう加配の削減は行わないこと。

④教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財政を確保した上で義務教育国庫負担制度の負担割合を引き上げること。

4. 審査の概要。

令和6年12月9日に公平公正を期す目的で、長崎県教職員組合三海総支部との意見交換を行い、主な審議事項は下記のとおりである。

主な質疑事項。

Q：県内では現在どのような状況なのか。

A：12月9日現在、5市町と県議会に提出された中で、平戸市、五島市、南島原市、対馬市で採択されており、佐世保市、県議会では不採択となっている。

Q：支部長名での請願となっているが、担当の各支部で全21市町に請願の提出はされているのか。

A：全21市町に対して、全ての市町には請願の提出はできていない状況である。

5. 第2回審査会。

審査の経過。

①審査日時 令和6年12月11日（水） 午後3時50分から。

②審査場所 役場 委員会室。

③出席者 委員長 福田勝也、副委員長 横山聖代、
委員 尾上和孝、脇坂正孝、田添有喜、岡村真由美。

④内容

「6請願第1号」及び「6請願第2号」についての採決を行った。

6. 審査のまとめ。

本請願においては、長崎県教職員組合三海総支部大東支部長名で提出されているが、本来、長崎県教職員組合の代表者名で提出されるものとする。各支部での提出となっているため、各支部で請願書の内容も統一されていないとのことである。

また、2025年度政府予算に係る意見書採択の請願であるが、国においては既に一定基準の予算編成が行われているものと推測される。

しかし、請願の内容については、学校教育の環境整備に係ることもあることから意見書の提出にあたっては、今後も調査・研究を進めていきたい。

7. 審査の結果。

採択の結果、6請願第1号「義務教育費国庫負担制度負担率の引上げをはかるための202

5年度政府予算に係る意見書採択の請願について」及び6請願第2号「ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための2025年度政府予算に係る意見書採択の請願について」は、賛成少数で不採択とすべきものと決定しました。

以上でございます。

○議長（尾上和孝君）

これから文教厚生委員会委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

7番 三石議員。

○7番（三石孝君）

お尋ねします。今報告された内容が——発表されましたけども、二つほど代表的な内容で平戸、五島、その他の市の議会のほうが可決されたとか、21市町村に対して統一された請願が出されていないというふうなことです。その他、今回請願された方たちに聞き取りをされると思うんですよ。その他あがった、ここで報告されてない部分で、議論になった点はございませんか。

○議長（尾上和孝君） 福田委員長。

○文教厚生委員長（福田勝也君）

詳細については東彼3町の中でお話ししたのですが、隣町の川棚町についても、今回請願を上げられております。請願の内容についても川棚町と波佐見町でも違ってるみたいなのですよね。今回2つの請願書出されておりますけども、川棚については1回受付をちょっと留保されて、一つにまとめたのを川棚に提出されているようです。

それと東彼杵町においては紹介議員がいらっしゃらないということで、提出はされていないということでございます。以上です。

○議長（尾上和孝君） 7番 三石議員。

○7番（三石孝君）

いろんな形で、私の教育問題に関しては疎いもんですから、質問がちょっと複数になって申し訳ないですけども。

この請願の二つの内容が重複しているような状況は私が読んでも見受けられるのですが、この前提となっている、ここ前段部分の文章なのですけども。学校現場では貧困、いじめ、不登校や教職員の長時間労働や未配置などの解決すべき課題が山積しておりと、云々かんぬんというかたちで状況の説明が綴ってありますが、波佐見町におけるこの文面の中身はどうであるかというの、委員会のほうでは議論されたり、聞き取りをされたりということはなかったのですか。

すなわち、これをもとに今回の請願内容が構成されているのですね。現場の状況っていうのを基礎、前提として今回の請願内容、二つとも構成されていますので、波佐見町における現状は、ここに書いてある前提となっている部分は、波佐見町においてはどうなんだということに

対しての調査はされましたか。

○議長（尾上和孝君） 福田委員長。

○文教厚生委員長（福田勝也君）

請願書の内容について趣旨のほう、先ほど三石議員が言われたとおり、一般的な内容をされておりますが、具体的に波佐見町でというのは、そういうような内容についてこちらのほうも把握していますかですね。そういった話は出ておりません。

○議長（尾上和孝君） 7 番 三石議員。

○7 番（三石孝君）

最後になりますけども結論のところでは不採択ということで結論をお出しになっています。その際の最後のところでですね、この問題について継続的っていうか調査を含めてですね、やっていくという表現がございますが、これどういうふうに私たち捉えていけばいいのかなってのはちょっと理解に苦しむのですけど。どういう意味合いの文章として理解すればいいのか、御説明をお願いします。

○議長（尾上和孝君） 福田委員長。

○文教厚生委員長（福田勝也君）

今回、委員会としましては不採択というふうなことでございますが、請願に対する内容については、今回 2025 年度予算に係る意見書の採択ということで。やはり国の予算——今もう国会も予算編成今されていますので、こういったことで今回の請願書の表題については、ちょっとってところもございまして、今度不採択というふうな形になったんですが。

やはりこの内容についてはですね、ここにありますとおり学校教育の環境整備。中身についてはですね今後も、やはり教育の現場では抱える問題たくさんあるかと思っておりますので、こういった先生方の小人数だけにこだわらずいろんな形で、委員会としましても以前、総務文教委員会で給食費の国庫負担、そういった意見書を出しました。

そういった形で、教育環境に関わることもこちらで調査研究をして、独自ででもそういった意見書を提出しようと、そういうふうな動きの考えを持っております。

○議長（尾上和孝君）

ほかに質疑はありませんか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾上和孝君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから 6 請願第 1 号 義務教育費国庫負担制度負担率の引上げをはかるための 2025 年度政府予算に係る意見書採択の請願についてと、6 請願第 2 号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための 2025 年度政府予算に係る意見書採択の請願についての請願 2 件に対し、一括して討論を行います。この請願に対する委員長の報告は不採択とするべきものとの

決定です。請願に賛成者の発言を許します。

4 番 横山議員。

○4 番（横山聖代君）

6 請願第 1 号 義務教育費国庫負担制度負担率の引上げをはかるための 2025 年度政府予算に係る意見書採択の請願について及び、6 請願第 2 号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための 2025 年度政府予算に係る意見書採択の請願についての二つの請願について賛成の立場から討論いたします。

やはり請願の趣旨は本町にとっても、教職員の待遇ひいては子供たちの豊かな学びを保障するためにも大いに賛同できるものであります。県内でも平戸市、五島市、南島原市、対馬市で採択されております。請願の提出の仕方、タイミングもあるのかもしれませんが、私は趣旨を重視し、一刻でも早く国へ意見書を提出したい。

以上、6 請願第 1 号及び第 2 号についての賛成討論といたします。

○議長（尾上和孝君）

次に、反対者の発言を許します。

2 番 脇坂議員。

○2 番（脇坂正孝君）

私は 6 請願第 1 号と、6 請願第 2 号について反対の立場で討論を行います。本請願は令和 7 年度の国の予算に係るものであり、請願を提出する動きが遅く計画性が見られません。それに合わせて、長崎県教職員組合としての考えが一貫しておらず、各支部任せで請願の内容も統一されていないと聞いております。

また県内全市町に提出されたものではなく、限られた市町のみ提出となっております。請願第 2 号については、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善については、小学校において令和 7 年度に全ての学年で 35 人に編制が実現します。中学校においては 1 年生において既に実現されており 2 年生、3 年生においても課題はあるものの、全国的には平成 23 年度時点で、多くの都道府県において 32 人編成や、35 人編成が行われており、学級編制基準の請願は現実にそぐわないと判断をいたします。

職員定数改善については、学校現場として 1 人でも多くの教職員が確保できたほうが望ましいとは思いますが、現実問題として成り手不足が大きな問題で、定数改善を図っても必ずしも子供たちの学びの保障に通じないと考えます。

まずは定数改善に対応できる主教職員の指導技術の向上。そして成り手不足の対策を優先すべきだと考えます。

請願第 1 号については、義務教育費国庫負担制度において国庫負担率が 2 分の 1 から 3 分の 1 に引下げられましたが、給与及び報酬等に要する経費については、国は毎年度、都道府県ごとに実際の支出額の 3 分の 1 を負担することとしております。

なお3分の2の経費については、都道府県負担ということで、自己財源からこれを負担することになりますけども、これについても地方交付税数等によって措置財源保障がされているところでございます。

以上のことから、6請願第1号と6請願第2号については、反対をいたします。

○議長（尾上和孝君）

次に、賛成者の発言を許します。

5番 岡村真由美議員。

○5番（岡村真由美君）

私は6請願第1号及び第2号について、採択賛成の立場で討論いたします。

まず問題になっている提出時期のことに關してでございます。予算案に關する、請願書を出すべき適正な時期というのはあろうかとは考えますが、請願の趣旨を考えると、いつでもこういった請願は地方議会として請願を提出しても、いいのではないかなと。効果があるかどうかは別としまして、いいのではないかなと思っております。

あと38年間教職に携わった者の一人として申し上げますと、確かに40人ぐらいても十分やれる授業もありはします。しかし、少人数学級でないと効果を上げにくいものというのは、ございます。

特に語学等に関しては、積極的に発言するとか会話をするとかいうチャンスを上げるためには小人数でないと効果を上げにくいという実態はあります。あと表現力。自分で自分の意見を言う、そういう機会というのは少人数学級でどうにか保障ができるものではないかなと感じております。

あと保護者の立場としましても、やはり先生方にはなるべく目が行き届く環境で教壇に立っていただきたいという気持ちがあります。

自分の子もですが、日本全国の子供をそういった目で先生方には対応してもらいたいし、いろんな問題が生じたときも、きめ細やかに対応してもらいたい。その先生方の数を確保するためには、クラスの定数というのを下げない限り、教職員定数というものの数というのとは上がらないわけですね。

確かに成り手不足が大きな問題になっております。たくさんの教員を採用できるかどうかというのは、それは難しいかもしれません。しかし先生たちの現状を変えない限り、成り手不足は永久に続きます。

いろんなことを国や大学、あと県とかの都道府県の教育委員会は考えて採用を——応募する人、学生を増やそうとしておりますが。教員の質を上げるためには、すごくやはり教員の待遇改善というものは、不可欠の要素であります。

あと、先ほど三石議員のほうから、本町の教育の実態を調査されましたかというふうな質問が出ておりました。本町にとってどうだろうか。本町は「残念ながら」と私は表現しますが、

少人数学級実現しなくても少人数になってるわけですよ。

こういったものを、ここを見てどうのこうのっていうのは、私たちやはり分からないんじゃないかなと。大きな町の40人の中学生の授業をやっていると今の現実を見て、先生たちがどう対応しているのかということを私は、考えなくちゃいけないのではないかなと思います。

一つだけ、先日私は東小学校の4年生の授業1時間見ました。14人でした。（1学年に）1学級だけです。たくさん授業をした人から質問が出て、その大きく手を挙げて感想を言わせることがたくさんありました。それを沢山の子たちが意見を述べてました。それを見て、こういうチャンスはこれが40人だったら半分になるんだなというのを思いました。

やはり子供たちが能動的に学習活動をするためには、少なければ少ないほうがいいと思います。でも少なくとも、多人数でやらなくちゃいけないときには多人数ができるわけです。複数の教員の監督のもとにですね。

そういった意味で私は、請願書の提出に対しては賛成を表明したいと思います。以上です。

○議長（尾上和孝君）

次に、反対者の発言を許します。

10番 田添議員。

○10番（田添有喜君）

私は6請願第1号と6請願第2号について反対の立場で討論を行います。

本請願の内容等については私も教育の現場におりましたので、十分賛成できる、共感できる部分あります。しかし、この請願が令和7年度の政府予算に係るものというようなことで上げられたのにもかかわらず、やはり提出時期が非常に遅い。本当に真剣みがあるのか。ましてや各支部任せで、その内容も統一性がない。支部任せ。

先ほども反対意見でありましたけれども、本来ならば長崎県教職員組合として、国に請願をすべき内容だと思っています。またその提出先もまちまちです。

やはり大事な子供たち、将来のある子供たちの教育のためには、やはりきちんとした、ルールといいますか、そういう気持ちをしっかり組織として一丸となってですね、やはりそういう気持ちをあらわして請願書を出していただきたいなと思います。

委員長報告にもありましたが、内容等に具体的な内容等については私も今後、積極的に調査研究をしてまいりたいと思います。以上のことから、私は反対をいたします。

○議長（尾上和孝君）

続きまして賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾上和孝君）

なければ次に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾上和孝君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから6請願第1号 義務教育費国庫負担制度負担率の引上げをはかるための2025年度政府予算に係る意見書採択の請願についてと、6請願第2号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための2025年度政府予算に係る意見書採択の請願についての請願2件の採決を行います。

6請願第1号 義務教育費国庫負担制度負担率の引上げをはかるための2025年度政府予算に係る意見書採択の請願についてと、6請願第2号、豊かな学びの実現、教職員定数改善を図るための2025年度政府予算に係る意見書採択の請願についての請願2件を採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（尾上和孝君）

起立少数でございます。

したがって、第6請願第1号、及び6請願第2号は、不採択にすることに決定しました。

日程第3 議案第88号

○議長（尾上和孝君）

日程第3．議案第88号 波佐見町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について内容説明をお願いします。

朝長教育次長。

○教育次長（朝長哲也君）

それでは、議案第88号 波佐見町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例。

波佐見町使用料及び手数料条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年12月6日提出。

提案理由としましては、波佐見町歴史文化交流館で行いますイベント等の使用料について改めるための改正をするものでございます。

次ページをお願いいたします。別紙でございますけども、「別表第10中」というところが見えるかと思えますけどもこれが波佐見町歴史文化交流館の使用料となっております。右側の新旧対照表のほうで御説明をしたいと思っております。

3ページを御覧ください。右側が現行、左側が改正案というようになっております。改正案の中ほどでございます。交流館（和室南側）というのを追加いたしております。和室につきましては二間、北側と南側ということで二間ございますけども、南側の規定がございませんでしたので、今回北側と同じ内容で南側を追加するものでございます。

続きまして、前庭・駐車場2,000円を3,000円に改めたいというふうに思っております。先日、ちょっと大規模なイベントがございまして、そちらについて歴史文化交流館の前庭を貸し

た状況でございますけども、その際に電気を使用されたのですけども、その電気代を含む規定がございませんでしたので徴収ができずにいました。次回からこういったイベントがあった場合ですね、電気とか水道とか、そういった光熱費を含めた料金として3,000円に改めたいというように思っております。

また、営利のイベントでございましたけども、表下の4というところに書いてありますけども、ここが営利を目的とした場合は通常の倍の料金を頂くと。100分の200とするというところがございすけども、ここに「、前庭・駐車場」を除くというようになっておりました。本来はこういった営利を目的としたイベントにつきましては、倍額を徴収するということになる規定がございまして、倍額を徴収できませんでしたので、この「、前庭・駐車料」を除くというのを削除させていただきたいと思っております。

以上で議案第88号 波佐見町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（尾上和孝君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

7番 三石議員。

○7番（三石孝君）

今最後のところで御説明がありました、営利を目的と使用する場合の使用料ということですが、使用料に関する案件ではございますものの、営利を目的とする行事っていうのですか、催物っていうんですか。それについては、今のところどういうものが、そういう営利を目的とする行事を使用されているケースがあるのでしょうか。歴史文化交流館ともなると限られた形だと思うのですけど。事例としてちょっと御説明頂ければ助かります。

○議長（尾上和孝君） 朝長教育次長。

○教育次長（朝長哲也君）

営利を目的とするというところではございますけども普通の展示会等、見学のみとかいうのがございますけども、その場所において販売までされるイベントがございす。その販売——自分の利益につながると、営利につながるといふそういったものにつきましては、営利を目的とするということで、こちらとして認識をしておりますので、そういった販売を伴うものにつきまして倍額を徴収したいというように思っております。以上でございます。

○議長（尾上和孝君） 7番 三石議員。

○7番（三石孝君）

なかなかこう似合わないような、営利を目的とする使用というのはあまり似合わないような気がします。

以前も何か物販をされたということがございまして、いきなり新聞広告で知ったようなケースもございすが、当初この歴史文化交流館の目的自体はですね、そういうものを想定してい

なかったというかたちで。

建設含めて、当時の町長も歴史文化の時代っていう形でそれをやはり象徴した建物だというのは強く強調されていましたものですから。ここで特に営利のほうを目的した項目というのがあげられると、それをこういう項目があるから使用できるんだという解釈のもとに、当初の目的とは違う用途に使われるケースがあるのではなかろうかということではちょっと心配してますが、その点どうですか。

○議長（尾上和孝君） 朝長教育次長。

○教育次長（朝長哲也君）

その営利ばかりを目的としたイベントではございませんので、中にはこういった営利というかですね料金を取られるそのイベントがございます。料金を取られるその販売ですね、自分のところの販売につなげられるイベントがございますので、そういったイベントも交流館という位置づけであそこの施設はございますので、いろんな方が使っていただきたいというところで、ございます。

その際にそういった販売を伴うものにつきましては、営利を伴うものということで倍額徴収をさせていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（尾上和孝君） 7番 三石議員。

○7番（三石孝君）

おっしゃる意味は分かります。ということはですね、交流ということを表に出しておっしゃいましたけども早く言えば、いろんな形で各地域でも公民館とか、その他で販売物販をされるケースがございます。それに同等な位置づけで歴史文化交流館もそういう位置づけで使用していいという判断、解釈っていうかをされているということなのではないでしょうか。そのあたりがちょっとよく分かりません。

全然違う目的で建てられた部分を、同じようなかたちの使用まで認めながらですね、ここまで料金を規定されるということがあれば、同等として扱うという姿勢、考え方が変わったというふうに解釈せざるを得ないのですよね。その辺どうなんですか。

○議長（尾上和孝君） 朝長教育次長。

○教育次長（朝長哲也君）

当初の建てた目的というところでの御質問だと思っておりますけども、こちらにつきましては交流館ということで、いろんな方々が交流するスペースとして活用していただきたいというところを思っの施設としての利用も想定をしているところでございます。

現在そういった定期的に使われている方はですね、地元の方がヨガ教室の開催をされております。そういったところでいろんな方にお越し頂き、その際に波佐見町のそういった歴史文化の展示を常設展でいたしておりますので御覧頂いて、波佐見町のそういった歴史文化の認識を深めていただきたいというところもでございます。

そういった当初の目的もございましての館の使用となっております。以上でございます。

○議長（尾上和孝君） 5 番 岡村真由美議員。

○5 番（岡村真由美君）

私思うのですけれどもこの和室南側というのは、園庭というか、芝生の園庭のほうの披露宴の隣の部屋が南側だということによろしいのでしょうか。

聞くのですが、披露宴のほうにも、そしてこの南側の和室のほうにもテーブルがあって、喫茶で注文したものは別に、いろいろな催しがあってないときには、そこで飲むことが自由にできるといふうにですよね。

ここは、さっきここに書いてあるように、喫茶室というのとは別の部屋だと思うのですけれども、それはそれでお客さんがそこにいるからサービスで持っていったるっていうふうに理解するのでしょうか。

それとも披露宴も喫茶室として、営業してらっしゃる方に貸し与えてるっていうふうに理解するのでしょうか。ちょっとよく分かりません。

○議長（尾上和孝君） 朝長教育次長。

○教育次長（朝長哲也君）

この南側もテーブルを置いて、喫茶室からの飲食物をここで提供しているというところがございます。ここは喫茶室とこの歴史文化交流館の共有スペースというかたちで位置づけておりますので、どちらでも使っていいという形でしておるところでございます。以上でございます。

○議長（尾上和孝君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾上和孝君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾上和孝君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第88号 波佐見町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（尾上和孝君）

起立全員であります。したがって、議案第88号は原案のとおり可決しました。

日程第4 議案第89号

○議長（尾上和孝君）

日程第4．議案第89号 波佐見町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

中村水道課長。

○水道課長（中村和彦君）

それでは議案第89号 波佐見町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について内容を説明します。

波佐見町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年12月6日提出。

提案理由ですが水道法の一部改正としておりますが、正確には水道法施行令の一部改正であります。おわびして訂正します。

水道法施行令の一部改正が公布されたため改正するものでございます。

2ページ以降別紙及び6ページ以降、新旧対照表で改正内容を示しておりますが、別途参考資料を作成しましたので、そちらで説明させていただきます。

参考資料を御覧願います。よろしいでしょうか。

今回の水道法施行令の一部改正の主な内容は、水道工事監督者及び水道技術管理者の資格要件の見直しになります。全国的な傾向として水道整備管理行政の機能強化や、携わる職員数の減少に伴い、布設工事監督者や水道技術管理者の確保が困難となっていることから、資格要件の見直しが行われたものです。

次に条例改正に関する関係する水道法施行令の一部改正の主な内容について御説明します。

1点目に布設工事監督者の資格要件について。下水道等に関する実務経験を含めることとされたものです。水道事業以外の工業用水道事業、下水道事業あるいは道路または河川に関する経験年数も算入することを可能とするものでございます。

2点目に布設工事監督者の学歴及び学科要件において、土木工学課あるいは土木課以外の課程を追加することとされたものです。

3点目は布設工事監督者や水道技術管理者の資格要件について、大学の土木工学課またはこれに相当する課程において、履修科目にかかわらず3年以上の実務従事経験を必要とすることとされたものです。

4点目は1級土木施工管理技士の追加でございます。布設工事監督には水質管理に関する知識も必要でございますが、工事としては土木工事の形態をとる場合が多いことから、一定の水道の工事に関する実務経験を積めば、一級土木施工管理技士を布設工事、監督者として位置づ

けることが適当であると判断されたものでございます。次の2については説明を省略させていただきます。

2 ページをお願いします。条例改正の内容になります。

まず第3条の布設工事監督者の資格関係でございます。朱書き部分が改正になりますが、まず「衛生工学又は水道工学」に関する学科目を修めて卒業したものについて、必要とする技術上の実務経験年数を短縮しないこととすることから、大学卒業で衛生工学または、水道工学を履修したものを資格要件から除きます。これは大学卒業の一番上になります「衛生工学又は水道工学を履修」というところで、「技術上の実務経験2年」というところが削除されるものでございます。

新たに「機械工学科（機械科）若しくは電気工学科（電気科）又はこれに相当する課程を修めて卒業したものについて、必要とする技術上の実務経験年数を「10年」から短縮する」ことから、短期大学を除く大学卒業のうち「機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業」したものを要件に加え、技術上の実務経験は「4年以上」にします。

同様に短期大学卒業、高等専門学校卒業、専門職大学前期課程修了のうち、「機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を納めて卒業」し、「6年以上」の実務経験を要するもの及び高等学校卒業、中等教育学校卒業のうち「機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業」し、「8年以上」の実務経験を要するものを加えることとします。

また「1級土木施工管理技士」を加え、技術上の実務経験は「3年以上」とします。

なお技術上の実務経験年数は、水道事業以外の工業用水道事業、下水道事業、道路または河川に関する経験年数も算入することが可能となりますが、少なくとも半分は水道事業に関する実務経験を有することとなります。

次に第4条の水道技術管理者の資格関係です。「衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業した者について、必要とする技術上の実務経験年数を短縮しないこと」から、「布設工事監督者の資格を有するもの」を資格要件から除くこととします。これは一番上にあります「布設工事監督者資格を有するもの」技術上の実務経験「不要」というところを削除するものです。

この布設工事監督者の資格を有するものを削除することに伴い、新たに「〈短期大学を除く〉大学卒業」のうち、「土木工学科またはこれに相当する課程を修めて卒業」したものを要件に加え、技術上の実務経験を「3年以上」とします。

同様に「短期大学卒業、高等専門学校卒業、専門職大学前期課程修了」のうち、「土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業」し、「5年以上」の実務経験を要するもの及び、「高等学校卒業、中等教育学校卒業」のうち、「土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業」し、「7年以上」の実務経験を有する者を加えます。

また、布設工事監督者の資格要件と同様に、技術士及び1級土木施工管理技士を加えます。

技術上の実務経験はそれぞれ「1年以上」、「3年以上」とします。

以上が改正概要の説明になります。なお、附則でこの条例は令和7年4月1日から施行することとします。

これで議案第89号 波佐見町水道布設工事監督者の配置基準及び、資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の内容説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（尾上和孝君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

6番 岡村達馬議員。

○6番（岡村達馬君）

その見直しの背景に、いわゆる監督技術管理者の確保が困難になっていると。それで資格の見直しが行われておりますけども、そもそも町において現在の波佐見町の工事を取り扱う職員で、まず1級土木施工管理士。これが改正された場合に今何人いて、どのくらい増えていくのでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 中村水道課長。

○水道課長（中村和彦君）

ちょっと質問の中で、1級土木管理士、技師もということでしたけども、町の職員ではおりません。で、現在水道課の職員で、この資格をもう要件を満たすものとしては2名います。

それと、今年ちょっと異動になっておりますけども、あと1人資格を有する者はおります。

○議長（尾上和孝君） 6番 岡村達馬議員。

○6番（岡村達馬君）

随分古い昔の話になるのですが、町の資格者が非常に少なかった時代に、業者のほうから「資格を持った人^{もん}者——おまえたちからいろいろ文句言われたくない」と言われたようなことがきっかけで、いろんな私も資格をとり始めたんですけども。今、予算上でも職員こういった土木なり、建築などの職員研修というのがあまり見られないのですね。

今後はそういった研修等も増やしていくというふうにお考えでしょうか。

○議長（尾上和孝君） 中村水道課長。

○水道課長（中村和彦君）

私も改正があって、ちょっと深めに勉強したつもりなんですけども。ここにありますように技術上の経験年数をクリアすれば、要件としてできるということで、担当のほうにも聞いたんですけど、自分たちとしても経験だけでいいのかってところの不安なところもあるということ。

ただ、そういった研修というところが、水道に関してはございません。御存じのように下水道に関してはございますけども、水道のほうにはもう実務上の経験だけという、実務経験だけ

になっております。ただ、そういった場があれば、もちろん研修に参加させたいと思っております。

ただ現在のところ上水道事業に関しては、経験を積むことが技術の向上あるいは知識の向上という形になります。以上です。

○議長（尾上和孝君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾上和孝君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾上和孝君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第89号 波佐見町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（尾上和孝君）

起立全員であります。したがって、議案第89号は原案のとおり可決しました。

日程第5 報告第5号

○議長（尾上和孝君）

日程第5. 報告第5号 波佐見町私債権管理条例に基づく債権放棄についてを議題とします。本件について報告を求めます。

水道課長。

○水道課長（中村和彦君）

それでは報告第5号 波佐見町私債権管理条例に基づく債権放棄について御報告します。波佐見町債権管理条例第13条第1項の規定により、債権を放棄したので同条第2項の規定により議会に報告するものです。

放棄した債権の名称は水道料金です。

放棄した年月日は令和6年9月30日となります。

放棄した債権の件数は85件で、月々の水道料金の件数になります。

放棄した債権の額は43万760円になります。

放棄した理由は、同条例第13条第1項第3号及び同第6号に該当するもので、内訳は第3号に該当するものが32件、19万1,300円で個人1名分になります。平成26年3月から平成29年4月

までのうち、32件で平成29年3月31日をもって、閉栓をして現在使用されておられません。

第6号に該当するものが53件。23万9,460円で個人1人分になります。平成24年1月から平成29年12月12月までのうちの53件分で、平成30年1月31日をもって閉栓しております。

なお、債権放棄した43万760円につきましては、不納欠損処理を行うこととしております。

以上で、説明を終わり報告といたします。

○議長（尾上和孝君）

以上1件は報告でございますので、これで御了承願います。

日程第6 閉会中の継続調査申出について

○議長（尾上和孝君）

日程第6．閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

文教厚生委員長、産業建設委員長及び議会運営委員長から、会議規則第83条の規定により、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾上和孝君）

異議なしと認めます。したがって各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。会議規則第44条の規定により、今定例会において決議されました議案について、字句、数字、その他の整理に要するものがあった場合、その整理を議長に委任されたいと思います。それに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾上和孝君）

異議なしと認めます。

よって、これらの整理に要するものについては議長に委任することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。本定例会に付されました事件の全てが終了しました。

以上で本日の会議を閉じます。令和6年第4回波佐見町議会定例会を閉会します。

午後2時36分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員